

令和 3 年度  
川口市包括外部監査結果報告書

令和 4 年 3 月  
川口市包括外部監査人  
公認会計士 米田 正巳

## 目次

### 第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 選定した特定の事件（テーマ）・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 特定の事件を選定した理由・・・・・・・・・・・・・・ 1
4. 包括外部監査の対象期間・・・・・・・・・・・・・・ 1
5. 包括外部監査の対象部局・・・・・・・・・・・・・・ 1
6. 包括外部監査の方法・・・・・・・・・・・・・・ 1
7. 包括外部監査の実施期間・・・・・・・・・・・・・・ 3
8. 包括外部監査従事者・・・・・・・・・・・・・・ 3
9. 利害関係・・・・・・・・・・・・・・ 3
10. 表示数値・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 第2章 補助金、負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

1. 川口市の補助金、負担金及び交付金について・・・・・・・・ 3
2. 川口市の補助金等について・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 川口市行政組織図（令和3年4月1日）・・・・・・・・・・ 13
4. 補助金等の申請・交付のフローチャート・・・・・・・・・・ 17
5. 川口市の令和2年度 歳出内訳（節別）・・・・・・・・・・ 18
6. 監査の対象とした部局別補助金等の予算額と件数・・・・・・・・ 19
7. 監査の対象とした補助金等104件の予算額と決算額・・・・・・・・ 20

### 第3章 監査の「結果」と「意見」について

1. 「結果」と「意見」とは・・・・・・・・・・・・・・ 23
2. 監査実施上の視点・・・・・・・・・・・・・・ 25

### 第4章 「監査の結果」の概要

1. 「監査の結果（指摘）」及び「意見」について・・・・・・・・ 26
2. 「監査の結果（指摘）」及び「意見」の一覧・・・・・・・・ 26

### 第5章 外部監査の結果（指摘）及び意見

1. 「監査の結果（指摘）」及び「意見」の総括的問題点・・・・・・・・ 30
2. 選定対象のリストNo別「監査の結果（指摘）」及び「意見」・・・・ 33
3. 選定対象104件の「監査の結果（指摘）」及び「意見」のまとめ・・・・ 244

別添 令和4年5月24日付 正誤表

# 令和3年度 川口市包括外部監査結果報告書

## 第1章 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37第1項及び第2項の規定に基づく包括外部監査である。

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

「一般会計における補助金、負担金及び交付金に関する財務事務の執行について」

### 3. 特定の事件を選定した理由

補助金、負担金及び交付金（以下「補助金等」という。）に関する財務事務は、地方自治法に基づいて特定の事務事業に対して公益上必要があると認めて、金銭的給付である補助金等を交付するものである。市民、企業及び団体等の生活や経済活動の向上及び活性化のために、補助金等の支出が有効に機能しているかどうかは、重要な問題である。

令和2年度の一般会計の「歳出内訳（性質別）」による決算額の「補助費等」は95,770,851千円で、決算合計額（269,586,609千円）との構成比は35.5%である。川口市の財政に占める重要性は高く、市の行政目的達成のための一手段としての補助金等の支出は重要である。

しかし、補助金等は一度交付が決定されると、その後の社会情勢の変化に応じた見直しが行われず、適正な補助金等の支出が行われない危険性がある。川口市においては、3年前の中核市への移行などにより、種々のプロジェクトが推進されており、川口市の財政的側面からの検討が必要である。

補助金等のあり方について、合规性、経済性、効率性、有効性の観点に加え、公益性、公平性及び透明性の観点からも検証をおこなうことは、有意義であることから、補助金等に関する財務事務の執行を監査対象として選定した。

### 4. 包括外部監査の対象期間

原則として令和2年度（必要に応じて他年度についても対象とする。）

### 5. 包括外部監査の対象部局

令和2年度当初予算において一般会計に計上されている各部局の補助金等（250万円以上）104件を対象とした。

### 6. 包括外部監査の方法

### (1) 監査対象として補助金等の抽出の視点

川口市における令和2年度の補助金事業の件数は790件、支出額250万円以上で240件あり、一般会計の件数は697件で、支出額250万円以上の件数は、192件である。

この補助事業のうち監査対象としたのは、市が作成した「補助金等一覧表」などに基づき、以下の観点で監査対象とすべき補助金等104件を抽出・選定した。

(抽出の観点)

(ア) 一般会計の補助金等：697件

(イ) 一般会計のうち 補助金等の支出額250万円以上の事業：192件

(ウ) コロナ禍関係および保健部の補助金等は対象外：88件

上記の結果、監査対象とする補助金等の対象件数は104件(192件－88件)とすることにした。

### (2) 監査の着眼点

以下の点について、関連資料の閲覧を行うとともに、担当者への質問、分析等を行う。

(ア) 補助金等の目的に公益性があるか。

(イ) 補助金等の目的に公平性があるか。

(ウ) 補助金等に関する財務事務が法令規則等に準拠して適正に行われているか。

(合規性)。

(エ) 補助金等は経済的、効率的、効果的に活用されているか。

(経済性、効率性、有効性)

(注) 《株ぎょうせい 『公会計・監査用語辞典』 国際公会計学会編 (平14-11-10)》

による解釈は次のとおりである。

① 合規性＝諸法規及び財政法規に適合していること。準拠性ともいう。

② 経済性＝一定の成果を最少のコストで獲得すること。

③ 効率性＝一定の成果をより少ないコストで獲得すること。

④ 有効性＝事業が初期の目的を達成し効果を挙げていること。

### (3) 主な監査手続

包括外部監査において選定した監査テーマについて、そのリスクその他の諸要素を十分に考慮し、次の監査手続を実施する。

① 質問＝監査対象事項について、担当者や外部の関係者へ質問し、書面で説明または回答を得る監査手続。

② 閲覧＝規則、要綱など各種の文書の査閲や吟味する監査手続。

③ 査閲＝文書、諸データなどについて、比較や分析によってその正確性や信頼性を概括的に確かめる監査手続。

④ 観察・視察＝市が実施している業務の現場や支出先等に監査人が赴いて、業務処理の適否や信頼性などを確認する監査手続。

## 7. 包括外部監査の実施期間

令和3年4月6日から令和4年3月10日までの期間

## 8. 包括外部監査従事者

### (1) 包括外部監査人

公認会計士 米田 正巳

### (2) 包括外部監査人補助者

税理士 小内 利博

税理士 内田 英一

税理士 秋元 三記

税理士 大谷 聡

税理士 古井 真一

## 9. 利害関係

包括外部監査の対象となった事件（テーマ）につき、川口市と包括外部監査人及び補助者との間には、法第252条の29に定める利害関係はない。

## 10. 表示数値

本報告書の表示金額と数値について、単位未満の金額は、予算額は切上げ、決算額は「四捨五入」の金額であり、単位未満の数値は「四捨五入」の数値である。

## 第2章 補助金、負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

### 1. 川口市の補助金、負担金及び交付金について

国の補助金の申請、交付等に関する一般的規則規範として、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下「補助金適正化法」という。）が定められている。補助金適正化法において、補助金等とは、「補助金、負担金、利子給付金、その他相当の反対給付を受けない給付金」と規定されている。

補助金適正化法が適用される補助金等の各項目は、次のように整理される。

補助金	補助金等の給付主体が、補助金等の給付を受ける相手方の行う事業や事務に対して、これを助成するため、あるいは奨励するために、財政的な援助として、相当する反対給付を受けないで相手方に対して給付する給付金。
負担金	補助金等の給付を受ける相手方の行う事業や事務について、補助金等の給付主体も一定の義務あるいは責任があるので、その程度に応じて、相当

	する反対給付を受けないで相手方に対して給付する給付金。
利子給付金	資金の融通を受けて行う事務や事業の助成、育成のために資金の融通を行うものに対して当該融通資金に係る利息の全部または一部に相当の額を相当する反対給付を受けないで相手方に対して給付する給付金。

(注1) 上記のほか、川口市では、「交付金」、「助成金」が使われている。

① 交付金	① 法令、条例等に基づき、市の事務を団体等に委託する場合、その事務処理に対する報償として支出するものをいう。 本来は義務的な性格を有するものだが、補助的なものもある。
② 助成金	② 事業や研究などを助けて成就させることを目的とした支出金である。

(注2) 「有斐閣 法律用語辞典」による「補助金」は、「一般的に、国又は地方公共団体等が特定の事務、事業を奨励、助長するために交付する給付金をいう。実際上の法令用語としては、助成金、奨励金、給付金、交付金など種々の語がもちいられている。」と記載している。

地方公共団体においては、法第232の2条(寄附又は補助)で「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定しており、これを根拠に他の地方公共団体または民間団体などへの補助金等が行われている。

## 2. 川口市の補助金等について

### (1) 補助金等の申請・交付手続について

川口市は、「川口市補助金等交付規則 川口市例規集(昭和50年5月1日規則第24号)」(以下「交付規則」という。)を定め、補助金等の申請手続・審査・実績報告などの補助金交付に関して必要な基本的事項を規定している。また、各部局は、補助事業毎に交付要綱(以下「交付要綱」という。)を定め、補助事業の適正な執行を図っている。

「交付規則」に基づく補助金等に関する申請等の事務手続と、「川口市例規集」に規定の「様式」は、以下のとおりである。

#### ① 用語の意義(交付規則第2条)

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等：市が市以外の者(団体または個人)に対して交付する補助金、交付金、助成金、利子補給金及び事業共催の場合の負担金その他の給付金で相当の反対給付を受けないもの(市長が指定するものを除く。)をいう。
- (2) 補助事業等：補助金等の交付の対象となる事務または事業をいう。
- (3) 補助事業者：補助金等の交付の決定を受け、補助事業等を行うものをいう。

#### ② 事務担当者の責務(同規 第3条)

補助金等に係る予算の執行は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的におこなわれなければならない。

③ 補助金等の交付（同規 第4条）

補助金等は、毎会計年度予算の定めるところに従い、かつ、この規則の定めるところにより交付するものとする。

④ 補助金等の交付の申請（同規 第5条）

補助金等の交付の申請をしようとする者は、様式第1号「補助金等交付申請書」に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) 工事の施行にあたっては実施設計書
- (5) その他市長が必要と認める書類

⑤ 補助金等の交付の決定（同規 第6条）

市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

⑥ 補助金等の交付の条件（同規 第7条）

市長は、補助金等の交付の決定をする場合には、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けるべきこと。

市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付し、又は指示することができる。

⑦ 決定の通知（同規 第8条）

市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容、及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金等の交付の申請をした者に対し、様式第2号「補助金等交付決定通知書」により通知するものとする。

⑧ 申請の取下げ（同規 第9条）

補助金等の交付を申請した者は、前項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があると

きは、市長が指定する期日までに文書をもって当該申請を取り下げることができる。

#### ⑨ 計画変更等の承認（同規 第 10 条）

補助事業者は、補助事業等の計画を変更（市長の定める軽微な変更に係るものを除く。）しようとするとき、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく様式第 3 号「補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書」を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

#### ⑩ 実績報告（同規 第 11 条）

補助事業者は、当該補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、市長が指定する期日までに、様式第 4 号「補助事業等実績報告書」に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。前条（第 10 条）第 1 項の規定により中止し又は廃止の承認をした場合も、また同様とする。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認めた書類

#### ⑪ 補助金の確定（同規 第 12 条）

市長は、前条（第 11 条）第 1 項の規定により実績報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、様式第 5 号「補助金等確定通知書」により当該補助事業者に対し通知するものとする。

#### ⑫ 補助金等の交付時期（同規 第 14 条）

補助金等は、第 12 条の規定により確定した額を、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

補助事業者は、前項（第 14 条第 1 項）の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、様式第 6 号「補助金等交付請求書」を市長に提出しなければならない。

#### ⑬ 補助金等の返還（同規 第 17 条）

市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、補助事業者に対して、様式第 7 号「補助金等返還請求書」により期限を定めてその返還を求めるものとする。

以上の、「川口市補助金等交付規則 川口市例規集」に基づき、各部局・課の作成の「交付要綱等」により補助金等の交付が実施されている。

(2) 「川口市例規集」の「様式」

「川口市例規集」に規定の「様式」は、次のとおり様式第 1 号から第 7 号である。

#### ① 様式第 1 号「補助金等交付申請書」



補助金等交付申請書

年 月 日

(あて先) 川口市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

印

川口市補助金等交付規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金等の名称	
補助事業等の目的及び内容			
補助事業等の効果			
補助事業等の経費所要額			円
補助金額			円
補助事業等の着手年月日及び完了年月日(予定)		着手 完了	年 月 日 年 月 日
添付書類		1 事業計画書 2 収支予算書 3 前年度決算書 4 実施設計書 5 6	
※ 担当課処理欄			

注 ※印の欄は記入しないこと。

② 様式第 2 号「補助金等交付決定通知書」

補助金等交付決定通知書		指令第            号
申請者 住所又は所在地 氏名又は団体名 及び代表者氏名		
年    月    日付けで申請のあった補助金等の交付については、次のとおり決定したので川口市補助金等交付規則第 8 条の規定により通知します。		
年    月    日		
川口市長		印
補助年度	年度	補助金等の名称
補助事業等の名称		
補助対象金額（率）		円（            ）
交 付 金 額		円
交 付 予 定 時 期		
交 付 条 件		<p>1 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。</p> <p>2 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。</p> <p>3 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けるべきこと。</p> <p>その他の条件</p>
注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から            日以内に文書で取下げをすること。		

③ 様式第 3 号「補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書」

補助事業等計画変更申請書			
中止（廃止）			
			年 月 日
(あて先) 川口市長			
申請者			
住所又は所在地			
氏名又は団体名			
及び代表者氏名 <span style="float: right;">(印)</span>			
川口市補助金等交付規則第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。			
指令年月日	年 月 日	指令番号	指令第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	
補助事業等の名称			
補助事業の内容	変更前		
	変更後		
変更又は中止（廃止）の理由			
変更又は中止（廃止）の年月日		年 月 日（予定）	
添付書類	1		
	2		
	3		
	4		
	5		

④ 様式第 4 号「補助事業等実績報告書」

補助事業等実績報告書			
			年 月 日
(あて先) 川口市長			
補助事業者			
住所又は所在地			
氏名又は団体名			
及び代表者氏名 <span style="float: right;">㊟</span>			
川口市補助金等交付規則第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。			
指令年月日	年 月 日	指令番号	指令第 号
補助年度	年度	補助金等の 名称	
補助事業等の 名称			
補助事業等の 施行場所			
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
補助金等の交付決定通知額			円
補助金等の既交付額			円
補助事業等の経費精算額			円
補助事業等の 経過及び内容			
添付書類		* 報告事項審査結果	
1 収支決算書			
2			
3			
4			
5			
注 ※印の欄は記入しないこと。			

⑤ 様式第 5 号「補助金等確定通知書」

補助金等確定通知書			
	第	号	
	年	月	日
<p>補助事業者            住所又は所在地            氏名又は団体名            及び代表者氏名</p>			
様			
川口市長			⑩
<p>年 月 日付けで実績報告のあった補助事業等については、次の            とおり補助金等の額を確定したので、川口市補助金等交付規則第 12 条第の規定            により通知します。</p>			
指令年月日	年 月 日	指令番号	指令第 号
補助年度	年度	補助金等 の名称	
補助金等の交付決定通知額		円	
補助事業等の経費精算額		円（補助対象）	
補助率			
補助金等の交付確定額		円	
(交付決定通知額) - (交付確定額)		円	

⑥ 様式第 6 号「補助金等交付請求書」

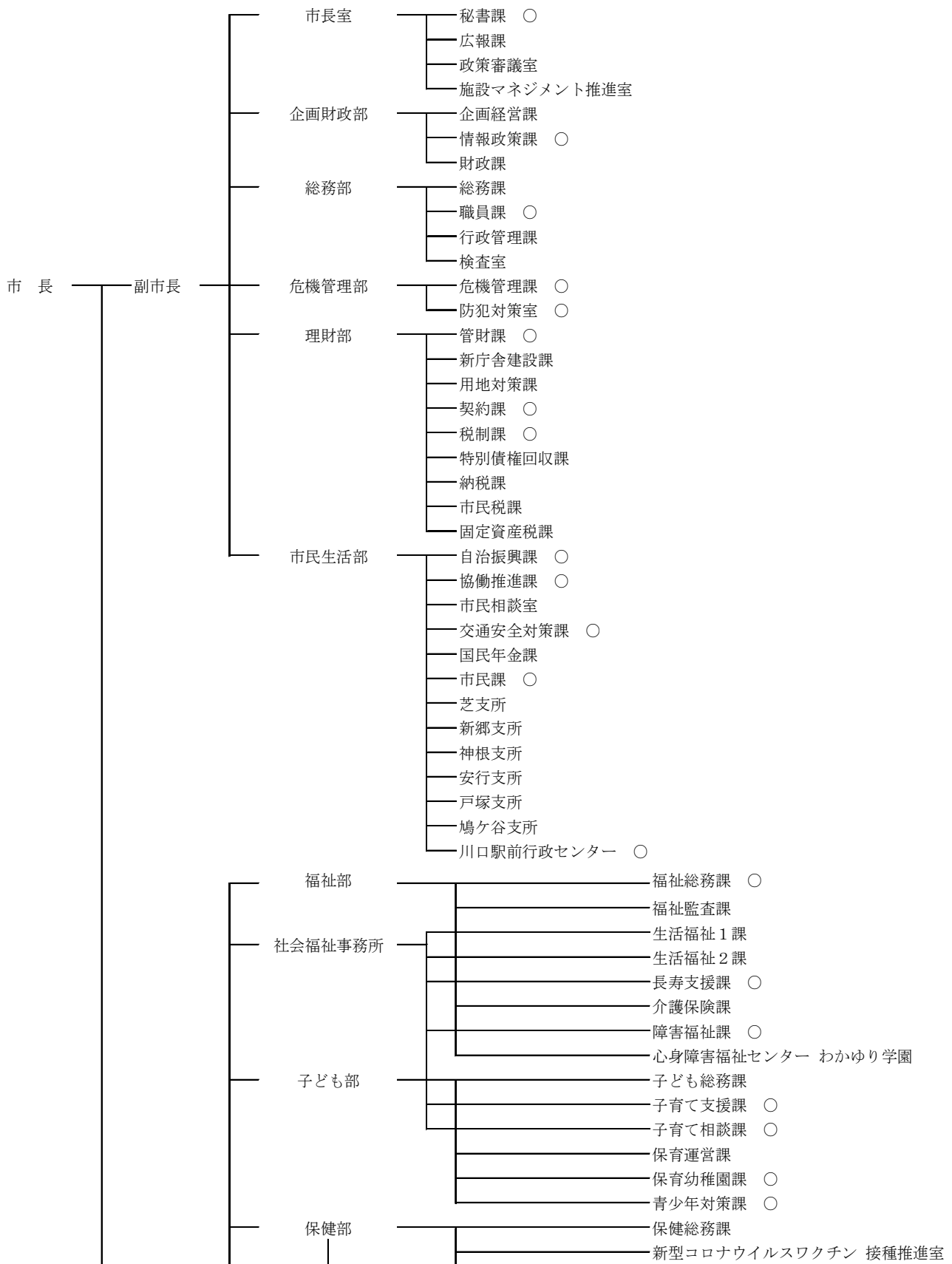
補助金等交付請求書			
			年 月 日
(あて先) 川口市長			
補助事業者 住所又は所在地 氏名又は団体名 及び代表者氏名 <span style="float: right;">㊟</span>			
川口市補助金等交付規則第 14 条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。			
指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 号
補 助 年 度	年 度	補助金等の 名称	
補 助 事 業 等 の 名 称			
補 助 事 業 の	交付決定通知額		円
	交付確定額		円
補 助 金 等 の 既 交 付 額		年 月 日交付.....	円
		年 月 日交付.....	円
		年 月 日交付.....	円
		計 .....	円
今 回 交 付 請 求 額			円
未 交 付 額			円
添 付 書 類		1 補助金等交付決定通知書又は補助金等 確定通知書の写し 2 3	

⑦ 様式第7号「補助金等返還請求書」

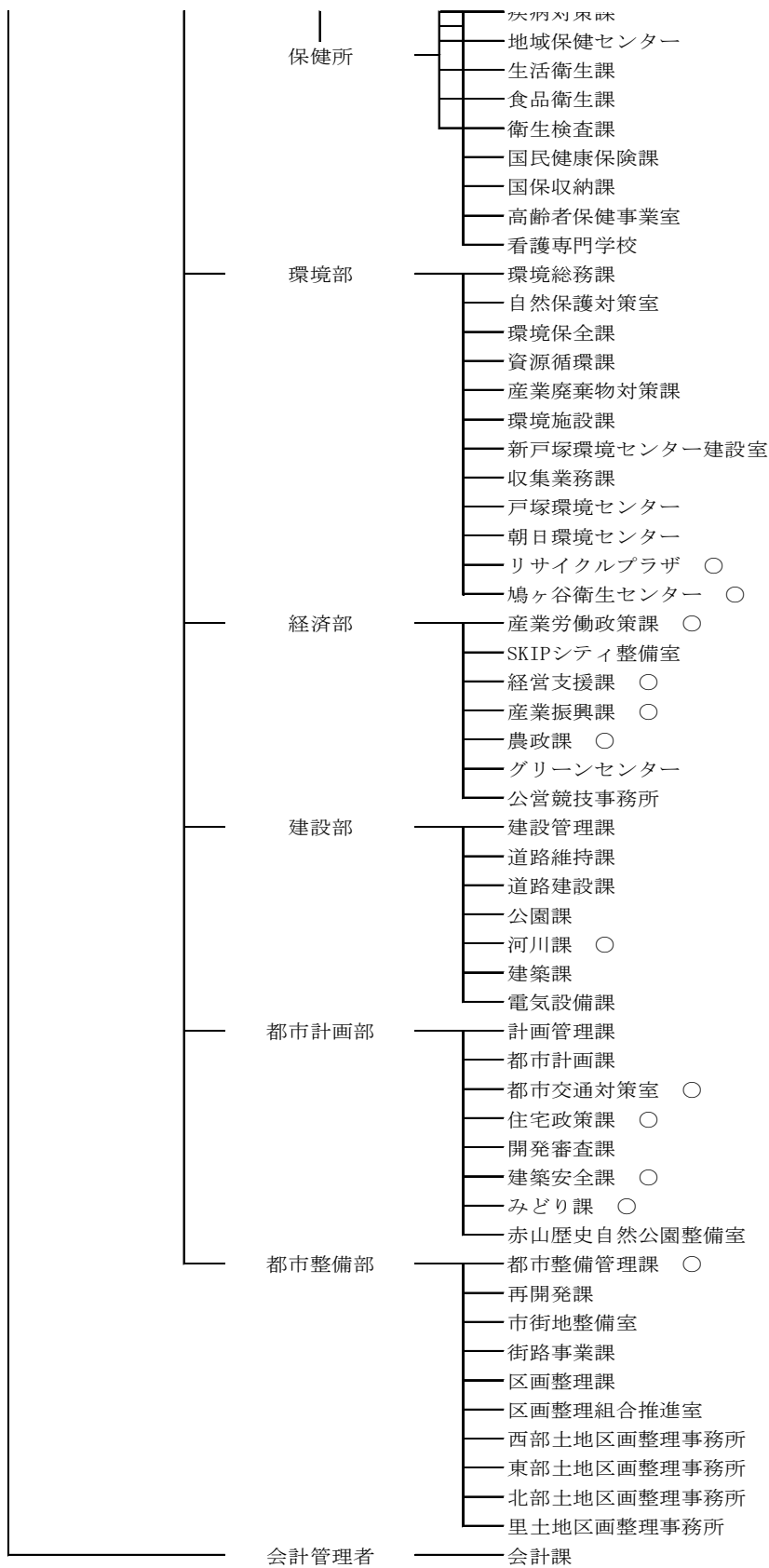
補助金等返還請求書			
			第 号 年 月 日
補助事業者 住所又は所在地 氏名又は団体名 及び代表者氏名			
			様 川口市長 ㊟
川口市補助金等交付規則第17条の規定により、次のとおり返還を請求します。			
返還すべき金額	円		
返 還 期 限	年 月 日まで		
返還を求める理由			
返 還 方 法			
指令年月日	年 月 日	指令番号	指令第 号
補 助 年 度	年度	補助金等の 名称	
補 助 事 業 等 の 名 称			
補助金等の交付決定通知額	円		
補助金等の交付確定額	円		
補助金等の既交付額	年 月 日交付	円	
	年 月 日交付	円	
	年 月 日交付	円	
	計	円	

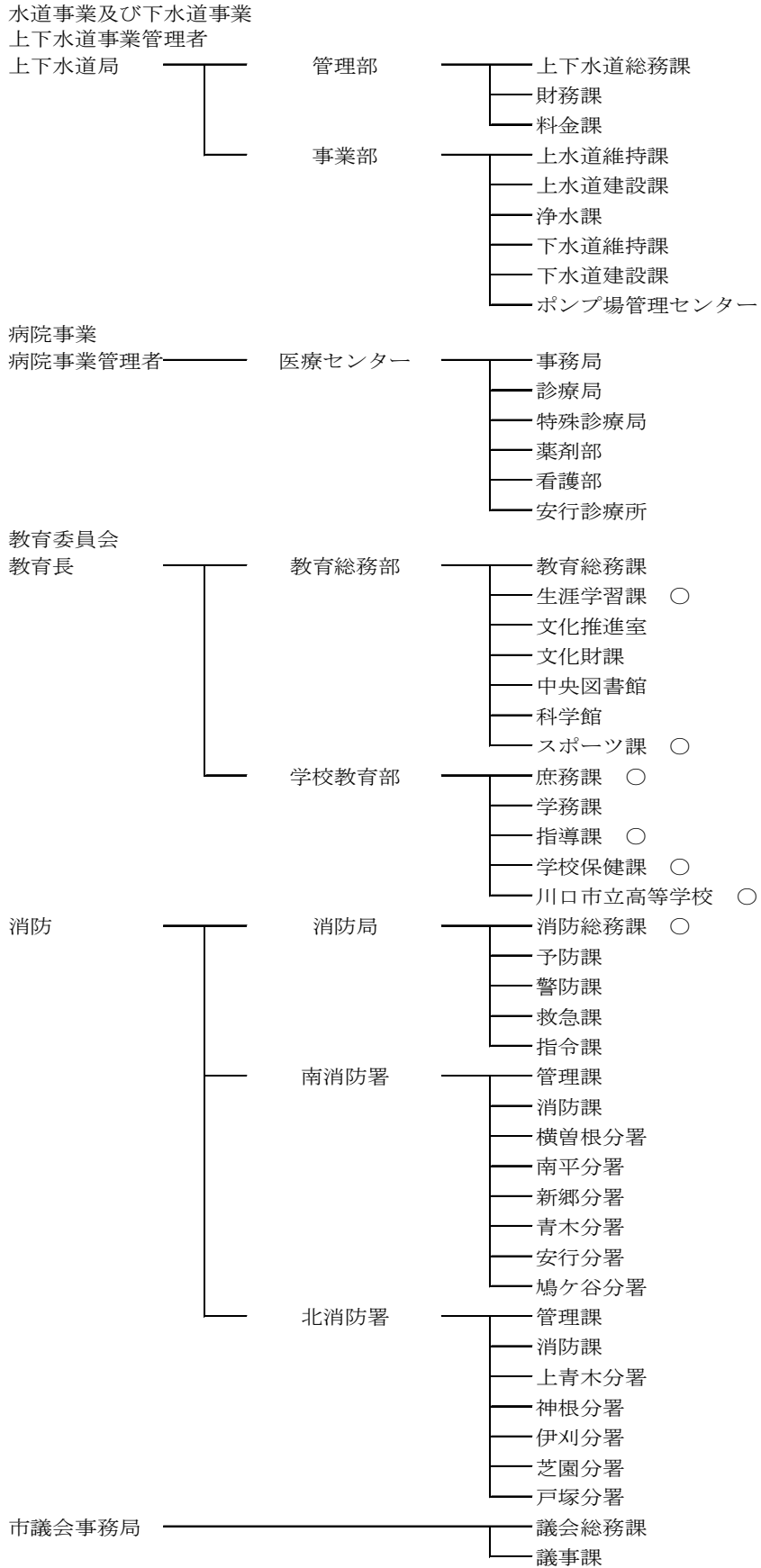
3. 川口市行政組織図（令和3年4月1日）

川口市行政組織図（令和3年4月1日）は、次頁のとおりである。  
 なお、各課の「○」印は、「特定の事件」として選定した行政課である。



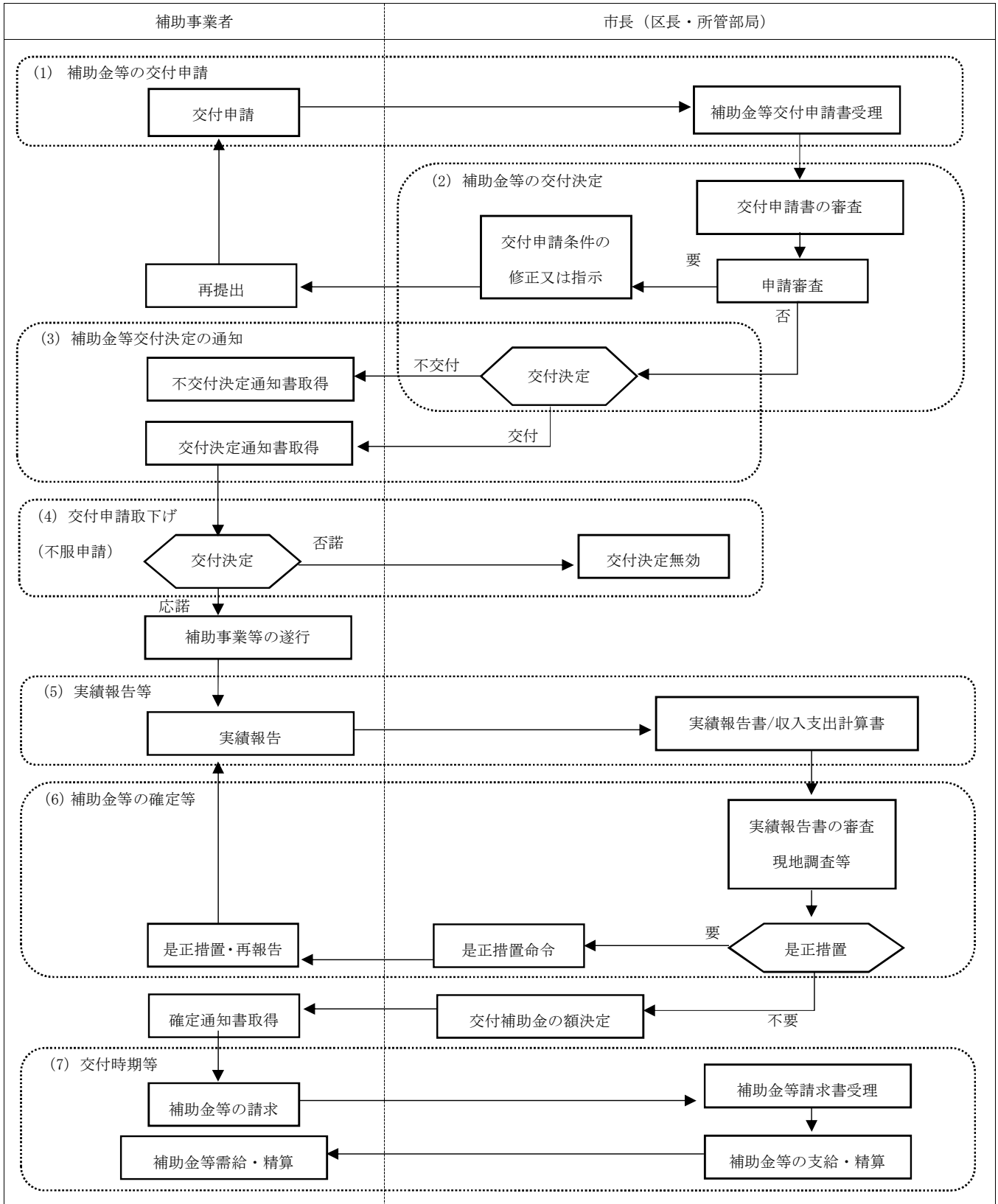






#### 4. 補助金等の申請・交付のフローチャート

##### ○ 補助金申請・交付フローチャート



## 5. 川口市の令和2年度歳出内訳（節別）

一般会計の令和2年度の予算額及び決算額（節別）は、下記のとおりである。

単位：千円

区分	予算現額	構成比	決算額	構成比
01 報酬	1,776,339	0.6%	1,696,558	0.6%
02 給料	13,072,174	4.6%	12,986,271	4.8%
03 職員手当等	11,874,113	4.1%	11,542,477	4.3%
04 共済費	4,789,806	1.7%	4,741,251	1.8%
05 災害補償費	2,400	0.0%	185	0.0%
06 恩給及び退職年金	-	-	-	-
07 報償費	366,392	0.1%	303,425	0.1%
08 旅費	131,824	0.0%	61,643	0.0%
09 交際費	8,281	0.0%	1,167	0.0%
10 需用費	8,115,367	2.8%	7,186,597	2.7%
11 役務費	2,284,632	0.8%	2,138,511	0.8%
12 委託料	39,307,009	13.7%	37,487,262	13.9%
13 使用料及び賃借料	3,476,448	1.2%	3,398,355	1.3%
14 工事請負費	21,514,475	7.5%	15,357,224	5.7%
15 原材料費	27,874	0.0%	25,302	0.0%
16 公有財産購入費	6,860,601	2.4%	6,016,995	2.2%
17 備品購入費	3,271,212	1.1%	3,177,969	1.2%
18 負担金・補助及び交付金	99,285,317	34.6%	95,770,851	35.5%
19 扶助費	37,878,144	13.2%	37,114,673	13.8%
20 貸付金	56,530	0.0%	44,573	0.0%
21 補償・補てん及び賠償金	1,925,112	0.7%	1,066,114	0.4%
22 償還金・利子及び割引料	13,929,239	4.8%	13,891,621	5.2%
23 投資及び出資金	1,077,696	0.4%	490,500	0.2%
24 積立金	205,929	0.1%	184,751	0.1%
26 公課費	7,841	0.0%	5,671	0.0%
27 繰出金	15,905,227	5.5%	14,896,662	5.5%
90 予備費	107,090	0.0%	-	0.0%
総計	287,257,073	100.0%	269,586,609	100.0%

（注）令和2年度歳出内訳（節別）の「負担金・補助及び交付金」の決算額は95,770,851千円で、そのうち60,587,000千円は、特別定額給付金である。

## 6. 監査の対象とした部局別補助金等の予算額と件数

令和2年度における部局・所属課別の補助金等予算額及び補助金等件数は、以下のとおりである。

部局	所属課	予算額（千円）	件数
市長室	秘書課	2,615	1
企画財政部	情報政策課	32,183	2
総務部	職員課	4,149	1
危機管理部	防災課	17,000	2
危機管理部	防犯対策室	42,737	2
理財部	管財課	322,545	1
理財部	契約課	4,831	1
理財部	税制課	14,590	1
市民生活部	自治振興課	51,406	3
市民生活部	協働推進課	4,150	1
市民生活部	交通安全対策課	3,000	1
市民生活部	市民課	283,969	1
市民生活部	川口駅前行政センター	129,941	2
福祉部	福祉総務課	456,074	7
福祉部	長寿支援課	100,532	3
福祉部	障害福祉課	117,327	6
子ども部	子育て支援課	23,600	1
子ども部	子育て相談課	4,892	1
子ども部	保育幼稚園課	1,591,208	11
子ども部	青少年対策室	8,273	2
環境部	リサイクルプラザ	183,313	2
環境部	鳩ヶ谷衛生センター	5,973	1
経済部	産業労働政策課	52,300	4
経済部	経営支援課	232,579	7
経済部	産業振興課	577,432	8
経済部	農政課	13,010	3
建設部	河川課	16,300	1
都市計画部	都市交通対策室	120,782	1
都市計画部	住宅政策課	52,880	2
都市計画部	建築安全課	40,300	3

都市計画部	みどり課	9,752	3
都市整備部	都市整備管理課	15,000	1
教育総務部	生涯学習課	47,646	4
教育総務部	スポーツ課	83,167	5
学校教育部	庶務課	32,034	4
学校教育部	指導課	10,793	2
学校教育部	学校保健課	44,540	1
学校教育部	川口市立高等学校	7,480	1
消防局	消防総務課	14,177	1
総計		4,774,480	104

(注) 令和2年度歳出内訳(性質別)の「補助金等」の予算額95,770,851千円から特別定額給付金60,587,000千円を控除した35,183,851千円に対して、特定事件対象の「補助金等の金額」の割合は、13.6%である。

## 7. 監査の対象とした補助金等104件の予算額と決算額

監査の対象とした補助金等は、部局と所属課の104件の補助金等であり、その補助金等の令和2年度予算額及び決算額は、以下のとおりである。

(単位：千円)

リスト No	部局名	所属課	細節名称	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額
1	市長室	秘書課	県市長会負担金	2,615	2,615
2	企画財政部	情報政策課	中間サーバー利用負担金	28,204	28,204
3	々	々	県セキュリティクラウド負担金	3,979	3,978
4	総務部	職員課	各種研修負担金	4,149	2,776
5	危機管理部	防災課	埼玉県防災行政無線施設再整備事業負担金	6,000	4,910
6	々	々	組織活動補助金	11,000	7,870
7	々	防犯対策室	防犯協会交付金	4,500	4,500
8	々	々	町会防犯灯電気料補助金	38,237	28,249
9	理財部	管財課	除却事業負担金	322,545	0
10	々	契約課	電子入札共同システム負担金	4,831	4,547
11	々	税制課	地方税共同機構負担金	14,590	14,590
12	市民生活部	自治振興課	町会会館建築事業等補助金	28,581	27,738
13	々	々	コミュニティ事業助成金	7,200	2,300
14	々	々	地域コミュニティ活動活性化事業補助金	15,625	12,727
15	々	協働推進課	ボランティア人づくり助成金	4,150	45

16	々	交通安全対策課	民営自転車駐車場設置費補助金	3,000	755
17	々	市民課	個人番号カード交付事業費負担金	283,969	259,898
18	々	川口駅前行政 センター	管理費負担金	96,933	96,933
19	々	々	修繕積立負担金	33,008	33,008
20	福祉部	福祉総務課	国保組合助成金	4,800	4,799
21	々	々	民生委員・児童委員協議会交付金	4,250	4,250
22	々	々	民生委員・児童委員活動費等交付金	62,536	58,637
23	々	々	更生保護観察協会川口支部交付金	4,366	4,365
24	々	々	福祉の日推進委員会補助金	6,000	3,485
25	々	々	社会福祉協議会補助金	243,133	167,957
26	々	々	社会福祉事業団補助金	130,989	130,989
27	々	長寿支援課	老人福祉センター事業補助金	79,228	49,214
28	々	々	老人クラブ活動助成金	14,569	13,428
29	々	々	高齢者公衆浴場入浴料減免事業補助金	6,735	6,201
30	々	障害福祉課	障害児（者）生活サポート事業費補助金	10,000	8,655
31	々	々	成年後見人等報酬補助金	4,032	3,943
32	々	々	共同生活援助事業費補助金	15,776	15,776
33	々	々	障害者自立支援事業所体制強化支援事業補助金	52,200	52,198
34	々	々	在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助金	6,740	2,720
35	々	々	障害者福祉施設整備費補助金	28,579	27,639
36	子ども部	子育て支援課	赤ちゃんにっこり応援金	23,600	22,014
37	々	子育て相談課	母子・父子福祉センター補助金	4,892	4,339
38	々	保育幼稚園課	民間保育所特別保育事業費等補助金	1,149,336	983,755
39	々	々	地域型保育特別保育事業費等補助金	190,281	144,111
40	々	々	家庭保育室特別保育事業費等補助金	12,175	8,749
41	々	々	認可外保育施設特別保育事業費等補助金	56,765	18,616
42	々	々	認可外保育施設利用料補助金	30,600	22,160
43	々	々	私立幼稚園教育研修費補助金	10,811	10,540
44	々	々	私立幼稚園入場料補助金	62,000	57,384
45	々	々	私立幼稚園事務費交付金	17,480	16,658
46	々	々	私立幼稚園幼児等健康診断補助金	7,560	7,371
47	々	々	私立幼稚園長時間預かり推進事業補助金	29,000	27,655

48	々	々	実費徴収補足給付事業費補助金	25,200	13,165
49	々	青少年対策室	青少年育成交付金	4,098	1,296
50	々	々	青少年団体活動助成金	4,175	2,789
51	環境部	リサイクルプラザ	集団資源回収団体助成金	114,388	111,033
52	々	々	3R推進活動等助成金	68,925	67,370
53	々	鳩ヶ谷衛生センター	し尿処理事業助成金	5,973	5,403
54	経済部	産業労働政策課	商工会議所補助金	16,000	16,000
55	々	々	商工会補助金	19,000	19,000
56	々	々	SKIP シティ国際映画祭実行委員会負担金	3,800	3,800
57	々	々	企業立地補助金	13,500	9,532
58	々	経営支援課	シルバー人材センター運営費補助金	41,382	41,382
59	々	々	勤労福祉サービスセンター運営費補助金	7,000	7,000
60	々	々	勤労福祉サービスセンター事業費補助金	70,000	70,000
61	々	々	勤労者定期健康診断料補助金	23,605	22,847
62	々	々	作業環境測定費補助金	8,192	8,192
63	々	々	川口産業振興公社補助金	79,000	62,520
64	々	々	中小企業経営支援専門家派遣事業補助金	3,400	821
65	々	産業振興課	新製品等開発試作費補助金	3,000	1,142
66	々	々	商店街コミュニティ活動事業補助金	11,175	7,905
67	々	々	商店街照明施設維持管理事業補助金	10,000	7,270
68	々	々	商店街美化促進事業補助金	4,300	3,775
69	々	々	商店街空き店舗活用事業補助金	4,000	4,000
70	々	々	商店改修事業補助金	44,800	31,915
71	々	々	商品券発行支援事業補助金 (繰越分)	497,157 (52,481)	230,833 (46,551)
72	々	々	地域経済応援ポイント事業負担金	3,000	17
73	々	農政課	農業改良普及事業交付金	5,600	821
74	々	々	地域農業活性化事業交付金	4,693	4,344
75	々	々	園芸振興事業交付金	2,717	145
76	建設部	河川課	芝川第1調節池排水機場維持負担金	16,300	0
77	都市計画部	都市交通対策室	コミュニティバス運行事業費補助金	120,782	116,044
78	々	住宅政策課	住宅改修資金助成金	50,000	49,911
79	々	々	空家除却補助金	2,880	2,880



80	々	建築安全課	民間建築物アスベスト対策補助金	6,000	1,858
81	々	々	既存建築物耐震改修促進補助金	14,300	725
82	々	々	既存ブロック塀等安全対策補助金	20,000	4,647
83	々	みどり課	緑のまちづくり地域緑化事業補助金	3,200	2,363
84	々	々	生け垣設置及び屋上緑化等奨励補助金	2,552	0
85	々	々	自然再生活動団体助成金	4,000	2,816
86	都市整備部	都市整備管理課	西川口駅西口再生支援事業補助金	15,000	0
87	教育総務部	生涯学習課	はたちの集い実行委員会交付金	11,680	9,680
88	々	々	大規模補修事業負担金	19,500	19,441
89	々	々	管理費負担金	9,962	9,632
90	々	々	修繕積立負担金	6,504	6,504
91	々	スポーツ課	事業交付金	61,222	38,471
92	々	々	事業交付金	3,878	2,096
93	々	々	社会体育奨励交付金	12,771	12,771
94	々	々	県代表選手等派遣交付金	2,796	199
95	々	々	オリンピック・パラリンピック強化指定選手 交付金	2,500	1,100
96	学校教育部	庶務課	奨学資金利子補給金	13,558	13,233
97	々	々	全国小学校長会等負担金	3,391	3,313
98	々	々	ブラスバンド活動費助成金	4,500	4,500
99	々	々	部活動等助成金	10,585	10,563
100	々	指導課	かわぐち学校サポートプラン事業交付金	7,310	6,482
101	々	々	協議会・連盟等負担金	3,483	3,173
102	々	学校保健課	スポーツ振興センター掛金	44,540	43,836
103	々	川口市立高等 学校	給付型奨学金	7,480	5,446
104	消防局	消防総務課	専門研修負担金	14,177	13,643
計	16 部局	39 課	104 件	4,774,480	3,552,907

### 第3章 監査の「結果」と「意見」について

#### 1. 「結果」と「意見」とは

監査の着眼点のもと監査の過程で発見された検出事項は、「結果（指摘）」と「意見」に分かれる。

(1) 「結果（指摘）」と「意見」の判断基準は、次のとおりである。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
結果（指摘）	・監査の結果：地方自治法第252条の37第5項	・違法行為 ・不当行為
意見	・監査の結果に添えて提出する意見：地方自治法第252条の37第2項	・違法行為または不当行為以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当と判断したもの。

(2) 違法行為と不当行為は、次のとおりである。

違法行為	不当行為
・法令、条例、規則等の形式的な違反がある。	・法令、条例、規則等の形式的な違反はない。
・法令等の実質的な違反がある場合 ①裁量権の逸脱または濫用 ②行為の程度が法令等の予定している程度を超えている場合で、客観的に見て社会通念上、著しく適切を欠いた場合に限り違法とされる。 〈事例〉 ①作為に基づく法令違反（不正） ②法令等の解釈・適用の誤りに基づくもの（誤謬）	・法令等の実質的な違反とは言えないが、 ①行為の目的がその法令等の予定するものとは別のものである。 ②法令等の運用の仕方が不十分である。 ③社会通念上、適切でないもの。 〈事例〉 ①通常の時価よりも著しく高い価格での物品購入 ②公益性はあるが必要以上に多額な支出

(注) 参考資料：《日本公認会計士協会「地方公共団体の外部監査に関するガイドライン及びQ&A」(2020年2月20日)》

(3) 川口市包括外部監査結果報告書の「結果（指摘）」と「意見」について

上記のように、日本公認会計士協会のガイドラインによる「結果（指摘）」は、違法行為、不当行為に該当する事項としている。

川口市包括外部監査結果報告書の「結果（指摘）」は、必ずしもガイドラインの違法行為や不当行為事項には該当しないが、川口市の行政運営のために、見直し、改善、改定、改訂等が必要と考える要請事項については、「指摘事項」に該当するとして結果報告書に記載している。

「意見」については、更新、見直し、広報・周知など川口市の行政運営のための望ましいと考える要望事項を記載している。

「指摘事項」の記載は、「・・・を要請する。」とし、「意見」の記載は、「・・・要望する。」と記載している。

## 2. 監査実施上の視点

「第 1 章 包括外部監査の概要 6 外部監査の方法 ア監査の着眼点」に記載した視点は、次の四点である。

- ① 補助金等の目的に公益性があるか。
- ② 補助金等の目的に公平性があるか。
- ③ 補助金等に関する財務事務が法令規則等に準拠して適正に行われているか。  
(合規性)
- ④ 補助金等は経済的、効果的、効率的に活用されているか。  
(経済性、効率性、有効性)

この視点の具体的な質問事項の内容は 以下のとおりである。

<b>I 補助金及び交付金の目的に公益性があるか</b>
1. 交付目的が明文化されているか
2. 補助金等の目的は具体性があり、明確化しているか
3. 補助金等の対象経費の範囲は、交付要綱等で定められているか
4. 地域によって交付要綱に違いがあることは適切か
5. 補助金等の金額割合等は、交付要綱等で明確になっているか
<b>II 補助金及び交付金の目的に公平性があるか</b>
1. 補助金等の交付先については、公平性を確保しているか
2. 市職員が補助金等交付団体の事務局業務を実施することに妥当性はあるか
3. 市の施設の無償提供に妥当性はあるか
4. 補助金等の交付に当たり、補助金等交付団体の財務内容の検証は十分か
5. 交付実績のない補助金等は適宜見直しがされているか
6. 每期同額支出の補助金等は適切か
<b>III 補助金及び交付金に関する財務事務が法令規則等に則って適正に行われているか</b>
1. 補助金等の申請から履行の確認までの事務手続は交付規則に則っているか
2. 補助金等の交付対象経費の確認は適切に行われているか
3. 申請された事業が変更となった場合、補助金等の再申請を求めなくてよいか
4. 収支報告書等の審査は過不足なく行われているか
5. 補助事業等の予算と実績との乖離の確認が出来ているか
<b>IV 補助金及び交付金は効果的、効率的に活用されているか</b>
1. 補助金等の効果測定を行っているか
2. 効果測定は指標により行っているか

3. 補助金等の評価は適切に行われているか。目標の設定は適切か
4. 補助金等の評価は適切に行われているか。目的と目標との関係について
5. 少額の補助金等に支出の効果はあるか
6. 補助金等の交付先への指導は適切に行われているか
7. 補助金等の評価は適時に行われているか。補助金等に終期設定されているか
8. 川口市は補助金等の評価を適切に行っているか

(注) 監査対象については、監査対象関係書類の閲覧、担当者への質問、分析等を行い、その内容は、「第5章 外部監査の結果（指摘）及び意見」で記述する。

## 第4章 「監査の結果」の概要

### 1. 「監査の結果（指摘）」及び「意見」について

(1) 「監査の結果（指摘）」及び「意見」とは、合規性（法令、条例、規則、要綱等への適法性や適合性）の見地からの監査手続の結果の説明であり、問題がある場合は、「指摘事項」として記載している。

ただし、「指摘事項」については、必ずしも違法行為、不法行為に該当しないが、川口市の行政運営のために、見直し、改善、改定、改訂等が必要と考える要請事項については、結果報告書に記載している。

(2) 「意見」とは、監査を実施する過程において、組織運営上の経済性、効率性、有効性といった見地から、包括外部監査人として提言したものである。

本結果報告書において、「意見」は、更新、見直し、広報・周知など川口市の行政運営のための望ましいと考える要望事項を記載している。

なお、監査の「結果(指摘)」及び「意見」は、選定した監査対象の手続の範囲内での結果であり、対象以外の事業又は事務全体の妥当性等について言及したのではない。

### 2. 「監査の結果（指摘）」及び「意見」の一覧

監査対象とした補助金等の『監査の結果（指摘）』及び「意見」の概要は、以下のとおりである。

リスト No	部局名	所属課	補助金等の選定事項 細節名称	指摘 件数	意見 件数	ページ 番号
1	市長室	秘書課	県市長会負担金	2		34
2	企画財政部	情報政策課	中間サーバー利用負担金	1		36
3	々	々	県セキュリティクラウド負担金	1	1	38
4	総務部	職員課	各種研修負担金	1	2	40
5	危機管理部	防災課	埼玉県防災行政無線施設再整備事業負担金	1		42
6	々	々	組織活動補助金	2	1	44

7	々	防犯対策室	防犯協会交付金	2	1	46
8	々	々	町会防犯灯電気料補助金	2	1	48
9	理財部	管財課	除却事業負担金	2		50
10	々	契約課	電子入札共同システム負担金	2		52
11	々	税制課	地方税共同機構負担金	1	1	54
12	市民生活部	自治振興課	町会会館建築事業等補助金	2	1	56
13	々	々	コミュニティ事業助成金		2	58
14	々	々	地域コミュニティ活動活性化事業補助金		1	60
15	々	協働推進課	ボランティア人づくり助成金		1	62
16	々	交通安全対策課	民営自転車駐車場設置費補助金	1	2	64
17	々	市民課	個人番号カード交付事業費負担金	1	1	66
18	々	川口駅前行政センター	管理費負担金	1		68
19	々	々	修繕積立負担金	1		70
20	福祉部	福祉総務課	国保組合助成金	2	1	72
21	々	々	民生委員・児童委員協議会交付金	3	1	74
22	々	々	民生委員・児童委員活動費等交付金	3	1	76
23	々	々	更生保護観察協会川口支部交付金	3	1	78
24	々	々	福祉の日推進委員会補助金	3	1	80
25	々	々	社会福祉協議会補助金	4		82
26	々	々	社会福祉事業団補助金	3		84
27	々	長寿支援課	老人福祉センター事業補助金	2		86
28	々	々	老人クラブ活動助成金	2	1	88
29	々	々	高齢者公衆浴場入浴料減免事業補助金	2	2	90
30	々	障害福祉課	障害児（者）生活サポート事業費補助金	2		92
31	々	々	成年後見人等報酬補助金	2	1	94
32	々	々	共同生活援助事業費補助金	2	1	96
33	々	々	障害者自立支援事業所体制強化支援事業補助金	2		98
34	々	々	在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助金	3		100
35	々	々	障害者福祉施設整備費補助金	2		102
36	子ども部	子育て支援課	赤ちゃんにっこり応援金		1	104
37	々	子育て相談課	母子・父子福祉センター補助金		1	106
38	々	保育幼稚園課	民間保育所特別保育事業費等補助金		2	108

39	々	々	地域型保育特別保育事業費等補助金		2	110
40	々	々	家庭保育室特別保育事業費等補助金		2	112
41	々	々	認可外保育施設特別保育事業費等補助金		2	114
42	々	々	認可外保育施設利用料補助金	3		116
43	々	々	私立幼稚園教育研修費補助金	1	1	118
44	々	々	私立幼稚園入場料補助金		2	120
45	々	々	私立幼稚園事務費交付金	1	1	122
46	々	々	私立幼稚園幼児等健康診断補助金		1	124
47	々	々	私立幼稚園長時間預かり推進事業補助金		1	126
48	々	々	実費徴収補足給付事業費補助金		1	128
49	々	青少年対策室	青少年育成交付金	1	1	130
50	々	々	青少年団体活動助成金	1		132
51	環境部	リサイクルプラザ	集団資源回収団体助成金		1	134
52	々	々	3R 推進活動等助成金		2	136
53	々	鳩ヶ谷衛生センター	し尿処理事業助成金		2	138
54	経済部	産業労働政策課	商工会議所補助金	2		140
55	々	々	商工会補助金	4		142
56	々	々	SKIP シティ国際映画祭実行委員会負担金	1		145
57	々	々	企業立地補助金		1	147
58	々	経営支援課	シルバー人材センター運営費補助金		1	149
59	々	々	勤労福祉サービスセンター運営費補助金	2		152
60	々	々	勤労福祉サービスセンター事業費補助金	2		154
61	々	々	勤労者定期健康診断料補助金	3		156
62	々	々	作業環境測定費補助金	3		158
63	々	々	川口産業振興公社補助金	1		160
64	々	々	中小企業経営支援専門家派遣事業補助金	1		162
65	々	産業振興課	新製品等開発試作費補助金	3		164
66	々	々	商店街コミュニティ活動事業補助金		1	166
67	々	々	商店街照明施設維持管理事業補助金	3		168
68	々	々	商店街美化促進事業補助金	1		170
69	々	々	商店街空き店舗活用事業補助金		1	172
70	々	々	商店改修事業補助金	2		174
71	々	々	商品券発行支援事業補助金	2		176
72	々	々	地域経済応援ポイント事業負担金		1	178
73	々	農政課	農業改良普及事業交付金	2		179

74	々	々	地域農業活性化事業交付金	2		181
75	々	々	園芸振興事業交付金	2		183
76	建設部	河川課	芝川第1調節池排水機場維持負担金	1		185
77	都市計画部	都市交通対策室	コミュニティバス運行事業費補助金	2	1	187
78	々	住宅政策課	住宅改修資金助成金		2	190
79	々	々	空家除却補助金		1	192
80	々	建築安全課	民間建築物アスベスト対策補助金		1	194
81	々	々	既存建築物耐震改修促進補助金		1	196
82	々	々	既存ブロック塀等安全対策補助金	1	1	198
83	々	みどり課	緑のまちづくり地域緑化事業補助金		1	200
84	々	々	生け垣設置及び屋上緑化等奨励補助金		1	202
85	々	々	自然再生活動団体助成金		1	204
86	都市整備部	都市整備管理課	西川口駅西口再生支援事業補助金		1	206
87	教育総務部	生涯学習課	はたちの集い実行委員会交付金	1		208
88	々	々	大規模補修事業負担金	1		210
89	々	々	管理費負担金	2		212
90	々	々	修繕積立負担金	2		214
91	々	スポーツ課	事業交付金	1		216
92	々	々	事業交付金	1		218
93	々	々	社会体育奨励交付金	1		220
94	々	々	県代表選手等派遣交付金	1	1	222
95	々	々	オリンピック・パラリンピック強化指定 選手交付金		1	224
96	学校教育部	庶務課	奨学資金利子補給金	1		226
97	々	々	全国小学校長会等負担金		1	228
98	々	々	プラスバンド活動費助成金		1	230
99	々	々	部活動等助成金		1	232
100	々	指導課	かわぐち学校サポートプラン事業交付金		1	234
101	々	々	協議会・連盟等負担金	1	1	236
102	々	学校保健課	スポーツ振興センター掛金	1		238
103	々	川口市立高等学校	給付型奨学金		1	240
104	消防局	消防総務課	専門研修負担金	1		242
計	16 部局	39 課	104 件	124 件	72 件	

## 第5章 外部監査の結果（指摘）及び意見

### 1. 「監査の結果（指摘）」及び「意見」の総括的問題点

「監査の結果（指摘）」及び「意見」の総括的問題点は下記のとおりである。

なお、「特定の事件」の対象とした補助金等の「指摘事項」と「意見」は、『2. 選定対象のリスト No 別「監査の結果（指摘）」及び「意見」』で記載する。

#### (1) 補助金等の総括的管理部署の設置

補助金等の管理が各課に一任されており、その他の課等との連絡・調整がない。従って、より効率的な補助金等の行政運営が明確となっていない。

補助金等の交付等について、つぎの視点を総括的管理する部署の設置が必要である。

- ① 補助金等の目的に公益性があるか。
- ② 補助金等の目的に公平性があるか。
- ③ 補助金等に関する財務事務が法令規則等に準拠して適正に行われているか。
- ④ 補助金等は経済的、効果的、効率的に活用されているか。
- ⑤ 補助金等の補助金額は適正であるか。
- ⑥ 補助金等は定期的に見直しが行われているか。

総括的管理部署の設置は、補助金等の交付等には限らず、その他の事業についても全庁的な管理部門の設置が必要である。

補助金等の管理は各課で行われており、各課で統一された処理が実施されていないので、当該事務処理の統一化、組織運営の改善等のために総括的管理部署の設置を要請する。

#### (2) 補助金等の定期的見直し

補助金等の目的や効果は、長期化、固定化により曖昧となり、公益性等を損なうことにもなるので、川口市独自の「補助金等の定期的見直し」が必要である。

「補助金等の見直しに係る指針」としての「基本的な考え方」として、次の確認事項が考えられる。

- ① 公益性と公平性を確認することが必要である。

団体の支援、育成等のために市の公費を使うことに対しては、公益性及び公平性が求められる。一律の支給額の交付により、公平性等を損なうことが無いように配慮すべきである。

- ② 市が補助金等を交付することに義務や責任があるか、市に明確な利益があるか見極め、負担の必要性が認められないときは、交付を休止し、または廃止することを検討する。

例えば、補助金対象経費に占める補助金の割合が10%未満の補助金（少額補助）は、廃止等を検討する必要がある。

- ③ 市単独事業の補助金については、同一団体等への交付は、原則として「サンセット方式」（注1）として3年から5年以内の終期を設定し、更新が必要な場合に、見直しを検討する。



例えば、「毎期一定額の補助金等」について、一律の支給額は公平性があるといえるが、補助金事業支給の効果について川口市独自の測定・評価リスト等を作成し、当該支給金額の多寡、廃止についての見直しが検討されることが必要である。

また、補助金等の定期的見直しにより、補助金等の交付制度の効果等の「可視化」が必要である。

④ 補助対象者の決算において、繰越金の額が補助金額を超えている場合は、補助金額を調整（減額）すべきであり、必要額以上の繰越金額を返還すべきである。

以上の事項についての補助金等の定期的見直しにより、補助金等の交付制度の効率的、効果的運用が実施されることが必要である。

以上のことから、「補助金等の定期的見直し」について、「交付要綱」に明記されることを要請する。

（注1）「サンセット方式」は、アメリカの市民政治団体であるコモン・コースズによって創設・普及されたものである。この考え方を法律において具体化したサンセット法は、1976年にコロラド州ではじめて施行されて以来、アメリカ各州で徐々に拡大する傾向にある。

サンセットの制度を効果的なものとするために、コモン・コースズは次の基本原則を示している。

- ① サンセット・メカニズム：サンセットの対象とされた事業や機関は、法律により、再設置されない限り、自動的に廃止される。
- ② 定期的見直し：再評価のプロセスを制度化するため、定期的に見直しの検討がなされる。
- ③ 同一領域の同時見直し：同一政策領域に属する事業や機関は、有効な整理のため同時に見直される。
- ④ サンセット委員会の設置：適正な評価を行うため、特定の機関を設置する。
- ⑤ 評価基準の設定：見直しの公正と効果を確保するため、見直しと評価の一般基準を設定する。
- ⑥ 住民参加と公聴会を実施する。

◎ 参考文献

《 ㈱都政新報社発行・都財政問題研究会編「第六版・体系 都財政用語事典」 》

(3) 「交付要綱」の設定

「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際の準則として定める内部的規範である。国や県との「協定書、協議書」は、両者が協定・協議して締結した協定書・協議書であり、また、「基準等の法令」は、川口市独自の基準ではなく、一般的な基準である。

従って、補助金等を支給する場合には、各部局独自の「交付要綱」に基づいて、補助金等が実施されるべきである。特に、「交付要綱」には、定期的な「見直し規定」を設定すべきである。

また、「交付規則」において、「各部局は、補助事業毎に交付要綱を定め、補助事業の適正な執行を図っている。」と規定している。

補助金等を交付する各部局は、各部局独自の「交付要綱」の作成・整備を要請する。

なお、「交付要綱」の作成・整備は、補助金等の交付事業だけでなく、その他の交付事業においても必要である。

#### (4) 補助金等に対する効果等の測定・評価

補助対象経費や交付額の算定根拠が不明確なものも見受けられ、長年の継続した交付による既得権化なども懸念される。

補助金等の支給財源は、公費によるものであり、「費用対効果」の測定・評価が必要である。「効果」には金銭による効果だけでなく、市民等に満足感を与えるなど、金銭で評価されないものも含まれる。

今後の補助事業等が効果的・効率的に活用されるために、指標（ガイドライン）等を策定し、市民への明確な説明責任を果たす仕組みを作成することが必要であり、金額、数値等による効果等の可視化を要請する。

#### (5) 行政評価を認識した補助金等の交付金の支給

予算は、法律を遵守する義務を負うことにより、予算に定められた内容・使途に経費を執行することである。

決算は、一会計年度における業務執行の事実を貨幣尺度によって描写したものであり、そのための会計手続である。それによって予算執行の適正性が確認できるのである。

行政評価制度とは、市政における政策立案（計画、予算編成:Plan）－事業執行（事務事業実施:Do）－検証・評価（決算、成果重視の視点:Check）－見直し（施策・事務事業の見直し>Action）いわゆる PDCA サイクルを再構築し、成果重視の市政への転換、施策・事業の不断の見直しに資することを目的とするものである。すなわち、PDCA サイクルとは、予算の執行の後、決算が実施され、予算と決算の差異等の見直し・分析により次年度の予算が決定する業務運営の循環である。

予算決定時での補助金等の交付をし、決算時に剰余の資金を市の会計課に返還する方法は、行政評価（PDCA サイクル）上問題である。

行政課によっては、補助金等が請求時での交付でなく、予算決定時に交付され、資金に残額があれば、決算後に返還されている。

「補助金等交付請求書」による支給先よりの請求に基づき交付金が支給され、決算時に交付先から「補助事業等実績報告書」が提出される、本来の PDCA サイクルに準拠した処理方法によることを要請する。

#### (6) 内部統制制度の導入の提案

内部統制制度とは、「適正な財務諸表を作成するために、内部牽制の考え方を基礎として、組織と統制手続とが相互に結び付き一体となって機能する仕組み」をいい、通常、内部監査も含まれると定義されている（日本公認会計士協会）。

この定義のうち「統制手続」とは、次のようなものをいう。

- ① 業務を実施するに当たっての承認制度。
- ② 業務相互間の照合手続、査閲。
- ③ 記録の重複や脱漏を防止するための連番管理など。

また、この「統制手続」には他の統制手続が効果的にかつ継続的に実施されているかどうかを監視する手続も含まれている。

地方公共団体における内部統制制度は、「地方自治法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第54号。以下「改正法」という。）により、監査制度の充実強化及び地方公共団体庁の長や職員等の損害賠償責任の見直し等とともに一体的に導入されたものである。

内部統制制度の導入は都道府県及び指定都市において義務化され、内部統制に関する方針については、改正法の施行日である令和2年4月1日には策定及び公表されることが必要である。

平成31年3月に総務省公表の『地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン』において、次の事項が説明されている。

- ① 地方公共団体における内部統制制度の基本的枠組み
- ② 内部統制に関する方針
- ③ 内部統制体制の整備
- ④ 内部統制評価報告書の作成
- ⑤ 監査委員による内部統制評価報告書の審査など

内部統制組織の整備状況及び運用状況を審査・監査を行う者は、具体的な監査要点と関連付けながら把握する必要がある。監査制度のあり方と内部統制の整備及び運用は密接に関連し、組織内部において違法行為や不正・ミスなどが行われることなく、組織が健全かつ有効・効率的運営されるよう、組織全体で改善施策を構築していくことが重要なことと考えられる。

中核市においては、内部統制制度の導入は義務化されていないが、今後、地方公共団体の適法・適正な業務の運営の遂行等のために導入の義務化が予想される。

中核市である川口市において、「総括的管理部署の設置」の一策として、内部統制制度の導入が検討されることを要望する。

## 2. 選定対象のリスト No 別「監査の結果（指摘）」及び「意見」

以下、「特定の事件」の対象とした104の事業について、「監査の結果（指摘）」及び「意見」を記載する

リスト番号別の（No【1】から【104】）における記載内容は、（1）補助金等の概要、（2）目的・概要の補足事項、（3）「監査実施上の視点」の問題点、（4）監査の結果（「指摘事項」、「意見」）などである。

## 【1】 県市長会負担金

リストNo. 補助金等の名称	No. 1	県市長会負担金		
根拠法令等（法律、要綱等）	名 称			制定年度
	埼玉県市長会会則			昭和 51 年度
補助金の額 （千円）	令和 2 年度 予算額	千円 2,615	令和 2 年度 決算額	千円 2,615
所管	部		課	
	市長室		秘書課	
補助金等の目的	県下各市の連絡協調を図り、市政の円滑な運営に資し、地方自治の興隆と繁栄に寄与することを目的にする。			
対象事業の名称	市長会・副市長会関係費			
対象事業の概要	埼玉県市長会への負担金			

### 1. 目的・概要の補足事項

埼玉県市長会は、県下各市の連絡協調を図り、市政の円滑な運営と進展に資し、もって地方自治の興隆と繁栄に寄与することを目的としている。

各市の負担金額は、市長会議において決定される。負担額の算定は市長会で定められた、年度ごとの「埼玉県市長会会費」一覧表により行われる。具体的には、令和 2 年度では、平成 31 年度 1 月 1 日住民基本台帳人口、人口割 1 人当たり 4 円（1 千円未満切り捨て）、均等割り 1 市 200,000 円とされ、負担額が決定される。

令和 2 年度埼玉県市長会会費は次の通り（上位 10 市抜粋）

市名	人口	人口割	均等割	合 計
川口市	603,838	2,415,000	200,000	2,615,000
さいたま市	1,302,256	5,209,000	200,000	5,409,000
川越市	353,115	1,412,000	200,000	1,612,000
所沢市	344,320	1,377,000	200,000	1,577,000
越谷市	342,945	1,371,000	200,000	1,571,000
草加市	248,488	993,000	200,000	1,193,000
春日部市	234,598	938,000	200,000	1,138,000
上尾市	228,519	914,000	200,000	1,114,000
新座市	165,336	661,000	200,000	861,000

久喜市	153,709	614,000	200,000	814,000
-----	---------	---------	---------	---------

質問票の回答として次の回答を得た。

① 埼玉県市長会会費一覧表の均等割 20 万円、人口割 1 人当たり 4 円の算出方法は、必要経費から算出され、毎年、役員会及び正副会長会議を経て、総会議案として決する。

② 効率性、効果性の評価の基準については、決算資料による結果報告等がある。負担割合が人口比であることについては、住民基本台帳人口を基準としており、算出根拠として最もわかりやすく平等である。③ 埼玉県市長会会費の総額 35,495 千円の具体的な根拠が提示されているかについては、各年度の埼玉県市長会一般会計歳入歳出決算書及び事項別明細書により内容について把握できる。

④ 負担金の予算について、定期的な見直しを検討した会議録等あったら提出願いたいとの回答には、決算及び予算編成時には、課内打ち合わせの際に、事業内容の検討をしているが、特に会議録等はない。⑤ その負担金の算出方法の根拠と算出額の妥当性の検討として、市長会の会費・事業等における、川口市の意向を反映させることができるかどうかの質問については、定期総会の議事は、出席者の過半数で決するものであり、定期総会の付帯事項として、川口市の意向を反映することは可能である。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

「要綱等」がなく、「埼玉県市長会会則」に基づき、費用負担を行っている。市長会会議において負担額の算定は決定され、市長会で定められた年度ごとの「埼玉県市長会会費」一覧表において「埼玉県市長会会則」により負担金を支出している。しかし、「埼玉県市長会会則」による負担金の支出は、川口市独自の「要綱」に基づく予算・決算により、収支が執行されるものではない。

「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際に準則として定める内部規範である。従って、市長会負担金を執行するに際して、秘書課独自の「交付要綱」を作成・準備する必要がある。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （ 指摘事項 ）

(1) 県市長会負担金を執行するに際しては、「埼玉県市長会会則」に基づき予算を執行するために、秘書課の「交付要綱」に基づき、収支が執行されるべきである。

従って、秘書課独自の「交付要綱」の作成を要請する。なお、「交付要綱」は、①補助金等の趣旨、②基本的な考え方（公益性・適格性の確認等）、③補助額の適正化、④終了の検討等の見直し規定等を設定しなければならない。

(2) 市長会で決定があった金額について、毎年、秘書課として、定期的に見直しを検討しているのであれば、会議録等を残し、川口市独自の評価足跡を残すことを要請する。

## 【2】 中間サーバー利用負担金

リストNo. 補助金等の名称	No. 2	中間サーバー利用負担金		
根拠法令等（法律、要綱等）	名 称		制定年度	
	①地方公共団体情報システム機構サービス利用約款 ②地方公共団体情報システム機構法 ③地方公共団体情報システム機構定款		①②③ 平成 26 年度	
補助金の額 （千円）	令和 2 年度 予算額	千円 28,204	令和 2 年度決 算額	千円 28,204
所管	部		課	
	企画財政部		情報政策課	
補助金等の目的	番号制は複数の機関に存在する個人の同一人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うために、国民一人ひとりに番号を付番することにより、社会保障・税制制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基礎である。この制度に適切に、対応するため、必要なシステムの整備を行うことを目的とする。			
対象事業の名称	社会保障・税番号制度システム整備事業			
対象事業の概要	中間サーバー・プラットフォームの運用経費に係わる負担金			

### 1. 目的・概要の補足事項

中間サーバー負担金とは、社会保障・税番号制度システムの整備事業の目的のために、中間サーバー・プラットフォーム運用経費に関わる負担金である。

各地方公共団体別の交付金の額については、地方公共団体情報システム機構法第 33 条及び地方公共団体情報システム機構定款 37 条第 1 項第 3 号の「行政手続きにおける通知カード及び個人情報の提供に関する個人カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 条）第 37 条第 1 項及び 50 条第 1 項に規定する交付金」であり、機構法第 8 条に定められた代表者会議において年度ごとに決定するものである。

表 平成 2 年度交付金は次の通りである。（上位 10 団体抜粋）

市町村名	第 1 回請求		第 2 回請求	
	地方財政処置分	地方財政処置分	国費処置分	合 計
埼玉県	5,590,500	5,590,500	12,502,000	23,683,000

川口市	6,658,000	6,658,000	14,888,000	28,204,000
さいたま市	11,141,000	11,141,000	24,913,000	47,195,000
川越市	3,149,000	3,149,000	7,042,000	13,340,000
所沢市	3,149,000	3,149,000	7,042,000	13,340,000
越谷市	3,149,000	3,149,000	7,042,000	13,340,000
草加市	1,855,000	1,855,000	4,148,000	7,858,000
春日部市	1,855,000	1,855,000	4,148,000	7,858,000
上尾市	1,855,000	1,855,000	4,148,000	7,858,000
新座市	1,855,000	1,855,000	4,148,000	7,858,000

表 2

	交付請求額		請求時期	支払時期
	地方財政処置分	国費処置分		
第 1 回目	1/2	-	8 月中旬	9 月末
第 2 回目	1/2	1/2	2 月中旬	3 月末

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

(1) 「要綱等」がなく、地方公共団体情報システム機構法（以下「機構法」という）第 33 条及び地方公共団体情報システム機構サービス利用約款第 8 条（以下「機構法等」という）に基づき、費用負担を行っている。毎年「機構法等」の代表者会議の決定の都度、負担金を支出している。しかし、その負担金の支出は、川口独自の「要綱」に基づく予算・決算により収支が執行されるものではない。

「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際に準則として定める内部規範である。従って、中間サーバー負担金を執行するに際して、情報政策課独自の「交付要綱」を作成・準備する必要がある。

(2) 「機構法等」に定められた代表者会議において毎年決定するため、中間サーバー利用負担金については、川口市の意向等が反映されない。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （指摘事項）

中間サーバー利用負担金を執行するに際しては、地方公共団体情報システム機構法第 33 条及び地方公共団体情報システム機構サービス利用約款第 8 条に基づき、予算を執行するために、情報政策課独自の「交付要綱」に基づき、収支が執行されるべきである。従って、情報政策課独自の「交付要綱」の作成を要請する。

なお、「交付要綱」は、①補助金等の趣旨、②基本的な考え方（公益性・適格性の確認等）、③補助額の適正化、④終了の検討等の見直し規定等を設定しなければならない。

### 【3】 県セキュリティクラウド負担金

リストNo. 補助金等の名称	No. 3	県セキュリティクラウド負担金		
根拠法令等（法律、要綱等）	名 称		制定年度	
	埼玉県自治体セキュリティクラウドの運用保守に関する協定書		令和2年度	
補助金の額 （千円）	令和2年度 予算額	千円 3,979	令和2年度 決算額	千円 3,978
所管	部		課	
	企画財政部		情報政策課	
補助金等の目的	総務省が提示した「自治体情報セキュリティクラウド」及び「自治体情報システム強靱性向上モデル」に準拠し、インターネット環境を分離させる。仮想化技術により既存環境のまま利用可能とするほか、併せて既存のLGWAN接続系、個人番号利用事務系も仮想化し、端末統合とセキュリティの強化を両立させるもの。			
対象事業の名称	高度標的型攻撃対策事業			
対象事業の概要	埼玉県自治体情報セキュリティクラウド運用保守に係わる負担金			

#### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 埼玉県自治体情報セキュリティクラウド運用保守に関わる負担金は、川口市と埼玉県とネットワンシステムズ株式会社と3者が協定書を締結して、相互に協力するものである。

その協定書における用語の定義は、次の定めるところによる。

- ① 参加団体：この協定書を締結した埼玉県内市町村、広域連合、一部事務組合及び県
- ② インターネット通信回路：埼玉県自治体情報セキュリティクラウドが置かれるデータセンターからインターネットサービスプロバイダーまでの通信回路
- ③ セキュリティクラウド通信回線：埼玉県自治体情報セキュリティクラウドが置かれるデータセンターから参加自治体が利用する回線事業者網までの通信回線
- ④ 参加自治体個別通信回線：甲（川口市）又は乙（埼玉県）から回線事業者までの通信回線
- ⑤ 接続機器：埼玉県自治体情報セキュリティクラウドに接続するコンピュータ、ネットワーク機器

(2) 関連文書とその事業費の負担基準は「埼玉県自治体情報セキュリティクラウド運用保守に関する協定書」第7条に、川口市の負担額は、令和2年度においては、3,978,775円（協定書10条）、契約期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日



まで（協定書3条）である。

従って契約の内容は毎年見直され、埼玉県自治体情報セキュリティクラウド接続要領5条では「情勢の変化により、この要領を変更する必要がある場合、電子自治体推進会議に基づき、県が変更するものとする」と規定されている。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

(1) 「要綱等」がなく、「埼玉県自治体セキュリティクラウドの運用保守に関する協定書」に基づき、費用負担を行っている。

川口市、埼玉県、ネットワークシステム株式会社との共同事業であり、その都度、「埼玉県自治体セキュリティクラウドの運用保守に関する協定書」により、負担金を支出している。しかし、「協定書」は、3者が協議して締結した協議書であり、その負担金の支出は、川口市独自の「要綱」に基づく、予算・決算により収支が執行されるものではない。

「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際に準則として定める内部規範である。従って、県セキュリティクラウド負担金を執行するに際して、情報政策課独自の「交付要綱」を作成・準備する必要がある。

(2) これからの時代、インターネットでの仕事、情報交換等が益々主流になり、ここでは、情報の漏洩、セキュリティが問題になっていくことだと思われる。そこで、セキュリティ問題は、専門家の知恵を借りてシステムを構築したり、対処していくことが重要であり、国民の個人情報漏洩することがあってはならない。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （ 指摘事項 ）

県セキュリティクラウド負担金の執行に際しては、「埼玉県自治体セキュリティクラウドの運用保守に関する協定書」に基づき、予算を執行するために、情報政策課独自の「交付要綱」に基づき、収支が執行されるべきである。

従って、情報政策課独自の「交付要綱」の作成を要請する。

なお、「交付要綱」は、①補助金等の趣旨、②基本的な考え方（公益性・適格性の確認等）、③補助額の適正化、④終了の検討等の見直し規定等を設定しなければならない。

### （ 意見 ）

埼玉県自治体セキュリティクラウドの運用保守に関する協定書は、川口市、埼玉県、ネットワークシステムズ株式会社の3者で、毎年更新している。一昔前は10年単位で変革をもたらしたが、インターネットの時代の現在においては、1年単位、特にコロナ禍ではもっと短い単位で変革をもたらしている。インターネット技術は、日進月歩で変革している時代において、県セキュリティクラウド負担金も更新の時に見直しをすることを要望する。

#### 【4】各種研修負担金

リストNo. 補助金等の名称	No. 4	各種研修負担金		
根拠法令等（法律、要綱等）	名 称			制定年度
	① 地方公務員法第 39 条 ② 川口市職員研修規則 ③ 川口市人材育成基本針			① 昭和 25 年度 ②③平成 13 年度
補助金の額 （千円）	令和 2 年度 予算額	千円 4,149	令和 2 年度 決算額	千円 2,776
所管	部		課	
	総務部		職員課	
補助金等の目的	職員に高度な専門知識の修得及び視野の拡大、ネットワークづくりなどを図らせるため派遣する。			
対象事業の名称	派遣研修費			
対象事業の概要	自治大学校、政策研究大学院大学、全国建設研修センター、市町村職員中央研修所、県・その他団体主催への職員の参加負担金			

#### 1. 目的・概要の補足事項

各種研修負担金とは、川口市職員研修規則、川口市人材育成基本方針に基づき、職員に高度な知識の習得及び視野の拡大を図るため各種機関での「派遣研修」を実施するために支出する金額である。

- (1) 地方公務員法第 39 条 1 項 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。
- (2) 川口市職員研修規則第 7 条 市長は、職員に高度な知識の修得及び視野の拡大等を図らせるため必要があると認めるときは、職員を国の機関、他の地方公共団体、研修機関、民間企業等へ派遣することができる。
- (3) 川口市は、職員の人材育成基本方針について、少子・高齢化、国際化、情報化の進展、環境問題に対する関心の高まり、雇用の流動化など、社会・経済環境の様々な分野で大きな転換期を迎えている。

#### 2. 「監査実施上の視点」の問題点

- (1) 「要綱等」がなく、「川口市職員研修規則、川口市人材育成基本方針」に基づき、費用負担を行っている。「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際に準則として定める内部規範である。従って、各種研修負担金を執行するに際して、職員課独自の「交付要綱」を作成・準備する必要がある。
- (2) 各種研修負担金の予算と決算の差異の分析は毎年行っているが、令和 2 年度の

予算 4,149,000 円に対し決算 2,776,394 円であり執行率は 66.9%、その理由はコロナ禍の影響により開催中止になったカリキュラムが多かったからである。

(3) 研修の目的は、研修したことを如何に職員の成長や現場・仕事に役立たせるか、市民のためになるかである。以下は、派遣研修参加結果の成果の検証方法についての質問結果の回答である。①「自治大学校研修派遣」川口市職員課主催の「政策課題共同研究研修」等の講師やアドバイザー ②「政策研究大学院大学研修派遣」派遣後は、研究したテーマと関連する部署に配属 ③「市町村アカデミー、全国建設研修センター等への研修派遣」各所属長から OJT で指導 ④「共通事項」復命書を作成し、上司に報告 ⑤特に全国の自治体職員が参加し、一流講師陣から専門的な知識や先進的な事例を学ぶことから、特に以下の 3 つのメリットが得られる。(イ) 他自治体職員や講師とネットワークができること。(ロ) 大局的な視点で実務を見直せること。(ハ) 問題解決のヒントが得られることである。職員の研修は、市民へのサービス向上に直結し市民の福祉の充実に繋がるものである。

### 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

#### （ 指摘事項 ）

各種研修負担金の執行に際しては、「川口市職員研修規則、川口市人材育成基本方針」に基づき、予算を執行するために、職員課の「交付要綱」に基づき、収支が執行されるべきである。従って、職員課独自の「交付要綱」の作成を要請する。

なお、「交付要綱」は、①補助金等の趣旨、②基本的な考え方（公益性・適格性の確認等）、③補助額の適正化、④終了の検討等の見直し規定等を設定しなければならない。

#### （ 意見 ）

(1) 各研修派遣先毎の対応につき、派遣者からの復命書の作成による報告、課内での勉強会と知識の共有、派遣者への派遣先からのフォローアップ調査等、派遣後、派遣者の研究テーマに関連する部署への配属等、適切な対応が行われている。また、新たな政策の立ち上げや業務の改善へ繋がるケースも多いとの回答であったが、最少の経費で最大の効果を挙げるべく、負担金の役割を果たす必要があることから、常にその効果の検証が行われ、最大限の効果があらわれることを要望する。

(2) 川口市の職員研修は、全職員 4,661 人（令和 2 年 4 月 1 日現在。消防職、現業職、医療センター採用の医療職員等を含む）を対象に、講師を招いての自前での研修を中心に実施されている。職員研修のうち、各種研修負担金を必要とする派遣研修はほんの一部で、予算額も少なく、外部での研修機会は職員 1 人当たり在職中に数回程度である。また会計年度任用職員 1,004 人（令和 2 年 4 月 1 日現在）はこの研修の対象には含まれていない。この現状から、地方公務員法第 39 条 1 項、川口職員研修規則、人材育成基本方針に照らして効果的な運用が行われているかどうかの再検証が行われることを要望する。

## 【5】埼玉県防災行政無線施設再整備事業負担金

リストNo. 補助金等の名称	No. 5	埼玉県防災行政無線施設再整備事業負担金		
根拠法令等（法 律、要綱等）	名 称		制定年度	
	地方財政法第 27 条		昭和 23 年度	
補助金の額 （千円）	令和 2 年度 予算額	千円 6,000	令和 2 年度 決算額	千円 4,910
所管	部		課	
	危機管理部		防災課	
補助金等の目的	災害時における行政間の情報収集・伝達や市民に対する正確な情報提供のための通信網の整備、多ルート化等による災害に強い情報通信網の整備を図る。			
対象事業の名称	防災施設整備事業			
対象事業の概要	埼玉県が整備する地上系防災行政無線の再整備に係る費用について、地方財政法第 27 条に基づき県内市町村が 2 分の 1 を負担するもの。			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 地上系防災行政無線の再整備について

##### ① 埼玉県の防災行政無線

埼玉県では、市町村をはじめとする防災行政無線設置機関の協力のもと、地上系及び衛星系の防災行政無線を整備・運用し、災害発生時における情報収集・伝達手段を確保している。このうち、地上系防災行政無線は県庁と県内の市町村、消防本部、防災関係機関等全 240 箇所とを接続する、埼玉県が独自に通信事業者回線（NTT 回線）とは独立して構築した、無線を基本とするネットワークである。

##### ② 再整備の必要性

地上系防災行政無線は、当初整備を昭和 49 年度から 52 年度に実施し、前回再整備について、平成 13 年度から 18 年度に実施した。

このため、前回再整備から長期間が経過し、設備の老朽化に加えて、修理部品等の調達が困難となっており、今後の運用に支障を及ぼすことのないよう、平成 29 年度から令和 2 年度において、全面的な再整備を実施したもの。

#### (2) 市町村負担金に係わる経緯

平成 28 年 11 月 29 日 市町村防災担当課長会議にて事前説明

平成 28 年 12 月 地方財政法第 27 条に基づく意見聴取を行い整備費の 2 分の 1 を負担することについて、川口市を含む全市町村から「異議なし」の回答

平成 29 年 3 月 27 日 市町村が負担すべき金額を再整備に係る工事費の 2 分の 1 とする議案が、県議会平成 29 年 2 月定例会において可決

(負担率及び負担額)

市町村の負担率 2 分の 1 負担金額 約 6,000,000 円

(注) (負担金に係る財政措置) 緊急防災・減災事業債が利用可能。

当地方債の活用により、充当率 100%、地方交付税として元利償還金の 70% が基準財政需要額に算入される。

(3) 令和 2 年度川口市負担金について

埼玉県危機管理防災部消防課長より「地上系防災行政無線施設再整備事業に係る負担金について」の通知より抜粋。

負担金額	4,910,000 円
納入通知書発行予定日	令和 3 年 3 月 15 日
納入期限 (予定)	令和 3 年 3 月 30 日

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

(1) 「要綱等」がなく、地方財政法第 27 条の規定に基づく意見聴取により、埼玉県防災行政無線施設再整備事業負担金を支出している。しかし、その負担金の支出は、川口市独自の「要綱」に基づく予算・決算により、収支が執行されるものではない。

「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際に準則として定める内部規範である。従って、埼玉県防災行政無線施設再整備事業負担金を執行するに際して、防災課独自の「交付要綱」を作成・準備する必要がある。

(2) 埼玉県防災行政無線施設再整備事業負担金については、「埼玉県から県内全市町村あてに事前説明会及び地方財政法第 27 条の規定に基づく意見聴取 (全市町村異議なし) を行った上で、埼玉県議会平成 29 年 2 月定例会で可決されたもの」で、本来埼玉県の事業であることから、川口市において独自に廃止縮小を検討したことがない。

## 3. 監査の結果 (指摘事項、意見)

### ( 指摘事項 )

埼玉県が整備する地上系防災行政無線の再整備に係る費用につき地方財政法第 27 条に基づき、予算を執行するために、防災課独自の「交付要綱」の作成を要請する。なお、「交付要綱」は、①補助金等の趣旨、②基本的な考え方 (公益性・適格性の確認等)、③補助額の適正化、④終了の検討等の見直し規定等を設定しなければならない。

## 【6】 組織活動補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 6	組織活動補助金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称		制定年度	
	川口市自主防災組織活動補助金 交付要綱		平成 13 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予算額	千円 11,000	令和 2 年度 決算額	千円 7,870
所管	部		課	
	危機管理部		防災課	
補助金等の目的	自主防災組織の結成や活動を支援し、防災意識の向上及び地域における防災力の向上を図る。			
対象事業の名称	自主防災組織育成事業			
対象事業の概要	自主防災組織が購入する資機材、倉庫、防災訓練及び防災計画等に関する補助金			

### 1. 目的・概要の補足事項

- (1) 補助対象者は、川口市自主防災組織育成要綱で定めたとおり  
 (7) 自主防災組織 町会・自治会を単位 (229 町会・自治会)  
 (4) 地区防災連合会 連合町会を単位 (14 地区)
- (2) 予算額、決算額の推移等

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額 (単位：千円)	11,000	11,100	9,793
決算額 (単位：千円)	7,870	10,684	9,169
交付先件数 (件)	67	108	102
延べ申請件数 (件)	82	159	154

### 2. 「監査実施上の視点」の問題点

- (1) 令和 2 年度 予算額 11,000,000 円、決算額 7,870,005 円、差額 3,129,995 円  
 予算額と決算額の差異は、新型コロナウイルスの感染拡大により防災訓練の中止など組織的な活動が困難な状況となったことから、前年度と比較して大幅に低下した。それ以前は例年高い執行率となっており、防災意識の高揚及び防災活動の推進には必要な額と思われる。
- (2) 補助金額の見直しについては、交付団体のニーズや要望、購入機材の傾向、自然災害の状況を鑑み対象品目の拡大等を毎年行っており、また新型コロナウイルス感染症の影響なども踏まえながら、継続して検討を行っている。

- (3) 防災訓練は、従来の訓練だけでなくコロナ禍での避難所運営などを取り入れた訓練を各町会、自治会が実施できるよう、感染症対策を踏まえた避難所運営に関する動画を公開し、町会・自治会にも周知している。また、コロナ禍の対応だけでなく、防災・災害に関する情報は、目的に応じてあらゆる手段を使用して、周知、啓発している。あらゆる手段としては、各種講座、ホームページ、市の情報メール、市の公式LINE、Lアラート、エリアメール、Yahoo!防災速報、YouTubeなどである。
- (4) 補助金で購入した資機材、消耗品等の管理状況は、どうなっているのか質問したところ、毎年、自主防災組織及び地区防災連合会に対し、資機材の管理状況を照会し把握に努めているが、各自主防災組織等で維持管理を行っている、との回答であった。
- (5) 「川口自主防災組織活動補助金交付要綱に基づいて、交付が行われる補助金についても、その要綱の見直し、再評価の条項を設けるか、あるいは、横断的に適用することができる川口市独自の交付指針又は、ガイドラインが必要ではないか」の質問に対して、「交付の見直しについては例年検討を行っており、必要に応じて実際の見直しを行っていることから、改めて再評価の条項を設ける必要性を感じていないが、今後再評価の条項を新たに設けることを検討したい」との回答を得た。

### 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

#### （ 指摘事項 ）

- (1) 昨今の災害は、その激甚化、多様化により、対応に必要な資機材も多様化し進化もしていることから、常に新しい情報を共有し、その整備等は、定期的な情報更新と再評価見直しが必要不可欠である。

従って、当該補助金等である組織活動補助金の定期的な見直しが必要であることから、交付要綱に「見直し規定」の設置を要請する。

- (2) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、補助金等の再評価見直しは、その行政評価とは別の視点で、再評価方法の基準の設定を要請する。また、その検討書類については、見直し期ごとの比較資料として活用する必要であることから、保存保管を要請する。

#### （ 意見 ）

補助金で購入した資機材、消耗品等の管理については、管理状況を照会し把握に努めているとのことであるが、人命にかかわる資機材であることから、状況管理とは、在庫管理のみならず、いつでも使用できるように、整備状況が明確に確認できるように、お互いに情報共有をしておくことが必要である。

従って、災害に対する人命保護の観点から、資機材の整備状況等の情報共有等最大限の努力を要望する。

## 【7】 防犯協会交付金

リストNo. 補助金等の名称	No. 7	防犯協会交付金		
根拠法令等（法律、要綱等）	名 称		制定年度	
	① 川口市防犯協会交付金交付要綱 ② 川口市防犯協会交付金交付基準 ③ 川口防犯協会会則		①平成 12 年度 ②平成 14 年度 ③昭和 42 年度	
補助金の額 （千円）	令和 2 年度 予算額	千円 4,500	令和2年度 決算額	千円 4,500
所管	部		課	
	危機管理部		防犯対策室	
補助金等の目的	地域の自主防犯活動への支援や市民の防犯意識の高揚を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。			
対象事業の名称	防犯対策事業			
対象事業の概要	防犯協会への交付金			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 趣旨・目的

##### ① 「川口市防犯協会交付金交付要綱」の趣旨

防犯思想の普及を図るとともに、防犯体制の確立と自主防犯活動を推進し、青少年非行防止事業を行う団体に協力するために交付する川口市防犯協会交付金（以下「交付金」という）については、川口市補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

##### ② 川口市防犯協会交付金交付基準の目的

防犯思想の普及徹底を図るとともに、防犯体制の確立と自主防犯活動を推進し、青少年非行防止に協力することを目的とする。

##### ③ 「川口市防犯協会会則」の趣旨

犯罪のない明るい社会実現のため、安全思想の普及と安全な社会環境の樹立を支援することにより、安全で安心できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (2) 交付対象、交付対象経費

① 交付対象 川口市防犯協会

② 交付対象経費 川口市防犯協会の年度活動運営等及びその他事業に要する経費

③ 川口市防犯協会事業

(ア) 地域防犯思想の普及高揚 (イ) 地域安全対策の調査研究及び安全施設の充実強化 (ウ) 地域防犯推進委員並びに地域防犯協力委員による防犯活動の促進 (エ)



地域安全広報誌並びに安全資料の発行 (オ) 犯罪及び事故の未然防止活動に対する協力援助 (カ) 少年の健全育成及び非行防止活動 (キ) 風俗環境の浄化活動に対する協力援助 (ク) 地域安全功労者・団体の表彰及び上申 (ケ) 関係機関・団体との連絡調整 (コ) その他協会の目的を達成するための事業

- (3) 交付金額 ① 現在人口（前年 10 月 1 日を基準日）× 9.5 円  
 ② 交付金額が 450 万円を超えた場合は 450 万円

(4) 予算額、決算額の推移等

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額（単位：千円）	4,500	4,500	4,500
決算額（単位：千円）	4,500	4,500	4,500

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

(1) ひったくりや自転車盗などの街頭犯罪に加えて、近年、犯罪内容が複雑・巧妙化していることから、警察・行政・地域住民一体となって防犯活動に取り組むことが重要となっている。

また、川口市防犯協会の活動についても、日々変化していく社会情勢に対応していくことが必要となる。

(2) 当該交付金の終期の有無について確認したところ、終期は無い、との回答であったが、事業は継続しても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効性等を勘案して、縮小したり、増額したりする必要がでてくる可能性はあり、定期的に再評価し見直す必要があることから、毎年あるいは、数年間の期間を設定して、補助金等の終期を設定する必要がある。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （ 指摘事項 ）

(1) 当該交付金の定期的な見直しが必要であることから、交付要綱に見直し規定の設置を要請する。

(2) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているということであるが、補助金等の再評価見直しは、その行政評価とは別の視点で、再評価の方法を設定し、見直しを行うことを要請する。さらには、その検討書類については、見直し期ごとの比較資料であることから、保存保管をし活用する必要がある。

### （ 意見 ）

犯罪が多岐に渡り、特に青少年の犯罪が多く、過激になっているので防犯意識の普及啓発に務め、①防犯教室（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）、講習会等の実施 ②防犯キャンペーン等の啓発活動の実施 ③防犯情報メール配信等のサービスの実施等をさらに強化することを要望する。

## 【8】町会防犯灯電気料補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 8	町会防犯灯電気料補助金		
根拠法令等（法律、要綱等）	名 称		制定年度	
	川口市町会防犯灯電気料補助金交付要綱		平成 12 年度	
補助金の額 （千円）	令和 2 年 度予算額	千円 38,237	令和 2 年度 決算額	千円 28,249
所管	部		課	
	危機管理部		防犯対策室	
補助金等の目的	地域の自主防犯活動への支援や市民の防犯意識の高揚を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。			
対象事業の名称	防犯対策事業			
対象事業の概要	町会・自治会が管理する防犯灯の電気料を全額補助するもの			

### 1. 目的・概要の補足事項

安全な市民生活の維持と地域コミュニティづくりの推進に資することを目的とし、防犯灯を設置し、管理する町会・自治会に対し、当該防犯灯の電気料に充てるため補助金を交付するもの。

防犯灯と道路照明灯について、防犯灯とは町会・自治会が私道に設置し、管理しているものであり、市が市道に設置し、管理している道路照明灯とは区別されている。

#### (1) 補助金額

補助金の交付を受けようとする町会・自治会が電力会社に支払った電気料相当額

#### (2) 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする町会・自治会はその年の電気料に充てられる補助金について 翌年 1 月末までに申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付

①電力会社が発行した領収書の写し

②その他市長が認める書類（電気料金集約分内訳表の写し、預金通帳の写し等）

(3) 交付先件数 187 件 （令和元年 187 件、平成 30 年 188 件）

#### (4) 予算額、決算額の推移等

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額（単位：千円）	38,237	39,418	39,311
決算額（単位：千円）	28,249	33,726	33,039

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

### (1) 補助金の交付について、

予算 令和2年度 38,237,000円 決算 令和2年度 28,249,056円

予算 令和元年度 39,418,000円 決算 令和元年度 33,726,122円

令和2年度の予算額、決算額が減少した理由としては、道路照明灯への移行や、防犯灯のLED化推進による電気料の削減等が挙げられるが、今後もこのような検討の余地がある。

(2) 当該補助金の終期の有無について確認したところ、終期は無い、との回答であったが、事業は継続しても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効性等を勘案して、縮小したり、増額したりする必要がでてくる可能性はあり、定期的に再評価し見直す必要があることから、毎年あるいは、数年間の期間を設定して、補助金等の終期を設定する必要がある。

(3) 具体的な見直し検討について ①防犯灯の設置場所の見直し、②電球 LED の検討、③その他 がある。特に普通の電球・蛍光灯・LED とを比較すると、以下の通り LED が圧倒的に長寿である。

(ア) 白熱電球は 1,000 時間～2,000 時間 (1 日 8 時間点灯の場合 125 日～250 日)

(イ) 蛍光灯 6,000 時間～12,000 時間 (1 日 8 時間点灯の場合 2～4 年)

(ウ) LED 40,000 時間～50,000 時間 (1 日 8 時間点灯の場合 13 年～17 年)

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

### ( 指摘事項 )

(1) 当該補助金の定期的な見直しが必要であることから、交付要綱に「見直し規定」の設定を要請する。

(2) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているということであるが、補助金等の再評価見直しは、その行政評価とは別の視点で、再評価の方法を設定し、見直しを行うことを要請する。

さらには、その検討書類については、見直し期ごとの比較資料であることから、保存保管をし活用することを要請する。

### ( 意見 )

防犯灯の電球として、電球・蛍光灯・LED とを比較すると、LED が圧倒的に長寿であることから、LED 化へのさらなる推進を要望する。

## 【9】 除却事業負担金

リストNo. 補助金等の名称	No. 9	除却事業負担金		
根拠法令等（法律、要綱等）	名 称		制定年度	
	川口栄町及び川口幸町の除却工事等の実施に関する協定書		令和元年度	
補助金の額 （千円）	令和 2 年度 予算額	千円 322,545	令和 2 年度 決算額	千円 0
所管	部		課	
	理財部		管財課	
補助金等の目的	UR（独立行政法人都市再生機構）が主体となって UR と川口市が区分所有している建物の除却工事を行い、それぞれ所有する床面積比を基準として、UR と川口市が除却費を負担するもの。			
対象事業の名称	市街地施設付住宅除去事業			
対象事業の概要	UR が川口市から全面借地方式で建設した市街地施設付住宅の借地契約期間が満了を迎えるにあたり、建物の除却に向けての必要経費を支出するもの。			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 川口市と独立行政法人都市再生機構（UR）は、川口市及びURが所有する下記①及び②の区分所有建物について、平成 28 年 12 月 22 日付けで取り交した借地契約の終了に伴う取扱い等に関する覚書等に基づく①「川口幸町市街地住宅」②「川口栄町市街地住宅」の除却工事を実施するに当たり、川口栄町及び川口幸町の除却工事等の実施に関する協定書に基づき、その除却費用を川口市と UR で負担するものである。

- |              |      |                         |
|--------------|------|-------------------------|
| ①「川口幸町市街地住宅」 | 所在地  | 埼玉県川口市幸町 3-8-25         |
|              | 構造等  | 鉄筋コンクリート造陸屋根屋階付 5 階建    |
|              | 建物面積 | 2,072.36 m <sup>2</sup> |
| ②「川口栄町市街地住宅」 | 所在地  | 埼玉県川口市栄町 3-11-24        |
|              | 構造等  | 鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建       |
|              | 建物面積 | 2,716.33 m <sup>2</sup> |

#### 費用負担割合

団地名	川口市	UR
川口幸町	35.88%	64.12%
川口栄町	50.66%	49.34%

(2) 予算額、決算額の推移等

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	322,545	0	0
決算額（単位：千円）	0	0	0

2. 「監査実施上の視点」の問題点

(1) 令和2年度の予算322,545,000円に対し、決算は0円、土壌が悪く周辺のインフラ等に影響を及ぼす恐れがあったため、当初予定していた工法オーガーケーシング工法を変更したことによる工期の延長が決定されたため、予算が執行されなかった。

(2) 川口市内に、過去に、全面借地方式で建設された7団地について、URとの協議の結果、契約満了に合わせて、順次更地返還されることになっている。解体についてはURで行い、費用負担割合により算出された負担金を支払うものである。その費用負担を少なくするため、契約期間等を考慮し複数団地の解体を一緒に行う予定であるが、川口市が所有する資産について行われる工事等であり、また、その負担金額も大きな金額であることから、透明性を確保する意味からも、市民に対する、もっと更なる情報の開示が必要である。

(3) 管財課の「交付要綱」がなく、URとの締結による「協定書」により、費用負担を行っている。URの目的は、我が国の機能的な都市生活等の発展・推進を目的とする機構であり、川口市だけを対象としたものではない。

また、「協定書」は、両者が協議して締結した協議書であり、その負担金の支出は、川口市独自の「要綱」に基づく、予算・決算により収支が執行されるものではない。

「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際の準則として定める内部規範である。

従って、「除却事業負担金」を執行するに際して、管財課独自の「交付要綱」を作成・準備する必要がある。

3. 監査の結果（指摘事項、意見）

（指摘事項）

(1) 除却事業負担金を執行するに際して、URとの「協定書」でなく、管財課の「交付要綱」に基づき、当該事業の収支が執行されるべきであり、管財課独自の「交付要綱」を作成されることを要請する。

なお、「交付要綱」は、①補助金等の趣旨、②基本的な考え方（公益性・適格性の確認等）、③補助額の適正化、④終了の検討等の見直し規定等を設定しなければならない。

(2) 当該除却負担金についても、併せて、上記URとの協議による工事負担金についても、川口市ホームページへの掲載等、市民に対する、更なる情報開示を要請するものである。

## 【10】電子入札共同システム負担金

リストNo. 補助金等の名称	No. 10	電子入札共同システム負担金		
根拠法令等（法律、要綱等）	名 称		制定年度	
	① 埼玉県電子入札共同システム費用負担基本協定		① 平成30年度	
	② 埼玉県電子入札共同システム費用負担令和2年度協定		② 令和2年度	
補助金の額 (千円)	令和2年度 予算額	千円 4,831	令和2年度 決算額	千円 4,547
所管	部		課	
	理財部		契約課	
補助金等の目的	埼玉県電子入札共同システムの運用			
対象事業の名称	電子入札共同システム費			
対象事業の概要	埼玉県電子入札共同システムの開発費及び運営費に係わる負担金			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 埼玉県と川口市とは、埼玉県電子入札共同システムの開発及び運営に係わる事業の費用負担について、「埼玉県電子入札共同システム費用負担基本協定」に基づいて負担する。その費用負担金が、電子入札共同システム負担金である。

#### (2) 事業費の範囲

川口市は埼玉県電子入札共同システムの工事機能のみ参加しており、その事業費は開発費及び運営費である。

①開発費 開発及び改修に係わる経費

②運営費 (ア) 運用、保守及び管理に係わる経費 (イ) ハードウェア及びソフトウェアに係わる経費 (ウ) ヘルプデスクに係わる経費 (エ) 発注者向け説明会に係わる経費

(3) 令和2年度埼玉県電子入札共同システム費用負担金は、次表の通りである。

団体名	共同システム負担額	共同窓口業務負担金	合 計
川口市	4,028,029	519,000	4,547,029
さいたま市	8,110,885	664,000	8,774,885
越谷市	5,420,967	452,000	5,872,967
熊谷市	3,657,264	457,000	4,114,264
上尾市	3,221,383	451,000	3,672,383

(注) 負担金上位5団体を抜粋（熊谷市、上尾市は物品機能の負担金含む）

(4) 予算額、決算額の推移等

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	4,831	4,913	5,507
決算額（単位：千円）	4,547	4,757	5,172

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

(1) 契約課の「交付要綱」がなく、埼玉県と各参加団体が負担などを定めた協定（「埼玉県電子入札共同システム費用負担令和2年度協定」）の締結による「協定書」により、費用負担を行っている。「協定書」は、両者が協議して締結した協議書であり、負担金の支出は、川口市独自の「要綱」に基づく、予算・決算により収支が執行されるものではない。「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際の準則として定める内部規範である。従って、「電子入札共同システム負担金」を執行するに際して、契約課独自の「交付要綱」を作成・準備する必要がある。

(2) 埼玉県電子入札共同システム費用負担金の算定基準、算定文書としては、埼玉県と各参加団体が負担などを定めた協定（「埼玉県電子入札共同システム費用負担令和2年度協定」）を締結し、事業費の確定後、算定した文書とともに負担割合に応じた負担額が埼玉県から通知される。

(3) 電子入札共同システムを導入した効果と評価として、次に掲げるものがある。

①市は指名通知をシステムから行えるために、郵送や電話連絡の事務が不要になり応札者は自分のペースで時間をかけて入札することができる。②市・応札者ともに事務上の利便性が高く、ミスの防止になる。③入札参加者に対する出席の確認、仕様書の回収、札入れの時間も不要になることから、開札時間は紙入れの場合最低15分程度要するのに対し、電子の場合5分から10分程度で入札が完了する。④その他 (ア) 入札用の部屋の準備がいらぬ。(イ) 入札者が来庁する必要がない。(ウ) 審査の手続きに人員を割かなくて良い。⑤導入前後で担当者の人員は増減していない。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （指摘事項）

(1) 電子入札共同システム負担金を執行するに際して、「協定書」でなく、契約課の「交付要綱」に基づき、当該事業の収支が執行されるべきであり、契約課独自の「交付要綱」を作成されることを要請する。なお、「交付要綱」は、①補助金等の趣旨、②基本的な考え方（公益性・適格性の確認等）、③補助額の適正化、④終了の検討等の見直し規定等を設定しなければならない。

(2) 電子入札共同システムを導入した効果と評価において、担当者の人員の削減にはつながっていないが、導入で、例えば「0.5人分の事務削減効果があった」「時間外勤務を抑止できた」などの効果の評価が行われることを要請する。

## 【11】 地方税共同機構負担金

リストNo. 補助金等の名称	No. 11	地方税共同機構負担金		
根拠法令等（法 律、要綱等）	名 称		制定年度	
	地方税共同機構負担金規程		平成 31 年度	
補助金の額 （千円）	令和 2 年 度予算額	千円 14, 590	令和 2 年度 決算額	千円 14, 590
所管	部		課	
	理財部		税制課	
補助金等の目的	地方税に係わる共同事業の運営			
対象事業の名称	一般事務費			
対象事業の概要	地方税に係わる共同事業費用を各地方団体に負担するもの			

### 1. 目的・概要の補足事項

- (1) 地方税共同機構（Local Tax Agency、LTA）とは、地方税に関する事務の合理化、納税者などの利便の向上を目的として、日本の地方公共団体が共同で運営する法人（地方共同法人）で、地方税法第 9 章（第 761 条～第 803 条）により設立（平成 31 年 4 月 1 日）され、eLTAX の運営を一般社団法人地方税電子化協議会から引き継いだ。同時に、全国地方税務協議会と OSS 都道府県税務協議会の業務も引き継いだ。
- (2) 従来、地方税の手続きをオンラインで受け付ける eLTAX は、全国の都道府県・市町村・特別区が会員となった地方税電子化協議会が運営していた。

この協議会は、一般社団法人という民間法人の形態であるため、総務大臣の監督に服しない、役員・職員の守秘義務が法定されていないなど、eLTAX を安全かつ安定的に運営するためには法的に不十分であった。

- (3) そこで地方共同法人として地方税共同機構を設立し、eLTAX の運営を地方税電子化協議会から引き継ぐこととした。第 196 回国会による平成 30 年度税制改正による地方税法改正により成立し、平成 31 年 4 月 1 日から施行された。地方税共同機構負担金は、eLTAX の利用に伴い地方税電子化協議会に対する負担金として、平成 20 年度から開始され、平成 31 年 4 月 1 日より地方税共同機構に引き継がれた。
- (4) 地方税共同機構負担金は、地方税に係わる共同事業費用を各地方公共団体に負担するもので、8 つの負担金にわかれている。負担金の種類については、①基礎負担金 ②電子申告等関係費負担金 ③経由機関業務関係費負担金 ④国税連携関係費負担金 ⑤eLTAX 次期更改準備資金 ⑥扶養親族等申告書刷成費負担金 ⑦車体課税関係費負担金 ⑧共同収納手数料負担金

- (5) 予算額、決算額の推移等

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
--	---------	-------	----------



予算額（単位：千円）	14,590	12,362	0
決算額（単位：千円）	14,590	12,361	0

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

(1) 税制課の「交付要綱」がなく、地方税共同機構負担金規程に基づき、費用負担を行っている。「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際の準則として定める内部規範である。地方税共同機構負担金規程は、川口市独自の基準ではなく、一般的基準である。

従って、「地方税共同機構負担金」を執行するに際して、税制課独自の「交付要綱」に基づいて、負担金支出が執行されるべきである。

(2) 地方税共同機構負担金の評価については、地方税共同機構から提供される負担金の資料の確認のみで、市独自での評価等はしていないが、今後の法令改正等に伴い、市町村間の負担の公平が保てないときは、意見・要望等を行うことが必要である。

(3) 令和2年度の川口市 eLTAX の普及率については、法人市民税の申告書は 73.3%、個人市県民税の給与支払報告書は 54.1%であり、eLTAX を導入して事務の効率化、人員等の削減については、「自庁システムへ取り込むための eLTAX データの変換作業やエラーデータの確認作業」など、職員の負担が増加した部分があり、導入効果を上げるためには今後課題が残る。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （ 指摘事項 ）

地方税共同機構負担金を執行するに際して、地方税共同機構負担金規程でなく、税制課の「交付要綱」に基づき、当該負担金の収支が執行されるべきであり、税制課独自の「交付要綱」を作成されることを要請する。

なお、「交付要綱」は、①補助金等の趣旨、②基本的な考え方（公益性・適格性の確認等）、③補助額の適正化、④終了の検討等の見直し規定等を設定しなければならない。

### （ 意見 ）

国の eLTAX の利用率の目標（令和5年度末）については、中小法人における法人住民税の申告は 85%、個人住民税の給与支払報告書は 65%である。地方税共同機構が令和2年に実施したアンケートでは、eLTAX を利用するきっかけになったものの中で、税理士や加入団体（青色申告会、法人会等）からの紹介が一番多く、最も少ないのが新聞・雑誌、市区町村等の広報誌になっている。それらのアンケート等を参考にしながら、導入について市民の声を聞く、あるいは市民の智慧をかりる等の様々な方法を用いて、令和5年度末には中小法人における法人市民税の申告について 85%、個人市県民税の給与支払報告書について 65%の目標を達成することを要望する。

## 【12】町会会館建築事業等補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 12	町会会館建築事業等補助金		
根拠法令等（法律、要綱等）	名 称		制定年度	
	川口市町会会館建築事業等補助金交付要綱		平成 11 年度	
補助金の額 （千円）	令和 2 年 度予算額	千円 28,581	令和 2 年 度決算額	千円 27,738
所管	部		課	
	市民生活部		自治振興課	
補助金等の目的	町会が行う町会会館の新築・増改築・補修及び同用地購入事業費の一部を補助する			
対象事業の名称	町会会館建築事業等補助金			
対象事業の概要	① 町会会館の建築等（新築・増改築・修繕・土地購入）について補助を行う。②前年度に実施計画を提出した町会・自治会に対して、実施する事業年度に補助を行う。③事業費、外構工事費、解体費、備品家具類の購入等は、補助対象外となる。			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 川口市町会会館建築事業等補助金は、コミュニティ活動の拠点となる町会会館の整備を促進し、地域社会における市民の自治と連帯の意識を高め、コミュニティづくりの推進に寄与することを目的とし補助の対象となる事業は、町会が行う建築事業等とする。

(2) 川口市町会会館建築事業等補助金交付要綱（以下要綱という）は、次の用語を定義している。①町会会館：町会員が主な利用者となり、コミュニティ活動のための集会、行事等に使用し、かつそのために必要な機能を備えた施設 ②建築事業：町会会館の新築、増改築または修繕 ③建築事業等：建築事業、建築事業に係わる土地の購入及び備品の購入

(3) 交付要綱に、補助率及び補助金額は、次のとおり定めている。

①新築は、当該事業に係る工事費の 3 分の 2 以内で、5,000 千円を限度。当該事業に対し、埼玉県補助金が交付される場合は、当該事業に係る工事費の 3 分の 2 以内で、10,000 千円を限度。②増改築又は修繕は、当該事業に係る工事費の 2 分の 1 以内で、5,000 千円を限度。③土地の購入は、当該土地の取得額の 3 分の 1 以内で、5,000 千円を限度。④備品購入は、当該備品の購入額の 10 分の 10 以内で、100 千円を限度。

(4) 予算額、決算額の推移等

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
--	---------	-------	----------

予算額（単位：千円）	25,581	33,000	29,000
決算額（単位：千円）	27,738	31,943	24,455
交付件数（件）	12	11	3

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

(1) 当該補助金等である交付金の期間の終期の有無について確認したところ、終期は無い、要綱の見直し、再評価については、町会活動の拠点事業として必要性が高いため、廃止・縮小は現在考えていないとの回答であった。事業は継続しても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効性等を勘案して、縮小したり、増額したりする必要がでてくる可能性があることから、毎年あるいは、数年間の期間を設定して、定期的に再評価し見直す必要がある。

(2) ①町会の総数と町会会館を保有している町会の数の比率は58.6%「(会館保有数)136/232(川口市町会の総数)」で、約40%の町会が町会会館を保有していない。

②現在、町会会館を保有していない町会のコミュニティは公民館を利用している。

③町会会館の原資は町会会費(各町会によって徴収する会費の金額が違う)の中から一部積み立てることによって行われ、会館を建てるには長い期間を要する。

④川口市の人口は増加しているが、市民が町会に加入する数は鈍化してきている。町会に加入するとゴミ集積所の清掃、町会の役員をすると町会の会費の集金、川口市の広報誌の配布等の問題が生じている。

(3) ①当該補助金の目的は、町会活動の拠点である町会会館の整備を促進するためのものである。②それぞれの町会の規模等各々の事情に照らして会館の規模等も異なり、会館を持たない町会もあり、より公平性を保つ必要がある。③公平性を考慮すると当該補助金の存在意義も問う必要が生じる。④建築等行う場合、建築等の時点の社会・経済情勢に即した一定の基準に沿って、その補助金の金額も決定された方が、より公益性、公共性に照らしても適切である。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （ 指摘事項 ）

(1) 当該補助金等の定期的な見直しが必要であることから、交付要綱の「見直し規定」の設置を要請する。

(2) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、補助金等の再評価見直しは、その行政評価とは別の視点による再評価方法の基準の設定を要請する。

### （ 意見 ）

当該補助金等の限度額については、建築価格等が安定している際には、定額の補助金額でもよいが、その建築等時点の社会・経済情勢により、その時価の変動に応じて、補助金の限度額を変動するスライドする方法が良い方法である。経済情勢に対応する合理的な方法を加味した基準への見直しを要望する。

### 【13】 コミュニティ事業助成金

リストNo. 補助金等の名称	No. 13	コミュニティ事業助成金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称		制定年度	
	令和2年度コミュニティ事業助成事業実施要綱		令和2年度	
補助金の額 (千円)	令和2年度 予算額	千円 7,200	令和2年度 決算額	千円 2,300
所管	部		課	
	市民生活部		自治振興課	
補助金等の目的	コミュニティ事業を支援する。			
対象事業の名称	コミュニティ推進事業			
対象事業の概要	地域におけるコミュニティ事業の円滑化と住民コミュニティ意識の高揚を図り、地域コミュニティづくりの推進を図る。 対象となる備品は、修繕等を要する地域の祭りに関する備品等以外の単純に購入するものに限る。			

#### 1. 目的・概要の補足事項

- (1) コミュニティ事業助成金は、一般社団法人自治総合センターが「宝くじの社会貢献事業」として、コミュニティ活動に必要な備品や集会設備安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。
- (2) コミュニティ助成事業のうち、一般コミュニティ助成事業として「住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業」とする。
- (3) 宝くじの社会貢献広報事業としての助成金の金額と宝くじの社会貢献広報について、要綱は次のように規定している。①助成金 1件付き10万単位（10万未満切り捨て）100万円から250万円まで ②宝くじの社会貢献広報 宝くじの受託事業収入を財源として助成されることから、事業で整備する施設又は設備等、若しくは実施するイベント等ソフト事業のポスターやチラシ及び看板等に、宝くじの広報表示を行うものとする。

広報誌を通じ、「宝くじの助成金で整備し実施する」旨の公報を行うものとする。

#### (4) 予算額、決算額の推移等

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	7,200	5,900	6,800

決算額（単位：千円）	2,300	2,500	4,400
交付件数（件）	1	1	2

## 2. 実施上の視点、現状の問題点

- (1) 補助金の申請時に、補助金事業実績報告書、補助事業収支決算書、歳入歳出予算事項証明書等のほかに、一般財団法人自治総合センターへ提出する書類の検討と現地聞き取り等を実施しているが、一般社団法人自治総合センターが実施している事業のため、川口市での見直しは検討していない。
- (2) ①この助成金は、その決定までのプロセスが原因で、予算額と予算執行額との差額が生じているという自治振興課からのヒアリング回答があった。②その申請割当件数は、自治総合センターにおいて決定されており、川口市には、1年度で3件の事業の申請の割当がある。③町会・自治会に毎年募集をし、自治振興課によって提出書類が検討され、協議会で申請書類が作成されて、県を經由して、申請が行われ、自治総合センター理事長に提出されて、理事長によって審査が行われ交付決定が行われる。④令和2年度は、1件の助成金の交付の決定があり、2件の交付決定が行われなかったことにより、予算額と決算額との差額があったとの回答であった。
- (3) 決定がされなかったことについての原因理由は、明らかにされず、申請待ちをして、申請が行われた結果の審査の厳しさに、長期の申請待ちが常態であった。
- (4) ①この助成金は、その決定により助成が行われれば、100%の支払いが行われるため、申請の需要はあるものの、上記(2)(3)の現状からみて、その審査の透明性が問われる助成金である。②その決定結果の開示は明確に行われるべきである。この宝くじ事業の目的を考えるとその不透明さに疑問を感じる。③事業の説明、申請受付業務等の事務負担を川口市に担わせていること、宝くじ事業の広報活動という趣旨からみても、市で行った提出書類の検討を通過した3事業のうち、決定された事業が1事業と限定されてしまっているということも疑問である。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （意見）

- (1) 現在の当該一般社団法人自治総合センターの助成金の目的等からして、川口市が、事務負担を担うに足る状況にあるのか、再評価の必要があり、この助成金の再評価を要望する。
- (2) 川口市が担っている事務負担につき、金額評価をして、一般社団法人自治総合センターに対しその事務負担額を請求する必要がある、その助成金の決定率と事務負担の関係につき、最少の経費で最大の効果を上げることを要請される川口市の立場から、意見を表明し、仕組みの再構築の提案と審査の透明性の確保を要望する。

## 【14】地域コミュニティ活動活性化事業補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 14	地域コミュニティ活動活性化事業補助金		
根拠法令等（法律、要綱等）	名 称		制定年度	
	川口市コミュニティ活動活性化事業補助金交付要綱		平成 26 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予算額	千円 15,625	令和 2 年度 決算額	千円 12,727
所管	部		課	
	市民生活部		自治振興課	
補助金等の目的	<p>①地域ごとに組織する町会・自治会の連合体であって市長の認めるもの（「地区連合町会」）又は地区連合町会に属する町会・自治会が行う公共、公益的な事業に対し、協働及び共助の理念に基づき、住みよい地域づくりを目的として交付する。</p> <p>②地区連合町会に属する町会・自治会が実施する地域住民の自発的な町会・自治会への加入を促進するための事業（他の補助制度の対象となるものを除く）に対し、補助金を交付する。</p>			
対象事業の名称	地域コミュニティ活動活性化事業補助金			
対象事業の概要	<p>地区連合町会が、協働及び共助の理念に基づき、住みよい地域づくりを目的として行う事業に対して、65,000 円に各年度 4 月 1 日現在における当該地区連合町会に属する町会・自治会の数を乗じて得た額を当該年度の限度額として補助する。</p> <p>町会・自治会が受けることができる補助金の額は、50,000 円を限度として、同一年度内につき 1 回限りとする。</p>			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 要綱では、補助対象事業として、次の事業を掲げている。 ①安全・安心の地域まちづくり事業 ②福祉活動事業 ③スポーツ事業または健康増進事業 ④文化活動事業 ⑤コミュニティづくり事業 ⑥その他住みよい地域社会の創造に資する事業として市長が認めるもの（注）但し他の補助制度の対象となる事業を除く

(2) 定義 川口コミュニティ協議会 川口市内の町会・自治会を持って構成する団体。  
町会・自治会 地縁による団体（自治会は、合併前の旧鳩ヶ谷市で使用した名称で合併後もそのまま使用、マンション等も自治会、その他は町会）

(3) 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち次のとおりとする。

①保険料 傷害保険等 ②報償金 講師又は出演者等への謝礼金等 ③消耗品費 事務用品費 コピー代 教材 景品費代等 ④印刷製本費 冊子等の印刷代（印刷事業者に発注するもの）等 ⑤通信費 切手又ははがき、送料、電話代等 ⑥委託料 会

場設営等（事業者に発注するもの） ⑦使用料及び賃借料 会場利用代、備品等のリース又はレンタル代等 ⑧負担金他団体と協働で実施する事業の負担金 ⑨その他市長が特に必要と認めるもの

(4) 予算額、決算額の推移等

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	15,625	15,625	14,625
決算額（単位：千円）	12,727	13,220	13,492
交付件数（件）	27	38	40

2. 「監査実施上の視点」の問題点

(1) 最近、ほぼすべての町会・自治会が問題・課題、特に、加入者の減少、担い手不足、ゴミ等の問題等を抱えている。そこで、町会・自治会の運営及び活動等の現状を把握し、今後の市政に活かすために「町会・自治会の運営に係わるアンケート」（令和3年7月21日から8月20日まで）を実施した。なお、アンケートの回収率は「回答数162町会/全体232町会・自治会」で、「69.8%」であった。

(2) 町会・自治会において課題・問題（負担）となっているもの：ほぼ全ての町会・自治会が問題・課題を抱えており、複数回答をした町会・自治会が9割を超えている。担い手が不足し、後継者がいないことへの不安が全体の半数以上の町会・自治会から回答があり、加入促進のために、チラシの作成や活動内容の充実や活動方法を見直しているとの意見が多くあった。ゴミ問題では、外国人のマナーやルール共有、ゴミステーションの管理の負担であることとの意見が多くあった。このため、収集業務課や協働推進課との連携を今以上に進めていく必要がある。

(3) 現在、町会・自治会の加入者の状況がどうか：多くの町会・自治会が減少しているが、微増や現状維持となる町会・自治会が45箇所あった。加入促進の取り組みについては、町会・自治会独自でチラシを作成し、訪問促進し、特にアパートの住民に対しては不動産業者へ協力を仰いでいるのが現状である。

(4) 町会加入促進に対して、①加入促進へのアイテムの充実・強化 ②町会自治会への加入のメリットの周知をあげているが、町会の役割をどのように市民に訴えるのか。市民にとって町会が地域社会のコミュニティが必要であるか、例えば、地域におけるイベント、夏秋祭り、運動会等に一人でも多く参加を呼びかけるとか、色々な方法がある。

3. 監査の結果（指摘事項、意見）

（意見）

町会のあり方、町会の役割、町会費の集金、補助金の金額が適正か、町会の会員と非会員との関係等、再考して魅力ある街づくりの根幹として町会が存在するように見直しを要望する。

## 【15】 ボランティア人づくり助成金

リストNo. 補助金等の名称	No. 15	ボランティア人づくり助成金		
根拠法令等（法律、要綱等）	名 称			制定年度
	①川口市補助金等交付規則 ②市民活動助成金交付要綱 ③川口市青少年ボランティア育成事業助成金交付要綱 ④川口市協働推進事業助成金交付要綱			①昭和 50 年度 ②平成 16 年度 ③平成 16 年度 ④平成 26 年度
補助金の額 (千円)	令和 2 年 度予算額	千円 4,150	令和 2 年度 決算額	千円 45
所管	部		課	
	市民生活部		協働推進課	
補助金等の目的	ボランティア活動の促進と支援			
対象事業の名称	市民との協働推進事業			
対象事業の概要	市民等のボランティア活動を促進し、支援するため、3 事業（①市民活動助成事業、②川口市青少年ボランティア育成事業、③川口市協働推進事業）を実施する団体に対し、補助金を交付している			

### 1. 目的・概要の補足事項

- (1) 市民活動助成金とは、川口市内で行われている市民活動を支援し、日本一のボランティアの街づくりを推進するため、川口市ボランティア人づくり基金条例の趣旨に基づき、地域や社会の問題・課題に取り組む団体に対し交付する助成金である。
- (2) 川口市青少年ボランティア育成事業助成金とは、川口市補助金等交付規則第 15 条の規定に基づき、青少年ボランティアの育成を目的に川口市青少年ボランティア育成委員会に交付する助成金である。
- (3) 川口市協働推進事業助成金とは、行政課題を解決するために市と協働して事業を行う団体に対して助成することにより、速やかな行政課題の解決と協働の担い手づくりを図り、もって市民が幸せに暮らせる地域社会の構築に寄与することを目的とする助成金である。
- (4) ①各事業の終期について確認したところ、市民活動助成金及び川口市青少年ボランティア育成事業助成金に係る事業については、平成 15 年にボランティア人づくり基金が設立され、平成 16 年度から運用を開始して、その基金を財源とし、各助成金の目的を達成するための事業を実施するため、終期の設定はないとの回答であった。川口市協働推進事業助成金に係る事業については、事業の性質上、終期の決まりはないとの回答であった。②ボランティア人づくり基金は、平成 15 年に約 1 億円の基金にて設立され、その後は寄付金を基金に積み立て運用されている。③基



金の令和2年度末残高は60,098,485円である。

(5) 予算額、決算額の推移等

① 市民活動助成金

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	3,000	3,000	3,000
決算額（単位：千円）	0	1,827	1,970
交付件数（件）	0	6	5

② 川口市青少年ボランティア育成事業助成金

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	650	650	700
決算額（単位：千円）	45	607	617
交付件数（件）	1	1	1

③ 川口市協働推進事業助成金

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	500	500	500
決算額（単位：千円）	0	334	500
交付件数（件）	0	1	1

2. 「監査実施上の視点」の問題点

- (1) 市民活動助成金の予算の算定基準は、1団体あたり50万円を上限とし直近の申請数を参考とした数を乗じた数値である。
- (2) 川口市青少年ボランティア育成事業助成金の予算の算定基準は、総事業費を130万円とし、川口市と社会福祉法人川口市社会福祉協議会とで50%ずつ分担することから、65万円を予算計上している。
- (3) 川口市協働推進事業助成金の予算の算定基準は、協働事業を実施する団体と協働で事業を実施する課を募集するため、様々な事業が実施可能な50万円を算出する。
- (4) 各事業の中止等の理由は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものである。今後の課題は、コロナ禍の中であっても市民活動を支援できるための智慧を絞る必要がある。

3. 監査の結果（指摘事項、意見）

（意見）

ボランティア人づくり助成金については、いずれも、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が中止され、或いはほとんど行えなかったことにより、決算の執行が行えなかった結果となっている。しかし、いずれの事業も、コロナ禍の中であっても、感染対策を立てた上で、各事業の支援が行えるように、努力が行われることを要望する。

## 【16】 民営自転車駐車場設置費補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 16	民営自転車駐車場設置費補助金		
根拠法令等（法律、要綱等）	名 称			制定年度
	川口市民営自転車駐車場設置費補助金交付要綱			平成元年度
補助金の額 （千円）	令和 2 年度 予算額	千円 3,000	令和 2 年度 決算額	千円 755
	所 管		課	
		部 市民生活部	課 交通安全対策課	
補助金等の目的	民営自転車駐車場を設置する者に対し、補助金を交付することにより、民間活力の導入を図るとともにその事業を促進させ、もって自転車の放置防止並びに都市機能の維持・促進に寄与すること。			
対象事業の名称	放置自転車保管管理業務			
対象事業の概要	公共公益性がある自転車駐車場を鉄道駅から概ね 300m以内の川口市内の地域に設置する者に対して、費用の一部を補助する。			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 補助金の額

下表の基準単価に収容台数を乗じて得た額（補助基本額）の3分の1以内で限度額は2,000万円とする。ただし、実際の設置費が補助基本額に満たない場合には、設置費の3分の1以内とする。また、川口駅、蕨駅から概ね200m以内、西川口駅から概ね150m以内に設置するときは、補助基本額の2分の1以内とする。

構 造		基準単価（円）	
平面式		自転車	60,000
		原付	100,000
立体自走式	地上式	自転車	130,000
		原付	200,000
	地下式	自転車	220,000
		原付	300,000
立体機械式		自転車	300,000
		原付	470,000

#### (2) 予算額、決算額の推移等

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	3,000	3,000	3,000
決算額（単位：千円）	755	900	0

交付件数（件）	1	1	0
---------	---	---	---

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

民営自転車駐車場設置費補助金についての令和2年度の予算と決算について、予算額3,000千円、決算額755千円で、大幅な乖離が発生。その理由は、事前相談の状況により予算を確保していたが、事業者側の都合により本申請に至らなかったためである。

現在の事業の廃止や縮小を検討し、補助金等の予算も定期的ではないが民間駐輪場の整備状況や利用状況・放置自転車台数・撤去台数等を勘案し、見直しを行っている。

<参考に見直しを列举すると>・平成元年10月1日 要綱実施

項目	平成元年	平成14年	平成18年	平成31年
要件（駅から）	400m以内	300m以内	300m以内	300m以内
補助率	1/2	1/3	1/3	1/3
川口駅・蕨駅200m以内 西川口駅150m以内	—	—	—	1/2
限度額	5,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円
川口市内に限定	×	×	○	○
新設のみに限定	×	○	○	○
最低設置台数	100台	100台	100台	20台

「放置自転車等状況調べ」

区分	保管（元年度末）	撤去台数	返還台数	返還率	処分台数	保管（2年度末）
自転車	1,129	4,281	2,311	42.72%	2,365	734
原付	12	11	6	26.09%	2	15
計	1,141	4,292	2,317	42.65%	2,367	749

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （指摘事項）

当該補助金の終期を確認したが、放置自転車がなくなるまで、との回答だった。最近3年間の予算執行率の低さと、基準の見直しの歴史を勘案すると、すでに頭書の目的は、達成していると考ええる。各駅の放置自転車の状況の推移を勘案して、一旦の休止又は廃止を念頭に、再評価を行うことを要請する。

### （意見）

- (1) 毎年、放置自転車の台数等の調査、例えば「放置自転車等状況調べ」と「放置自転車等撤去台数の推移」等、さらに、駅周辺の放置自転車が如何に市民に、あるいは駅周辺の店舗に迷惑をかけているのか、周知徹底することを要望する。
- (2) 補助金を休止又は廃止する基準台数は何台か、その基準を明確にすることを要望する。

### 【17】 個人番号カード交付事業費負担金

リストNo. 補助金等の名称	No. 17	個人番号カード交付事業費負担金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名称			制定年度
	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する省令・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則			平成 25 年度
補助金の額(千円)	令和2年度 予算額	千円 283,969	令和2年度 決算額	千円 259,898
所管	部		課	
	市民生活部		市民課	
補助金等の目的	マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤である。このマイナンバー制度に係る法定受託事務として個人番号の通知及び個人番号カードの交付等を円滑に行うことを目的とする。			
対象事業の名称	個人番号カード交付事業費			
対象事業の概要	個人番号カードの作成は地方公共団体情報システム機構（以下、J-LIS という）が実施しており、その費用に相当する金額を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則」（平成 15 年総務省令 120 号）第 67 条第 1 項に基づき、川口市から交付金として交付している。			

#### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 個人番号カード交付事業費負担金は、次表のとおりである。

令和2年度第1回交付金請求額一覧（上位8市抜粋）

市町村名	人 口	カード関連事 務交付金	認証業務交付 金	令和2年度第1 回金額
川口市	603,838	47,381,000	23,690,000	71,071,000
さいたま市	1,302,256	102,183,000	51,091,000	153,274,000
川越市	353,115	27,708,000	13,854,000	41,562,000
所沢市	344,320	27,017,000	13,509,000	40,526,000

越谷市	342,945	26,910,000	13,455,000	40,365,000
草加市	248,488	19,498,000	9,749,000	29,247,000
春日部市	234,598	18,408,000	9,204,000	27,612,000
上尾市	228,519	17,931,000	8,965,000	26,896,000

(2) 予算額、決算額の推移等

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	283,969	81,735	127,839
決算額（単位：千円）	259,898	81,735	46,626

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

(1) 予算（283,969,000円）と決算（259,898,400円）の差異について、交付金見込額が前年度1月に提示されるため、予算は前年度8月頃に示される総務省の「概算要求」にある個人番号カード交付事業費補助金額から人口割合により算出される。その後、地方公共団体情報システム機構の経費から請求額が算出されるため、差異が生じる。

なお、川口市から地方公共団体情報システム機構へ支出した負担金は「個人番号カード交付事業費補助金」として国から川口市へ全額交付される。

法令等に基づいて請求・支出される個人番号カード交付事業費負担金は、その金額及び手続きについて川口市の意向を反映させる余地はなく、市独自の交付指針・ガイドライン等の効果は見込めない。

(2) 市民課の「交付要綱」がなく、地方公共団体情報システム機構約款等により、費用負担を行っている。「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際の準則として定める内部規範である。従って、「個人番号カード交付事業費負担金」を執行するに際して、市民課独自の「交付要綱」を作成・準備する必要がある。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （指摘事項）

地方公共団体情報システム機構約款等に基づき予算を執行するために、市民課の「交付要綱」に基づき、当該負担金の収支が執行されるべきである。従って、市民課独自の「交付要綱」を作成されることを要請する。

なお、「交付要綱」は、①補助金等の趣旨、②基本的な考え方（公益性・適格性の確認等）、③補助額の適正化、④終了の検討等の見直し規定等を設定しなければならない。

### （意見）

個人番号カード普及の観点から、市民の利便性向上のために、個人番号カード交付事業費として、市民の税金からどれくらい負担されているかということ、市民に情報開示することを要望する。

## 【18】管理費負担金

リストNo. 補助金等の名称	No. 18	管理費負担金		
根拠法令等（法律、要綱等）	名称		制定年度	
	区分所有法	参考	キュポ・ラ本館棟管理規約 キュポ・ラ本館棟管理費等取扱細則 キュポ・ラ団地管理規約 キュポ・ラ団地管理費等取扱細則	平成 17 年度
補助金の額 （千円）	令和2年度 予算額	千円 96,933	令和2年度 決算額	千円 96,933
所管	部		課	
	市民生活部		川口駅前行政センター	
補助金等の目的	キュポ・ラ本館棟共用部分並びに団地共用部分の施設管理に係わる負担金			
対象事業の名称	川口駅前行政センター施設管理費			
対象事業の概要	キュポ・ラ本館棟共用部分並びに団地共用部分の施設管理に係わる負担金			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 管理費負担金は、川口市 1 丁目 1 番第一種市街地再開発事業により整備された施設建築物本館棟及びキュポ・ラ団地管理規約により、団地共用部分のうち本館棟に係る特定管理部分と定められた部分の管理又は使用に関し、本館棟管理規約等に基づいて川口市が支出するものが管理費負担金である。

(2) 本館棟管理規約は、本事業により整備された本館棟及び団地管理規約により本館棟に係る特定管理部分とされた部分（本館棟特定管理部分）の管理又は使用に関する事項等について定めることにより、本館棟区分所有者全員の共同の利益を増進し、第 3 条に定める規約対象物件を適切に保全し、良好な本館棟の環境を確保することを目的とする。（注）（規約対象物件）第 3 条 規約対象物件の範囲は、別表等に記載された建物、附属設備及び本館棟特定管理部分とする。

規約対象物件のうち、本館棟全体共用部分は本館棟区分所有者全員の共有とする。

①一部共用部分－1 は、公益施設、商業施設、駐車場部分の本館棟区分所有者の共有とする。

②一部共用部分－2 は、公益施設及び商業施設部分の本館棟区分所有者の共有とする。

③公益一部共用部門は、公益施設部分の本館棟区分所有者の共有とする。

④商業一部共用部門は、商業施設部分の本館棟区分所有者の共有とする。

- ⑤専門店 A 一部共用部門は、専門店 A 部分の本館棟区分所有者の共有とする。
  - ⑥専門店 B 一部共用部門は、専門店 B 部分の本館棟区分所有者の共有とする。
  - ⑦駐車場一部共用部門は、専有駐車場部分の本館棟区分所有者の共有とする。
  - ⑧本館棟全体規約共用部分は、本館棟区分所有者全員の共有とする。
- (3) キュポ・ラ団地管理規約は、川口 1 丁目 1 番第一種市街地再開発事業により整備された施設建築敷地、附属設備及び附属施設の管理又は使用に関する管理規約をいう。
- この団地管理規約は、本事業により整備された建物所有者全員で共有する施設建築敷地、附属設備及び附属施設のうち、特定管理部分を除く部分の管理又は使用に関する事項等について定めることにより、団地建物所有者全員の共同の利益を増進し、第 3 条に定める規約対象物件を適切に保全し、良好な環境を確保することを目的とする。
- (4) 本館棟区分所有者は、本館棟共用部分及び特定管理部分の管理に要する経費に充てるために、次の費用を本館等管理組合に納入しなければならないとしている。  
(規約 34 条)
- ①本館棟全体管理費等 {本館棟全体管理費 (本館棟全体共用部分、本館棟全体特定管理部分)}
  - ②本館棟一部管理費
  - ③本館棟個別管理費・・・本館棟区分所有者 (専門店 A、専門店 B の区分所有者除く)
- (5) 規約対象物件の使用に関する詳細については、次のような使用細則がある。①本館棟駐車場使用細則 ②本館棟管理費等取扱細則 ③看板等設置規則

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

市民生活部川口駅前行政センターの「交付要綱」はなく、キュポ・ラ本館棟管理規約等により、費用負担を行っている。「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際の準則として定める内部規範である。従って、「管理費負担金」を執行するに際して、川口駅前行政センター独自の「交付要綱」を作成・準備する必要がある。

## 3. 監査の結果 (指摘事項、意見)

### ( 指摘事項 )

キュポ・ラ本館棟管理規約等に基づき予算を執行するために、市民生活部川口駅前行政センターの「交付要綱」に基づき、管理費負担金の収支が執行されるべきである。

従って、市民生活部川口駅前行政センター独自の「交付要綱」を作成されることを要請する。なお、「交付要綱」は、①補助金等の趣旨、②基本的な考え方 (公益性・適格性の確認等)、③補助額の適正化、④終了の検討等の見直し規定等を設定しなければならない。

## 【19】 修繕積立負担金

リストNo. 補助金等の名称	No. 19	修繕積立負担金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名称		制定年度	
	区分所有法 参考 キュポ・ラ本館棟管理規約 キュポ・ラ本館棟管理費等取扱細則 キュポ・ラ団地管理規約 キュポ・ラ団地管理費等取扱細則		平成 17 年度	
補助金の額(千円)	令和2年度 予算額	千円 33,008	令和2年度 決算額	千円 33,008
所管	部		課	
	市民生活部		川口駅前行政センター	
補助金等の目的	キュポ・ラ本館棟共用部分に係わる修繕積立金			
対象事業の名称	川口駅前行政センター施設管理費			
対象事業の概要	キュポ・ラ本館棟共用部分に係わる修繕積立金			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 修繕積立金負担金は、キュポ・ラ本館棟管理規約第 40 条（本館棟全体修繕積立金）、41 条（本館棟一部修繕積立金）に基づいて、支出する負担金をいう。

本館棟管理組合は本館棟区分所有者が納入する本館棟全体修繕積立金及び本館棟一部修繕積立金を、次に掲げる特別の管理に要する経費に充当するために取り崩すことができる。

	本館棟全体修繕積立金	本館棟一部修繕積立金
1	一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕	一定年数の経過ごとに計画的行う修繕
2	不測の事故その他の事由により必要となる修繕	不測の事故その他の事由により必要となる修繕
3	本館棟全体共用部分及び本館棟特定管理部分の変更	本館棟一部共用部分の変更
4	建物の建替えに係る合意形成に必要な事項の調査	



5	その他本館棟全体共用部分及び本管特定管理部分の管理に関し、本館棟区分所有者全体の利益のために特別に必要となる管理	その他本館棟一部共用部分の管理に関し、当該一部共用部分を共有すべき本館棟区分所有者全体の利益のために特別に必要となる管理
---	--	--

対象物件の表示

名 称	キュポ・ラ本館棟			
建 物	所 在 地	埼玉県川口市川口 1 丁目 1 番 1 号		
	構 造 等	鉄骨造 地下 2 地上 8 階建 塔屋 1 階 一部地上 7 階建 延床面積 49,453.83 m <sup>2</sup>		
	用 途	公益施設・商業施設・店舗・店舗併用住宅・駐輪場・駐車場・ 交番		
	権利関係	区分所有		
設 備	受変電設備・非常用発電設備・直流電源設備・幹線動力設備・ 電灯コンセント設備・電話配管設備・その他			
施 設	団地管理規約で定められた本館棟に係る特定管理部分			

(2) 予算額、決算額の推移等

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額 (単位:円)	33,008,000	33,008,000	33,008,000
決算額 (単位:円)	33,007,908	33,007,908	33,007,908

2. 「監査実施上の視点」の問題点

市民生活部川口駅前行政センターの「交付要綱」はなく、キュポ・ラ本館棟管理規約等により、費用負担を行っている。

「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際の準則として定める内部規範である。従って、「修繕積立負担金」を執行するに際して、川口駅前行政センター独自の「交付要綱」を作成・準備する必要がある。

3. 監査の結果 (指摘事項、意見)

( 指摘事項 )

キュポ・ラ本館棟管理規約等に基づき予算を執行するために、市民生活部川口駅前行政センターの「交付要綱」に基づき、修繕積立金の収支が執行されるべきである。従って、市民生活部川口駅前行政センター独自の「交付要綱」を作成されることを要請する。

なお、「交付要綱」は、①補助金等の趣旨、②基本的な考え方 (公益性・適格性の確認等)、③補助額の適正化、④終了の検討等の見直し規定等を設定しなければならない。

## 【20】 国保組合助成金

リストNo. 補助金等の名称	No. 20	国保組合助成金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称			制定年度
	国民健康保険法 川口市国民健康保険組合事業補助金交付要綱			平成 24 年度
補助金の額(千円)	令和 2 年度 予算額	千円 4,800	令和 2 年度 決算額	千円 4,799
所管	部		課	
	福祉部		福祉総務課	
補助金等の目的	国民健康保険法第 17 条の規定に基づき設立された国民健康保険組合のうち①主たる事務所を埼玉県内に置く組合 ②組合員の全部または一部が本市の区域内に住所を有し、かつ、その組合員及び組合員の世帯に属するものを被保険者としている組合のうち市長が適当と認める組合に対して、法第 75 条の規定により、国民健康保険事業に要する費用の一部を補助し、もって当該組合員である市民の健康増進及び福祉の向上に寄与することを目的とする。			
対象事業の名称	一般事務費			
対象事業の概要	①健康増進のための啓発事業 ②疾病予防のための検診等事業 ③健康増進のための保健事業 ④前各号に掲げるもののほか、健康の保持増進のために効果があると認められる事業に補助金を交付するもの			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) この要綱による補助金の交付を受けようとする組合は、事業開始日の属する年度の 2 月末までに、市長に「国民健康保険組合補助金交付申請書」とその添付書類として次の書類を提出しなければならない。①補助事業に係わる収支予算書又はこれに代わる書類 ②被保険者数報告書及び当該被保険者数を疎明する書類 この要綱による国民健康保険組合補助金の交付先は、現在は次の 3 組合である。①建設埼玉川口地区本部 ②建設埼玉鳩ヶ谷地区本部 ③埼玉土建国民健康保険組合川口支部

(補助額表) 被保険者割	(補助金総額) × (90%) ×	(市内に住所を有する者の数)
		(当該組合に属する被保険者数)
事業実施状況割	(補助金総額) × (10%) ×	(市長が認めた配分数)

(2) 予算額、決算額の推移等

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	4,800	4,488	4,488
決算額（単位：千円）	4,799	4,487	4,487
交付件数（件）	3	3	3

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

(1) 当該補助金等である交付金の期間の終期の有無について確認したところ、終期は無い、との回答であったが、事業は継続しても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効性等を勘案して、縮小したり、増額したりする必要がでてくる可能性があるが、助成金としての性格上、当該組合員である市民の健康増進及び福祉の向上に寄与することが目的であるから、現状は、再評価の必要はないとのことであるが、社会情勢の変化に伴って、見直しが必要な場合もありうることから、交付要綱について、補助金の存在、金額等の再評価を行うための見直し規定は、必要である。

(2) 国保組合助成金の予算額は次の算式にて計算、「国保組合会員数 480 人×10 千円＝4,800 千円」である。この交付額が「適正であるか」を確認するには、どうしたらよいか、の質問に対して、「補助金の効率性、効果性を評価・判断する数量、金額は、国民健康保険組合補助金実績報告書、健診受診集計表、被保険者数報告書等により、事業内容を把握しているし、適正であるかは団体（建設埼玉川口地区本部、建設埼玉鳩ヶ谷地区本部、埼玉土建国民健康保険組合川口支部）から提出されている「被保険者数報告書」及び「被保険者名簿」から確認できる。」との回答である。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （指摘事項）

- (1) 当該補助金等である国保組合助成金の定期的な見直しが必要であることから、交付要綱に「見直し規定」の設置を要請する。
- (2) 国保組合助成金の再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、補助金等の再評価見直しは、その行政評価とは別の視点で、再評価方法の基準の設定を要請する。また、その検討書類については、見直し期ごとの比較資料として活用する必要であることから、保存保管を要請する。

### （意見）

国保組合助成金としての性格上、当該組合員である市民の健康増進及び福祉の向上に寄与することが目的であるから、現状は、再評価の必要はないとのことであるが、社会情勢の変化に伴って、見直しが必要である。公平性の観点から、国保組合助成金の支給対象が、3件に限られることから、国民健康保険との公平性を勘案すると、不公平感があり、この助成金の必要性と存在の検討を要望する。

## 【21】 民生委員・児童委員協議会交付金

リストNo. 補助金等の名称	No. 21	民生委員・児童委員協議会交付金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称		制定年度	
	川口市民生委員児童委員協議会交付金要綱		平成 20 年度	
補助金の額(千円)	令和2年度 予算額	千円 4,250	令和2年度 決算額	千円 4,250
所管	部		課	
	福祉部		福祉総務課	
補助金等の目的	民生委員法に定められている民生委員及び民生委員協議会の活動を補助するもの。			
対象事業の名称	民生委員・児童委員活動事業			
対象事業の概要	17 地区民生委員・児童委員協議会の相互連携の充実を促進し、地域福祉活動の増進に寄与することを目的として、市民生委員児童委員協議会に対して交付金を交付する。			

### 1. 目的・概要の補足事項

- (1) 本市は、民生委員児童委員の円滑な活動と民生委員法 20 条第 1 項の規定により、本市に組織された 17 地区に民生委員協議会（以下「地区民協」という）の相互連携の充実を促進し、もって本市の地域福祉活動の増進に寄与することを目的として、川口市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」という）に対して、交付金を交付する。
- (2) 交付金は、市民児協が実施する次に掲げる事業の経費に充てなければならない。
- ① 地区民協の指導及び連絡調整
  - ② 民生委員児童委員の資質向上のための研修・行事の実施
  - ③ 調査研究並びに資料・情報の交換
  - ④ その他民生児童委員の活動を支援するために必要な事業
- (3) 交付金の額は、地区民協の数に 250,000 円を乗じて得た額を限度として上記の事業に要した経費に相当する額とする。(250,000 円×地区民協の数 17)
- (4) 予算額、決算額の推移

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
--	---------	-------	----------

予算額（単位：千円）	4,250	3,910	3,910
決算額（単位：千円）	4,250	3,910	3,910

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

- (1) 当該補助金等である交付金の期間の終期の有無について確認したところ、終期は無い、との回答であったが、事業は継続しても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効性等を勘案して、縮小したり、増額したりする必要がでてくる可能性があることから、毎年あるいは、数年間の期間を設定して、定期的に再評価し見直す必要がある。
- (2) 再評価については、行政評価の結果や決算額を踏まえ、例年、金額の妥当性について、再評価・検討を行っているとのことであったが、検討書類については、特に保存はないとのことであった。
- (3) 令和2年度には、地区民生委員協議会活動推進費として国から交付されている地方交付税額の全額を交付しているものであり、地方交付税増額1地区年額20,000円で250,000に交付金額の見直しが行われている。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （指摘事項）

- (1) 当該補助金等の定期的な見直しが必要であることから、交付要綱に「見直し規定」の設置を要請する。
- (2) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、補助金等の再評価見直しは、その行政評価とは別の視点で、再評価方法の基準の設定を要請する。

また、その再評価の検討書類については、見直し期ごとの比較資料として活用する必要があることから、保存保管を要請する。

- (3) 当該補助金の金額の見直しについては、昨今の地域情勢等を考慮して、地方交付税額の金額を超えてでも交付金額の再設定の検討を要請する。

### （意見）

民生委員・児童委員協議会の事業に

- ① 民生委員児童委員の資質向上のための研修・行事の実施
- ② 調査研究並びに資料・情報の交換

特に、「調査研究」という項目が入っているが、過去及び現在において、様々な研究を行っていることから、その研究成果を社会のため、今後福祉に携わる市民のため、小論文、小雑誌等にまとめて、市民へ公開されることを要望する。

## 【22】 民生委員・児童委員活動費等交付金

リストNo. 補助金等の名称	No. 22	民生委員・児童委員活動費等交付金		
根拠法令等（法律、要綱等）	名 称		制定年度	
	川口市民生委員児童委員活動費等交付金要綱		平成 20 年度	
補助金の額 （千円）	令和 2 年度 予算額	千円 62,536	令和 2 年度 決算額	千円 58,637
所管	部		課	
	福祉部		福祉総務課	
補助金等の目的	民生委員法に定められている民生委員及び民生委員協議会の活動を補助するもの。			
対象事業の名称	民生委員・児童委員活動事業			
対象事業の概要	民生委員児童委員の活動の円滑化を図り、本市の福祉行政に資することを目的として、民生委員児童委員に対して活動費等交付金を交付する。			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 本市は、民生委員児童委員が本市の福祉行政に協力し、その一翼を担っていることにかんがみ、その活動の円滑化を図り、もって本市の福祉行政に資することを目的として、民生委員児童委員に対して川口市民生委員児童委員活動費等交付金（以下「交付金」という）を交付する。

(2) 交付金の額は、次のとおりとする。ただし、疾病等の理由により活動の実績がない月については、その月の交付金は交付しない。

	交付金の額	支給限度額
民生委員児童委員の基本額	1 か月につき 7,650 円	1 年度につき 91,800 円
地区の民生委員協議会の会議経費	1 か月につき 450 円	1 年度につき 5,400 円
地区の民生委員協議会の会長の基本額	1 か月につき 9,650 円	1 年度につき 115,800 円

### (3) 予算額、決算額の推移等

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額（単位：千円）	62,536	61,283	58,536
決算額（単位：千円）	58,637	57,626	57,952
交付件数（件）	約 600	約 600	約 600
備考	年 3 回に分けて交付。各交付時において対象となる全委員に交付。		

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

- (1) 当該補助金等である交付金の期間の終期の有無について確認したところ、終期は無い、との回答であったが、事業は継続しても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効性等を勘案して、縮小したり、増額したりする必要がでてくる可能性があることから、毎年あるいは、数年間の期間を設定して、定期的に再評価し見直す必要がある。
- (2) 再評価については、行政評価の結果や決算額を踏まえ、例年、金額の妥当性について、再評価・検討を行っているとのことであったが、その再評価の検討書類については、特に保存はないとのことであった。
- (3) 地区民生委員協議会活動推進費として国から交付されている地方交付税額の 1 人年額 60,200 円に、市が独自に上乗せして交付しているものである。交付額については、活動実態や近隣自治体等の状況を鑑み、要綱に定めている。令和 2 年度の地方交付税の増額 1 人年額 1,200 円に併せて、交付額も増額している。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （ 指摘事項 ）

- (1) 当該補助金等の定期的な見直しが必要であることから、交付要綱に「見直し規定」の設置を要請する。
- (2) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、補助金等の再評価見直しは、その行政評価とは別の視点で、再評価方法の基準の設定を要請する。また、その再評価の検討書類については、見直し期ごとの比較資料として活用する必要があることから、保存保管を要請する。
- (3) 当該補助金の金額の見直しについては、昨今の地域情勢等を考慮して、更なる地方交付額増額の再設定の検討を要請する。

### （ 意見 ）

民生委員・児童委員は、社会福祉事業にとって必要不可欠な人材であるが、下表の通り、欠員が生じており、その委員の募集に苦勞している現状である。今まで以上に、民生委員・児童委員の仕事の役割を市民に広く知らせること、募集の仕方を工夫すること等、様々な努力をすることを要望する。

（令和 3 年 4 月 1 日民生委員・児童委員（及び主任児童委員）の定数）

区 分	定数	委嘱数	欠員数（欠員率）
民生委員・児童委員活動	594 人	558 人	36 人（6.06%）
主任児童委員	39 人	39 人	0 人（0）
合 計	633 人	597 人	36 人（5.68%）

（注）中核市及び 10 万人以上の市では 170～360 の世帯ごとに 1 名をおく。

### 【23】 更生保護観察協会川口支部交付金

リストNo. 補助金等の名称	No. 23	更生保護観察協会川口支部交付金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名称		制定年度	
	埼玉県更生保護観察協会川口支部補助金交付 要綱		平成 24 年度	
補助金の額(千円)	令和 2 年度 予算額	千円 4,366	令和 2 年度 決算額	千円 4,365
所管	部		課	
	福祉部		福祉総務課	
補助金等の目的	川口市における保護司法、更生保護事業法及び更生保護法の適切な運用を図り、それに関わる活動を補助するもの。			
対象事業の名称	更生保護活動事業			
対象事業の概要	更生保護事業を支援することを目的として、埼玉県更生保護観察協会川口支部へ補助金を交付する。			

#### 1. 目的・概要の補足事項

- (1) 更生保護観察協会川口支部交付金の交付については、この要綱に定めるもののほか、川口市補助金等交付規則の定めるところによる。
- (2) 川口市（以下「本市」という）は、更生保護事業が犯罪をした者の更生を助け、これにより犯罪を防止し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与することにかんがみ、当該事業を支援することを目的として、本市の地域において当該事業を行う埼玉県更生保護観察協会川口支部に対し、補助金を交付する。
- (3) 補助金は、更生保護事業法第 2 条に規定する更生保護事業及び当該事業に関連する事業に要する経費の一部に充てなければならない。
- (4) 補助金の額は、補助金の交付に係る年度の前年度の 10 月 1 日現在の本市の人口（住民基本台帳に登録された人口に外国人登録者数を加えたものをいう）に、7.2 円を乗じて得た額とする。ただし、1 円未満の端数は切り捨てとする。
- (5) この補助金の使途は、当該更生保護事業に要する経費の一部に充てなければならない。
- (6) 埼玉県更生保護観察協会川口支部の長（以下「支部長」という）は、毎年度の 5 月末までに規則に定める申請を行うものとする。
- (7) 市長は、交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、交付の可否の決定を行うとともに、交付を可とした場合は交付規則の通知を行うものとする。
- (8) 支部長は、交付可の通知を受けたときは、遅滞なく、交付規則に定める請求書



を、市長に提出するものとする。

(9) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	4,366	4,343	4,312
決算額（単位：千円）	4,365	4,342	4,311

2. 「監査実施上の視点」の問題点

当該補助金等である交付金の期間の終期の有無について確認したところ、終期は無い、との回答であったが、事業は継続しても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効性等を勘案して、縮小したり、増額したりする必要がでてくる可能性があることから、毎年あるいは、数年間の期間を設定して、定期的に再評価し見直す必要がある。

交付額は、近隣自治体等の状況に鑑み、要綱に定めている。

3. 監査の結果（指摘事項、意見）

（指摘事項）

(1) 当該補助金等の定期的な見直しが必要であることから、交付要綱に「見直し規定」の設置を要請する。

(2) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、補助金等の再評価見直しは、その行政評価とは別の視点で、再評価方法の基準の設定を要請する。

また、その再評価の検討書類については、見直し期ごとの比較資料として活用する必要があることから、保存保管を要請する。

(3) 当該補助金の金額の見直しについては、昨今の地域情勢等を考慮して、交付金額増額の再設定の検討を要請する。

（意見）

保護司は全国で定数 52,500 人、令和2年では委嘱を受けた者は 46,763 人、5,737 人不足しており、委嘱を受けた者も高齢になり定年で退職する者も多い。

川口市でも更生保護にとって必要不可欠な保護司が定数に充たない状態（定数 127 人に対して保護司数 110 人、不足数 17 人）が続いているので、保護司会では、保護司の募集に苦勞している。今まで以上に、保護司の仕事の内容、役割など市民に広く知らせ、一人でも多くの市民の方が興味を持ち、崇高なる志を持ち、保護司になりたいと思うような、様々な工夫と努力をすることを要望する。

（令和3年5月25日現在 川口地区保護司の充足数）

地区	人口	保護司数	地区充足数	欠員数（欠員率）
10地区	608,693人	110人	127人	17人 (13.38%)

## 【24】福祉の日推進委員会補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 24	福祉の日推進委員会補助金		
根拠法令等（法律、要綱等）	名 称			制定年度
	川口市福祉の日推進委員会補助金要綱			平成 13 年度
補助金の額 （千円）	令和 2 年 度予算額	千円 6,000	令和 2 年度 決算額	千円 3,485
所管	部		課	
	福祉部		福祉総務課	
補助金等の目的	川口市福祉の日推進委員会の事業を助成するもの。 本事業の推進主体である川口市福祉の日推進委員会（市民参画委員が主体）は、地域社会の連帯感の回復と魅力ある地域づくりを推進し、心の福祉の精神を広く市民に涵養するため「福祉の日」を中心として啓発を行うとともに、社会福祉大会を開催するなど、活力ある福祉都市づくりを積極的に推進する。			
対象事業の名称	福祉の日推進事業			
対象事業の概要	地域社会の連帯感の回復と魅力ある地域づくりを推進し、活力ある福祉都市づくりを推進するため、福祉の日推進委員会に対して補助金を交付する。			

### 1. 目的・概要の補足事項

- (1) この補助金の対象となる経費は、次に掲げる通りとする。
  - ① 福祉の日の啓発に関する事業に要する経費
  - ② 社会福祉大会の企画・実施に関する事業に要する経費
  - ③ その他推進委員会が実施する事業に要する経費
- (2) 補助金の額は、補助対象経費につき、予算の定める額とする。
- (3) 予算額、決算額の推移

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額（単位：千円）	6,000	6,000	6,000
決算額（単位：千円）	3,485	3,278	5,913

- (4) 10月25日を「福祉の日」に制定し、毎年、本事業の推進主体である川口市福祉の日推進委員会（市民参画委員が主体）が中心に、社会福祉大会を開催している。

### 2. 「監査実施上の視点」の問題点

- (1) 当該補助金等である交付金の期間の終期の有無について確認したところ、終期

は無い、との回答であったが、事業は継続しても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効性等を勘案して、縮小したり、増額したりする必要がでてくる可能性があることから、毎年あるいは、数年間の期間を設定して、定期的に再評価し見直す必要がある。

再評価については、行政評価の結果や決算額を踏まえ、例年、金額の妥当性について、再評価・検討を行っているとのことであったが、その再評価の検討書類については、特に保存はないとのことであった。

(2) 令和2年度の予算額と決算額の差異については、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会福祉大会を中止したことが要因である。

コロナ禍においても、従来の社会福祉大会に代わるものとして、目的に沿った情報発信ができるのではないかとと思われる。

### 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

#### （指摘事項）

(1) 当該補助金等の定期的な見直しが必要であることから、交付要綱の「見直し規定」の設置を要請する。

(2) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、補助金等の再評価見直しは、その行政評価とは別の視点による再評価方法の基準の設定を要請する。

また、その再評価の検討書類については、見直し期ごとの比較資料として活用する必要があることから、その保存保管を要請する。

(3) 地域社会の連帯感の回復と魅力ある地域づくりを推進し、心の福祉の精神を広く市民に涵養するため「福祉の日」を中心として啓発を行うとともに、社会福祉大会を開催するなど、活力ある福祉都市づくりを積極的に推進する。という、目的に沿った、更なる情報発信の方法を考えていく必要がある。

コロナ禍における社会福祉大会に代わる情報発信の方法、例えば、リモート開催によるオンライン行事等、新しい手法を取り入れた情報発信も工夫する必要がある。川口市「福祉の日デザイン画」公募を行い、入賞作品は、川口市ホームページに掲載されていることは、有意義なものであるが、その他の社会福祉大会の情報等も川口市ホームページに掲載するなど、情報発信する方法の検討を要請する。

#### （意見）

コロナ禍の対応に限らず、今後の方向性として、目的を達成していくために、福祉の日の福祉大会の形式等も含めて、補助金の効果が、より効果的なより多様な方法による推進方法が検討されることを要望する。

## 【25】社会福祉協議会補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 25	社会福祉協議会補助金		
根拠法令等（法律、要綱等）	名 称		制定年度	
	川口市補助金等交付規則 川口市社会福祉協議会補助金要綱		平成 13 年度	
補助金の額 （千円）	令和 2 年度 予算額	千円 243, 133	令和 2 年度 決算額	千円 167, 957
	所管	部 福祉部	課 福祉総務課	
補助金等の目的	社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、①社会福祉を目的とする事業の調査、総合的企画、調整及び助成 ②事業に関する普及及び宣伝 ③事業の健全な発達を図るために必要な事業（社会福祉活動への住民の参加のための援助等を目的とし市民の協働の促進や福祉資源の育成並びに各種援護事業等地域福祉活動を推進する役割を担い、当該補助事業のその必要性は大きい）			
対象事業の名称	社会福祉協議会補助事業			
対象事業の概要	補助金の対象となる経費は、次の通りとする。①川口市社会福祉協議会運営事業に要する経費のうち本部会計における職員の人件費及び事務費 ②地域福祉活動に要する経費 ③敬老事業に要する経費 ④障害者福祉に要する経費に補助金を交付するもの			

### 1. 目的・概要の補足事項

- (1) 本市における社会福祉事業の効率的運営と組織的活動を促進し、地域福祉の増進を図ることを目的とし、各種福祉事業を推進している社会福祉協議会（以下「協議会」という）に対して補助金を交付する。
- (2) 補助金の額は、補助金の対象となる経費につき、予算の定める額とする。
- (3) 予算額、決算額の推移

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額（単位：千円）	243, 133	286, 257	264, 199
決算額（単位：千円）	167, 957	282, 975	264, 199

### 2. 「監査実施上の視点」の問題点

- (1) 当該補助金の期間の終期の有無について確認したところ、終期は無い、との回答であったが、事業は継続しても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効

性等を勘案して、縮小したり、増額したりする必要がでてくる可能性があることから、毎年あるいは、数年間の期間を設定して、定期的に再評価し見直す必要がある。

(2) 事業内容が公共性、公益性が高く、また多岐にわたっている現状で、予算額がそのまま補助金になる仕組みであり、より透明性の確保が求められ補助金である。事業内容の再評価は行われているか、の質問に対して、現在は、補助事業として、社会福祉協議会の本部会計に係る人件費及び本部会計に係る事務費に対して支出しており、その年度ごとに、必要な経費を社会福祉協議会からヒアリングし、精査をした上で予算計上をしており、また、年度末に提出された事業報告書を元に事業内容を把握している。透明性の確保については、法令上の定めに従い、適切な監査のもと運営し、計算書類、営業報告書等をワムネット（福祉・保健・医療の情報を総合的に提供している情報サイト）にて公開している、との回答であった。

(3) 社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、定められており、昭和 26 年から事業が行われている。現在は、社会福祉法に基づき設立された社会福祉法人である。当該社会福祉協議会補助金の範囲については、川口市は、現在、補助事業として、社会福祉協議会の本部会計に係る人件費及び本部会計に係る事務費に対して支出しているが、各自治体によって、その補助範囲は、異なっている。その補助範囲の決定経緯等は、透明性の観点からも情報開示が行われる必要がある。

### 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

#### （ 指摘事項 ）

(1) 当該補助金等の定期的な見直しが必要であることから、交付要綱に「見直し規定」の設置を要請する。

(2) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、補助金等の再評価見直しは、その行政評価とは別の視点で、再評価方法の基準の設定を要請する。また、その再評価の検討書類については、見直し期ごとの比較資料として活用する必要があることから、保存保管を要請する。

(3) 当該社会福祉協議会補助金の範囲については、川口市は、現在、補助事業として、社会福祉協議会の本部会計に係る人件費及び本部会計に係る事務費に対して交付しているが、各自治体によって、その補助範囲は、異なっていることから、その補助範囲の決定経緯等は、透明性の観点からも、川口市ホームページに情報開示を行うなど、明確な情報開示を要請する。

(4) 平成 30 年度と令和元年度予算の差額 22,058,000 円は、青木会館の引っ越し費用である。協議会運営事業に要する経費として、本部会計における協議会職員の人件費及び本部会計における事務費と定義しているが、本部会計における事務費には「引っ越し費用」は含まれないと解釈されるので、要綱等の改正を要請する。

## 【26】社会福祉事業団補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 26	社会福祉事業団補助金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称		制定年度	
	川口市補助金交付規則 川口市社会福祉事業団補助金要綱		平成 13 年度	
補助金の額(千円)	令和 2 年度 予算額	千円 130,989	令和 2 年度 決算額	千円 130,989
所管	部		課	
	福祉部		福祉総務課	
補助金等の目的	川口市における社会福祉事業の効率的運営と組織活動の促進し、地域福祉の増進を図ることを目的とし、各種福祉事業を推進している社会福祉事業団に対して補助金を交付するもの。			
対象事業の名称	社会福祉協議会補助事業			
対象事業の概要	川口市社会福祉事業団運営事業に要する経費のうち本部会計における職員の人件費及び事務費に対して補助金を交付するもの。			

### 1. 目的・概要の補足事項

- (1) 社会福祉事業団は、川口市が設置した福祉施設の受託管理業務を行うとともに、自ら市民の福祉ニーズに応えるための福祉事業を行い、効率的、総合的な運営を確保することにより、本市における社会福祉の増進に寄与することを目的に、社会福祉法に基づき昭和 59 年 4 月 1 日に設立された。
- (2) 補助金の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。  
社会福祉事業団運営事業に要する経費
  - ① 本部会計における事業団職員の人件費
  - ② 本部会計における事務費
- (3) 補助金の額は、補助金の対象となる経費につき、予算の定める額とする。
- (4) 予算額、決算額の推移

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額 (単位 : 千円)	130,989	129,323	127,681
決算額 (単位 : 千円)	130,989	129,323	127,681

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

- (1) 当該補助金等である交付金の期間の終期の有無について確認したところ、終期は無い、との回答であったが、事業は継続しても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効性等を勘案して、縮小したり、増額したりする必要があることから、毎年あるいは、数年間の期間を設定して、定期的に再評価し見直す必要がある。
- (2) 事業内容が公共性、公益性が高く、また多岐にわたっている現状で、予算額がそのまま補助金になる仕組みなので、より透明性の確保が求められる補助金だが、事業内容の再評価は行われているか、の質問に対して、現在は、補助事業として、社会福祉事業団の本部会計に係る人件費及び本部会計に係る事務費に対して支出しており、その年度ごとに、必要な経費を社会福祉事業団からヒアリングし、精査をした上で予算計上をしており、また、年度末に提出された事業報告書を元に事業内容を把握している。透明性の確保については、法令上の定めに従い、適切な監査のもと運営し、計算書類、営業報告書等をワムネット（福祉・保健・医療の情報を総合的に提供している情報サイト）にて公開している、との回答であった。
- (3) 当該社会福祉事業団補助金の範囲については、川口市は、現在、補助事業として、社会福祉事業団の本部会計に係る人件費及び本部会計に係る事務費に対して支出しているが、各自治体によって、その補助範囲は、異なっている。その補助範囲の決定経緯等は、透明性の観点からも情報開示が行われる必要がある。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （ 指摘事項 ）

- (1) 当該補助金等の定期的な見直しが必要であることから、交付要綱に「見直し規定」の設置を要請する。
- (2) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、補助金等の再評価見直しは、その行政評価とは別の視点で、再評価方法の基準の設定を要請する。  
また、その再評価の検討書類については、見直し期ごとの比較資料として活用する必要があることから、保存保管を要請する。
- (3) 当該社会福祉事業団補助金の範囲については、川口市は、現在、補助事業として、社会福祉事業団の本部会計に係る人件費及び本部会計に係る事務費に対して交付しているが、各自治体によって、その補助範囲は、異なっていることから、その補助範囲の決定経緯等は、透明性の観点からも、川口市ホームページに情報開示を行う等、明確な情報開示を要請する。

## 【27】 老人福祉センター事業補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 27	老人福祉センター事業補助金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称		制定年度	
	① 川口市補助金等交付規則 ② 老人福祉センター事業費補助金要綱		①平成13年度 ②平成13年度	
補助金の額(千円)	令和2年度 予算額	千円 79,228	令和2年度 決算額	千円 49,214
所管	部		課	
	福祉部		長寿支援課	
補助金等の目的	川口市社会福祉事業団所管の老人福祉センターたたら荘、やすらぎの家、鳩ヶ谷福祉センターの運営費補助を目的とする。			
対象事業の名称	老人福祉センター事業補助金			
対象事業の概要	川口市社会福祉事業団所管の老人福祉センターたたら荘、やすらぎの家、鳩ヶ谷福祉センターの運営費を補助するもの。			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 地域の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための老人福祉センター、及びこれに準ずる「やすらぎの家」を運営する川口市社会福祉事業団（以下「事業団」という）に対して補助金を交付する。当該老人福祉センター事業費補助金（以下「補助金」という）は、川口市補助金規則に規定するもののほか、要綱に定めるところによる。

(2) 補助の対象となる経費は、次に掲げるとおりであり、当該補助金の額は、以下の経費につき、当該年度の予算の定める範囲内とする。

- ① 老人福祉センター「本町たたら荘」の事業に要する経費
- ② 老人福祉センター「芝中央たたら荘」の事業に要する経費
- ③ 老人福祉センター「南平たたら荘」の事業に要する経費
- ④ 老人福祉センター「前川たたら荘」の事業に要する経費
- ⑤ 「並木やすらぎの家」の事業に要する経費
- ⑥ 「元郷やすらぎの家」の事業に要する経費
- ⑦ 「鳩ヶ谷福祉センター」の事業に要する経費



(3) 予算額、決算額の推移等

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	79,228	79,228	80,814
決算額（単位：千円）	49,214	72,862	76,260

2. 「監査実施上の視点」の問題点

(1) 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染拡大防止のため、休所又は風呂の利用を中止する等の利用制限を設けて開所としたことにより、水道光熱費等の経費が少なくなったため、予算額と決算額の差額の30,014,343円（返納通知額）が、返納された。

(2) 昨今の自宅の風呂の普及率が国の調査では95%といわれる状況下で、その必要性について、再評価されているかどうか。老朽化した旧施設の建て替えにより、施設内浴場の必要性の検討等が行われ、新施設には、浴場の設置がなくなっている。

(3) 当該補助金の交付の効果については、確認はどのように行われているのかの質問については、決算書で確認を行っているという回答であった。

(4) 当該補助金等である交付金の期間の終期の有無について確認したところ、川口市社会福祉事業団が自主運営する施設が廃止された場合には終了する、との回答であった、直近で2施設が建替えにより、指定管理に移行したため廃止したとのことである。

継続する事業であっても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効性等を勘案して、縮小したり、増額したりする必要がでてくる可能性があることから、毎年あるいは、数年間の期間を設定して、定期的に再評価し見直す必要がある。

3. 監査の結果（指摘事項、意見）

（指摘事項）

(1) 当該補助金等の定期的な見直しが必要であることから、交付要綱に「見直し規定」の設置を要請する。

(2) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、補助金等の再評価見直しは、その行政評価とは別の視点で、再評価方法の基準の設定を要請する。

また、その再評価の検討書類については、見直し期ごとの比較資料として活用する必要があることから、保存保管を要請する。

## 【28】 老人クラブ活動助成金

リストNo. 補助金等の名称	No. 28	老人クラブ活動助成金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称		制定年度	
	川口市老人クラブ活動助成金交付要綱		平成 12 年度	
補助金の額(千円)	令和 2 年度 予算額	千円 14,569	令和 2 年度 決算額	千円 13,428
所管	部		課	
	福祉部		長寿支援課	
補助金等の目的	社会福祉団体等の事業活動を支援し、団体等の育成を図ることを目的とする。			
対象事業の名称	社会福祉団体等補助事業			
対象事業の概要	老後の生活を豊かなものにし、福祉の向上を図ることを目的として交付する。			

### 1. 目的・概要の補足事項

- (1) 老後の生活を豊かなものにし、福祉の向上を図ることを目的として、市が交付する川口市老人クラブ活動助成金は、川口市補助金等交付規則に規定するもののほか、交付要綱に定めるところによる。
- (2) 市は、次の川口市老人クラブ連合会及び川口市老人クラブ連合会に加盟する単位老人クラブ並びに地区老人クラブ連合会（以下「老人クラブ」という）に対して、助成金を交付する。①単位老人クラブ クラブ活動が円滑に行われる程度の同一の小地域に居住する、概ね 60 歳以上の者で主に構成される会員数が 50 人以上（地域の特殊性により 50 人以上の会員を募ることが困難であると市長が認める場合は、30 人以上）の団体。②地区老人クラブ連合会 密に連携を図ることができる地区内の複数の単位老人クラブにより構成される、会員数 200 人以上の団体。ただし、会員数が 200 人以上の単位老人クラブ単独で構成される、地区老人クラブにおいては、助成金の交付の対象外とする。③川口市老人クラブ連合会 川口市老人クラブ連合会に加盟する単位老人クラブ及び地区老人クラブ連合会によって構成される。
- (3) その助成金は、次の活動を実施する老人クラブに対し、その活動に要する費用に充てるために交付金を交付する。①友愛活動・ボランティア（奉仕）活動・健康活動・学習活動・生きがいのための活動 ②会員相互の親睦の促進・会員増強のための活動 ③高齢者福祉の推進のための活動 ④その他社会活動として市長が認めるもの
- (4) 助成金は、事業に要する年間所要経費の 2 分の 1 に相当する額とし、その老人

クラブの会員数をそれぞれの所属の会員数ごとに区分し、30人以上50人未満で、助成金が40,000円と設定した金額から、およそ、その人数が20人増えるごとに、徐々に増額していくしくみとその他一定の表で算定した金額とする。

(5) 予算額、決算額の推移等

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	14,569	14,833	15,050
決算額（単位：千円）	13,428	13,702	14,144
交付先件数（件）	198	202	208

2. 「監査実施上の視点」の問題点

(1) 当該補助金等である交付金の期間の終期の有無について確認したところ、終期は無い、との回答であったが、事業は継続しても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効性等を勘案して、縮小したり、増額したりする必要があることから、毎年あるいは、数年間の期間を設定して、定期的に再評価し見直す必要がある。

(2) 老人クラブ活動助成金の算定基準は、どのようになっているか。また、その金額は適正かどうか、再評価が行われているかどうか。ヒアリングによりわかってきた現状の問題点等は、助成金の必要性の再評価、老人クラブのニーズの変化、地域見守りの役割の必要性が増しているという事実の存在がある。その他、加入率が下がっている。しかし、地域貢献の必要性は増している。老人の孤立化の問題。居場所づくりの重要性。社会問題解決の一助として、老人パワーが必要とされている。人生100年時代といわれる昨今であり、老人クラブの役割の再評価が必要である。

3. 監査の結果（指摘事項、意見）

（ 指摘事項 ）

(1) 当該補助金等の定期的な見直しが必要であることから、交付要綱に「見直し規定」の設置を要請する。

(2) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、補助金等の再評価見直しは、その行政評価とは別の視点で、再評価方法の基準の設定を要請する。また、その再評価の検討書類については、見直し期ごとの比較資料として活用する必要があることから、保存保管を要請する。

（ 意見 ）

町内会等を基本とする地域密着の老人クラブが基本に置かれているが、地域にこだわらず、趣味等を介して等、横断的な地域で集まり、老人の居場所づくりを行い、老人の孤立化を防ぎ、人と人とのつながりが生きがいにつながるような、コミュニティづくりが行われることを要望する。

## 【29】 高齢者公衆浴場入浴料減免事業補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 29	高齢者公衆浴場入浴料減免事業補助金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称		制定年度	
	川口市高齢者公衆浴場入浴料減免事業補助金交付要綱		平成 25 年度	
補助金の額(千円)	令和 2 年度 予算額	千円 6,735	令和 2 年度 決算額	千円 6,201
所管	部		課	
	福祉部		長寿支援課	
補助金等の目的	高齢者に対し、公衆浴場を利用する機会の拡大を図り高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。			
対象事業の名称	社会福祉団体等補助事業			
対象事業の概要	市内の公衆浴場で実施する高齢者公衆浴場入浴料減免事業に対して、補助することにより高齢者に対し、公衆浴場を利用する機会の確保を図り、もって高齢者福祉の向上に資することを目的とする。			

### 1. 目的・概要の補足事項

- (1) この補助金は、市内の公衆浴場で実施する高齢者公衆浴場入浴料減免事業に対して、補助することにより、高齢者に対し、公衆浴場を利用する機会の確保を図り、もって高齢者の福祉の向上に資することを目的とする。
- (2) 補助対象者は、公衆浴場法の規定による営業の許可をうけて、市内で公衆浴場を営む者で、浴場組合川口支部に加盟し、補助事業を実施する者をいう。
- (3) 補助者の補助金額は、次の通りとし、毎年度予算の範囲内で定める金額を限度として交付する。

補助事業名	
入浴サービス事業	1人当たり一回につき半額程度
特定日入浴サービス事業	1人当たり一回につき半額程度

令和 2 年 4 月一部改正

- (4) 現在の実質的な状況は、市内で 7 件の公衆浴場に当該補助金の交付が行われていて、現在の入浴料が 1 人 450 円に対し、250 円の補助金の交付が行われ、個人負担は 200 円となっています。各公衆浴場で、高齢者の入場記録簿が作成されていて、その報告に基づいて、補助金の交付が行われている。

(5) 予算額、決算額の推移等

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	6,735	5,358	5,244
決算額（単位：千円）	6,201	5,358	5,239

2. 「監査実施上の視点」の問題点

当該補助金等である交付金の期間の終期の有無について確認したところ、協力いただいている市内の公衆浴場がなくなるか、又は、本事業の代替となるような高齢者の福祉の向上に資する新たな施策が検討された場合、との回答であった。

継続する事業であっても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効性等を勘案して、縮小したり、増額したりする必要がでてくる可能性があることから、毎年あるいは、数年間の期間を設定して、定期的に再評価し見直す必要がある。

3. 監査の結果（指摘事項、意見）

（指摘事項）

- (1) 当該補助金等の定期的な見直しが必要であることから、交付要綱に「見直し規定」の設置を要請する。
- (2) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、補助金等の再評価見直しは、その行政評価とは別の視点で、再評価方法の基準の設定を要請する。

また、その再評価の検討書類については、見直し期ごとの比較資料として活用する必要があることから、保存保管を要請する。

（意見）

- (1) 昨今の自宅の風呂の普及率が国の調査では95%といわれる状況下で、その必要性について、再評価されているかどうか。老人福祉センターの建て替えに際しては、老朽化した旧施設の建て替えにより、施設内浴場の必要性の検討等が行われ、新施設には、浴場の設置がなくなっている。現在の社会情勢も考慮しつつ、公衆浴場が必要な高齢者の存在もあり、当該補助金の効果も継続していることから、公益性と公平性を良く検討しながら、定期的な見直しを行っていくことを要望する。
- (2) 補助金を利用するためには、「あんしんカード」の提示が必要となるが、市内に住所を有する65歳以上の者に発行され、あんしんカードは毎月570人に配布されている。広報誌およびあんしんカードを配布する際の台紙に事業案内を掲載しているが、その他の方法を考えることを要望する。

### 【30】 障害児（者）生活サポート事業費補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 30	障害児（者）生活サポート事業費補助金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称		制定年度	
	川口市障害児（者）生活サポート事業補助金交 付要綱		平成 15 年度	
補助金の額(千円)	令和2年度 予算額	千円 10,000	令和2年度 決算額	千円 8,655
所管	部		課	
	福祉部		障害福祉課	
補助金等の目的	緊急事態等のために処置が必要な障害者を施設入所させることにより、障害者の保健福祉の向上を図る。			
対象事業の名称	施設事業費等補助事業			
対象事業の概要	住宅事情等により自立生活が困難な障害者の社会的自立を助長するため生活援助体制の整った場を提供する施設に対しての補助を行うもの。			

#### 1. 目的・概要の補足事項

##### (1) 定義

この事業の要綱で、「障害者(児)生活サポート事業」とは、在宅の心身障害児(者)の地域生活を支援するため、身近な場所において、障害者及びその家族の介護需要に応じて障害者に対する一時預かり、派遣による介護、外出介助等のサービスを迅速かつ柔軟に提供することをいう。

##### (2) 補助の対象と対象経費

この補助金の交付対象となる経費は、障害者(児)生活サポート事業によるサービスの提供に要する経費であり、その経費に対する補助額は、次の補助額の範囲内とする。

##### (3) 補助額

次により算定した額とする。

基準単価×年間延利用時間

##### ① 基準単価

各登録団体における1時間あたりの利用料(950円を限度とする)に2を乗じて得た額

##### ② 年間延利用時間

障害者1人当たりの年間延利用時間は、150時間を上限とする。

#### (4) 補助金の交付申請

補助金の交付申請をしようとする団体は、第1号様式の障害者（児）生活サポート事業補助金交付申請書により、市長に請求する（要綱第5条）。

交付申請書の内容については、①補助金の名称（例えば障害児（者）生活サポート事業費補助金）、②補助事業等の目的及び内容（例えば障害児（者）及びその家族の介護需要に応じたサービスの提供）、③補助事業等の効果（例えば障害児（者）の家族の負担軽減）、④補助事業等の経費所要額、⑤補助金額、⑥補助事業等の着手年月日及び完了年月日（予定）、⑦添付書類（交付申請額算出表、事業計画書、収支予算書）等である。

#### (5) 予算額、決算額の推移等

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	10,000	10,000	10,000
決算額（単位：千円）	8,655	9,995	9,999
交付件数（件）	15	18	22
備考	年2回払い		

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

当該補助金等である交付金の期間の終期の有無について確認したところ、基準はないが、事業を運営する事業所が全てなくなるか、埼玉県と同補助制度が廃止された場合は、廃止を検討する、という回答であった。

継続する事業であっても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効性等を勘案して、縮小したり、増額したりする必要がでてくる可能性があることから、毎年あるいは、数年間の期間を設定して、定期的に再評価し見直す必要がある。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （ 指摘事項 ）

(1) 当該補助金等の定期的な見直しが必要であることから、交付要綱に「見直し規定」の設置を要請する。

(2) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、補助金等の再評価見直しは、その行政評価とは別の視点で、再評価方法の基準の設定を要請する。

また、その再評価の検討書類については、見直し期ごとの比較資料として活用する必要があることから、保存保管を要請する。

### 【31】 成年後見人等報酬補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 31	成年後見人等報酬補助金		
根拠法令等（法律、 要綱等）	名 称			制定年度
	川口市成年後見人等の報酬助成要領			平成 20 年度
補助金の額（千円）	令和 2 年 度予算額	千円 4,032	令和 2 年 度決算額	千円 3,943
所管	部		課	
	福祉部		障害福祉課	
補助金等の目的	障害者の自立の支援及び福祉の増進を図る。			
対象事業の名称	地域生活支援事業			
対象事業の概要	後見人等の報酬等必要となる経費の一部を助成することのより 成年後見制度の利用を促進するもの。			

#### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 成年後見制度の利用にあたり、成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「後見人等」という）に対する報酬を負担することが困難な者に対し、川口市長（以下「市長」という）が行う報酬助成について定めるものとする。

(2) この助成の対象者は、市長が、老人福祉法、知的障害者福祉法若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、民法に規定する審判の請求（以下「市長による審判請求」という）又は、民法の規定による、本人、配偶者若しくは四親等内の親族による審判の請求に基づいて行われた家庭裁判所の審判によって成年被後見人等となった者（民法第 725 条に規定する親族が成年後見人等として付された者を除く。以下「本人」という）のうち、助成申請時に、経済的要件のいずれか及び住所要件のいずれかにもあてはまる者とする。

① 経済的要件 (ア) 生活保護を受けている者、又は中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている者 (イ) 次の要件に該当する者 以下の全てを満たす者 ㊦ 市民税非課税世帯（世帯員全員が非課税） ㊧ 預貯金等（生命保険を除く）の額が、100 万円以下の額（世帯員を含む） ㊨ 世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用する資産がないこと。

② 住所地要件 (ア) 川口市の住民票に記載されている者、（又は川口市の外国人登録原票に登録されている者。）ただし、川口市内の施設等への入所等に伴う転入により、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者等のいずれかが川口市以外の市町村となっている者を除く。(イ) 川口市の住民票に記載されていない者、（又は川口市の外国人登録原票に登録されていない者）のうち、川口市外の施設等への入所等



に伴う川口市からの転出により、後見等の審判請求者、介護保険の保険者等のいずれかが、川口市となっている者。

(3) 助成額

助成額は、家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内で、その全部又は一部を助成するものとし、本人の生活の場が在宅の者は、月額 28,000 円、施設入所又は入院中の者は、月額 18,000 円を助成の上限とする。

(4) 予算額、決算額の推移等

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額 (単位 : 千円)	4,032	2,352	2,352
決算額 (単位 : 千円)	3,943	2,324	2,100
交付件数 (件)	18	10	9

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

当該補助金等である交付金の期間の終期の有無について確認したところ、障害者総合支援法第 77 条に基づき実施している事業のため、法改正がされない限り終了年度は定めていない、という回答であった。

継続する事業であっても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効性等を勘案して、縮小したり、増額したりする必要がでてくる可能性があることから、毎年あるいは、数年間の期間を設定して、定期的に再評価し見直す必要がある。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （ 指摘事項 ）

- (1) 当該補助金等の定期的な見直しが必要であることから、交付要綱に「見直し規定」の設置を要請する。
- (2) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、補助金等の再評価見直しは、その行政評価とは別の視点で、再評価方法の基準の設定を要請する。また、その再評価の検討書類については、見直し期ごとの比較資料として活用する必要があることから、保存保管を要請する。

### （ 意見 ）

助成額は、家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内で、その全部又は一部を助成するものとし、本人の生活の場が在宅の者は、月額 28,000 円、施設入所又は入院中の者は、月額 18,000 円を助成の上限とする。となっているが、この上限額が、適正額かどうかの判断が不明確である。少なくとも、家庭裁判所が決定した報酬額については、助成を行う必要があると考えることから、助成額について、上限額の廃止又は上限額の引き上げの検討を要望する。

### 【32】 共同生活援助事業費補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 32	共同生活援助事業費補助金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称		制定年度	
	川口市共同生活援助事業費補助金交付要綱		平成 19 年度	
補助金の額(千円)	令和2年度 予算額	千円 15,776	令和2年度 決算額	千円 15,776
所管	部		課	
	福祉部		障害福祉課	
補助金等の目的	障害者施設の安定した運営を図る。			
対象事業の名称	障害者事業所支援事業			
対象事業の概要	事業所の体系移行等による報酬額の激減を緩和することを目的とする。			

#### 1. 目的・概要の補足事項

(1) この補助金は、定員が 9 人以下の共同生活住居（サテライト型住居を除く）における共同生活援助事業（世話人の配置基準が、6：1 型、5：1 型及び 4：1 型として指定権者に届け出た指定共同生活援助事業所において実施する場合に限る。（以下、「グループホームという」）の運営に必要な経費として、次の補助対象経費の額を支弁した場合、グループホームに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

#### (2) 補助対象経費

補助金の交付対象となる指定共同生活援助事業所は、前年度において埼玉県共同生活援助事業費補助金交付要綱に基づき補助を受けていたもの及び前年度または当年度において、生活ホームからの移行により設置したものとする。

補助金の交付の対象となる経費は、入院時支援加算として、下表により一定の算定基準で算定した額と、運営時補助として、下表により算定した額とする。

	補助対象経費（県補助対象分）	経費の額
入院時 支援加 算	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害者福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（以下「算定基準」）別表第 15 の 3 又は 3 の 2（以下「入院時加算」）が算定される要件を満たし、入院時加算の対象となる日数が 1 月に 13 日以上の場合	（対象となる日数に 1,240 円を乗じて得た額）から（入院時加算の単位数に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額）を差し引いた額を算定する。

運営費補助	算定基準別表第15の1及び1の2-2が算定される場合	1日につき、2,470円から算定基準別表第15（一定数を除く）により算定する単位数に一単位の単価を乗じて得た額を差し引いた額を算定する。
-------	----------------------------	--

(3) 補助金の交付手続き

補助金の交付を受けようとする指定事業者は様式第1号により、市長に申請及び請求する（要綱第3条）

(4) 予算額、決算額の推移等

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	15,776	15,371	13,469
決算額（単位：千円）	15,776	15,371	13,469
交付件数（件）	3	4	6

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

当該補助金等である交付金の期間の終期の有無について確認したところ、基準はないが、事業を運営する事業所が全てなくなるか、埼玉県と同補助制度が廃止された場合は、廃止を検討する、という回答であった。

継続する事業であっても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効性等を勘案して、縮小したり、増額したりする必要がでてくる可能性があることから、毎年あるいは、数年間の期間を設定して定期的に再評価し見直す必要がある。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （指摘事項）

- (1) 当該補助金等の定期的な見直しが必要であることから、交付要綱に「見直し規定」の設置を要請する。
- (2) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、補助金等の再評価見直しは、その行政評価とは別の視点で、再評価方法の基準の設定を要請する。

また、その再評価の検討書類については、見直し期ごとの比較資料として活用する必要があることから、保存保管を要請する。

### （意見）

事業所の体系移行等による報酬額の激減を緩和することを目的とする補助金であることから、実情をよく検討しながら、該当施設の安定した運営に資するための見直しを継続的に行われることを要望する。

### 【33】 障害者自立支援事業所体制強化支援事業補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 33	障害者自立支援事業所体制強化支援事業補助金		
根拠法令等（法律、要綱等）	名 称		制定年度	
	川口市障害者自立支援事業所体制強化支援事業補助金交付要綱		平成 22 年度	
補助金の額 （千円）	令和 2 年 度予算額	千円 52,200	令和2年度 決算額	千円 52,198
所管	部		課	
	福祉部		障害福祉課	
補助金等の目的	障害者施設の安定した運営を図る。			
対象事業の名称	障害者事業所支援事業			
対象事業の概要	職員体制を強化し障害福祉サービス充実を図っている事業所に対し補助することにより、施設の安定的な運営を確保するもの。			

#### 1. 目的・概要の補足事項

(1) この補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）に定める障害者福祉サービスを提供する事業所及び児童福祉法に定める障害児通所支援を行う事業所に対し、国の基準を上回る職員及び看護職員（保健師又は看護師及び準看護師をいう。以下同じ）を配置した場合に要する経費を補助することにより、利用者支援の充実・事業所の安定した運営及び資質の向上を図ることを目的とする。

#### (2) 補助対象事業所

職員加配補助については、市内に住所を有し障害者総合支援法に定める生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び児童福祉法に定める児童発達支援、放課後等デイサービスの事業を実施している事業所とし、看護職員加配補助については、市内に住所を有し障害者総合支援法に定める生活介護及び児童福祉法に定める医療型児童発達支援の事業を実施している事業所とする。

#### (3) 補助額

補助金の交付額は、1月に要する加配される職員又は看護職員の人件費と次の表に定める補助金交付基準額を比較して少ない方の額とする

#### (4) 補助金交付基準額

種 目	利 用 人 員	基 準 額
職員加配補助 (非常勤可)	全利用者（全契約者）が定員の70%以上で、かつ川口市の援護を受けている利用者（契約者）	月上限 100,000 円

(資格要件等なし)	が全利用者（全契約者）の 50%以上の場合（小数点以下切り捨て）	
看護職員加配補助（常勤又は常勤換算）	全利用者（全契約者）が定員の 70%以上で、かつ川口市の援護を受けている利用者（契約者）が全利用者（全契約者）の 50%以上の場合（小数点以下切り捨て）	月上限 150,000 円

(注 1) 人員の基準日については、補助年度の 4 月 1 日とする。

(注 2) 常勤換算については、常勤換算方法の最低基準・週 32 時間による。

(注 3) 複合型で運営している事業所は一つの事業所とみなす。

(5) 予算額、決算額の推移等

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額（単位：千円）	52,200	52,200	52,200
決算額（単位：千円）	52,198	52,188	52,156
交付件数（件）	67	60	63
備考	同一法人が運営する別事業所有り		

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

当該補助金等である交付金の期間の終期の有無について確認したところ、障害福祉事業所の人員に対する補助であり、事業所の安定した運営と質の向上に寄与しているものと考えているため、終了年度は定めていない、との回答であった。

継続する事業であっても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効性等を勘案して、縮小したり、増額したりする必要がでてくる可能性があることから、毎年あるいは、数年間の期間を設定して、定期的に再評価し見直す必要がある。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （ 指摘事項 ）

(1) 当該補助金等の定期的な見直しが必要であることから、交付要綱に「見直し規定」の設置を要請する。

(2) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、補助金等の再評価見直しは、その行政評価とは別の視点で、再評価方法の基準の設定を要請する。

また、その再評価の検討書類については、見直し期ごとの比較資料として活用する必要があることから、保存保管を要請する。

### 【34】在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 34	在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助金		
根拠法令等（法律、要綱等）	名 称			制定年度
	川口市在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付要綱			平成 27 年度
補助金の額 （千円）	令和 2 年 度予算額	千円 6,740	令和 2 年度 決算額	千円 2,720
所管	部		課	
	福祉部		障害福祉課	
補助金等の目的	障害者施設の安定した運営を図る。			
対象事業の名称	障害者事業所支援事業			
対象事業の概要	在宅の重症心身障害児等を介助する家族の精神的、身体的負担の軽減を図るもの。			

#### 1. 目的・概要の補足事項

- (1) この補助金は、人工呼吸器を使用する等、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児等を介助する家族の精神的、身体的負担の軽減を図るため、事業を実施する事業所が要した費用について、予算の範囲内において補助金を交付する。
- (2) この要綱において、対象とする「重症心身障害児等」とは、知的障害者及び重度の肢体不自由が重複し、かつ、要綱に定める、スコア表の 14 項目に規定する状態が 6 か月以上継続する者とする。
- (3) この補助金は、ショートステイ促進事業とデイサービス促進事業を対象とする。
- (4) 補助金の額は、次の表のとおりとする。

事業名	補 助 金 額	
ショートステイ促進事業	医療型短期入所を実施する医療機関、医療型障害児入所施設が重症心身障害児等を受け入れた際に受ける障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の医療型短期入所サービス費に、右記金額を加算	スコアの合計が 25 点以上の者、対象者 1 人あたり 20,000 円/日
		スコアの合計が 25 点未満の者、対象者 1 人あたり 10,000 円/日
デイサービス促進事業	看護師等の専門スタッフを配置した日中一時支援事業所が重症心身障害児等を受け入れた際に受ける川口市日中一時支援事業補助金に右記金額を加算	対象者 1 人あたり 20,000 円/日

スコア表（14項目のうち例示7項目）

	項 目	スコア
1	レスピレーター管理（毎日行う機械的気道加圧を要する CPAP 等含む）	10 点
2	気管内挿管・気管切開	8 点
3	鼻咽頭エアウェイ	5 点
4	O <sub>2</sub> 吸入又は SpO <sub>2</sub> 90%以下の状態が 10%以上	5 点
5	1 回／時間以上頻回の吸引	8 点
	6 回／日以上頻回の吸引	3 点
6	ネプライザー 6 回／日以上又は継続使用	3 点
7	IVH	10 点

(5) 予算額、決算額の推移等

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額（単位：千円）	6,740	6,740	2,300
決算額（単位：千円）	2,720	4,310	1,900
交付件数（件）	42	38	30
備考	毎月実績払い		

2. 「監査実施上の視点」の問題点

当該補助金等である交付金の期間の終期の有無について確認したところ、基準はないが、事業を運営する事業所が全てなくなるか、埼玉県と同補助制度が廃止された場合は、廃止を検討する、という回答であった。継続する事業であっても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効性等を勘案して、縮小したり、増額したりする必要がでてくる可能性があることから、毎年あるいは、数年間の期間を設定して、定期的に再評価し見直す必要がある。

3. 監査の結果（指摘事項、意見）

（ 指摘事項 ）

- (1) 当該補助金等の定期的な見直しが必要であることから、交付要綱に「見直し規定」の設置を要請する。
- (2) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、補助金等の再評価見直しは、その行政評価とは別の視点で、再評価方法の基準の設定を要請する。
- (3) コロナ禍の影響で、本来の目的が達成できない状況にあるが、新しいアプローチの方法等を模索して、なんとか目的達成を目標に、最善の努力を行っていただくことを要請する。

### 【35】 障害者福祉施設整備費補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 35	障害者福祉施設整備費補助金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称		制定年度	
	川口市障害者福祉施設整備費補助金交付要領		平成 13 年度	
補助金の額(千円)	令和2年度 予算額	千円 28,579	令和2年度 決算額	千円 27,639
所管	部		課	
	福祉部		障害福祉課	
補助金等の目的	障害者施設の安定した運営を図る。			
対象事業の名称	障害者事業所支援事業、障害者福祉施設整備費補助事業			
対象事業の概要	障害者の地域における日中活動の場及び住まいの場の整備促進を図るため、本市区域内に設置する障害者福祉施設の施設整備等に要する経費に対して補助を行うもの。			

#### 1. 目的・概要の補足事項

##### (1) 定義

「障害者福祉施設」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）第5条及び児童福祉法第6条の2の2に規定する事業のうち別表に規定する事業を実施するものをいう。

「整備事業」とは、社会福祉施設等国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日厚生省発社援第1005003号厚生事務次官通知）に規定する施設整備及び設備整備に伴い当該補助金交付要綱に基づく補助を受ける事業をいう。

「公共事業」とは、公益財団法人 JKA、公益財団法人日本財団及び公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団から補助を受ける事業をいう。

##### (2) 補助対象事業者

社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人又は医療法人（以下「法人」という）とする。ただし、川口市暴力団排除条例に規定する暴力団が設置者である法人等を除く。

##### (3) 補助の対象となる事業等

法人が本市の区域内において行う障害者福祉施設の整備事業又は公共事業であって、事業計画において本市の障害者福祉の推進に必要と認めるものとする。

##### (4) 補助金の交付限度額

① 整備事業に係る当該補助金の交付限度額は、当該補助に係る協議における国庫補助基本額（以下「補助基本額」という）に、3分の4を乗じた額から整備事業に係り当該事業に対する補助金の額を控除した額と、補助基本額の6分の3を乗じた



額とを比較していずれか少ない方の額とする（千円未満切り捨て）

② ①にかかわらず、目的を達成するために必要があると市長が特に認めた場合には、交付限度額に、整備事業に要する経費から補助基本額の算定対象となった経費を減じて得た額のうち市長が必要と認める額を加えた額を補助金の交付限度額とすることができる。

#### 障害者福祉施設

区 分	事 業 の 名 称
障害者総合支援法第5条に規定する事業	生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助
児童福祉法第6条の2の2に規定する事業	児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス

#### (5) 予算額、決算額の推移等

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	28,579	26,192	127,544
決算額（単位：千円）	27,639	0	127,544
交付件数（件）	2	0	2
備考	令和元年から令和2年へ繰越 26,192千円		

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

当該補助金等である交付金の期間の終期の有無について確認したところ、民間施設の拡充は、障害者福祉サービスの向上に繋がると考えており、国庫補助に基づく補助金である事から廃止年度は定めていない、との回答であった。

継続する事業であっても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効性等を勘案して、縮小したり、増額したりする必要がでてくる可能性はあることから、毎年あるいは、数年間の期間を設定して、定期的に再評価し見直す必要がある。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （ 指摘事項 ）

- (1) 当該補助金等の定期的な見直しが必要であることから、交付要綱に「見直し規定」の設置を要請する。
- (2) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、補助金等の再評価見直しは、その行政評価とは別の視点で、再評価方法の基準の設定を要請する。また、その再評価の検討書類については、見直し期ごとの比較資料として活用する必要があることから、保存保管を要請する。

### 【36】赤ちゃんにっこり応援金

リストNo. 補助金等の名称	No. 36	赤ちゃんにっこり応援金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	赤ちゃんにっこり応援事業実施要綱		平成 27 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千 円 23,600	令和 2 年度 決 算 額	千 円 22,014
所 管	部		課	
	子ども部		子育て支援課	
補助金等の目的	子育て世代が住みやすいまちづくりを推進することを目的とする。			
対象事業の名称	子育て支援対策事業			
対象事業の概要	1歳未満の乳児の保護者が、育児用品や育児支援サービスを購入、レンタル若しくは利用した場合の費用の一部を助成するもの。 (第1子・第2子1万円/第3子以降2万円)			

#### 1. 目的・概要の補足事項

##### (1) 赤ちゃんにっこり応援金の概要追加

##### ① 補助対象者

出生又は転入により川口市に住民登録のある1歳未満の乳児の保護者。但し出生日の属する年度における個人市民税所得割額の合計額が174,000円以上の者を除く。

##### ② 補助金支給までの手続き

補助対象者は予め資格登録申請を行い資格登録された後、川口市内の店舗等において子供の出産又は育児に係る育児用品を購入又はレンタル若しくは育児支援サービスを利用、交付請求書に購入・利用による領収書等を添付して川口市に提出。

##### ③ 対象品目

対象区分	対象品目等
------	-------

育児用品等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象乳児に係る出産又は産後の育児のために購入等した用品に限る。</li> <li>(例) ベビーベット、布団、ベビーゲート、ジョイントマット、抱っこ紐、ベビーカー、ベビーチェア、チャイルドシート、子ども乗せ自転車、おむつ、ミルク、搾乳機、ベビーフード、衛生用品、ケア用品、おもちゃ、絵本、その他育児関連グッズ</li> </ul>
育児支援サービス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母乳育児支援</li> <li>・産後ケア（骨盤矯正・マッサージ）</li> <li>・ベビーシッター</li> <li>・写真スタジオでの記念撮影（対象乳児に係る産前マタニティ記念撮影も含む）</li> </ul>

## (2) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	23,600	21,475	10,454
決算額(単位:千円)	22,014	15,333	10,396
交付先件数(件)	1,788	1,282	985

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

川口市における年間の一歳未満の乳児の想定対象人数は約3,400人であり、それに対する交付件数は1,788件で52%の交付率となっている。公平性の観点では低すぎると考えられる。

原因としては、育児用品等の購入に係る費用に対象が限定されることと、ただでさえ育児に忙しい一歳未満の乳児の保護者においては、手続きが面倒であることがあげられる。

川口市においては、児童手当の手続き等を捉え当補助金の案内をしており、周知の努力は継続されているが、更なる交付率の増加が課題である。

また、所得制限があることにより一部の保護者については補助対象外となっているのは、平等性に欠けるものと考えられる。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （意見）

一歳未満の乳児に対する補助金としては有用なものであり、より多くの補助対象者に対し交付がなされるべきと考えられるので、手続きの簡素化又は乳児を出生した保護者に対して一律の現金給付を行う等の改善の検討を要望する。

また、赤ちゃんにっこり応援金の名称のもと、全ての一歳未満の乳児が対象となるべきで、所得制限の撤廃を要望する。

### 【37】 母子・父子福祉センター補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 37	母子・父子福祉センター補助金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 38 条、第 39 条第 1 項第 1 号 川口市母子・父子福祉センター補助金交付要綱		平成 13 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 4,892	令和 2 年度 決 算 額	千円 4,339
所 管	部		課	
	子ども部		子育て相談課	
補助金等の目的	ひとり親家庭に対する福祉の増進と社会的自立を目的とし、各関係機関の協力を得て相談、生業指導、各種の教室を実施することにより母子・父子福祉の向上を図るもの。			
対象事業の名称	母子・父子福祉センター補助事業			
対象事業の概要	母子・父子福祉センター施設の運営に係る関係機関への負担金			

#### 1. 目的・概要の補足事項

##### (1) 母子・父子福祉センター補助金の概要追加

##### ① 母子・父子福祉センターの概要

##### (ア) 運営母体及び補助対象者

社会福祉法人 川口市社会福祉事業団（特別会計による）

##### (イ) 役割

川口市の社会福祉事業の効率的運営と組織的活動を促進し、母子家庭等が抱える様々な問題解決を図るなど母子家庭等の自立支援の推進を行う。

##### (ウ) 施設について

平成 13 年母子・父子福祉センターとして使用している施設が登録有形文化財として登録

##### ② 補助対象経費

##### (ア) 母子家庭等の自立を促進するための講習会を実施するために必要な経費

##### (イ) 母子家庭等の自立支援を行うために生活、教育相談などを実施するための研修会に必要な経費

(ウ) 母子・父子福祉センター利用者の交流を深めるためのレクリエーション事業を実施するのに必要な経費

(エ) 川口市母子・父子福祉センターの施設維持管理に必要な経費。

③ 補助金の額等

補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とし、補助金額は予算の範囲内とする。

④ 交付時期

補助金の交付時期については、「川口市補助金等交付規則」第14条ただし書きの規定により、補助事業の完了前に、請求に基づき交付するものとする。

⑤ 「川口市補助金等交付規則」第14条（補助金等の交付時期）

補助金等は、確定額を補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

(2) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	4,892	4,401	4,086
決算額(単位:千円)	4,339	4,092	3,923
交付先件数(件)	1	1	1

(注1) 交付先は社会福祉法人 川口市社会福祉事業団

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

新型コロナウイルスの影響もあったが、文化財見学としての来訪者の方が多かった  
(令和2年度 各教室29名/来訪者143名)

川口市において利用者減少傾向にある母子・父子福祉センターについて、その運営・存在価値についての検討がなされ、その検討の結果、令和3年度以降については、母子・父子福祉センター補助事業に係る補助金の交付は終了する。

(川口市が補助事業を廃止する決定を受け、川口市社会福祉事業団で今後の運営について協議をした結果、母子・父子福祉センター廃止に至ったもの。)

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

### (意見)

母子・父子福祉センターの利用者減による運営終了につき、補助金の交付は令和2年度で最終となり、利用者減による母子・父子福祉センター補助事業終了の判断は適切であると認められる。

### 【38】民間保育所特別保育事業費等補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 38	民間保育所特別保育事業費等補助金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称			制 定 年 度
	川口市民間保育所補助金交付要綱			平成4年度
補助金の額 (千円)	令和2年度 予 算 額	千円 1,149,336	令和2年度 決 算 額	千円 983,755
所管	部		課	
	子ども部		保育幼稚園課	
補助金等の目的	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所等における保育の実施に要する費用の支弁、並びに特別保育事業の実施により児童の処遇改善を図ることを目的とする。			
対象事業の名称	民間保育所運営費			
対象事業の概要	<p>○国・県・市共同事業</p> <p>一時預かり、地域子育て支援拠点、延長保育、保育体制強化、保育士宿舎借上支援、保育補助者雇上強化、乳児呼吸モニター購入費、保育所等業務効率化推進、新型コロナウイルス感染症対策事業</p> <p>○市単独事業</p> <p>一歳児担当保育士雇用費、乳児途中入所促進、障害児保育、アレルギー等対応特別給食提供、運営充実費、保育士賃金補助</p>			

#### 1. 目的・概要の補足事項

##### (1) 民間保育所特別保育事業費等補助金の概要追加

###### ① 保育所の収入

私立保育園、認定こども園を対象とし、施設等利用料・運営費相当額を民間保育所運営委託料として給付し、保育所施設の運営充実や環境整備等に要するものを補助金として交付している。

###### ② 川口市単独事業の現況

低年齢児保育促進事業・障害児保育事業・アレルギー等対応特別給食提供事業については、元々県の「安心・元気！支援事業実施要綱」により行われていたが、川口市の中核市移行により県の補助対象から外れ、市単独となったため補助金負担額は増加している。また、民間保育所運営充実費・保育士賃金補助事業については、

川口市の公定価格が近隣市と比べて低いため運営委託料の単価が低く、補助金負担割合が多いのが現状である。

(2) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	1,149,336	1,032,631	964,001
決算額(単位:千円)	983,755	793,179	650,291
交付先件数(件)	82	73	63

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

### (1) 補助金の構成

保育事業に係る補助金については、基本的に国の要綱に基づき実施され、国による補助金の新設・法改正・環境変化があるごとに追加されている状況であり、「交付要綱」は事業ごとに細分化され、市の職員による交付事務は膨大なものとなっている。

各保育所等において一定程度の充実が図られたなら、不要とされる補助金は整理していくべきである。現状は交付事務に追われ、一定程度の補助金を評価する体制が整っていない。

また、補助金が増えれば交付事務が増加するのは当然のことであるため、運営委託料の見直し等により、補助金負担割合を減少させることも検討すべきである。

### (2) 財務内容の分析の必要性

交付請求に各保育所等の決算報告書の添付がされているにもかかわらず、決算報告書の内容分析がなされていない。決算報告書の内容分析を行うことにより、補助金交付による効果の検証を計ると共に、過剰な補助金が交付されていないかの判定材料になるため、補助金交付担当部署である保育幼稚園課において、年度比較を含めた財務分析を行い、各保育所等の現況を把握することは重要であり、補助金内容の見直し等に役立てるべきである。

また、決算報告書は、福祉部・福祉監査課による監査において確認が行われているようであるが、補助金交付担当である子ども部・保育幼稚園課との連携は取れていない。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （意見）

- (1) 補助金の構成については、既存の補助金を評価、検証し、将来的に効率的な運用への検討を要望する。
- (2) 各保育所等の財務内容を検証の元、関連部署との連携を強化し今後の補助金交付運営に役立てることを要望する。

### 【39】地域型保育特別保育事業費等補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 39	地域型保育特別保育事業費等補助金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制定年度	
	川口市地域型保育事業費補助金交付要綱		平成 27 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 190,281	令和 2 年度 決 算 額	千円 144,111
所管	部		課	
	子ども部		保育幼稚園課	
補助金等の目的	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所等における保育の実施に要する費用の支弁、並びに特別保育事業等の実施により児童の処遇改善を図るため補助金を交付する。			
対象事業の名称	民間保育所運営費			
対象事業の概要	○国・県・市共同事業 延長保育、保育体制強化事業、保育士宿舍借上支援事業、保育補助者雇上強化事業、乳児呼吸モニター購入費補助、保育所等業務効率化推進事業、新型コロナウイルス感染症対策事業 ○市単独事業 障害児保育事業、保育士賃金補助事業			

#### 1. 目的・概要の補足事項

##### (1) 地域型保育特別保育事業費等補助金の概要追加

小規模保育事業、事業所内保育事業を対象とし、施設等利用料・運営費相当額を地域型保育運営委託料として給付し、地域型保育事業の運営充実や環境整備等に要するものを補助金として交付している。

##### (2) 小規模保育事業

利用定員を 6 人から 19 人と定められた市町村の認可を受けて行われる保育事業

##### (3) 事業所内保育事業

事業所内のスペースに保育施設を設置し、企業が主体となって運営し、従業員の子どもやその地域の子どもを受け入れる市町村の認可を受けて行われる保育事業



#### (4) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	190,281	144,172	171,819
決算額(単位:千円)	144,111	109,016	73,230
交付先件数(件)	61	59	56

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

### (1) 補助金の精査

【38】民間保育所特別保育事業費等補助金と同様に、待機児童0を目標とする施策の中、保育所等の運営充実等のために補助金が次々と増加しているが、各保育所等において一定程度の充実が図られたなら、不要とされる補助金は整理していくべきである。

### (2) 決算報告書

【38】民間保育所特別保育事業費等補助金と同様に、交付請求に各保育所等の決算報告書の添付がされているにもかかわらず、決算報告書の内容分析がなされていない。

決算報告書の内容分析を行うことにより、補助金交付による効果の検証を計ることは重要である。

収支を確認することにより、過剰な補助金が交付されていないかの判定材料にもなる。

財務内容の優良な保育所等については、他の保育所等への参考として提案できる部分もあるはずである。

補助金交付担当部署である保育幼稚園課において、年度比較を含めた財務分析を行い、各保育所等の現況を把握することは重要であり、補助金内容の見直し等に役立てるべきである。

また、決算報告書の監査は、福祉部・福祉監査課による監査において確認が行われているようであるが、補助金交付担当である子ども部・保育幼稚園課との連携を強化することが必要である。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （意見）

- (1) 【38】民間保育所特別保育事業費等補助金と同様に、補助金の構成については、既存の補助金を評価、検証し、将来的に効率的な運用への検討を要望する。
- (2) 各保育所等の財務内容を検証の元、関連部署との連携を強化し、今後の補助金交付運営に役立てることを要望する。

#### 【40】 家庭保育室特別保育事業費等補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 40	家庭保育室特別保育事業費等補助金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制定年度	
	川口市認可外保育施設事業費補助金交付要綱		平成 29 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 12,175	令和 2 年度 決 算 額	千円 8,749
所管	部		課	
	子ども部		保育幼稚園課	
補助金等の目的	保護者の就労等の理由により、家庭で保育ができない乳幼児の保育を実施することにより、保護者が就労等に専念できるとともに乳幼児の福祉の充実を図る。併せて、市に登録した家庭保育室の健全な運営と児童・職員の処遇改善を図ることを目的とする。			
対象事業の名称	家庭保育室事業			
対象事業の概要	○国・県・市共同事業 新型コロナウイルス感染症対策事業 ○市単独事業 保育支援員配置事業、乳児呼吸モニター購入費補助事業、保育士賃金補助事業、家庭保育室運営充実費補助事業			

#### 1. 目的・概要の補足事項

##### (1) 家庭保育室特別保育事業費等補助金の概要追加

家庭保育室保育事業を対象とし、施設等利用料・運営費相当額を家庭保育室委託料として給付し、保育所施設の運営充実や環境整備等に要するものを補助金として交付している。

##### (2) 家庭保育室事業

川口市家庭保育条例に定める実施要件を満たし、登録の上、市より委託されて行われる保育事業

##### (3) 家庭保育室運営充実費の補助対象経費

① 保育士の賃金補助に要した経費

② 家庭保育室の運営を充実させ認可保育所との格差を緩和することを目的とし、保育内容の向上を図るために要する経費

③ 保育士の待遇を向上させることで保育従事者確保に資するため、保育従事者数

に応じて補助を行う経費

- ④ 乳幼児が季節に応じた冷暖房を利用することができるよう、冷暖房費の補助を行う経費
- ⑤ 職員が健康診断を定期的に受診する費用を補助することで職員の福利厚生の実をを図る経費
- ⑥ 乳幼児が定められた健康診断を受診することで、乳幼児の健康の向上を図る経費
- ⑦ 入室乳幼児への補償を充実させるため、家庭保育室が加入する損害賠償保険・傷害保険の経費
- ⑧ 障害者を保育する家庭保育室に対して補助を行うことで、障害者の保育をより充実させるための経費
- ⑨ 延長保育を行う家庭保育室に対し、補助を行うことで延長保育中の保育内容を充実させるための経費

(4) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	12,175	14,174	14,964
決算額(単位:千円)	8,749	14,174	14,546
交付先件数(件)	4	5	7

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

家庭保育室は個人で運営している場合が多く、保育士の年齢等の都合により、年々縮小傾向にあり、利用児童数も減少している。私立保育所等と同様の補助金基準が必要なのか支援方法の見直しが要求される。

また、家庭保育室の存在意義についての検証が必要で、今後とも必要で増やしていくべきか、減少するも維持せざるを得ないのかその方針により、支援方法は変わり補助金の見直しも必要となるので全体的な保育所等・幼稚園に係る事業のうち家庭保育室の役割について検討が必要である。

一定規模の家庭保育室については、小規模保育事業への移行を促すことも検討されたい。

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

### (意見)

- (1) 家庭保育室について現状把握をし、規模に応じた支援体制となるよう検討を要望する。
- (2) 一定規模の家庭保育室については、小規模保育事業への移行を促すことの検討を要望する。

#### 【41】 認可外保育施設特別保育事業費等補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 41	認可外保育施設特別保育事業費等補助金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制定年度	
	川口市認可外保育施設事業費補助金交付要綱		平成 29 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 56,765	令和 2 年度 決 算 額	千円 18,616
所管	部		課	
	子ども部		保育幼稚園課	
補助金等の目的	認可外保育施設の保育の質の向上及び安全性の確保を図り、児童の福祉の推進に寄与することを目的とする。			
対象事業の名称	認可外保育施設事業			
対象事業の概要	○国・県・市共同事業 新型コロナウイルス感染症対策事業 ○市単独事業 保育支援員配置事業（保育支援員の配置に必要な費用を補助）、 乳児呼吸モニター購入費補助事業（呼吸器モニター購入に要する経費を補助）			

#### 1. 目的・概要の補足事項

##### (1) 認可外保育施設特別保育事業費等補助金の概要追加

認可外保育施設事業を対象とし、保育所施設の運営充実や環境整備等に要するものを補助金として交付している。

認可外保育施設については施設等利用料・運営費は独自で保護者から徴収しており、川口市からの運営委託料の拠出はない。

##### (2) 認可外保育施設

###### ① 定義

乳児又は幼児を保育することを目的とした施設であり、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長の認可を受けていない施設をいう。

###### ② 届出

認可を受けていないが、所在する自治体に届出を行なう必要があり、認可外保育

施設指導監督基準に従い保育事業の運営に充たる。

### ③ 補助金制度

認可を受けていないため、基本的に国・自治体が制定する補助金は受けることできない。

ただし、自治体独自の判断で補助金の交付を行う場合がある。

#### (3) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	56,765	7,351	6,360
決算額(単位:千円)	18,616	7,351	2,711
交付先件数(件)	36	32	6

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

### (1) 認可外保育施設

保育定員の不足を補うため、体制や施設環境について認可を受けていない認可外保育施設に頼らざるを得ない状況ではあるが、国の指導監督基準を満たしているとはいえ、入所児童の安全性が確保されているか不安があるため、川口市における定期検査、審査は厳重に行うべきである。

基本的には、認可を受けていない保育施設について、認可を促すべく体制・環境整備を整えるための方策を検討すべきである。

### (2) 財務分析

交付請求で提出された決算報告書等についてその内容が検証されていない。

決算報告書の内容分析を行うことにより、補助金交付による効果の検証を計ると共に、過剰な補助金が交付されていないかの判定材料になるため、その分析は重要である。

年度比較を含めた財務分析を行い補助金内容の見直し等に役立てるべきである。

また、児童福祉法に基づく指導監督を行っている子ども部・保育運営課と連携することが必要である。

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

### (意見)

(1) 認可外保育施設については、認可に必要な体制・環境整備を整えるための支援を行い、運営支援は元より、認可を促す又は助成するための補助金体制の検討を要望する。

(2) 決算報告書の内容分析を行うことにより、補助金交付による効果の検証を図り、子ども総務課・保育運営課との連携の元、今後の保育事業運営に係る補助金交付事業の充実のために活用することを要望する。

## 【42】認可外保育施設利用料補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 42	認可外保育施設利用料補助金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	川口市認可外保育施設利用料補助金交付要綱		平成 30 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千 円 30,600	令和 2 年度 決 算 額	千 円 22,160
所管	部		課	
	子ども部		保育幼稚園課	
補助金等の目的	保護者の経済的負担の軽減を図り、児童の福祉の推進に寄与することを目的とする。			
対象事業の名称	認可外保育施設事業			
対象事業の概要	特定子ども・子育て支援施設等の確認を所在市町村から受けている認可外保育施設に通所しており、0歳から2歳児クラスまでの児童の保護者であって、市町村民税課税世帯で、教育・保育給付認定を受けている場合、月額上限10,000円の補助を行う。			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 認可外保育施設利用料補助金の概要追加

認可外保育施設を利用しているものの、無償化による給付を受けることのできない保護者の利用料負担額を軽減させるため、一部の補填を行っている。(川口市単独事業)

#### (2) 認可外保育施設の無償化の内容

「保育の必要性の認定」が確認された3～5歳の子どもは認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)までの利用料を補助。

住民税非課税世帯の0～2歳児の子どもは月額4.2万円の利用料を補助。

#### (3) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	30,600	32,238	28,830
決算額(単位:千円)	22,160	32,238	28,830
交付先件数(件)	612	541	432

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

保育所数や利用者の生活環境の状況から、認可外保育施設の利用が生じてくることとなる。

保育料については、認可外保育施設は設置者が自由に設定できるため認可保育所等と比較し価格差が生じている。

認可外保育所施設の施設等利用料の設定については、個々の認可外保育所等の経営上の判断によるものであり、あえて自由に保育料を設定でき、認可保育所等と比べて高額となっている。

保護者にとっては、認可保育所と違い認可外保育所施設は入所のための基準や審査が厳しくなく入所しやすいのが現状であり、認可保育所等に入所できないために敢えて認可外保育所施設に入所する場合もあるというのが認可外保育施設利用の現状である。

認可外保育施設を利用する 0～2 歳児の保護者が課税世帯であった場合、保育の必要があるにも関わらず幼児育・保育の無償化の対象外であるため、川口市独自の考えでの補助金交付を行っているものであるが、認可外保育施設のうち、他と比較して高額な施設等利用料の設定をしている認可外保育施設については、その見直しを要求すべきである。

当該補助金については、認可外保育施設を利用する住民税課税世帯の 0～2 歳児の保護者に対して補助金を交付するものあり、そのための交付事務作業は膨大なものになっており、市職員での対応のみならず、その作業を外注に依存せざるを得ない状態となっている。

また、いかに待機児童 0 を目指すとはいえ、体制や施設環境について未整備であることにより認可を受けていない認可外保育所に頼らざるを得ない状況は、入所児童の安全性が確保されているか疑念が生ずる。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （ 指摘事項 ）

- (1) 川口市に所在する認可外保育施設の利用料を調査し、当該補助金の必要性の検証を要請する。
- (2) その効果についての判定を行い、補助金交付金額、交付に係る事務作業の量、外注に係る費用の額も踏まえて検証されることを要請する。
- (3) 認可外保育所施設については、体制・施設設備・安全面において不安があり、認可を受けるべく体制整備の検討を要請する。

川口市単独事業であるので、見直し等の変更は容易であるので、改善方法を積極的に検討してほしい。

### 【43】 私立幼稚園教育研修費補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 43	私立幼稚園教育研修費補助金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	川口市私立幼稚園教育研修費補助金交付要綱		昭和 53 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千 円 10,811	令和 2 年度 決 算 額	千 円 10,540
所管	部		課	
	子ども部		保育幼稚園課	
補助金等の目的	幼児教育の振興を目的に、私立幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）に対し、補助金を交付し教育内容の充実と教員の資質向上を図ることを目的とする。			
対象事業の名称	私立幼稚園支援事業			
対象事業の概要	私立幼稚園協会が主体となつて行う、研修会、研究会及び事業等の実施又は参加のために必要な経費に対して補助を行う。			

#### 1. 目的・概要の補足事項

##### (1) 私立幼稚園教育研修費補助金の概要追加

##### ① 令和 2 年度決算額内訳

私立幼稚園協会に取りまとめ各幼稚園に交付  
 研究教材補助事業 7,640,530 円 39 幼稚園  
 研究助成事業 2,900,000 円 14 幼稚園  
 決算額計 10,540,530 円

##### ② 補助対象経費

私立幼稚園協会が主体となつて行う研修会、研究会費及び事業等の実施又は参加のために必要な経費

##### ③ 教育研修

教員の資質向上を図るための研修会、研究会等及び幼稚園教育の充実を図るための事業等をいう。



#### ④ 補助額

予算の範囲内の額

##### (2) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	10,811	11,082	11,082
決算額(単位:千円)	10,540	10,852	10,810
交付先件数(件)	1	1	1

(注1) 交付先は私立幼稚園協会なので1件

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

研究教材補助事業については、折り紙教材等使途は確認できたが、研究助成事業については、内容等の確認ができなかった。

新型コロナウイルス対策として幼稚園協会が主催する研修会等は中止されているが、各幼稚園が独自に行った研究費の内容が不明である。

また、「交付要綱」において補助額についての具体的な交付基準がないため、予算額を、その独自に行った研究費を拠出した一部の各幼稚園で分け合うこととなっている。

川口市が必要と認める幼稚園の運営に有用な研究教育については、幼稚園協会を通じて、幼稚園協会に属する全ての幼稚園に均一に行われ、平等に配分されるべきである。

幼稚園協会という各幼稚園の取りまとめを行う機関があるということは、川口市が幼児教育に係る意思疎通を図るのに有用であると思われるので、幼稚園協会とは当該補助金の件のみならず、幼児教育の充実のためなるように、継続して協議を行ってほしい。

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

### ( 指摘事項 )

研究助成事業については内容等確認ができていないため、「交付要綱」において、補助金についての明瞭な交付基準を定めるとともに、実施報告書提出の義務を追加し、内容把握ができるようにすることを要請する。

### ( 意見 )

令和2年度は新型コロナウイルス対策により、幼稚園協会が主催する研修会等は中止となったため、幼稚園個々の研究に委ねられたことにより、各幼稚園への平等な研究費の分配ができなかった。

幼稚園協会とよく協議を行い、今後の教育研修の充実を図り、各幼稚園が平等に研究費の分配を受けることができるよう改善を要望する。

#### 【44】 私立幼稚園入園料補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 44	私立幼稚園入園料補助金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	川口市園児保護者入園料補助金交付要綱		令和2年度	
補助金の額 (千円)	令和2年度 予 算 額	千円 62,000	令和2年度 決 算 額	千円 57,384
所管	部		課	
	子ども部		保育幼稚園課	
補助金等の目的	園児の入園に要する費用の一部を補助することにより、保護者の負担軽減を図り、幼児教育の振興に寄与することを目的とする。			
対象事業の名称	私立幼稚園支援事業			
対象事業の概要	保護者が支払う入園料（園が園則又は運営規定で定めるもの）に対して、年額20,000円（上限）の補助を行う。			

#### 1. 目的・概要の補足事項

##### (1) 私立幼稚園入園料補助金の概要追加

保育所等利用者との格差を是正するため、入園料を負担した幼稚園利用者の保護者に対し、入園料の一部の補助を行うものである。(川口市単独事業)

##### (2) 幼稚園の無償化

利用料の月額上限25,700円が無償となり、通園送迎費、食材料費、行事費、入園料等は従来通り保護者の負担となる。

但し、利用料が25,700円を下回った場合は入園料に充てることができる。

##### (3) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	62,000		
決算額(単位:千円)	57,384		
交付先件数(件)	2,871		

#### 2. 「監査実施上の視点」の問題点

保育所等の入所に際しては幼稚園のような入園料はない。

保育所等・幼稚園ともそれぞれの成り立ちの違いから生ずる格差は、全て補助金で対応することになるようである。

入園料を徴収することは、学校法人である幼稚園における過去からの慣習や経営判断によるもので否定するものではないが、幼稚園に入園を希望するのはあくまで保護者の判断であり、そもそも幼稚園の入園料は、基本的には幼児教育・保育の無償化の対象外とされている。

幼稚園には私立幼稚園利用給付費として施設等利用料を拠出しており、入園料は当然私立幼稚園利用給付費に含まれるべきだが、そうはなっていない。

幼児教育・保育の無償化の対象外にもかかわらず、保育所等利用者との格差を是正するための補助金の交付ということであれば、その補助金の交付により期待される効果を目的として明確にするべきである。

当該補助金の目的は「保護者の負担軽減を図り、幼児教育の振興に寄与することを目的とする。」となっている。保護者の負担軽減にはなっているが、幼児教育の振興に寄与しているのか不明である。

確かに高額な入園料を負担させられる保護者に対して、金銭的負担の軽減を図る目的で補助金を交付することは理解できるが、幼稚園が入園料を徴収すれば徴収するほど補助金が増えていくことになる。

一方、幼稚園が入園料の徴収をしなければ、施設等利用料 25,700 円が少なすぎるということになる。

本来、保育所等・幼稚園とも、自己の経営判断・社会情勢を踏まえ自発的努力をするべきであり、補助金はその援助となるべく効果的に交付するべきであるため、入園料についての取り扱いには、その考え方を整理する必要がある。

### 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

#### （意見）

(1) 保護者の金銭的負担を図る目的で補助金を交付することは理解できるが、幼稚園が入園料を徴収すれば徴収するほど補助金が増えていくことになることについては、補助金交付の目的として、正しいことなのか、しょうがないことなのかは不明であるため、入園料についての取り扱いには、その考え方を整理するため検討を行うことを要望する。

(2) 保護者個人に補助金交付を行うため、令和 2 年度における交付件数 2,871 件は相当な件数であるため、交付事務作業の軽減策についても検討されることを要望する。

川口市単独事業であるため、よく検討してほしい。

#### 【45】 私立幼稚園事務費交付金

リストNo. 補助金等の名称	No.45	私立幼稚園事務費交付金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	川口市私立幼稚園事務費交付金交付要綱		平成 23 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 17,480	令和 2 年度 決 算 額	千円 16,658
所 管	部		課	
	子ども部		保育幼稚園課	
補助金等の目的	施設利用費の代理受領に伴い発生する事務に対して、事務費交付金を交付し、事務の円滑化を図ることを目的とする。			
対象事業の名称	私立幼稚園支援事業			
対象事業の概要	施設利用費の代理受領（川口市支払い対象者分）の対象となる施設等利用給付認定子どもで、当該年度 4 月 1 日～1 日 1 日までの実人数とし、園児一人につき年額 2,000 円の補助を行う。			

#### 1. 目的・概要の補足事項

##### (1) 私立幼稚園事務費交付金の概要追加

##### ① 交付対象者

学校教育法に定める幼稚園のうち、川口市から施設利用費の支払いを受ける特定子ども・子育て支援提供者（川口市単独事業）

##### ② 令和 2 年度における事務交付金の実績

幼稚園所在地	幼稚園件数	園児数	交付金額（単位：円）
川口市	40	7,817	15,634,000
さいたま市	14	215	430,000
蕨市	3	33	66,000
戸田市	6	32	64,000
草加市	8	125	250,000
越谷市	2	23	46,000
野田市	1	1	2,000
八潮市	1	1	2,000

所沢市	2	2	4,000
桶川市	1	1	2,000
東京都足立区	5	41	82,000
東京都北区	7	29	58,000
東京都板橋区	2	7	14,000
東京都文京区	1	1	2,000
東京都豊島区	1	1	2,000
合計	94	8,329	16,658,000

(注1) 川口市以外幼稚園 54件 512人 1,024,000円

(2) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	17,480	5,418	5,820
決算額(単位:千円)	16,658	5,322	5,406
交付先件数(件)	94	94	104

(注1) 令和2年度が予算・決算額とも増加しているのは一人当たり年額が600円から2,000円に増額したため。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

一般的に法改正があったこと等による事務作業の増加については事業者負担であるが、運営費を運営委託料として受領する保育所等との格差を是正するための事務交付金ということである。

しかし、「交付要綱」における施設等利用給付認定保護者のうち、川口市以外の幼稚園に通園するのは、保護者又は入園者の事情であり、川口市以外に所在する幼稚園にまで補助する必要はない。

「交付要綱」における交付対象者の範囲を川口市に所在する幼稚園に限定すべきである。

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

### ( 指摘事項 )

川口市以外に所在する他県他市の幼稚園にまで補助する必要はないので、「交付要綱」における交付対象を川口市所在の幼稚園に限定するよう改定を要請する。

### ( 意見 )

全国統一された補助制度ではないため、他市の制度について調査研究を行い、当該補助金の必要性についての検討を要望する。

#### 【46】 私立幼稚園幼児等健康診断補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 46	私立幼稚園幼児等健康診断補助金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	川口市私立幼稚園幼児等健康診断補助金交付 要綱		平成2年度	
補助金の額 (千円)	令和2年度 予 算 額	千円 7,560	令和2年度 決 算 額	千円 7,371
所 管	部		課	
	子ども部		保育幼稚園課	
補助金等の目的	私立幼稚園協会及び協会に属さない私立幼稚園に対し補助金を交付し、私立幼稚園の幼児及び教職員の健康保持増進を図り、幼稚園教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。			
対象事業の名称	私立幼稚園支援事業			
対象事業の概要	学校保健安全法施行規則第6条に掲げる検査項目に係る健康診断の実施に必要な経費に対して補助を行う。			

#### 1. 目的・概要の補足事項

##### (1) 私立幼稚園幼児等健康診断補助金の概要追加

##### ① 交付内訳

内科	11,069,349 円	
歯科	3,478,045 円	
<u>その他</u>	<u>2,822,314 円</u>	
健康診断実績金額	17,369,708 円	39 幼稚園
健康診断補助金額	7,371,000 円	

1 幼稚園当り 平均 189,700 円を均等額として交付（端数調整有）  
実績額が均等額に満たない場合は実績額を交付

##### ② 交付手続

交付申請は幼稚園協会が各幼稚園の実績を取りまとめ一括して行い、幼稚園協会に一括交付後、幼稚園協会から各幼稚園に分配するものである。

##### ③ 補助対象及び補助限度額

補助対象となる幼児健康診断は、学校保健安全法施行規則第6条に掲げる検査項目に係る健康診断とし、補助限度額は、毎年度の予算で定め、別に通知する。

④ 学校保健安全法施行規則第6条に掲げる検査項目

- ア 身長及び体重
- イ 栄養状態
- ウ 脊柱及び胸部の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
- エ 視力及び聴力
- オ 眼の疾病及び異常の有無
- カ 耳鼻咽喉頭及び皮膚疾患の有無
- キ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ク 結核の有無
- ケ 心臓の疾病及び異常の有無
- コ 尿
- サ その他の疾病及び異常の有無

(2) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	7,560	7,749	7,749
決算額(単位:千円)	7,371	7,663	7,663
交付先件数(件)	1	1	1

(注1) 交付先は私立幼稚園協会なので1件

2. 「監査実施上の視点」の問題点

保育所等には運営費・施設利用料を拠出金として交付しており、その一部に健康診断費用が含まれており、その格差を埋めるための補助金である。

幼稚園については私立幼稚園利用給付費として施設利用料しか拠出されていないため、川口市が負担する運営費・運営充実費に該当するものは全て補助金に回ることとなる。そのため補助金交付に係る手続きが生じることとなっている。

私立幼稚園利用給付費を見直し、補助金負担を減らすべきである。

3. 監査の結果(指摘事項、意見)

(意見)

補助金交付となれば、事務負担が生ずることとなる。事務負担を軽減させる検討を要望する。

私立幼稚園利用給付費の見直しは、国等への要望が必要であろうが、保育所等との格差解消・事務の効率化になるので、よく検討してほしい。

#### 【47】 私立幼稚園長時間預かり推進事業補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 47	私立幼稚園長時間預かり推進事業補助金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	川口市私立幼稚園長時間預かり推進事業補助 金交付要綱		平成 28 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 29,000	令和 2 年度 決 算 額	千円 27,655
所 管	部		課	
	子ども部		保育幼稚園課	
補助金等の目的	私立幼稚園における長時間預かり保育を推進し、保育所等の待機 児童対策の推進を図ることを目的とする。			
対象事業の名称	私立幼稚園支援事業			
対象事業の概要	私立幼稚園が長時間預かり保育を実施するために必要な経費の 一部に対して補助を行う。			

#### 1. 目的・概要の補足事項

##### (1) 私立幼稚園長時間預かり推進事業補助金の概要追加

従来の幼稚園運営においては長時間預かり保育はありえなかったが、保護者ニーズの変化・保育所等との関連性他、各保育所等と同様のサービスを促す目的で制定された補助金である。(川口市単独事業)

なお、保護者の負担については「保育の必要性の認定」を要件とし、利用日数に応じて、最大月額 11,300 円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化となる。

##### ① 長時間預かり保育

私立幼稚園が 11 時間以上にわたり開園し、通常教育時間前後及び長期休業期間等に教育活動を行うこと。

##### ② 補助対象者

次の要件を満たす川口市内に所在する私立幼稚園（一部抜粋）

(ア) 1 日の開園時間は、通常教育時間を含め 11 時間以上とし、長期預かり保育を原則として川口市内在住者で保育の必要性がある児童に対して実施すること。

(イ) 職員の配置は、3 歳児 20 人につき幼稚園教諭 1 人以上、4 歳以上児 30 人につき幼稚園教諭 1 人以上とし、常時 2 人以上の配置とすること。



(ウ) 休園日は次の通りとする。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 1月2日、3日及び12月29日から12月31日まで

エ 全園児が参加する行事日

オ 園独自で定める長時間預かり保育休園日（年間10日程度）

カ 台風や学級閉鎖等で園児の安全を確保するため、急遽休園せざるを得ない日  
他

### ③ 補助対象経費

(ア) 長時間預かり保育の運営に要する経費

(イ) 長時間預かり保育を実施するにあたり、必要となる園舎の改修に要する経費

(ウ) 備品及び消耗品の購入に要する経費 他

### (2) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	29,000	33,780	21,540
決算額(単位:千円)	27,655	30,776	21,195
交付先件数(件)	9	10	9

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

幼稚園の教育時間は基本的に4時間であるところを、保育所等並みの長時間預かり保育に対応できるように促すために交付する補助金であるが、実施している幼稚園は9～10で推移しており、増加には至っていない。

元々長時間預かり保育に対応できる体制にない幼稚園は、施設設備・人員・安全面の確保等の様々な整備が必要である。実施対応に関しては、長期休業中の開園や土曜日を開園日としなければならないことが推進の妨げになっているようである。

保護者の共働きの増加により、一層長時間預かり保育への対応は求められており、基本的には幼稚園が自発的に法人の努力で対応すべきことであるが、国・県への要望も踏まえて、幼稚園とよく協議を行い保育所等並の長時間預かり保育の対応のできる幼稚園が増えることが望まれる。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （意見）

保育所等並みの長時間預かり保育に対応できる幼稚園が増えるよう国・県とも連携し、有効な支援策を検討し、幼稚園側とよく協議し、幼稚園のおかれる現状をよく把握したうえで、少しでも多くの幼稚園が保育所等並みの長時間預かり保育に対応できるよう支援の継続をすることを要望する。

#### 【48】 実費徴収補足給付事業費補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 48	実費徴収補足給付事業費補助金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制定年度	
	川口市副食材料費に係る実費徴収補足給付事業費補助金交付要綱		令和元年度	
補助金の額 (千円)	令和2年度 予算額	千円 25,200	令和2年度 決算額	千円 13,165
所管	部		課	
	子ども部		保育幼稚園課	
補助金等の目的	子どもの円滑な特定教育・保育等の利用を図り、その健やかな成長を支援することを目的とする。			
対象事業の名称	私立幼稚園支援事業			
対象事業の概要	保護者が支払うべき実費徴収額（副食材料費等）の一部に対して補助を行う。			

#### 1. 目的・概要の補足事項

##### (1) 実費徴収補足給付事業費補助金の概要追加

##### ① 副食費に係る幼児教育・保育の無償化の内容

年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除

##### ② 目的の補足

幼稚園が園児に提供した副食材料費につき、その園児のうち低所得等の理由により生計が困難であると認められる保護者に対して、その実費徴収額を月額4,500円限度として、3月ごとに年4回交付するものである。

##### ③ 補助金の負担

国1/3、県1/3、市1/3

##### (2) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	25,200	43,200	0

決算額(単位:千円)	13,165	6,132	0
交付先件数(件)	4,534	2,213	0

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

1回当たりの交付件数は1,000人超である。交付にあたり低所得等であることの判定・領収書の確認・交付決定通知の発送・送金作業と処理が煩雑かつ膨大であり、市職員での対応のみならず、さらにその作業を外注に依存せざるを得ない状態となっている。

また、【38】民間保育所特別保育事業費等補助金以降の保育幼稚園関係の補助金のうち、補助対象者である保護者について所得制限を設けているのは当該補助金のみである。

国の制定する補助金であることと、保育所を利用する保護者に対する副食費の減免制度に準じた支援を実施するために所得制限が設けられたのであろうが、平等性については欠如しているものである。

保護者の所得確認だけでなく、同居する祖父母等があった場合それらの所得を確認する必要があり、所得制限に関する事項を確認するだけで相当の労力がかかっている。

国が定めた補助金であるので内容は変わることがないのであろうが、交付事務に外注を必要とするほど手間がかかっているにすれば、当該補助金がどのような効果をもたらすのかは不明である。

国が補助金を制定したら、川口市としては回避することができず、交付の事務は押し付けられ、不正取得が起きないようにするために確認資料は多くなり、所得制限までつけられると、交付に係る事務作業は膨大で、しかも期限までに交付しなければならない。

川口市としては、抵抗することすらできない状況あるということは、全国的な問題でもあるはずである。

保育所等を利用する保護者に対する支援に準じた支援を実施するため、幼稚園を利用する保護者に対して行うため国が制定した補助金であるが、低所得等の事情がある保護者を援助したいなら、最初から副食費を徴収しなければいいのではないのだろうか。

令和2年度で13,165千円の補助金交付をするのに、どれだけ労力と費用が掛っているのかが問題である。

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

### (意見)

補助金額もさることながら、補助金交付事務の量、外注に係る費用を踏まえた上で、補助金の効果を検証し、その必要性を判断することを要望する。

そのうえで、国に改善要求ができるのなら、強く要望してほしい。

## 【49】 青少年育成交付金

リストNo. 補助金等の名称	No. 49	青少年育成交付金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	川口市青少年育成交付金交付要綱		平成 12 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予算額	千円 4,098	令和 2 年度 決算額	千円 1,296
所管	部		課	
	子ども部		青少年対策室	
補助金等の目的	青少年の健全育成のための事業の実施や、体験活動の機会を提供する青少年団体等の活動を支援するもの。			
対象事業の名称	青少年団体活動支援事業			
対象事業の概要	各公民館地区青少年育成協議会並びに川口市補導会への交付金			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 青少年育成交付金の概要追加

##### ① 地区青少年育成協議会交付金

公民館地区における各町会青少年育成委員会と関係機関、団体等の連絡調整と青少年の保護育成思想の普及徹底を図ることを目的とし、各公民館地区青少年育成協議会の行う青少年健全育成事業の年度活動運営費に対し 110,000 円を限度として交付するもの。

##### ② 川口市補導会交付金

川口市内小・中学校の連絡を図り、児童生徒の校外生活の補導を目的とし、児童生徒の校外活動の補導、及び各学校・補導機関との連絡協調に関する年間活動運営等に要する経費に対し、川口市立の小・中学校数に 6,000 を乗じた額を交付するもの。

##### ③ 「川口市補助金等交付規則」第 14 条（補助金等の交付時期）

補助金等は、確定額を補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

## (2) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	4,098	4,098	4,098
決算額(単位:千円)	1,296	4,093	4,052
交付先件数(件)	26	34	34

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

### ① 地区青少年育成協議会交付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け多くの事業が中止となり、予算消化できなかった。

交付実務については、前払いで補助金が交付されており、事業の中止に伴い減額請求の元、補助金が返還されている。交付・減額と2回の事務作業が生じている。

各団体に交付する補助金は110,000円限度であるから、資金的な負担額が多いとは言えないため、とりあえず各団体における繰越金や会費で事業運営し、補助金の交付については「川口市補助金等交付規則」第14条の原則に基づき、完了時の精算による交付とするべきである。

平常時、事業が円滑に営まれる場合でも、有効であると考えられる。

### ② 川口市補導会交付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、本来活動の補導業務が中止となった。

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

### ( 指摘事項 )

地区青少年育成協議会交付金については、各団体に交付する補助金は各110,000円程度と資金負担は少なく、前払い金として拠出することについては「川口市補助金等交付規則」第14条ただし書きによる、「補助金等の交付の目的を達成するために特に必要がある」とは考えられない。

原則に立ち返り、補助金の交付は事業が完了した後に実施報告を受けて行うことを要請する。

### ( 意見 )

川口市補導会交付金川口市補導会交付金については、補助事業等の効果に、「青少年、特に市内在住の学齢児童生徒の非行率並びに補導件数の減少が見込まれる。」とあり、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ、川口駅前・イオン前川・川口神社・飯塚神社・鳩ヶ谷神社での補導業務を行う予定であった。

補導業務再開にあたっては、積極的に機関紙「補導だより」にて活動アピールすることを要望する。

## 【50】 青少年団体活動助成金

リストNo. 補助金等の名称	No. 50	青少年団体活動助成金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	川口市青少年団体活動助成金交付要綱 川口市青少年団体連絡協議会助成金交付要綱 青少年まつり実行委員会活動助成金交付要綱 小学生図画コンクール実行委員会活動助成金 交付要綱		平成 12 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千 円 4, 175	令和 2 年度 決 算 額	千 円 2, 789
所管	部		課	
	子ども部		青少年対策室	
補助金等の目的	青少年の健全育成のための事業の実施や、体験活動の機会を提供する青少年団体等の活動を支援するもの。			
対象事業の名称	青少年団体活動支援事業			
対象事業の概要	川口市青少年団体連絡協議会及び同協議会加盟団体等の活動を支援する助成金			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 青少年団体活動助成金の概要追加

川口市青少年団体連絡協議会に加盟する団体に対し、年度活動運営費等を交付するものとして以下の助成金が定められている。

- ① 青少年地域・ボランティア団体活動助成金
- ② 青少年スポーツ団体活動助成金
- ③ 青少年文化団体活動助成金
- ④ 小学生図画コンクール実行委員会活動助成金
- ⑤ 青少年団体連絡協議会助成金

#### (2) 交付要綱（助成金の返還）一部抜粋

第 16 条 交付事業者が中止があった場合において、交付事業者に当該中止に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、市長は交付事業者に対し補助金等返還請求書により期限を定めてその返還を求めるものとする。

### (3) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	4,175	4,200	4,000
決算額(単位:千円)	2,789	3,837	3,802
交付先件数(件)	11	13	13

### (4) 決算額内訳

団体名	決算額(単位:円)	助成金
川口市子ども会連絡協議会	1,737,500	青少年地域・ボランティア 団体活動助成金
日本ボーイスカウト埼玉県連盟	210,000	〃
ガールスカウト埼玉県50団	120,000	〃
川口リトルリーグ	30,000	青少年スポーツ団体活動助 成金
川口市少年サッカー連盟	30,000	〃
川口市少年軟式野球連盟	160,000	〃
川口市ミニバスケットボール連盟	30,000	〃
青木バトンクラブ	30,000	青少年文化団体活動助成金
川口子どもクラブ育成会	30,000	〃
川口市小学生図画コンクール実 行委員会	392,163	小学生図画コンクール実行 委員会助成金
川口市青少年団体連絡協議会	19,656	青少年団体連絡協議会助成 金
合計	2,789,319	

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

新型コロナウイルスによる影響により各団体とも活動実績は縮小しており、多くは活動中止となっている。特に、川口市子ども会連絡協議会については交付された助成金について活動中止になったことにもかかわらず、助成金対象相当額が繰越されている。

金額の多薦に拘らず交付要綱に基づいて厳格に遂行するべきである。

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

### ( 指摘事項 )

交付要綱に従い、活動中止になったことにより繰越した助成金対象相当額は返還を含めた検討を要請する。

## 【51】 集団資源回収団体助成金

リストNo. 補助金等の名称	No. 51	集団資源回収団体助成金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	川口市集団資源回収団体助成金交付要綱		昭和 53 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 114,388	令和 2 年度 決 算 額	千円 111,033
所 管	部		課	
	環境部		リサイクルプラザ	
補助金等の目的	廃棄物の減量及び再資源化を促進し、ごみ問題に対する市民の意識の向上に資すること			
対象事業の名称	資源回収団体助成事業			
対象事業の概要	資源回収（古紙・繊維類）を行った登録団体に 1 kg 当たり 10 円を交付するもの。			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 集団資源回収団体助成金の概要追加

##### ① 補助対象者

川口市内の町会、PTA その他営利を目的としない住民団体で集団資源回収団体の登録を受けたもの

##### ② 団体の登録

川口市集団資源回収団体登録申請書に会則等当該団体の設置目的・組織・活動内容等のわかる書類を添付して申請

##### ③ 補助対象回収品目

(ア) 古紙類

(イ) 繊維類

##### ④ 助成額

回収品目の重量 1kg につき 10 円

##### ⑤ 交付申請の手続き

川口市集団資源回収団体助成金交付請求書に対象品目を引き渡した再生資源業



者等が発行する回収重量が明記された伝票類を添付して提出。

3ヶ月毎、年4回の申請。

ア 4月～6月分 7/15まで

イ 7月～9月分 10/15まで

ウ 10月～12月分 1/15まで

エ 1月～3月分 4/15まで

#### ⑥ 収支決算書の提出

登録団体は、その団体の総会等において承認を得た会計報告書等（決算書）を翌会計年度の5/30までに市長に提出しなければならない。

#### ⑦ 関係書類の整備

登録団体は本助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿類を常に整備しておかなければならない。

### (2) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	114,388	124,889	135,847
決算額(単位:千円)	111,033	118,226	124,038
交付先件数(件)	417	427	422

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

古紙の減少にもかかわらず、最近の巣籠需要の影響からダンボール回収が増えている。この増加分を含め、これまで紙資源は集団資源回収と行政回収とで分担して回収しており高い回収率を保っているが、ここ数年の全体のリサイクル率の停滞を考えると、未だこれらの回収から漏れている紙資源があると推測される。

川口市補助金等交付規則に則り、収支計算書の提出を求めているが、公金の適正な支出か否かを判断するのみとなっている。

また、各登録団体の関係書類の整備について、整備保存期間が明示されていない。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （意見）

この事業は川口市の環境対策上重要な施策であることから、今後とも全体のリサイクル率向上に向けて一層活動を推進することを要望する。

収支計算書については、適正な支出か否かを判断するのみでなく、そこから判明する当事業の今後の更なる推進に寄与するための各登録団体への助言を要望する。

関係書類の整備については、各登録団体の負担軽減となるよう整備保存期間を明記すべきである。

## 【52】 3R 推進活動等助成金

リストNo. 補助金等の名称	No. 52	3R 推進活動等助成金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	川口市 3R 推進活動等助成金交付要綱		平成 19 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予算額	千円 68,925	令和 2 年度 決算額	千円 67,370
所管	部		課	
	環境部		リサイクルプラザ	
補助金等の目的	町会及び自治会が行う 3R 推進活動を助成することで、市民の廃棄物問題に対する意識の向上を図り、循環型社会の構築及び地域コミュニティ意識の醸成に寄与するもの。(個々の活動に対する助成及び団体活動活性化の財政的支援)			
対象事業の名称	3R 推進活動等助成事業			
対象事業の概要	3R 推進に関する研修会等の啓発活動や、一般ごみステーションにおける不法投棄防止対策活動、集積所周辺を含む清掃等の維持管理活動の必須 3 項目を含む 15 項目のメニューの中から、各団体の実績に合わせて合計 7 項目以上を選択し、その活動を自主的に実施する町会・自治会に対して助成するもの。			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 3R 推進活動等助成金の概要追加

##### ① 交付の対象となる活動

- (ア) 一般廃棄物の減量化、再使用若しくは再資源化又は適正処理を推進するための研修会の実施その他の啓発活動
- (イ) 一般ごみの集積所における不法投棄防止対策に関する活動
- (ウ) 一般ごみの集積所及びその周辺を含む清掃等の維持管理に関する活動
- (エ) 一般ごみの集積所の設置に関する活動
- (オ) 一般ごみの集積所における鳥等の鳥獣対策に関する活動
- (カ) 資源物の集積所の設置に関する活動

- (キ) 資源物の集積所における鳥等の鳥獣対策に関する活動
- (ク) 資源物の集積所における不法投棄防止対策に関する活動
- (ケ) 資源物の集積所及びその周辺を含む清掃等の維持管理に関する活動
- (コ) 乾電池の収集拠点の設置に関する活動
- (サ) 乾電池の収集拠点における不法投棄防止対策に関する活動
- (シ) 乾電池の収集拠点及びその周辺を含む清掃等の維持管理に関する活動
- (ス) クリーン推進員の指導に基づく地域清掃に関する活動
- (セ) 不法投棄の防止対策としての地域巡回に関する活動
- (ソ) その他市長が 3R 推進活動として相応しいと認める活動

② 助成金の額

町会・自治会単位で加入世帯数×400 円

③ 実績報告

- (ア) 活動報告書
- (イ) 決算見込書

(2) 予算額、決算額の推移

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額(単位:千円)	68,925	69,173	70,446
決算額(単位:千円)	67,370	68,076	68,200
交付先件数(件)	231	231	231

2. 「監査実施上の視点」の問題点

令和 2 年度における町会加入率は 57.8%とことから、町会構成員の高齢化や人員不足が進むことにより、活動内容によっては今後継続的な活動が困難となる恐れがあるため、環境啓発に関する活動への支援を重点的に行うなどの検討が必要となっている。

川口市補助金等交付規則に則り、収支計算書の提出の提出を求めているが、公金の適正な支出か否かを判断するのみとなっている。

3. 監査の結果（指摘事項、意見）

（意見）

- (1) 今後は町会構成員の高齢化や人員不足に対応し、環境啓発に関する活動への支援を重点的に行うなどの検討を要望する。
- (2) 収支計算書については、適正な支出か否かを判断するのみでなく、そこから判明する等事業の今後の更なる推進に寄与するための各登録団体への助言を行っていくことを要望する。

### 【53】し尿処理事業助成金

リストNo. 補助金等の名称	No. 53	し尿処理事業助成金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	川口市し尿処理事業助成金交付要綱 川口市し尿応急汲取り助成金交付要綱		昭和 50 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千 円 5,973	令和 2 年度 決 算 額	千 円 5,403
所 管	部		課	
	環境部		鳩ヶ谷衛生センター	
補助金等の目的	し尿処理事業許可業者に対し助成金を交付し、業者の育成とともに市民負担の軽減を図る。			
対象事業の名称	し尿汲取り処理事業 浸水世帯のし尿汲取り処理事業			
対象事業の概要	し尿処理事業許可業者に対する助成金			

#### 1. 目的・概要の補足事項

##### (1) し尿処理事業助成金の概要追加

###### ① 助成対象者

し尿処理事業許可業者

###### ② 助成額

一世帯当たり月額単価×処理件数を年 2 回交付。

(ア) 普通世帯 一世帯当たり月額単価 460 円

(イ) 生活扶助世帯 一世帯当たり月額単価 1,820 円

##### (2) し尿応急汲取り助成金の概要追加

###### ① 目的

水害等により浸水した、し尿汲取り世帯のし尿を早急に処理し、環境衛生機能の回復を図ることを目的とする。

###### ② 助成金対象者

し尿処理事業許可業者

③ 助成対象事業

浸水世帯のし尿汲取り処理事業とし、水害又は土木工事等に起因し便槽が浸水した場合に助成

④ 助成額

し尿汲取り世帯数×900円

⑤ 実施報告期日

毎年4月末日

(3) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	5,973	6,417	6,985
決算額(単位:千円)	5,403	5,548	6,093
交付先件数(件)	14	14	14

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

処理件数は年々減少傾向にあるが、令和2年度の処理世帯数は、月当たり約900件相当である。

浄化槽及び下水道整備の効率性、低所得者の家賃負担の増加懸念もあり、川口市の衛生面を考慮すると当面継続せざるを得ない事業である。

また、し尿処理事業許可業者の保有する作業車は特殊車両であるため、資金負担も多く重労働であることから、処理業者が減少しているのが現状である。

実施報告について、「交付要綱」によれば、報告書・収支決算書その他市長が必要と認める書類を報告期日毎年4月末日までに提出することになっている。

し尿処理事業許可業者は概ね株式会社・有限会社であるため、比較的多い3月決算であれば5月末日が株主総会の期日・確定申告書の提出期限であり、決算確定には時間を要し5月末日に近くなるのが一般的である。し尿処理事業許可業者の負担を軽減することができるのであれば、実施報告期日を延長することができないか検討してほしい。

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

### (意見)

- (1) 今後とも必要処理世帯の状況・し尿処理事業許可業者の現況を注視し、効果的な対応が実施されるよう要望する。
- (2) 実施報告期日について、特段の事情がなければ期日を延長し、し尿処理事業許可業者の負担軽減となるよう検討されることを要望する。

## 【54】 商工会議所補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 54	商工会議所補助金		
根拠法令等（法 律、要綱等）	名 称		制定年度	
	川口商工会議所補助金交付要綱		平成 12 年度	
補助金の額 （千円）	令和 2 年度 予算額	千円 16,000	令和 2 年度 決算額	千円 16,000
所管	部		課	
	経済部		産業労働政策課	
補助金等の目的	地域産業の自律的発展及び地域経済の健全な安定・発展に資することを目的とする。			
対象事業の名称	産業団体補助事業			
対象事業の概要	<p>① 市内商工業振興事業</p> <p>ア 商店街の活性化・組織化等支援事業</p> <p>イ 商店街魅力創出計画策定事業</p> <p>ウ 会報等情報提供事業</p> <p>エ その他、商工業振興のための各種研修会・講演会等</p> <p>② 地域振興事業</p> <p>ア 特別講演会事業</p> <p>イ 法律等相談事業</p> <p>③ 記念事業</p> <p>ア 創立 10 年毎に行う商工会議所創立記念事業</p>			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「川口商工会議所補助金交付要綱」の概要

補助対象経費	報償費	講師謝金
	旅費	講師等旅費
	消耗品費	事業用消耗品
	印刷製本費	会報印刷費、事業用ポスター・チラシ等
	通信運搬費	葉書、切手、インターネット接続関係費

	委託費	会報発送業務、講演会等会場設営業務、ホームページ運営関連業務
	借上費	バス借上料、会場借上料
補助率	補助対象経費の 10/10 以内	
補助限度額	予算額の範囲内とする。	

(2) 川口市の関与

部長職が参与となっているが、経営参与権はない。

(3) 予算書・決算書の推移

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額 (単位:千円)	16,000	16,000	16,000
決算額 (単位:千円)	16,000	16,000	16,000

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

(1) 予算額の決定について、明確な基準がない。また、予算の執行状況、効率性・効果性のチェックがしっかりなされているとは必ずしもいえない。

予算額の決定については、人口規模、事業所数などが類似した近隣市を参考にしているとのことであるが、決定する基準として妥当とは思われない。予算の執行状況については、決算数字が合っているかを確認し、実績報告書により事業内容を把握し、さらに前年度比較をするなどしているとのことであるが、不十分である。

効率性・効果性を判断する数量・金額の明確な基準はない。「産業団体補助金として交付しているのだから」基準がないということであるが、これは評価・判断基準を設けていない理由にはならない。

(2) 記念事業が補助対象事業となっているが、これは妥当とは思われない。

創立 10 周年毎に行う商工会議所創立記念事業について、記念式典、記念誌発行などに費用に充てるためとのことであるが、他の補助団体で記念事業について補助金が出ているものはない。本来、団体内で積立を行って準備すべきものと考えられ、今後も記念事業を補助対象として継続することは問題である。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （ 指摘事項 ）

(1) 予算額の決定について明確な基準がなく、予算の執行状況、効率性・効果性のチェックが不十分であるので、予算額の決定基準および予算の執行状況、効率性・効果性についての明確な判断・評価基準を設定することを要請する。

(2) 創立 10 周年毎に行う商工会議所創立記念事業を補助対象経費とするのは問題であり、川口商工会議所補助金交付要綱において、記念事業を補助対象事業から外すことを要請する。

## 【55】 商工会補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 55	商工会補助金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称		制定年度	
	鳩ヶ谷商工会補助金交付要綱		平成 24 年度	
補助金の額(千円)	令和 2 年度 予算額	千円 19,000	令和 2 年度 決算額	千円 19,000
所管	部		課	
	経済部		産業労働政策課	
補助金等の目的	地域産業の自律的発展及び地域経済の健全な安定・発展に資することを目的とする。			
対象事業の名称	産業団体補助事業			
対象事業の概要	① 経営改善普及事業のうち、県小規模補助金（事業費関係補助金分）を差し引いた額 ② 地域振興事業費 ③ 管理費のうち、事務費に相当する額			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 「鳩ヶ谷商工会補助金交付要綱」の概要

補助対象経費	報償費	講師謝金
	旅費	講師等旅費
	消耗品費	事業用消耗品等
	印刷製本費	会報印刷費、事業用ポスター・チラシ等
	通信運搬費	葉書、切手、インターネット接続関係費等
	広告料	事業の宣伝広告料等
	手数料	振込手数料等
	委託料	会報発送業務、講演会等会場設営業務、ホームページ運営関連業務等
	使用料及び賃借料	会場借上料等
	負担金	事業の負担金等



補助率	補助対象経費の 10/10 以内
補助限度額	予算額の範囲内とする。
その他	上記、補助対象経費の項目のほかに、特に市長が認めるものについては、補助金を交付することができる。

## (2) 予算書・決算書の推移

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額 (単位:千円)	19,000	14,000	14,000
決算額 (単位:千円)	19,000	14,000	14,000

(注 1) 令和 2 年度は商工会 60 周年事業費として 5,000 千円増額した。

(注 2) 令和 3 年度予算額は 14,000 千円である。

(注 3) 市合併に伴い、合併 2 年後に 18,000 千円から 14,000 千円に減額している。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

(1) 商工会 60 周年事業費として 5,000 千円増額しているが、商工会議所補助金とは異なり、鳩ヶ谷商工会補助金交付要綱上、周年事業は対象事業に含まれていない。

対象事業として要綱上規定されているもの(上記「対象事業の概要」参照)に「③管理費のうち、事務費に相当する額」があり、これに該当するものと認められるためこの③を対象事業として支出されているとの説明である。

商工会 60 周年事業とは、具体的には商工会館 1 階部分をチャレンジショップ改装する事業であるが、これは補助対象事業には該当しない(上記「鳩ヶ谷商工会補助金交付要綱」の概要参照)。

一方で要綱上、補助対象経費として要綱に記載されていない経費について、市長が認めることを条件に支出を認める規定があるため、鳩ヶ谷商工会から市長あてに提出された要望書の事業については、「特に市長が認めるもの」に該当するものとして補助金が交付されている。

しかしながら、鳩ヶ谷商工会の令和 2 年度収入支出計算書を確認したところ、商工会館 1 階部分の改装費用は管理費のうち家屋費として計上されている。家屋費は補助対象事業の③に該当する事務費ではなく、また、本来事務費で計上すべきであったものを誤って家屋費として計上したとも認められない。

結果として、対象事業ではない事業に対して補助金の交付をしたことになり、これは明確な要綱違反である。

(2) 「その他市長が認めたもの」であるためには、市長が認めたことが確認できる決裁書が必要であると考えられるがこれが存在しない。

件名「鳩ヶ谷商工会創立 60 周年事業実施に伴う川口市補助金の交付について(要

望)」、伺い文「このことについて、別添のとおり要望書が提出されましたので報告いたします」と記載された文書が回付され、この決裁欄に市長が押印してはいるが、これは報告を受けたことを確認したのみである。これを以て、市長が鳩ヶ谷商工会創立 60 周年事業に補助金を交付することを決裁したということとはできない。

また、予算について市長が市議会に説明することを以て「市長が認めた」ことになるとの説明があったが、民間の通常の方針ではこれをもって決裁に代えるということにはならない。

(3) 令和 2 年度補助金の大半が地域振興事業費に充てられたと考えられるが、令和 2 年度収入支出計算書上、地域振興事業費は約 9,000 千円の予算未達となっている。これはコロナ禍により予定された事業が実施されなかったことが原因であると考えられるが、特に返還を求めた形跡はない。

返還を求めなかったことについての説明を求めたところ、令和 2 年度収入支出計算書の計数をベースとした明確な説明はなかった。

補助金として交付した金額のうち、使われなかった金額については返済を求めるとが筋である。基本的に、他の補助金では予算未達額は原則として返還されている。

### 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

#### （ 指摘事項 ）

(1) 商工会 60 周年事業費 5,000 千円は、要綱上対象事業に該当しないにもかかわらず交付されているため、要綱違反状態を是正する必要があると考える。

したがって、要綱違反を生ぜしめている手続上の瑕疵などを治癒することを要請する。

瑕疵の治癒がなされない場合、交付された 5,000 千円については鳩ヶ谷商工会に返還を求めることを要請する。

(2) 「その他市長が認めたもの」であるためには、市長が認めたことが確認できる決裁書が必要であるところ、これが存在しない。

したがって「市長が認めた」ことが確認できる決裁書の作成を要請する。

(3) コロナ禍により予定された事業が実施されなかったことが原因であるとはいえ、結果として地域振興事業費は約 9,000 千円の予算未達となっているが、未達となっていることについての令和 2 年度収入支出計算書の計数をベースとした明確な説明はなかった。したがって、予算の執行状況についての再精査を行うことを要請する。

(4) 再精査の結果なお不用となっている金額がある場合には、使われなかった金額については返済を求めるとが筋であるため、不用となった金額については鳩ヶ谷商工会に返還を求めるか、令和 3 年度予算を 14,000 千円から不要となった金額分、減額することを要請する。

**【56】 SKIP シティ国際映画祭実行委員会負担金**

リストNo. 補助金等の名称	No. 56	SKIP シティ国際映画祭実行委員会負担金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称			制定年度
	SKIP シティ国際映画祭実行委員会規約			平成 15 年度
補助金の額(千円)	令和 2 年度 予算額	千円 3,800	令和 2 年度 決算額	千円 3,800
所管	部		課	
	経済部		産業労働政策課	
補助金等の目的	SKIP シティを会場として、デジタルシネマをテーマにした国際映画祭を開催する。また地域性の高い映像制作を行い、新人映像クリエイターの発掘と育成、更にはデジタルシネマの普及を通じて映像関連産業の育成と振興に貢献する。			
対象事業の名称	映画祭関連事業			
対象事業の概要	SKIP シティを会場として、デジタルシネマをテーマにした国際映画祭を開催する。世界各国からデジタルシネマ作品を募集し、市民等が鑑賞する。コンペティションを実施のうえ、優れた作品を顕彰する。			

**1. 目的・概要の補足事項**

(1) 「SKIP シティ国際映画祭実行委員会規約」の概要

① 第 3 条 (組織)

実行委員会は、会長 1 名、副会長 1 名、監事 2 名及びその他の委員をもって組織し、会長は埼玉県知事、副会長は川口市長、監事は埼玉県会計管理者及び川口市会計管理者の職にある者をもって充てる。

② 第 8 条 (幹事会)

幹事会は、幹事長 1 名、副幹事長 1 名及びその他の幹事で構成し、幹事長は埼玉県産業労働部長、副幹事長は川口市経済部長の職にある者をもって充て、その他の幹事は幹事長が選任する。

③ 第 11 条 (事務局)

実行委員会の事務を処理するため、事務局をさいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課内に置く。

事務局長	埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課長
事務局次長	川口市経済部産業労働政策課長
事務局職員	埼玉県産業労働部職員（商業・サービス産業支援課）・川口市経済部職員（産業労働政策課）

## (2) 協定書の概要

埼玉県（甲）、川口市（乙）及びSKIPシティ国際映画祭実行委員会（丙）は、SKIPシティ国際Dシネマ映画祭（本事業）に係る負担金及び手続等について、協定を締結する。

### ① 第2条（負担金額）

甲及び乙は、予算の成立を条件として、その範囲内において、丙に対して負担金を支払うものとする。

### ② 第3条（負担金の請求等）

甲及び乙は、丙が提出した請求書に基づいて速やかに負担金を支払うものとする。丙は、請求により支払われた負担金について、不用額が生じた場合は、甲及び乙それぞれに返還しなければならない。

### ③ 第4条（負担金の使用制限）

丙は、甲及び乙から支払いを受けた負担金を、本事業以外に使用してはならない。

## (3) 予算書・決算書の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	3,800	25,000	25,000
決算額(単位:千円)	3,800	25,000	25,000

(注1) 令和2年度はコロナ禍によりオンライン配信としたため予算を減額補正した。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

「要綱等」がなく、「SKIPシティ国際映画祭実行委員会規約」に基づき費用負担して補助金を支出しており、川口市独自の「要綱」に基づく予算・決算により、収支が執行されるものではない。

「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際の準則として定める内部的規範であり、「SKIPシティ国際映画祭実行委員会負担金」を執行するに際して、産業労働政策課独自の「交付要綱」を作成・準備する必要がある。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （ 指摘事項 ）

「SKIPシティ国際映画祭実行委員会規約」に基づき予算を執行するために、産業労働政策課の「交付要綱」に基づき収支が執行されるべきである。

従って、産業労働政策課独自の「交付要綱」の作成を要請する。

## 【57】 企業立地補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 57	企業立地補助金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称		制定年度	
	川口市企業立地補助金交付要綱		平成 15 年度	
補助金の額(千円)	令和 2 年度 予算額	千円 13,500	令和 2 年度 決算額	千円 9,532
所管	部		課	
	経済部		産業労働政策課	
補助金等の目的	市税相当額や家賃等の補助を行ない、初期投資を軽減することにより、企業の市内進出、市内企業の事業拡張を支援する。			
対象事業の名称	企業立地推進事業			
対象事業の概要	市内において新たに事業を開始する事業者及び事業拡大のため一定規模以上の工場等の新設・増設を行う事業者に対し交付する。補助対象事業は固定資産税等相当額、貸工場賃借料相当額、雇用人数に乗じた補助額			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「川口市企業立地補助金交付要綱」の概要

① 補助対象者は、本市で製造業を営み又は新たに営もうとする事業者で、原則として事業による市税を完納しているものとする。

② 補助対象経費及び補助金の額は、次表のとおりである。

	補助対象事業	補助対象経費及び補助率等
① 固定資産税等相当額補助金	新たに市内で延床面積 100 m <sup>2</sup> 以上の工場等を立地し自ら事業を行う事業者及び事業拡張を目的として新たに 100 m <sup>2</sup> 以上の工場等を立地し自ら事業を行う市内事業者で、固定資産税等の課税対象となるもの	固定資産税等(工場等が操業開始した日以後、当該工場等に対し固定資産税等を課税することとなった年度以後 3 年度間)に相当する額の 1/2 以内とする。ただし、補助限度額を 1 企業、1 申請につき 200 万円とする。
② 貸工場賃	新たに市内で延床面積 100 m <sup>2</sup> 以上	貸工場の年間の家賃 (1 企業連続

借料相当額補助金	の貸工場と賃貸借契約を締結した事業者及び事業拡張を目的として新たに 100 m <sup>2</sup> 以上の貸工場と賃貸借契約を締結した市内事業者で、貸工場の所有者と借家人が、配偶者及び 3 親等以内の親族でないこと	した 2 年間を限度とする) に相当する額の 1/2 以内とする。ただし、補助限度額を 1 企業、1 申請につき 120 万円、月額 10 万円とする。
③雇用促進補助金	①②に規定するもので、新規雇用従業員を雇用しているもの	①②に規定する新たに立地した工場等において、基準日から起算して 1 年間継続して雇用した新規雇用従業員のうち、本市に住所を有するものの数に、20 万円を乗じて得た額とする。ただし、補助限度額を 300 万円とする。

(2) 予算書・決算書の推移

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額(単位:千円)	13,500	5,371	11,419
決算額(単位:千円)	9,532	3,162	8,413
交付先件数(件)	10	6	10

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

予算額・決算額の差額が大きいですが、予算額は新規申請分と継続分(最長で3ヵ年継続)の合計額であるところ、新規申請分は事前相談がない限り事前にはわからないため、過去5年間の最大新規申請数を基準として予算要求している。従って、新規申請が想定より少ない場合には差額が大きくなる。

新規申請が想定より少なくなるのはやむをえない事情があるケースも考えられるが、本補助金の利用を促進するための施策が弱いのか、周知活動が有効ではなく、新規利用が進まないという事情があるのではないかと推測される。

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

### (意見)

企業立地補助金は、初期投資負担を軽減することにより、企業の市内進出、市内企業の事業拡張を支援するものであり、市外企業の市内進出、市内企業の事業拡張を後押しし、川口の「ものづくり」の支援に有効であると考えられる。

従って、利用を促進するために積極的な広報活動その他の施策が推進されることを要望する。

**【58】 シルバー人材センター運営費補助金**

リストNo. 補助金等の名称	No. 58	シルバー人材センター運営費補助金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称			制定年度
	公益社団法人川口市シルバー人材センター補 助金交付要綱			昭和 63 年度
補助金の額(千円)	令和 2 年度 予算額	千円 41,382	令和 2 年度 決算額	千円 41,382
所管	部		課	
	経済部		経営支援課	
補助金等の目的	高年齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化を図ることを目的としている。			
対象事業の名称	シルバー人材センター補助事業			
対象事業の概要	社会参加意欲のある高齢者に対し、希望に応じた就業や社会奉仕等の活動機会を確保するとともに、生きがいの充実や福祉の増進を図り、高齢者の知識、経験及び能力等を生かした地域社会づくりに寄与する。			

**1. 目的・概要の補足事項**

(1) 「公益社団法人川口市シルバー人材センター補助金交付要綱」の概要

① 補助金の交付対象は、センターが高年齢者労働能力活用事業（シルバー人材センター連合事業）実施要領に基づいて行う事業（シルバー人材センター連合事業）に要する経費のうち、下表②に掲げる経費の一部について、市長が必要と認めるものを交付するものとする。

② 公益社団法人シルバー人材センターの補助対象経費

事業内容	補助対象経費
1. 管理費	
(1) 光熱水料	電気・水道・ガスの使用料
(2) 公租公課	センターの固定資産税、都道府県民税等
(3) 借料及び損料	センター運営に要する事務所、事務用機器等の借上料
(4) 人件費	①職員俸給 職員基本給 ②職員特別給与 期末手当・勤勉手当 ③職員諸手当 管理職手当・地域手当・扶養手当・通勤手当・超

	<p>過勤務手当・住宅手当</p> <p>④社会保険料 健康保険料・厚生年金保険料・厚生年金基金保険料・雇用保険料・労災保険料・児童手当拠出金等法定福利厚生費のうち事業主負担分費のうち事業主負担分</p> <p>⑤その他 職員の健康診断に要する費用・中小企業従業員退職金共済掛金・退職金のうち1つ</p>
2. 事業費	
(1) 役職員活動旅費	役職員が他県・他市・関係機関等との連絡・会議等に要する旅費
(2) 備品費	机、椅子、電話機(手数料・架設費を含む)、自動車(諸経費含む)、その他の必要な備品類の購入費(単価50万円以下のもの(自動車を除く))
(3) 消耗品費	事務用消耗品、燃料費等
(4) 印刷製本費	<p>①センター業務に関する普及、啓発に要する会報、パンフレット等の印刷代(用紙代を含む)</p> <p>②図書、文書、議案、図面、罫紙類、諸帳簿、雑誌、書類、伝票等の製本代</p>
(5) 通信運搬費	<p>①郵便料、電信料、電話料</p> <p>②事業用等の諸物品の荷造費及び運賃</p>
(6) 公租公課費	自動車重量税
(7) 借料及び損料	センター事業の運営に必要な駐車場及び作業場等の借上料
(8) 保険料	<p>①シルバー損害保険料</p> <p>②自動車損害賠償責任保険料</p> <p>③その他損害保険料</p>
(9) 会議費	事業運営委員会等及び関係行政機関等会議賄費
(10) 雑役務費	<p>①収入印紙等</p> <p>②器具機械及び自動車の修繕料</p> <p>③作業適応訓練等に要する経費</p> <p>○倉庫料等</p> <p>○各種保守料</p> <p>○事業運営上の新聞その他広告料</p> <p>○謄写料等</p> <p>○送金手数料等</p> <p>○テレビ聴視料、清掃汲取料等</p> <p>○施設修繕料、清掃汲取料等</p>



	○電気・電話・水道・ガス等の新增設等 ○畳、建具その他物品等の製造、加工等の請負費等
(11) 諸謝金	①講師等に支払う謝金及び謝礼 ②事務事業等に委嘱した者等に対する報酬及び謝金
(12) 賃金	臨時に雇用する職員の賃金（会員等を臨時職員として雇用する場合を含む）
(13) 教材費	技能訓練用のテキスト、材料および簡単な手工具等の購入費
(14) 教材費	公共職業訓練施設等に依頼して行う訓練に係る委託費及び会員の授業料

(2) シルバー人材センターの移転

旧シルバー人材センターが老朽化により閉館したため、新設の高齢者人材活用施設に移転し、令和2年3月9日より業務を開始した。移転先には使用料がかかるため、令和2年度予算を増額している。

(3) 令和2年度 会員の状況

入会			退会			会員数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
142	98	240	188	141	329	1,287	590	1,877

(4) 令和2年度 シルバー派遣事業実績

受注件数	就労延人員	契約金額
195 件	5,539 人日	23,409,103 円

(5) 予算書・決算書の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	41,382	33,676	32,470
決算額(単位:千円)	41,382	33,676	32,470

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

シルバー人材センターの円滑な事業運営には一定以上の会員数の確保が必要であるところ、目標を下回る状況が続いているとのことである。

70歳までの雇用継続努力義務など会員の確保が今後難しくなり、円滑な事業運営に支障をきたす事態も想定される。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （意見）

シルバー人材センター運営費補助金は、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化を図ることを目的としており、高齢者の就労機会の確保ということで社会的に意義のある事業であるといえる。

川口市としてシルバー人材センターの円滑な運営に協力することを要望する。

## 【59】 勤労福祉サービスセンター運営費補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 59	勤労福祉サービスセンター運営費補助金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称			制定年度
	公益財団法人川口市勤労福祉サービスセンター補助金交付要綱			昭和 63 年度
補助金の額(千円)	令和 2 年度 予算額	千円 7,000	令和 2 年度 決算額	千円 7,000
所管	部		課	
	経済部		経営支援課	
補助金等の目的	中小企業勤労者等に対して総合的な福祉事業を行い、中小企業者等の生活の向上及び中小企業の振興を図ることを目的としている。			
対象事業の名称	勤労福祉サービスセンター補助事業			
対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業勤労者等の福利厚生に関する事業</li> <li>・ 中小企業勤労者等の情報提供等に関する事業</li> <li>・ 中小企業勤労者等の啓発、セミナー等に関する事業</li> <li>・ 中小企業勤労者等の給付に関する事業</li> <li>・ その他目的を達成するために必要な事業</li> </ul>			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「公益財団法人川口市勤労福祉サービスセンター補助金交付要綱」の概要

① 補助金の交付対象は、センターが中小企業勤労者総合福祉推進事業実施要領に基づいて行う事業に要する経費のうち、センターが行う下表③に掲げる事業に要する経費の一部について、市長が必要と認めるものを交付するものとする。

② 補助金の額は、①に定める事業に要する経費として、市長が予算の範囲内において定める。

③ 公益財団法人川口市勤労福祉サービスセンターの管理費等に要する経費

事業内容	補助対象経費
1. 人件費関係	
(1) 職員俸給	職員基本給
(2) 職員特別給 与	期末手当・勤勉手当

(3) 職員諸手当	調整手当・扶養手当・通勤手当・時間外勤務手当・住宅手当等
(4) 臨時職員賃金	臨時に雇用する職員の賃金
(5) 社会保険料	健康保険料・厚生年金保険料・雇用保険料・労災保険料・児童手当拠出金等法定福利厚生費のうち事業主負担分
(6) その他	職員の健康診断に要する費用・中小企業従業員退職金共済掛金・退職金のうち1つ
2. 一般運営費関係	
(1) 職員旅費	職員が他県・他市・関係機関等との連絡・会議等に要する旅費
(2) 印刷製本費	会報・パンフレット等の印刷代、図書・文書等の製本代
(3) 通信運搬費	郵便料、電信料、電話料、事業用等の諸物品の荷造費及び運賃
(4) 消耗品費	事務用消耗品、燃料費等
(5) 賃借料	事務所、事務用機器等の借上料、諸会議の会場借上料
(6) 備品費	机、椅子、電話機、その他の必要な備品類の購入費
(7) 光熱水費	電気・水道・ガスの使用料
(8) 委託費	各種保守料、事務・事業等に係る委託料、謄写料・送金手数料等
(9) 修繕費	電気・電話・水道・ガス等の新增設、その他修繕工事費
(10) 会議費	諸会議の会議賄費

(2) 予算書・決算書の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	7,000	7,000	7,000
決算額(単位:千円)	7,000	7,000	7,000

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

- (1) 予算額は、過去の経営状況説明書、勤労福祉サービスセンターのヒアリングなどに基づき、収支相償、遊休財産保有制限を考慮して決定しているとのことであるが、予算額・決算額はいずれも3年間7,000千円で同額である。
- (2) 効率性・効果性の評価は、管理費の経費節減努力とのことであるが、これを定量的・定性的にどのように評価しているのかは明確ではない。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （指摘事項）

- (1) 市も勤労福祉サービスセンターも補助金額7,000千円を所与としているようにも見受けられ、運営が硬直化している。予算額の査定を厳格化することを要請する。
- (2) 管理費の経費節減努力を定量的・定性的にどのように評価するのか明確でないため、効率性・効果性を評価する基準を作成することを要請する。

## 【60】 勤労福祉サービスセンター事業費補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 60	勤労福祉サービスセンター事業費補助金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称			制定年度
	公益財団法人川口市勤労福祉サービスセンター補助金交付要綱			昭和 63 年度
補助金の額(千円)	令和 2 年度 予算額	千円 70,000	令和 2 年度 決算額	千円 70,000
所管	部		課	
	経済部		経営支援課	
補助金等の目的	中小企業勤労者等に対して総合的な福祉事業を行い、中小企業者等の生活の向上及び中小企業の振興を図ることを目的としている。			
対象事業の名称	勤労福祉サービスセンター補助事業			
対象事業の概要	中小企業勤労者の特定退職金共済に関する事業			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「公益財団法人川口市勤労福祉サービスセンター補助金交付要綱」の概要

① 補助金の交付対象は、センターが中小企業勤労者総合福祉推進事業実施要領に基づいて行う事業に要する経費のうち、センターが行う下表③に掲げる事業に要する経費の一部について、市長が必要と認めるものを交付するものとする。

② 補助金の額は、①に定める事業に要する経費として、市長が予算の範囲内において定める。

③ 公益財団法人川口市勤労福祉サービスセンターの事業費に要する経費

事業内容	補助対象経費
特定退職金共済事業	センターが行う所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）に規定する特定退職金共済事業に要する経費

(2) 特定退職金共済の状況

加入者数は、上記のとおり 9,000 人弱でほぼ横ばいとなっている。

川口市として全国トップクラスの水準を維持するとの基本方針により、平均

1. 26%の利回りを保証している。運用サイドでは、従来 0.8%と 1.0%の 2 本の一般勘定で運用してきたが、いずれも利率引き下げとなる見込みである。

具体的には、1.0%の一般勘定は、令和 2 年度 0.63%、令和 3 年度 0.53%、令和 4 年度 0.5%となり、0.8%の一般勘定 0.5%となるとのことである。一連の利率引き下げにより運用益はほぼ半減する見通しである。

### (3) 予算書・決算書の推移

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額 (単位:千円)	70,000	70,000	70,000
決算額 (単位:千円)	70,000	70,000	70,000

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

(1) 上記のとおり、従来より予定利回りを運用利回りが下回る、いわゆる「逆ザヤ」状態となっており、しかもこれが▲0.35%から▲0.75%と拡大する見込みである。逆ザヤにより生じる負担は補助金で補填せざるをえず、平均 1.26%の予定利回りを維持すれば補助金額は拡大することになる。

(2) 逆ザヤであるということは共済会員数が増えれば増えるほど収支が悪化するということであり、会員獲得努力に水を差す状況にあるものと推察される。そうなること、川口市の中小企業に退職金制度を普及させるという本来の政策目的が達成できない事態となる恐れがある。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （ 指摘事項 ）

(1) いわゆる「逆ザヤ」状態は今後も拡大方向で継続することとなるため、逆ザヤの影響を緩和することにより補助金負担の増大を回避する必要がある、平均利回り 1.26%を中退共の予定利率 1.014%を若干上回る水準まで引き下げるなど、対策を講じることを要請する。

(2) 特退共の魅力が低下することにより、中小企業への退職金制度普及という政策目的の達成は難しくなる。

退職金制度は特退共に限られるものではなく、例えば確定拠出年金もあり、確定拠出年金は制度改正により中小企業でも導入しやすくなっている。民間では、例えば一部の社会保険労務士などが確定拠出年金の中小企業への導入支援を行っている。

こうした状況を踏まえ、中小企業へ退職金制度を普及させるための官民による新たな枠組みを構築することを要請する。

## 【61】 勤労者定期健康診断料補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 61	勤労者定期健康診断料補助金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称		制定年月	
	川口市中小企業勤労者定期健康診断料補助金 交付要綱		平成2年度	
補助金の額(千円)	令和2年度 予算額	千円 23,605	令和2年度 決算額	千円 22,847
所管	部		課	
	経済部		経営支援課	
補助金等の目的	中小企業の勤労者の健康管理体制を促進し、健康保持、増進を図ることを目的としている。			
対象事業の名称	中小企業健康管理推進補助事業			
対象事業の概要	労働安全衛生法第66条第1項に規定する勤労者の定期健康診断			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「川口市中小企業勤労者定期健康診断料補助金交付要綱」の概要追加

① 補助金の交付を受けることができるものは、事業者であって次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(ア) 市内に事業所を有すること

(イ) 事業者の営む事業所が中小企業基本法第2条に該当すること

② 補助の対象とする定期健康診断は、労働安全衛生規則第44条に規定する定期健康診断とする。

③ 川口市内の事業所に従事している勤労者が定期健康診断を受診した時その要した費用に相当する額(補填された額を差し引いた額)とする。ただし1,800円を限度とする。(事業主及び役員は除く。)

(2) 予算書・決算書の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	23,605	27,000	27,000
決算額(単位:千円)	22,847	22,987	24,179

交付先件数（件）	615	632	703
----------	-----	-----	-----

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

(1) 平成 29 年度までは執行率は 97%程度で推移していたが、年々執行率が低下し近時は 90%を切る水準まで低下している。本補助金は中小企業の勤労者の健康管理体制を促進し、健康保持、増進を図ることを目的としており、執行率が高いことが望ましいのはいうまでもない。

補助金の申請代行を行っていた医療機関が申請代行をやめたことによると推測されるが、明確な理由は不明とのことである。

しかしながら、定期健康診断の推進という重要な目的がある補助金の執行率が低下している事実を把握していながら、原因究明がなされておらず、対策も立てられていないというのは問題なしとしない。

(2) 本補助金の終期は設定されていない。

変化の少ない補助金ではあると思うが、事業は継続しても、法改正、社会情勢やその事業の進捗度合や効率性・実効性等を勘案して、縮小したり、逆に増額したりする必要が出てくる可能性はあることから、定期的に再評価し見直す必要があるものと思われる。

定期的な見直しの結果、補助金を継続する必要性が低下したなどの場合には、毎年あるいは、数年間の期間を設定して、補助金等の終期を設定する必要がある。

再評価については、行政評価の結果や決算額を踏まえ、例年、金額の妥当性について、再評価・検討を行っているとのことであるが、行政評価とは別の視点での再評価については特に行われていない。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （ 指摘事項 ）

(1) 中小企業の勤労者の健康管理体制において主要な役割を果たしている定期健康診断の推進という重要な目的がある勤労者定期健康診断料補助金の執行率が低下したまま放置されているのは問題であり、もう少し突っ込んだ原因究明を行うとともに、執行率を引き上げるための施策を実施することを要請する。

(2) 勤労者定期健康診断料補助金の定期的な見直しが必要であることから、勤労者定期健康診断料補助金交付要綱に「見直し規定」の設置を要請する。

(3) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、交付金の再評価見直しは行政評価とは別の視点でも行う必要があると認められるため、再評価方法の基準の設定を要請する。

## 【62】 作業環境測定費補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 62	作業環境測定費補助金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称		制定年度	
	川口市作業環境測定費補助金交付要綱		昭和 53 年度	
補助金の額(千円)	令和 2 年度 予算額	千円 8,192	令和 2 年度 決算額	千円 8,192
所管	部		課	
	経済部		経営支援課	
補助金等の目的	中小企業の勤労者の健康管理体制を促進し、健康保持、増進を図ることを目的としている。			
対象事業の名称	中小企業健康管理推進補助事業			
対象事業の概要	労働安全衛生法第 65 条に規定する作業環境測定			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「川口市作業環境測定費補助金交付要綱」の概要追加

① 補助金の交付を受けることができるものは、事業者であって次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(ア) 市内に事業所を有すること

(イ) 事業者の営む事業所が中小企業基本法第 2 条に該当すること

② 補助の対象とする作業環境測定は、作業環境測定法第 3 条 2 項の規定により、作業環境測定機関に委託して実施した作業環境測定とする。

③ 補助金の額は、②の作業環境測定機関に支払った作業環境測定に要した費用の 1/2 の額とする。

(2) 予算書・決算書の推移

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額(単位:千円)	8,192	4,797	4,797
決算額(単位:千円)	8,192	4,781	4,783
交付先件数(件)	77	62	55



## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

(1) 本補助金は、中小企業の勤労者の健康管理体制を促進し、健康保持、増進を図ることを目的として、労働安全衛生法第 65 条に規定する作業環境測定に要する費用の 1/2 を補助するものである。

作業環境測定を内製化している事業者と完全に外注している事業者があり、外注した方が費用は大きくなる。本補助金は、作業環境測定機関に委託して実施した作業環境測定（＝外注）を対象としており、外注している事業者が増加すれば補助金額が増加することとなる。

近時は、経費削減の観点から外注に出す事業者が増加しているとのことから、本補助金は令和 2 年度にほぼ倍増しているが、このあたりに原因の一端があるものと思われる。

(2) 本補助金の終期は設定されていない。

変化の少ない補助金ではあると思うが、事業は継続しても、法改正、社会情勢やその事業の進捗度合や効率性・実効性等を勘案して、縮小したり、逆に増額したりする必要が出てくる可能性はあることから、定期的に再評価し見直す必要があるものと思われる。

定期的な見直しの結果、補助金を継続する必要性が低下したなどの場合には、毎年あるいは、数年間の期間を設定して、補助金等の終期を設定する必要がある。

再評価については、行政評価の結果や決算額を踏まえ、例年、金額の妥当性について、再評価・検討を行っているとのことであるが、行政評価とは別の視点での再評価については特に行われていない。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （ 指摘事項 ）

(1) 作業環境測定費補助金は、作業環境測定を作業環境測定機関に外注する場合に支出されるものであるため、外注に出す事業者が増加している状況下では作業環境測定費補助金が趨勢的に増加していく懸念があり、補助金額に条件によって差を設けるなど要綱を改訂することを要請する。

(2) 作業環境測定費補助金の定期的な見直しが必要であることから、作業環境測定費補助金交付要綱に「見直し規定」の設置を要請する。

(3) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、交付金の再評価見直しは行政評価とは別の視点でも行う必要があると認められるため、再評価方法の基準の設定を要請する。

### 【63】川口産業振興公社補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 63	川口産業振興公社補助金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制定年度	
	公益財団法人川口産業振興公社補助金交付要綱		平成 12 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 79,000	令和 2 年度 決 算 額	千円 62,520
所管	部		課	
	経済部		経営支援課	
補助金等の目的	地域産業の自律的発展及び地域経済の健全な安定・発展に資することを目的とする。			
対象事業の名称	川口産業振興公社補助事業			
対象事業の概要	①市場調査及び情報の収集提供に関する事業 ②宣伝に関する事業 ③取引のあっせん及び指導協力に関する事業 ④品質の改善向上に関する事業 ⑤新製品の開発に関する事業 ⑥起業支援に関する事業 ⑦海外展開の支援に関する事業 ⑧物産及び観光の振興に関する事業 ⑨その他振興公社の目的を達成するために必要な事業			

#### 1. 目的・概要の補足事項

##### (1) 川口産業振興公社補助金の概要追加

##### ① 川口産業振興公社の登記上の目的

川口市内中小企業等の販路拡大及び企業構造の高度化を促進する事業等を行うことにより市内産業の振興を図り、もって地域経済の発展、市民生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

##### ② 補助対象経費

川口産業振興公社の運営に要する経費及び対象事業の実施に要する経費

##### (2) 川口産業振興公社の令和 2 年度の主な活動内容

##### ① 情報紙の発行

情報紙「KAWAGUCHI TRADE CENTER」3,000部、年二回発行

② 地場産業製品の展示

川口緑化センター、キュポ・ラにおける製品展示 製品展示企業 46社

③ 展示会等出展事業助成金

交付件数 19件 引合件数 1,254件 成約件数 86件

④ 新製品等開発振興奨励

奨励金交付 6件

⑤ 特許出願審査請求助成金

交付件数 3件

⑥ 起業人育成講座の開催

参加者 10名

⑦ 貿易実務講座

参加者 12名

⑧ 川口市市産品フェアへの出展

(3) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	79,000	79,000	83,000
決算額(単位:千円)	62,520	75,473	76,721
交付先件数(件)	1	1	1

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

当該補助金は、ほぼ事業費・管理費に充てられている、コロナ禍により活動は制約されているが、当法人の活動による効果の減少はやむを得ないところである。

但し、昨今のICTの発展から展示会出展形式が、今後効果を発揮するかは不明である。助成金・奨励金制度については、助成金・奨励金は拠出したが、その後の検証はされておらず、規定により合致するだけの助成金・奨励金拠出では、ただの予算消化でしかない。役職員4名の状態では、本来の定款業務を遂行するには、現状の業務の従事に追われ、効果の検証には至っていないものと想定される。

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

### ( 指摘事項 )

助成金事業に関しては、川口市単独で行うべきであり、他企業支援については商工会議所で同様のことを行っており整理すべきである。

当該法人の役割及び存在効果を最大限に発揮できるよう、川口市において総合的に検討を行なうことを要請する。

## 【64】 中小企業経営支援専門家派遣事業補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 64	中小企業経営支援専門家派遣事業補助金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称			制定年度
	川口市中小企業経営支援専門家派遣事業補助 金交付要綱			平成 25 年度
補助金の額(千円)	令和 2 年度 予算額	千円 3,400	令和 2 年度 決算額	千円 821
所管	部		課	
	経済部		経営支援課	
補助金等の目的	市内の企業の振興および市内産業の一層の活性化を図るため。			
対象事業の名称	経営支援事業			
対象事業の概要	①公益財団法人埼玉県産業振興公社が行っている専門家派遣事業を利用した事業者に対し、1回の費用の1/2を補助するもの。 ②川口商工会議所が行っている専門家派遣事業に対し、1回15,000円を限度とし補助するもの。			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「川口市中小企業経営支援専門家派遣事業補助金交付要綱」の概要

① 「専門家派遣事業」とは、次に掲げるものをいう。

(ア) 公益財団法人埼玉県産業振興公社（公社）が行う公社登録支援専門家の派遣事業

(イ) 川口商工会議所（会議所）が行う長期間のビジネスコンサルティング支援事業

(ウ) 会議所が行う、雇用調整助成金の申請その他の中小企業者の事業継続及び雇用継続への取り組みの実施に係る個別相談支援事業

② 公社が行う専門家派遣事業を利用した中小企業者に補助金（公社専門家派遣事業補助金）を交付する。

③ 会議所が中小企業者に対し①（イ）（ウ）に該当する事業を実施した場合には、会議所に補助金（会議所専門家派遣事業補助金）を交付する。

④ 補助金の額は次のとおりとする。

(ア) 公社専門家派遣事業補助金 1回の派遣につき中小企業者が公社に支払った

経費の1/2に相当する額とし、10,000円を限度とする。

(イ) 会議所専門家派遣事業補助金 1回の派遣につき会議所が専門家に支払った経費のうち15,000円を限度とする。

(2) 予算書・決算書の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	3,400	350	300
決算額(単位:千円)	821	320	120
交付先件数(件)	153	28	12

(注1) 令和元年10月より商工会議所の専門家派遣事業を補助対象としたため令和2年度予算を増額

(注2) 令和2年度交付先数の増加は雇用調整助成金やコロナ関連の相談が増加したことによるもの

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

効率性・効果性を評価・判断する明確な基準がない。

専門家派遣による効果(=企業が求めていること)は企業の売上向上に限られるものではなく、経営戦略の策定、社内の内部体制の整備など様々であり、数値や金額等の統一的な基準で測定することは難しく、また効果が出るまで時間がかかる場合がある、との説明である。

また、今後は制度を利用した事業者に対して事後調査を実施し、効果の把握を行いたいとのことであるが、これまでそのような調査が行われてこなかったのも問題なしとしない。

確かに必ずしも定量的に測定できるとは限らないのは事実であるが、定性評価を点数化するなど工夫の余地はあり、効率性・効果性を評価する努力は必要である。

また、実際に専門家派遣事業を実施する商工会議所に係る部分も大きいのも確かであるが、それであれば商工会議所の協力を仰げばよいことであり、商工会議所においても効率性・効果性を評価する努力は必要であると考ええる。

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

### ( 指摘事項 )

定量的な効果測定が難しいことを理由に、中小企業経営支援専門家派遣事業補助金の効率性・効果性を評価・判断する明確な基準が設定されてこなかったのは問題である。

商工会議所とも協力し、効率性・効果性を評価する明確な基準を作成することを要請する。

## 【65】新製品等開発試作費補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 65	新製品等開発試作費補助金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	新製品等開発試作費補助金交付要綱		平成 12 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 3,000	令和 2 年度 決 算 額	千円 1,142
所 管	部		課	
	経済部		産業振興課	
補助金等の目的	市内工業の振興及び本市産業の一層の活性化を図る。			
対象事業の名称	工業振興事業			
対象事業の概要	公益財団法人川口産業振興公社が実施する川口新製品等開発振興奨励制度に基づき試作の対象として認められた事業又は、埼玉県又は川口市の支援（共同研究、施設貸与等をいう。）をすでに1年以上受けており、一般財団法人地域総合整備財団が実施するふるさとものづくり支援事業の交付対象となる事業に、その試作費用の一部を補助するもの			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 新製品等開発試作費補助金の概要

令和 2 年度において、当該制度の交付決定が一件なされたものである。

当該補助金については、公益財団法人川口産業振興社が令和元年度事業における新製品等開発振興奨励制度により奨励金を交付した提案者のうち、試作品製作を行う意思があるものとして対象となり交付を行ったものである。

#### (2) 交付要綱における補助資格者（一部抜粋）

- ① 個人にあつては市内在住・在勤者であること
- ② 個人事業主にあつては市内において 1 年以上引き続いて同一事業を経営していること
- ③ 法人にあつては市内に本店を置き、1 年以上引き続いて同一事業を経営していること

#### (3) 交付要綱における実績報告における必須添付書類（一部抜粋）

## 補助対象事業に係る請求書及び領収書

### (4) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	3,000	2,624	0
決算額(単位:千円)	1,142	0	0
交付先件数(件)	1	0	0

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

当該申請者は川口市に在住し、また川口市内に所在する法人の代表者である。但しその法人は新設法人(令和元年11月29日設立)であった為に、申請時点では1年以上継続して事業を行う法人に該当しないことから、補助対象者としては川口市に在住する個人として申請がなされたものである。

実施報告の提出義務により、提出すべき添付書類は請求書及び領収書であることに對し、提出された実施報告に添付されていたのは、請求書のみ(法人・個人併記宛、一部は執ってつけたように個人名を付したものである)であり、領収書等の支払いを証する書類の添付がなく、添付書類不備のまま補助金の交付決定がなされている。

監査上の要求により、領収書等の支払いがあったこと証する書類の提出を求めたところ、後日提出された書面については、ほとんどが法人口座からの送金明細であり、中には手書きの領収書で会社印のないものまであった。

支払証明について法人が支払ったものを有効とし、それを実施報告として認めるならば、補助金が交付要綱に規定する補助対象者以外の者に交付されたということになる。

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

### ( 指摘事項 )

- (1) 補助金交付のための、チェック機能が全く働いていない。交付要綱に従い審査は厳格に行うことを要請する。
- (2) 補助対象者以外の者に交付されたことについては、費用を払った法人から個人に負担費用を請求し、個人は法人に対してその費用を支払い、その領収書を川口市に添付書類として提出させることを要請する。
- (3) 交付要綱における補助対象者に個人が入っているが、個人は事業への発展の可能性が低く、要請され整備すべき会計単位がないため曖昧になり易いため、本来の達成すべき目的を鑑みれば、補助対象者には個人を除外し、個人事業者・法人に限定することを要請する。

## 【66】 商店街コミュニティ活動事業補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 66	商店街コミュニティ活動事業補助金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称			制定年度
	川口市商店街近代化事業費補助金交付要綱			昭和 60 年度
補助金の額(千円)	令和 2 年度 予算額	千円 11,175	令和 2 年度 決算額	千円 7,905
所管	部		課	
	経済部		産業振興課	
補助金等の目的	地域の特性を活かし人が集える魅力的な商店街活動を支援し、活性化を図る			
対象事業の名称	商店街活性化事業			
対象事業の概要	商店街が主催するお祭り、販売促進、講習会などのイベント事業の実施や、商店街の装飾、地域マップ等の作成における経費の一部を補助するもの			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「川口市商店街近代化事業費補助金交付要綱」の概要

① 「商業団体」とは、次に掲げるものをいう。

- (ア) 商店街振興組合法に規定する商店街振興組合
- (イ) 中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合
- (ウ) 一定の地区において商店が集団形態をとり共同して事業等の活動を行う団体
- (エ) 前各号の該当する団体が地域ごとに組織された団体
- (オ) 商工会議所法に規定する商工会議所
- (カ) 商工会法に規定する商工会
- (キ) (ア) から (エ) までの団体が市内全域の商業団体で組織する団体

② 「商店街近代化事業」とは、商業団体が行う次に掲げるものをいう。

- (ア) 近代化整備事業
- (イ) 調査・診断事業
- (ウ) コミュニティ関連施設設置事業
- (エ) コミュニティ活動事業
- (オ) 法人組織化事業



(カ) 美化促進事業

③ 市長は、②に規定する事業を行う商業団体に当該事業に要する経費について補助金を交付するものとし、事業内容及び補助率等については、下表④に定めるとおりとする。

④ 近代化事業に対する交付対象事業内容及び補助率

事業名		補助率・補助額		補助限度額	
		①(ア)(イ)の団体	左記以外	①(ア)(イ)の団体	左記以外
近代化整備事業	策定	30%以内		300万円	
	設置	30%以内		3,000万円	
調査・診断事業		30%以内		100万円	
コミュニティ関連施設設置事業	新設	1/3以内		3,000万円	
	改修	1/2以内		500万円	
	撤去	施設の撤去に要する費用の範囲内で、市長が必要と認める額		施設の撤去に要する費用	
コミュニティ活動事業		50%以内			
法人化組織化事業		50%以内		10万円	
美化促進事業		2/3以内		100万円	

(2) 予算書・決算書の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	11,175	24,175	20,920
決算額(単位:千円)	7,905	20,019	17,405
交付先件数(件)	36	49	50

(注) 令和2年度はコロナ禍によるイベント中止などを受けて予算を減額した。

2. 「監査実施上の視点」の問題点

商店街活性化におけるソフトの重要性は特に指摘されているところであり、本補助金の趣旨・重要性も理解できるところであるが、どうしても一部の「やる気のある」商店街に(結果として)偏った支援になってしまうきらいがあると思われる。

3. 監査の結果(指摘事項、意見)

(意見)

専門家などと協働し、商店街のソフト事業の企画段階から支援していく体制を構築するなど、本補助金がもっと利用されるような施策を作成することを要望する。

## 【67】 商店街照明施設維持管理事業補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 67	商店街照明施設維持管理事業補助金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称		制定年度	
	川口市照明施設維持管理事業補助金交付要綱		昭和 60 年度	
補助金の額(千円)	令和 2 年度 予算額	千円 10,000	令和 2 年度 決算額	千円 7,270
所管	部		課	
	経済部		産業振興課	
補助金等の目的	商店街の活性化を推進し市民の利便性及び安全性並びに地域社会に調和した潤いある街づくりを図る			
対象事業の名称	商店街活性化事業			
対象事業の概要	商店街が所有する、街路灯、モニュメント等における照明施設の電気料の一部を補助するもの			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「川口市照明施設維持管理事業補助金交付要綱」の概要

① 「商業団体」とは、次に掲げるものをいう。

(ア) 商店街振興組合法に規定する商店街振興組合

(イ) 中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合

(ウ) 一定の地区において商店が集団形態をとり共同して事業等の活動を行う団体

② 補助率は対象経費の 60%とし、100 円未満切り捨てとする。

(2) 予算書・決算書の推移

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額(単位:千円)	10,000	11,000	13,000
決算額(単位:千円)	7,270	9,105	9,918
交付先件数(件)	41	42	48

### 2. 「監査実施上の視点」の問題点

(1) 商店街照明施設維持管理事業補助金は、商店街の活性化を推進し市民の利便性及び安全性並びに地域社会に調和した潤いある街づくりを図ることを目的として、

商店街が所有する、街路灯、モニュメント等における照明施設の電気料の一部を補助するものである。商店街活性化事業の一環であり、最終的な目的は商店街活性化であるといえることができる。

しかしながら、補助金の実態を見れば、要は商店街の電気代を補助するだけのものであり、最終的な目的である商店街活性化に対する効果は極めて薄く、衰退している商店街の衰退速度を緩和する程度の効果しかないと考えられる。

雇用調整助成金ですら、雇用の維持に貢献する一方で、生産性が低く本来淘汰されるべき事業者を温存することとなり、円滑な労働移動を阻害しているとの批判がある。コロナ対応融資についても、コロナ禍がなくても不振であった事業者を延命させた面もあり、約定返済が始まっていきなり返済不能となる事業者が続出するのではないかと懸念されている。

このような動きの中で、不振事業者の延命を図るという効果しかないような制度・補助金・助成金は見直し・縮小・廃止すべきではないかというのが昨今の流れである。

- (2) 事業は継続しても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効性等を勘案して、縮小したり、増額したりする必要が出てくる可能性はあることから、定期的に再評価し見直す必要がある。

再評価については、行政評価の結果や決算額を踏まえ、例年、金額の妥当性について、再評価・検討を行っているとのことであるが、行政評価とは別の視点での再評価については特に行われていない。

### 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

#### （ 指摘事項 ）

- (1) 商店街照明施設維持管理事業補助金は、商店街の活性化を推進商店街が所有する照明施設の電気料の一部を補助するものであるが、実態は単なる電気代の補助であり、効率性・効果性の観点からは疑問が多い。

効率性・効果性を今一度検証し、検証の結果効率性・効果が低いと判断される場合には、縮小する方向で見直すことを要請する。

- (2) 商店街照明施設維持管理事業を継続する場合であっても、補助金商店街照明施設維持管理事業補助金の定期的な見直しが必要であることから、商店街照明施設維持管理事業補助金交付要綱に「見直し規定」の設置を要請する。

- (3) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、交付金の再評価見直しは行政評価とは別の視点でも行う必要があると認められるため、再評価方法の基準の設定を要請する。

## 【68】 商店街美化促進事業補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 68	商店街美化促進事業補助金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称		制定年度	
	川口市商店街近代化事業費補助金交付要綱		平成5年度	
補助金の額(千円)	令和2年度 予算額	千円 4,300	令和2年度 決算額	千円 3,775
所管	部		課	
	経済部		産業振興課	
補助金等の目的	商店街の活性化を推進し商業者の経営の安定及び発展並びに地域社会に調和した潤いある街づくりを図る			
対象事業の名称	商店街活性化事業			
対象事業の概要	みどりあふれる商店街にするため、商店街区内に植栽等を行う経費の一部を補助するもの			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「川口市商店街近代化事業費補助金交付要綱」の概要

① 「商業団体」とは、次に掲げるものをいう。

- (ア) 商店街振興組合法に規定する商店街振興組合
- (イ) 中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合
- (ウ) 一定の地区において商店が集団形態をとり共同して事業等の活動を行う団体
- (エ) 前各号の該当する団体が地域ごとに組織された団体
- (オ) 商工会議所法に規定する商工会議所
- (カ) 商工会法に規定する商工会
- (キ) (ア) から (エ) までの団体が市内全域の商業団体で組織する団体

② 「商店街近代化事業」とは、商業団体が行う次に掲げるものをいう。

- (ア) 近代化整備事業
- (イ) 調査・診断事業
- (ウ) コミュニティ関連施設設置事業
- (エ) コミュニティ活動事業
- (オ) 法人組織化事業

(カ) 美化促進事業

③ 市長は、②に規定する事業を行う商業団体に当該事業に要する経費について補助金を交付するものとし、事業内容及び補助率等については、下表に定めるとおりとする。

④ 近代化事業に対する交付対象事業内容及び補助率

事業名		補助率・補助額		補助限度額	
		① (ア) (イ) の団体	左記以外	① (ア) (イ) の団体	左記以外
近代化整備事業	策定	30%以内		300 万円	
	設置	30%以内		3,000 万円	
調査・診断事業		30%以内		100 万円	
コミュニティ関連施設設置事業	新設	1/3 以内		3,000 万円	
	改修	1/2 以内		500 万円	
	撤去	施設の撤去に要する費用の範囲内で、市長が必要と認める額		施設の撤去に要する費用	
コミュニティ活動事業		50%以内			
法人化組織化事業		50%以内		10 万円	
美化促進事業		2/3 以内		100 万円	

(2) 予算書・決算書の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	4,300	4,966	5,666
決算額(単位:千円)	3,775	3,915	3,932
交付先件数(件)	21	21	22

2. 「監査実施上の視点」の問題点

みどりあふれる商店街にするため、商店街区内に植栽等を行う経費の一部を補助することであるが、要は商店街の植栽費用を補助するだけのもので、商店街活性化に対する効果は極めて薄いといわざるをえない。せいぜい衰退している商店街の衰退速度を緩和する程度の効果しかないと考えられ、こうした性格の補助金・助成金は縮小・廃止すべきではないかというのが昨今の流れである。

3. 監査の結果(指摘事項、意見)

( 指摘事項 )

効率性・効果性の観点からは疑問が多く、効率性・効果性を今一度検証し、検証の結果効率性・効果が低いと判断される場合には、縮小する方向で見直すことを要請する。

## 【69】 商店街空き店舗活用事業補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 69	商店街空き店舗活用事業補助金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称			制定年度
	川口市空き店舗活用事業補助金交付要綱			平成 15 年度
補助金の額(千円)	令和 2 年度 予算額	千円 4,000	令和 2 年度 決算額	千円 4,000
所管	部		課	
	経済部		産業振興課	
補助金等の目的	商店街の空き店舗を解消することにより、商店街の活性化と商業環境の向上を図る			
対象事業の名称	商店街活性化事業			
対象事業の概要	市内に住民登録又は登記している個人、法人及び任意商店街が、商店街区域内の空き店舗に出店する場合、改修・付帯建設工事の一部を補助するもの			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 「川口市空き店舗活用事業補助金交付要綱」の概要

① 補助対象事業は、次に掲げる要件のいずれも満たす事業とする。

(ア) 商店街の活性化を図るための活動を実施している対象商店街区域内の空き店舗において、これから開始する小売業、飲食業、生活関連サービス業その他商店街が特に必要と認めた事業であること。

(イ) 通常 1 日のうち 7 時間営業しており、かつ 1 週間当たり 5 日以上営業を行うこと。

(ウ) 出店する店舗において、3 年以上継続して営業が見込まれること。

② 補助対象事業者は、補助対象事業を行う個人、法人及び任意商店街であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) 個人にあつては、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。

(イ) 法人にあつては、法人登記が市内にされていること。

(ウ) 補助対象事業のうち許可、認可、登録等が必要な事業にあつては、その許認可等を取得していること。

(エ) 納期の到来した市税を完納していること。

(オ) 出店にあたって、事前に当該区域の商店街から推薦を得て、かつ、当該商店街及び川口商工会議所又は鳩ヶ谷商工会に加入し、商店街を活性化するための活動に協力すること。ただし、申請者が商店街組織の場合は、川口市商店街連合会の推薦及び加入とする。

③ 補助対象経費は、空き店舗の改修に係る下表⑤に規定する工事の費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）とし、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人に工事を請け負わせたものとする。

④ 補助金額は③の補助対象経費の 1/2 以内とし、1 店舗あたり 200 万円を限度とする。

⑤

	対象工事
1	建築工事
2	内装工事
3	外装工事
4	給排水設備工事
5	電気、ガス工事
6	無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 設置工事
7	その他（店舗建物に固定され建物と一体となって機能する設備工事）

(2) 予算書・決算書の推移

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額 (単位:千円)	4,000	4,000	4,000
決算額 (単位:千円)	4,000	2,000	4,000
交付先件数 (件)	2	1	2

(注 1) 令和 3 年度は予算 20,000 千円を計上

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

強い個店が強い商店街を作るとも言われるとおり、魅力ある個店の創出・増加は商店街活性化に資するところが多い。やる気も能力もある出店希望者でも資金力がないことは多く、本補助金の意義は認められる。そうであるところ、ここ 3 年間は 1~2 件の交付にとどまっている。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （意見）

商店街空き店舗活用事業補助金は商店街活性化に資するところが多いとかがえられるため、専門家などとの協働、周知活動など、本補助金が積極的に活用されるための取組が行われることを要望する。

## 【70】 商店改修事業補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 70	商店改修事業補助金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称		制定年度	
	川口市商店改修事業補助金交付要綱		平成 29 年度	
補助金の額(千円)	令和 2 年度 予算額	千円 44,800	令和 2 年度 決算額	千円 31,915
所管	部		課	
	経済部		産業振興課	
補助金等の目的	店舗の集客力や買物環境を向上させ、魅力ある商店街の形成と活性化を図る			
対象事業の名称	商店街活性化事業			
対象事業の概要	市内で店舗を営む者で、市内に住民登録のある個人又は、法人市民税の届出のある法人が店舗の集客力や買物環境を向上させるために店舗を改修する場合、改修工事費の一部を補助するもの			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 「川口市商店改修事業補助金交付要綱」の概要

- ① 補助対象者は、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている個人又は本市に法人の届出がされている法人とする。
- ② 補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たす店舗について行う改修事業及び備品の購入とする。
  - (ア) 小売業、飲食業、生活関連サービス業等を主として営む店舗であって、常時看板を掲出し、不特定多数の来客があるものであること。
  - (イ) 店舗の床面積の合計が、200 m<sup>2</sup>未満であること。
  - (ウ) 当該店舗において、5年以上の営業実績があること。
  - (エ) 1週間当たり5日以上営業を行っていること。
  - (オ) 店舗の売場面積が、1万m<sup>2</sup>以上の大規模小売店舗内に存するテナント物件ではないこと。
  - (カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業を行う店舗でないこと。
  - (キ) 社会通念上公序良俗に反する事業を行う店舗でないこと。
  - (ク) 宗教活動や政治活動を主とする事業を行う店舗でないこと。



- ③ 補助対象経費は、改修事業のうち要項に規定する工事及び備品の購入に要する費用とする。店舗併用住宅であり、店舗の改修事業に伴い住宅部分も併せて工事を行う際は、対象工事の範囲内において、その工事費用も併せて補助対象経費とする。
- ④ 改修事業を行う場合における補助金額は、改修事業における③の補助対象経費の30%以内とし、1店舗当たり30万円を限度とする。新型コロナウイルス感染防止対策を目的とした改修事業に要する費用又は備品の購入に要する費用が含まれる場合には、③の補助対象経費の50%以内とし、1店舗当たり50万円を限度とする。

(2) コロナ対策

令和2年7月1日に要綱改正を行い、新型コロナウイルス感染症対策工事費および備品購入費を補助対象経費とし、これによりコロナ対策としてのエアコン入替工事が補助対象となった（従前は天井埋込式の業務用エアコン工事のみが補助対象だった）。

これに伴い、補正予算で20,000千円、予算流用で20,000千円、合計40,000千円の予算増となった。

(3) 予算書・決算書の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	44,800	3,500	2,000
決算額(単位:千円)	31,915	2,237	1,312
交付先件数(件)	88	13	8

2. 「監査実施上の視点」の問題点

- (1) 店舗併用住宅について店舗の改修事業に伴い住宅部分も併せて工事を行う場合は、住宅部分に相当する工事費用も併せて補助対象経費としているが、住宅部分に相当する分も補助対象に含めるのは本補助金の趣旨から逸脱している。
- (2) 予算については議会の議決が必要であることから、コロナ対策を本補助金の要綱改正で対応したものであり、結果としてコロナ対策に本補助金を「流用」した形となっている。

3. 監査の結果（指摘事項、意見）

（ 指摘事項 ）

- (1) 川口市商店改修事業補助金交付要綱において、店舗併用住宅に係る工事費用のうち住宅部分に相当する分については補助対象経費から外すことを要請する。
- (2) 目的の異なる補助金を別の施策に流用するのは不適切であり、コロナ対策としては本補助金とは別の補助金を新たに創設することを要請する。

## 【71】商品券発行支援事業補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 71	商品券発行支援事業補助金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称			制定年度
	川口市プレミアム付き商品券発行支援事業補助金交付要綱			平成 18 年度
補助金の額(千円)	令和 2 年度 予算額	千円 497, 157	令和 2 年度 決算額	千円 230, 833
所管	部		課	
	経済部		産業振興課	
補助金等の目的	市内の商店等の販売及びサービスの促進を図り、消費需要の創出に努め、商業等の活性化を図る			
対象事業の名称	商店街活性化事業			
対象事業の概要	商業団体等が実施するプレミアム付き商品券事業の、プレミアム分、事務経費分、金融機関手数料分の全額を補助するもの			

### 1. 目的・概要の補足事項

- (1) 「川口市プレミアム付き商品券発行支援事業補助金交付要綱」の概要
- ① 商業団体等とは、次に掲げる市内の団体をいう。
    - (ア) 商工会議所法に規定する商工会議所
    - (イ) 商工会法に規定する商工会
    - (ウ) 市内の商店街が集団形態をとり共同事業等の事業活動を行う団体
    - (エ) 上記 (ア) から (ウ) で構成する団体
  - ② 本市は、次に掲げる補助金を予算の範囲内で交付する。
    - (ア) 商品券の実績に係るプレミアム相当額
    - (イ) 商品券事業に要した別表に掲げる事務経費の支出額から差し引くべき収入額を除いた金額
    - (ウ) 商品券を換金するために金融機関に支払う手数料相当額とし、1枚当たり 10 円を限度とする。
  - ③ 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。
  - ④

貸金	商品券事業のために要したアルバイトの貸金
----	----------------------

消耗品費	商品券事業の広報等のために要する消耗品
印刷製本費	チラシ・ポスター・商品券等の印刷に要する経費
保険料	商品券の管理、運搬に係る保険料
委託料	商品券の検査等の委託料
借上料	事務所等の借上料
その他	市長が必要と認めた事務経費

(2) 元気川口実行委員会

川口商工会議所、鳩ヶ谷商工会、川口市商連連合会の3団体から構成され、本委員会が本事業の実施主体となる。

(3) 予算の繰越

商工団体等は、商品券事業の性質上、年度内の完了が見込めなくなったときは、繰越承認申請書を市長に提出し、その承認を受ける必要がある。

(4) 令和2年度概算払いの必要性

令和2年度においては、令和元年度と商品券利用期間が変更になり（令和元年・10～3月、令和2年度・12～5月）商工団体等に資金繰り負担が生じたため概算払いを承認している。

(5) 予算書・決算書の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	497,157 (繰越分) 52,481	172,650 (繰越分) 91,488	175,500
決算額(単位:千円)	230,833 (繰越分) 46,551	120,169 (繰越分) 90,786	84,012

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

- (1) 基本的には実行委員会に「丸投げ」の状態であり、市のコントロール下にあるとは必ずしもいえない状況にある。
- (2) 執行率99%ということで「消費需要の創出」面での効果性は認められるが、「市内商業等の活性化」の面での効果検証が十分ではないと思われる。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （指摘事項）

- (1) マンパワー不足など事情はわからないでもないが、事業の執行にあたりもう少し実行委員会との連携を深めることを要請する。
- (2) 市内商業等の活性化についての効果検証については、市内商店・商店街活性化の観点が必要であるため、特に市内中小商業者についての効果検証を強化することを要請する。

## 【72】 地域経済応援ポイント事業負担金

リストNo. 補助金等の名称	No. 72	地域経済応援ポイント事業負担金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称		制定年度	
	川口市ポイント券発行事業要綱		平成 29 年度	
補助金の額(千円)	令和 2 年度 予算額	千円 3,000	令和 2 年度 決算額	千円 17
所管	部		課	
	経済部		産業振興課	
補助金等の目的	マイナンバーカードの利用促進、市民の健康増進及び地域経済の活性化を図る。			
対象事業の名称	地域経済応援ポイント事業			
対象事業の概要	マイナンバーカードを活用し市が発行する川口市ポイントと、市内店舗で利用できる川口市ポイント券を交換する事業。			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「川口市ポイント券発行事業要綱」の概要

発行するポイント券の額面金額は、1枚 500円とする。

(2) 予算書・決算書の推移

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額(単位:千円)	3,000	5,000	10,000
決算額(単位:千円)	17	38	671

### 2. 「監査実施上の視点」の問題点

国が主導している事業であり、当該事業が今年度をもって終了となる予定であるため、本補助金も終了する予定である。

### 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

(意見)

「地域経済応援ポイント事業」は、終了する予定であるため特に意見はない。

### 【73】 農業改良普及事業交付金

リストNo. 補助金等の名称	No. 73	農業改良普及事業交付金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称		制定年度	
	川口市補助金等交付規則 農業改良普及事業交付金交付要綱		平成 13 年度 (施行年度)	
補助金の額(千円)	令和 2 年度 予算額	千円 5,600	令和 2 年度 決算額	千円 821
所管	部		課	
	経済部		農政課	
補助金等の目的	都市化の進展に伴う生産環境の変化や急速に発達した情報化時代に対応するため、農業生産及び経営技術の向上並びに意欲ある農業後継者の育成等を推進し、都市農業経営の確立及び発展を図る。			
対象事業の名称	農業改良普及事業			
対象事業の概要	花き展覧会開催事業、特産農業推奨事業、農業後継者育成事業及び農産物産地化モデル事業を実施した交付対象団体及び個人への交付金			

#### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「農業改良普及事業交付金交付要綱」の概要

① 交付金の交付対象となる団体及び個人については、次に掲げるものとする。

(ア) 川口市農家組合連絡協議会

(イ) 市内に住所を有する農業者 5 人以上で構成され、組織及び運営に関する規約が定められている団体

(ウ) 市内に住所を有する認定農業者

② 交付金の交付の対象となる事業、補助率及び限度額は、別表のとおりとする。

③ 交付金の交付の対象となる経費は、別表に規定する事業に要する経費とする。

④

事業の種類	補助率	限度額
花き展覧会開催事業	10/10 以内	4,400,000 円
特産農業推奨事業	1/3 以内	500,000 円

派遣研修参加事業	1/3 以内	50,000 円
農業後継者育成事業	1 人当たり 2,000 円 以内	300,000 円
農産物産地化モデル事業	1/4 以内 一定の条件により 3/4 以内	100,000 円 1 年度に 1 回のみ申請できる

(2) 予算書・決算書の推移

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額 (単位:千円)	5,600	5,800	5,662
決算額 (単位:千円)	821	3,166	5,292
交付先件数 (件)	4	4	6

(注 1) 令和 2 年度は予算額 5,600 千円に対して決算額 821 千円と大幅な差額が生じたが、その主な原因は以下のとおりである。

- ① 予算額 4,400 千円の花き展覧会（川口市花の文化展）開催事業がコロナ禍で中止となった。
- ② 農業後継者育成事業についてたたら祭りの中止により申請がなかった。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

本補助金の終期は設定されていないが、事業は継続しても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効性等を勘案して、縮小したり、増額したりする必要がある可能性があることから、定期的に再評価し見直す必要がある。

定期的な見直しの結果、補助金を継続する必要性が低下したなどの場合には、毎年あるいは、数年間の期間を設定して、補助金等の終期を設定する必要がある。

再評価については、行政評価の結果や決算額を踏まえ、例年、金額の妥当性について、再評価・検討を行っているとのことであるが、行政評価とは別の視点での再評価については特に行われていない。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （指摘事項）

- (1) 農業改良普及事業交付金の定期的な見直しが必要であることから、農業改良普及事業交付金交付要綱に「見直し規定」の設置を要請する。
- (2) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、交付金の再評価見直しは行政評価とは別の視点でも行う必要があると認められるため、再評価方法の基準の設定を要請する。

## 【74】 地域農業活性化事業交付金

リストNo. 補助金等の名称	No. 74	地域農業活性化事業交付金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称		制定年度	
	川口市補助金等交付規則 地域農業活性化事業交付金交付要綱		平成 12 年度 (施行年度)	
補助金の額(千円)	令和 2 年度 予算額	千円 4,693	令和 2 年度 決算額	千円 4,344
所管	部		課	
	経済部		農政課	
補助金等の目的	都市住民と農業の交流を基本に、農業生産物等の販売等を通じて農業経営の安定化を図るとともに、都市地域内農業の経営改善及び近代化を図る。			
対象事業の名称	地域農業活性化事業			
対象事業の概要	地域農業連帯強化事業及び地域農業経営改善事業を実施した交付対象団体及び個人への交付金			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「地域農業活性化事業交付金交付要綱」の概要

① 交付金の交付対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(ア) 地域農業連帯強化事業

(イ) 地域農業経営改善事業

② 交付金の交付対象となる経費は、①に規定する事業に要する経費とし、下表③に定めるところによる。

③

事業種目	内容	補助対象経費	補助率	限度額
地域農業 連帯強化 事業	研修、調査等	調査、研究のための経費	1/4 以内	30 万円
	園芸指導会等の開催	普及宣伝、運営関連経費	1/2 以内	50 万円
	収穫祭等の開催	普及宣伝、運営関連経費	1/2 以内	100 万円
	緑と大地の豊年まつりの開催	普及宣伝、運営関連経費	10/10 以内	700 万円
地域農業 経営改善	ブランド化	普及宣伝、運営関連経費	10/10 以内	750 万円
		EC サイト販売経費	1/2 以内	5 万円

事業		販促品の作成等経費	1/2 以内	4 万円
	伝統的特産農産物の普及、推進	販売促進のためのロゴ入りダンボールの作成等経費	1/4 以内	100 万円
	耕作放棄地解消等	市民農園等の開設に要する経費	1/2 以内	200 万円
	耕作放棄地活用等	市民農園等の運営管理に要する経費	1/3 以内	100 万円
	植木、野菜等の展示・販売所設置等	運営管理等に関する経費	1/3 以内	200 万円
		直売所の新規開設・改修に要する経費	1/2 以内	200 万円
農業振興施設開設	農業振興施設の新規開設に要する経費	1/2 以内	20 万円	

(2) 予算書・決算書の推移

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額 (単位:千円)	4,693	18,600	10,700
決算額 (単位:千円)	4,344	16,067	9,426
交付先件数 (件)	6	17	20

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

本補助金の終期は設定されていないが、事業は継続しても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効性等を勘案して、定期的に再評価し見直す必要がある。

定期的な見直しの結果、補助金を継続する必要性が低下したなどの場合には、毎年あるいは、数年間の期間を設定して、補助金等の終期を設定する必要がある。

再評価については、行政評価の結果や決算額を踏まえ、例年、金額の妥当性について、再評価・検討を行っているとのことであるが、行政評価とは別の視点での再評価については特に行われていない。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （ 指摘事項 ）

(1) 地域農業活性化事業交付金の定期的な見直しが必要であることから、地域農業活性化事業交付金交付要綱に「見直し規定」の設置を要請する。

(2) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、交付金の再評価見直しは行政評価とは別の視点でも行う必要があると認められるため、再評価方法の基準の設定を要請する。



## 【75】園芸振興事業交付金

リストNo. 補助金等の名称	No. 75	園芸振興事業交付金		
根拠法令等(法律、 要綱等)	名 称		制定年度	
	川口市補助金等交付規則 園芸振興事業交付金交付要綱		平成13年度 (施行年度)	
補助金の額(千円)	令和2年度 予算額	千円 2,717	令和2年度 決算額	千円 145
所管	部		課	
	経済部		農政課	
補助金等の目的	産地間競争の激化による価格競争や生産及び流通機構の変化等に伴う厳しい農業経営環境に対応するため、市内特産園芸団体の生産及び販売体制の近代化並びに販路拡張を図る。			
対象事業の名称	園芸振興事業			
対象事業の概要	川口市安行の花・緑と物産展示即売会開催事業、特産園芸振興事業及び並木元町公園花植木市開催事業を実施した交付対象団体への交付金			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「園芸振興事業交付金交付要綱」の概要

① 交付金の交付の対象となる事業、経費、補助率及び限度額については、下表②のとおりとする。

②

事業の種類	補助率	限度額
川口市園芸協会が主催する川口市安行の花・緑と物産展示即売会開催事業	10/10 以内	5,000,000 円
川口緑化産業団体連合会が主催する並木元町公園花植木市開催事業	10/10 以内	1,000,000 円
展示・即売会参加事業	1/3 以内	200,000 円
展覧会等参加事業	1/2 以内	300,000 円

(2) 予算書・決算書の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	2,717	5,700	5,400
決算額(単位:千円)	145	5,476	5,308
交付先件数(件)	4	21	24

(注1) 令和2年度の当初予算額は5,700千円であったが、他事業に予算を流用したため予算現額2,717千円となった。

流用先：植物取引センター整備費

経緯：10/30 3,707千円流用、3/26 407千円戻入、3/31 317千円戻入

(注2) 予算現額2,717千円に対して決算額145千円と大幅な差額が生じたが、その主な原因は以下のとおりである。

- ① 予算額4,200千円(当初予算5,700千円の約7割)の川口市安行の花・緑と物産展示即売会開催事業が中止となり、交付額約130千円と大幅な減額となった。
- ② 予算額1,000千円の並木元町公園花植木市開催事業が中止となり、申請がなかった。
- ③ 予算額500千円・申請数15件の特産園芸振興事業の対象イベントがコロナ禍で中止が相次ぎ、交付額15千円・交付件数3件にとどまった。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

本補助金の終期は設定されていないが、事業は継続しても、社会情勢やその事業の進捗度合や、効率性、実効性等を勘案して、縮小したり、増額したりする必要があることから、定期的な再評価し見直す必要がある。

定期的な見直しの結果、補助金を継続する必要性が低下したなどの場合には、毎年あるいは、数年間の期間を設定して、補助金等の終期を設定する必要がある。

再評価については、行政評価の結果や決算額を踏まえ、例年、金額の妥当性について、再評価・検討を行っているとのことであるが、行政評価とは別の視点での再評価については特に行われていない。

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

### ( 指摘事項 )

- (1) 園芸振興事業交付金の定期的な見直しが必要であることから、園芸振興事業交付金交付要綱に「見直し規定」の設置を要請する。
- (2) 再評価見直しについては、事業ごとに、川口市独自の内部行政評価を行っており、さらには、テーマ別に、その行政評価の外部評価も行われているが、交付金の再評価見直しは行政評価とは別の視点でも行う必要があると認められるため、再評価方法の基準の設定を要請する。

## 【76】 芝川第1調節池排水機場維持負担金

リストNo. 補助金等の名称	No. 76	芝川第1調節池排水機場維持負担金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	芝川第一調節池排水機場保守点検業務年度協 定書		令和2年度	
補助金の額 (千円)	令和2年度 予 算 額	千円 16,300	令和2年度 決 算 額	千円 0
所 管	部		課	
	建 設 部		河 川 課	
補助金等の目的	埼玉県が管理している水路・施設・設備の維持管理である。			
対象事業の名称	河川水路施設管理費			
対象事業の概要	川口市及びさいたま市の雨水排水が埼玉県管理の芝川第一調節池に流入するため、その調節池の排水機場を維持管理するための負担金である。			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「芝川第一調節池排水機場保守点検業務年度協定書（令和2年度）」の概要

① 担当の県・市は、甲:埼玉県、乙:さいたま市、丙:川口市である。

② 業務は、甲が行うものとする。

③ 維持管理に関する費用及び負担は、次のとおりである。

(ア) 維持管理に要する費用は、総額46,057,700円とし、別添負担金調書により、甲が22,226,391円を、乙が7,626,021円を、丙が16,205,288円を負担する。

(イ) 乙及び丙は、乙及び丙の甲の発行する納入通知書により納入する。

(ウ) 甲は、乙及び丙に対して負担金の概算払いを請求することができる。

④ 甲は、業務が完了したときは、速やかに乙及び丙に通知するものとする。

⑤ 甲は、業務完了後速やかに精算するものとする。

以上、川口市の予算として、16,300千円が計上されているが、工事が令和3年6月までに施工され、「繰越明許」となった。

(2) 負担割合（施設管理費負担区分表（令和2年度）より）

① 負担割合は県が50%であり、残りの50%について、さいたま市が32%で川口市が68%である。

② 芝川第一調節池排水機場維持管理のための監視カメラ10台の内の8台の取替で

ある。

(3) 繰越明許費

「繰越明許費」となったのは、発注を担当している埼玉県が10月発注を考えていたが、価格調査を実施したところ予定よりカメラが高額となった。当初は10台全てを入れ替える予定であったが、入換の優先度を定める作業が追加されることにより発注時期が遅れ完了時期が3月末に間に合わなくなったため繰越を行った。

なお、当該工事は令和3年度に執行・完了した。

(4) 予算書・決算書の推移

	令和2年度	令和元年	平成30年度
予算額(単位:千円)	16,300	5,300	5,200
決算額(単位:千円)	0	4,067	3,274

(注1) 令和2年度の決算額が0円であるのは、「繰越明許費」による。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

「要綱等」がなく、「芝川第一調節池排水機場保守点検業務年度協定書(令和2年度)」に基づき、費用負担を行っている。

埼玉県、さいたま市、川口市と共同の事業であり、その都度、「芝川第一調節池排水機場保守点検業務年度協定書」により負担金を支出している。しかし、「協定書」は、両者が協議して締結した協議書であり、川口市独自の「要綱」に基づく予算・決算により、収支が執行されるものではない。

「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際の準則として定める内部的規範である。また、「交付要綱」には、定期的な「見直し規定」を設定すべきである。

従って、「芝川第一調節池排水機場維持負担金」を執行するに際して、河川課独自の「交付要綱」を作成・準備する必要がある。

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

### ( 指摘事項 )

「芝川第一調節池排水機場保守点検業務年度協定書」に基づき予算を執行するために、河川課の「交付要綱」に基づき、収支が執行されるべきである。

従って、河川課独自の「交付要綱」の作成し、特に、「交付要綱」には、「定期的な見直し」の規定を設定することを要請する。

なお、「交付要綱」は、① 補助金等の趣旨、② 基本的な考え方(公益性・適格性の確認等)、③ 補助額の適正化、④ 終了の検討等の見直し規定などを設定しなければならない。なお、「交付要綱」には、国、県の協定だけでなく、川口市独自の定期的な「見直し規定」を設定すべきである。

## 【77】 コミュニティバス運行事業費補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 77	コミュニティバス運行事業費補助金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	コミュニティバス運行事業費補助金交付要領		平成 14 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 120,782	令和 2 年度 決 算 額	千円 116,044
所 管	部		課	
	都 市 計 画 部		都 市 交 通 対 策 室	
補助金等の目的	市内の交通アクセスの改善や高齢者等の移動手段確保のため、市役所・支所・たたら荘等の公共施設や医療機関を結ぶコミュニティバスを運行する。			
対象事業の名称	コミュニティバス運行事業			
対象事業の概要	コミュニティバスの運行主体であるバス事業者への補助金			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 「令和 2 年度川口市コミュニティバス運行に関する協定書」の概要

川口市（甲）と国際興業株式会社（乙）とは、川口市コミュニティバスの運行について、協定を締結する。

##### ① 第 5 条（補助）

甲は、乙が第 1 条の運行計画に従うコミュニティバスを運行し、コミュニティバスによる運賃収入および広告収入がその運賃経費の総額に達しない場合は、運賃経費の総額から運賃収入および広告収入を排除した額を「コミュニティバス運行事業費補助金交付要領」により補助するものとする。

##### ② 別紙（川口市コミュニティバス運行業務）

運行路線 6 路線（ピストン型:3 路線 環状型:3 路線）

#### (2) 「コミュニティバス運行事業費補助金交付要領」の概要

① 補助の対象とする事業は、川口市コミュニティバス運行に関する協定書により行う事業とする。

② 対象経費は、(ア) 当該事業に要する人件費、(イ) コミュニティバスの燃料油  
脂費、車両修繕費、車両償却費、保険料等である。

③ 補助金の額は、本市の財政状況を勘案して、市長が別に定める額を限度として、

経費を合計した額から運賃収入及び広告収入を控除して得た額に相当する額とする。

(3) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年	平成30年度
予算額(単位:千円)	120,782	122,401	134,829
決算額(単位:千円)	116,044	114,492	124,595

2. 「監査実施上の視点」の問題点

決算額(116,044千円)の内訳は、次表のとおりである。

科目	令和2年度決算額 (単位:円)	割合 (%)
人件費	84,469,806	61.8
燃料油脂費	11,059,889	8.1
車両修繕費	5,020,023	3.7
車両償却費	0	
償却費	3,170,600	2.3
保険料	605,300	0.4
施設賦課税	353,000	0.2
その他経費	11,406,926	8.4
(運送費小計)	(116,085,544)	(84.9)
一般管理費	19,662,915	14.4
上記他、停留所に係る費用等	996,685	0.7
経費総計	136,745,144	100
収入合計(運送収入・広告収入)	△20,701,638	15.1
収支差額(補助申請額)	116,043,506	84.9

(1) 人件費

① 「路線別」の利用者数等の集計表はあるが、その表の利用方法が明確でない。

なお、「時間別」の年度合計利用者数、運賃収入は集計していない。

② 運転手の時給は国際興業㈱が提示した1,400円、賞与は211円とし、「人件費」が84,469,806円計上されている。当該時給金額は、直接費・間接費の区分が明確でない。

利用者がいなくてもバスを運行すれば、その時間に上記単価を乗じて、会社は、川口市に当該金額を請求できる。「時間別」の集計が無いので、路線・時間の調整による利用者に対応した運行便の調整が、十分に実施できないことになる。

(2) 燃料油脂費

コミュニティバスを運行すればするほど、ガソリン代等は多額（11,059,889円）となる恐れがあるので、経費削減の努力が必要である。

(3) 車両修繕費、車両償却費

コミュニティバスの車両は、耐用年数が経過した10台を保有している。「車両修繕費」は5,020,023円計上されており、当該経費の削減が必要である。

(4) その他経費

「その他経費」（11,406,926円）の内容は明確でないが、車両等の管理に係る間接的費用も含まれていると考えられるので、経費区分の明確化などにより、経費削減の努力が必要である。

(5) 一般管理費

「一般管理費」（19,662,915円）は、「運送費小計」（116,085,544円）を分子として会社全体の一般管理費との割合を計算したものである。従って、コミュニティバス運行に直接関係の無い経費も含まれているのではないかと考えられる。

(6) 近隣各市の状況

コミュニティバスを運行している4市（川口市、さいたま市、戸田市、蕨市）は、国際興業株と締結している。各市は同様な問題があると考えられるが、上記のような問題に対して、協議したという記録がない。国際興業からの人件費の値上げ要求に了解したとの報告書はある。

### 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

#### （ 指摘事項 ）

(1) コロナ禍の影響があるが、令和2年度の利用者は前年比較で3割以上も減少している。しかし、それに対する対策が明示されていない。

諸経費削減計画が行われなければ、過去と同様に、今後も1億円以上の補助金の計上を余儀なくされる。経費削減の方策等の検討を要請する。

(2) 福祉の名の下で、「費用対効果」を考慮しないことは問題である。効果には金銭で計上できないものがある。老人等の利用者が増加することは、効果があったことになる。

路線の整理、時間帯の調整、会社側よりの直接費の見直し等により、経費の減少となれば、運賃収入の値下げをすることは、福祉の向上となる。グラフ等による「可視化」などによる事業の効果の測定方法の策定を要請する。

#### （ 意見 ）

経費削減のために、同様な事業を運営している川口市、さいたま市、戸田市、蕨市の4市が、共同でコミュニティバスを運行することにより、最少の経費で最大の効果となるような方策が、実施されることを要望する。

## 【78】 住宅改修資金助成金

リストNo. 補助金等の名称	No. 78	住宅改修資金助成金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	川口市住宅リフォーム補助金要綱		平成 12 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 50,000	令和 2 年度 決 算 額	千円 49,911
	所 管	部	課	
	都 市 計 画 部	住 宅 政 策 課		
補助金等の目的	市民の消費を促し、市内の景気活性化を図り、また併せて、居住環境を向上することにより、既存住宅ストックの有効活用を図ることを目的とする。			
対象事業の名称	住宅改修資金助成事業			
対象事業の概要	市民が市内に所有する個人住宅（分譲マンションにおいては個人の専有部分）の改修工事に対し、その費用の一部を助成するもの。市内の施工業者が行った、費用が 20 万円（消費税を含む）以上の居住環境向上のための改修工事を対象とし、助成金額は改修工事費の 5/100、10 万円を限度とする。			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 「川口市住宅リフォーム補助金要綱」(一部)

- ① 補助対象工事は、令和 2 年 4 月 1 日以降に市内施工業者が行った補助対象住宅のリフォームであり、第 8 条（交付申請）に規定する交付申請の前に完了し、かつ、全ての工事費用の支払が済んでいるもの。
- ② 本市で実施している同様の補助制度等の対象となる工事箇所は、補助の対象から除外する。
- ③ 川口市既存建築物耐震改修補助金の交付適合通知又は川口市空家利活用補助金交付決定通知を受けた工事は補助対象工事とする。ただし、一の工事箇所に重複して補助を受けることは出来ない。
- ④ 家電製品その他の物品の購入、設置等の費用は、補助対象工事から除外する。

#### (2) 「住宅改修資金助成金」の概要（川口市住宅リフォーム補助金要綱及び令和 2 年度広報より）

- ① 補助金額は、補助対象工事費の 5%（最大 10 万円）である。



- ② 申請者の要件は、(ア) 補助対象住宅の所有者又はその者から同意を得た親族、(イ) 市税を完納していることなど。
- ③ 対象工事の要件は、川口市内に本社がある事業者が行った工事であり、税込 20 万円以上の工事であることなどである。
- ④ 提出書類は、(ア) 交付申請書兼請求書、(イ) 工事証明書、(ウ) 見積書（コピー可）、(エ) 契約書（コピー可）、(オ) 領収書（コピー可）などである。

(3) 予算額、決算額の推移

	令和 2 年度	令和元年	平成 30 年度
① 予算額（単位：千円）	50,000	35,000	25,000
② 決算額（単位：千円）	49,911	34,909	24,185
③ 交付先件数（件）	720	492	353
④ 工事実施額（単位：千円）	1,245,858	834,846	554,820
⑤ 倍率（④/②）	約 25.0	約 23.9	約 22.9

（注 1）年度により「⑤ 倍率（④/②）」が異なるのは、助成金額が助成対象工事金額の 5% であり、上限額が 10 万円のため、工事実施額に対する決算額の割合は、5% とは一致しない。

（注 2）予算額・決算額が増加の理由は、平成 30 年度 353 件、令和元年度 492 件、令和 2 年度 720 件と増加しているためである。令和 2 年度の初期の予算額は 35,000 千円であったが、申請が多く、補正予算で 15,000 千円増額し 50,000 千円とした。

なお、令和 3 年度予算額は、50,000 千円である。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

住宅改修資金助成金は、市内の景気活性化及び住宅の居住環境の向上による既存住宅ストックの有効活用促進を目的としており、制度活用促進のために、「市ホームページ」、「広報かわぐち」、「各種窓口でのパンフレット配布」などの外、過去に申請実績のあった事業者に対しても個別に制度概要の通知を実施しているが、どのような広報が効果的であったかの調査は行われていない。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （意見）

- (1) 当該事業は、市内住宅の改修工事にあたって、市内施工業者への発注を促進することで市内消費を喚起する効果がある。種々の広報活動による制度内容の周知方が既に図られており、予算の執行率も高いが、併せて、どのような広報が効果的であったかといった事後的な調査についても今後実施を検討されることを要望する。
- (2) より多くの市民による利用を図り、限られた予算の中でより一層費用対効果を高めるべく、制度の改正を適宜検討していくことを要望する。

## 【79】 空家除却補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 79	空家除却補助金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	川口市空家除却補助金交付要綱		平成 30 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 2,880	令和 2 年度 決 算 額	千円 2,880
所 管	部		課	
	都 市 計 画 部		住 宅 政 策 課	
補助金等の目的	接道条件の無い老朽化した空家の解体・除却に要する費用の一部を補助することで、流通に乗りにくいことから適切な管理が行われていない空き家の解体・除却の推進を図る。			
対象事業の名称	空家等対策事業			
対象事業の概要	適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の市民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを鑑み、市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進することを目的とする。			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 「川口市空家除却補助金交付要綱」の概要

##### ① 補助対象空家

- (ア) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の空家であること。
- (イ) 川口市の区域内に存すること。
- (ウ) 所有者等が法人でないこと。
- (エ) 事前診断において、市長から「住宅地区改良法」に規定する不良住宅である旨の判定を当該年度に受けていること。
- (オ) 補助対象空家の存する敷地が、「建築基準法」の規定に適合しない敷地であること。
- (カ) 補助対象工事について、国または地方公共団体等から他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (キ) 公共事業による移転、建替え等の補償対象となっていないこと。

##### ② 補助金の額

補助対象費用の5分の4に相当する額、又は補助対象空家の床面積1平方メートルにつき20,000円を乗じた額のいずれか低い額（上限は1,000千円）である。

## (2) 住宅・土地統計調査による川口市の現状

住宅・土地統計調査によれば、川口市内の戸建て住戸数は約 11 万件であり、そのうち無接道のものが約 5%である。

それに対して、空家は、これまでの通報戸数約 900 件のうち無接道のものは約 110 件と約 12%であり、無接道の建物が空き家となる率が高いことがわかる。

## (3) 予算額、決算額の推移等

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
当初予算	5,000,000 円	10,000,000 円	10,000,000 円
補正予算	△2,120,000 円	△6,710,000 円	0 円
補正後予算額	2,880,000 円	3,290,000 円	10,000,000 円
決算額	2,880,000 円	3,290,000 円	1,000,000 円
国庫補助金	1,440,000 円	1,645,000 円	500,000 円
件数とその内訳	3 件 他に 2 件事前診断を行なったが、不良住宅に該当せず。	4 件 他に 1 件事前診断を行なったが、申請なし。	1 件 他に 4 件事前診断を行なったが、申請なし。

(注 1) 補正による予算の減額が行われた理由は、空き家所有者の自己負担の敬遠や住宅用地特例の継続意向などの理由により、当初見込みより申請が少なかったためである。

(注 2) 申請の手の締め切りを 11 月末としていることから、支出が見込まれない額を翌年 3 月に補正による予算の減額を行っている。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

空家除却補助金事業は、「無接道」かつ住宅地区改良法の不良住宅であることが主な条件であり、該当する「空家」自体に限られていること、また、除却費用の 5 分の 1 を空き家所有者が負担することや、住宅の敷地として利用される土地への「住宅用地に対する課税標準の特例」(注)の存在などが、申込の少ない一因となっている。

(注)「住宅用地に対する課税標準の特例」とは、小規模住宅用地(200 m<sup>2</sup>以下の住宅地)の課税標準額は価格の 6 分の 1 の額とし、その他の住宅用地の課税標準額は 3 分の 1 の額とする制度である。

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

### (意見)

市場の流通に乗りにくいことから放置されている「空き家」の除却を推進する当該事業は、居住環境の安全・安心にも繋がるものである。

当該事業を推進するためには、①補助金額(割合)の増額、②補助対象の条件の変更など、制度の目的の達成に資するよう適宜見直しが行われることを要望する。

## 【80】 民間建築物アスベスト対策補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 80	民間建築物アスベスト対策補助金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	川口市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱		平成 22 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 6,000	令和 2 年度 決 算 額	千円 1,858
所 管	部		課	
	都 市 計 画 部		建 築 安 全 課	
補助金等の目的	民間建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの除去等を促進することにより、アスベストの飛散による健康被害を防止し、安全で安心して暮らすことのできる良好な住環境の形成を促進することを目的とする。			
対象事業の名称	民間建築物アスベスト対策補助事業			
対象事業の概要	市内に存する民間建築物の所有者で、分析調査の結果、アスベストが含有されることが確認された建築材料のうち、吹付けアスベスト等について除却等の工事を行った者に対し、除却等の工事に要した費用の 2/3 を補助する。 上限 300 万円。			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「川口市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱」の概要

- ① 補助金の交付要件は、(ア) 補助対象建築物の所有者、「建物の区分所有等に関する法律」に規定する区分所有者の団体及び市長がこの補助金の交付を受けることについて適当であると認める者で、補助対象事業を実施する者、(イ) 市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者、(ウ) 国、地方公共団体から要綱と同様の補助金の交付を受けていないことである。
- ② 補助金の交付は、補助対象建築物 1 棟 (1 の敷地内に複数の建築物がある場合については、それぞれの建築物) につき、1 回限りとする。
- ③ 補助対象経費及び補助金の額は、次表のとおりである。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
除却等事業	除却等事業を請負った者に対して支払った除却等事業に係る経費（建築物の除却を行う場合にあっては、アスベスト等の除却に相当する経費）	予算の範囲内でかつ補助対象建築物1棟（1の敷地内に複数の建築物がある場合については、それぞれの建築物）につき、補助対象経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てた額）。ただし、3,000,000円を上限とする。

## (2) 終了年度

終了年度は令和2年度まで、国の事業終了予定が令和2年度までであり、令和3年度の予算化をしていない。なお、国のアスベスト対策が令和7年度まで延長されるので、令和4年度は予算化の予定である。

## (3) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年	平成30年度
予算額(単位:千円)	6,000	6,000	6,000
決算額(単位:千円)	1,858	0	3,000
交付先件数(件)	1	0	1

(注) 令和元年度の決算額が0円にもかかわらず、令和2年度も前年同額の6,000千円を予算計上したのは、補助を希望する旨の相談は、数件あったが民間建築物のため、予算通りに計画が進まなかった。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

「2020.4 広報かわぐち」の「くらしの情報」において、「アスベスト等の除去などの費用を補助します」の広報が行われている。

しかし、アスベスト対策事業への請求が少ない理由としては、相談があっても、対象建築物が民間所有であるため、金額等の関係で補助金事業が進んでいない。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （意見）

国のアスベスト対策が令和7年度まで延長され、令和4年度は予算化の予定があるので、市民の健康・安全のために、広報活動等を推し進め、当該補助金事業の効果が推進されることを要望する。

## 【81】 既存建築物耐震改修促進補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 81	既存建築物耐震改修促進補助金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	川口市既存建築物耐震診断・改修補助金交付要綱 川口市既存建築物耐震改修等補助金交付要綱		平成 12 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千 円 14,300	令和 2 年度 決 算 額	千 円 725
所 管	部		課	
	都 市 計 画 部		建 築 安 全 課	
補助金等の目的	既存建築物の耐震改修等を促進することにより、大規模地震の発生時における建築物の倒壊等による災害を防止し、安全で安心して暮らすことのできる良好な住環境の形成を促進することを目的とする。			
対象事業の名称	既存建築物耐震改修促進補助事業			
対象事業の概要	昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事に着手し、建築された戸建て住宅及び共同住宅等について、耐震診断及び耐震改修を実施した者に補助するもの。 ・耐震診断:耐震診断に要した経費の 2/3 (限度額あり) ・耐震改修:耐震改修に要した経費の 2/3 (限度額あり)			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「川口市既存建築物耐震改修補助金交付要綱」の概要

① 対象建築物は、(ア) 戸建て住宅 ( 延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供するものに限る。)、(イ) 共同住宅及び長屋 ( 延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供するものに限る。) である。

② 対象者は、次に掲げる者とする。

(ア) 補助の対象となる住宅を所有している者 ( 当該所有者の二親等以内の親族を含む。)

(イ) 「建物の区分所有等に関する法律」第 1 条に該当する建物(「分譲マンション」)の場合は、区分所有者の代表の者。

(ウ) 市長が補助金の交付を受けることが適正であると認める者。

③ 補助金の交付額は、次に定める額とする。

(ア) 戸建て住宅の場合は、耐震改修に要した費用の 23% に相当する額とし、40 万

円を限度とする。

(イ) 共同住宅等の場合は、耐震改修に要した費用（延べ面積に床面積平方メートルにつき 33,500 円（耐火建築物又は準耐火建築物）であり、延べ面積が 1,000 平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が 3 階以上の者にあつては 49,300 円）を乗じた額を限度とする。）の 23%に相当する額若しくは 1 戸当たり 30 万円に戸数を乗じて得た額のうち、いずれか低い額とし、300 万円を限度とする。

## (2) 未耐震建築物数

川口市内の未耐震建築物数（令和 2 年度末現在）

種別	概要	未耐震数
緊急輸送路閉塞建築物	重点 23 路線（最重要路線）	10
〃	その他の路線	62
多数の者が利用する建築物	3 階以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	139

## (3) 予算額、決算額の推移

	令和 2 年度	令和元年	平成 30 年度
予算額（単位：千円）	14,300	24,902	38,042
決算額（単位：千円）	725	4,809	5,282
交付先件数（件）	6	13	14

（注）交付先件数は減少の傾向にあるが、危険建物に対する、フォローアップは実施されている。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

交付件数が年々減少している要因は、対象建築物が民間建物であり、その耐震改修の補助金額が少額となっていることである。

建築安全課主催の「安全で快適な家づくりの無料建築相談会」が開催され、①住宅の「耐震診断・補強工事」の勧め、②今後 30 年以内に 70%の確立で大きな地震災害が予想される、③昭和 56 年度以前に建てられた建築物は、特に危険な建物があるなどの説明が行われている。その無料相談会において、補強工事までの補助金制度が説明されている。しかし、上記「(2) 未耐震建築物数」に記載のとおり、危険軒数が存在する。特に、令和 2 年度の交付先件数は 6 件で決算額は 725 千円に過ぎない。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （意見）

耐震改修工事は建物所有者だけの問題に留まらず、住民の安全・安心に関する問題でもある。

今後、「既存建築物耐震改修促進補助金」を継続するのであれば、年々交付件数の減少に対処するための方策（補助金額の増額等）を検討されることを要望する。

## 【82】 既存ブロック塀等安全対策補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 82	既存ブロック塀等安全対策補助金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	川口市既存ブロック塀等安全対策補助金交付要綱		平成 30 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 20,000	令和 2 年度 決 算 額	千円 4,647
所 管	部		課	
	都 市 計 画 部		建 築 安 全 課	
補助金等の目的	通学途中の児童生徒を倒壊するおそれのある既存ブロック塀等から守るため、通学路に面する既存ブロック塀等の所有者等に維持保全を促進することを目的とする。			
対象事業の名称	既存ブロック塀等安全対策補助事業			
対象事業の概要	市内各学校の通学路に面する既存ブロック塀等の除去及び軽量フェンス等の設置に係る費用の一部を補助するもの。工事費用の 2/3 を補助する。 上限 50 万円。			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「川口市既存ブロック塀等安全対策補助金交付要綱」の概要

- ① 対象範囲は、川口市内に存するブロック塀等である。
- ② 補助対象ブロック塀等は、(ア) 通学路に面したものであること、(イ) 高さ 60cm を超え・亀裂・傾き等により倒壊の恐れがあること、(ウ) 国・地方公共団体の所有でないことである。
- ③ 補助対象工事は、市内業者が施工したものに限る。  
市内業者とは、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人の事業者で、見積書や領収書当の発行書類を市内の住所地で発行できるものをいう。
- ④ 補助金交付要件は、以下の全てを満たすことである。
  - (ア) 補助対象ブロック塀等の所有者。所有者が複数あるときは、補助金の交付申請を行わないことについて、所有者全員の同意を得ていること。
  - (イ) 川口市の市税を滞納していない者。
  - (ウ) 販売や収益を目的としていないこと。
  - (エ) 建築に伴わないことなどである。



⑤ 補助額は、「撤去工事」と「改修工事」で、次表のようになっている。

撤去工事	改修工事
道路の側から見たブロック塀等の面積 1 平方メートルに対する上限は、 ・ 全部撤去工事 12,000 円 ・ 部分撤去工事 10,000 円 とし、以下のいずれか少ない額とする。 補助対象経費の 2/3 又は 30 万円	設置長さ 1m に対する上限額は、 ・ 基礎を新設する改修工事 13,000 円 ・ その他の改修工事 5,000 円 とし、以下のいずれか少ない額とする。 補助対象経費の 2/3 又は 20 万円

(2) 危険なコンクリートブロック塀と判断した件数

通学路に面した危険なコンクリートブロック塀と判断した件数は当初 364 件であり、平成 31 年 1 月、当該ブロック塀の所有者宅へ「ブロック塀の撤去・修繕に関する通知文」を投函した。

(3) 予算額、決算額の推移

	令和 2 年度	令和元年	平成 30 年度
予算額(単位:千円)	20,000	6,108	2,000
決算額(単位:千円)	4,647	6,108	1,599
交付先件数(件)	19	21	9

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

対象が民間建築物のため、予算どおりに計画が進まない。児童生徒達の安全・安心を確保するためにも、積極的な推進活動を進める必要がある。

毎週 2 名で 2~3 回市内のパトロールを行っており、現場調査の確認事項は、①塀の傾き、ひび割れ、②塀の高さは 2.2m 以下か、③塀の厚さは 15cm 以上か、④控え壁は塀の長さ 3~4m 以下ごとにあるかなどである。

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

### ( 指摘事項 )

児童生徒達の安全・安心のために、毎週 2 名で 2~3 回市内のパトロールを行っていることは評価できるが、そのパトロール・マニュアルがない。今後、継続的に実施するために、計画書等によるパトロール・マニュアルを作成し、当該事業の効果等の可視化を要請する。

### ( 意見 )

児童生徒達の安全・安心に係わるものであるため、今後とも、整備状況を確認し、未整備箇所については所有者へ整備するように指導・指摘することを要望する。

### 【83】 緑のまちづくり地域緑化事業補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 83	緑のまちづくり地域緑化事業補助金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	①川口市緑のまちづくり推進条例 ②川口市緑のまちづくり地域緑化事業補助金交付要綱		①平成12年度 ②平成13年度	
補助金の額 (千円)	令和2年度 予 算 額	千 円 3,200	令和2年度 決 算 額	千 円 2,363
所 管	部		課	
	都 市 計 画 部		み ど り 課	
補助金等の目的	市民、企業、行政が一体となって緑の創出に取り組み緑豊かな潤いのある美しいまちづくりを進める。			
対象事業の名称	緑化推進事業			
対象事業の概要	市内各所の公園や道路等での草花の植え付けや水やりなどの管理を行うボランティア団体に対し、補助金を交付し、花苗や肥料等の購入費用を補助する。 補助金の上限:50万円			

#### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「川口市緑のまちづくり地域緑化事業補助金交付要綱」の概要

① 補助金の交付の対象となる者は、市民によって構成された緑化活動を行う団体で、その団体の構成員が概ね10人以上のものとする。

② 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる場所において、草花等の植え付け及び管理を行う事業（「川口市商店街美化促進事業補助金」の対象事業となるものを除く。）である。

(ア) 民有地で公道に面し、不特定多数の人が観賞でき、かつ、所有者等の承諾が得られる場所である。

(イ) 市有地で公道に面し、不特定多数の人が観賞でき、かつ、管理者の承認が得られる場所である。

(ウ) 市道及び河川敷で、不特定多数の人が観賞でき、かつ、管理者の承認が得られる場所である。

③ 補助の対象経費は、草花等の種苗、用土・肥料等、器材などの購入費用である。

④ 補助金の額は、500,000円を限度として予算の範囲内で市長が定める額とする。

⑤ 実施報告に、次の書類を提出しなければならない。

(ア) 収支決算書、(イ) 費用の支払領収書の写し、(ウ) 緑化活動の状況の写真などである。

(2) 予算の執行が進まない理由など

予算の執行が進まないのは、対象相手が民間のため進まないのが現状である。しかし、予算不足とならないように、新ボランティア団体から補助金要請があった場合、次年度からの対応としており、補正予算の計上はない。

(3) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:千円)	3,200	3,500	3,500
決算額(単位:千円)	2,363	2,363	2,573
交付件数(件)	10	10	11

(4) 令和2年度緑のまちづくり地域緑化事業補助団体

No	団体名	確定額(円)	活動人数	場所
1	スカイフロントタワー川口自治会	160,000	10人	道路、街路
2	東領家5丁目町会	213,688	17人	道路
3	地縁団体認可法人飯三町会	73,300	11人	街路事業用地
4	新井宿駅と地域まちづくり協議会	310,200	17人	道路
5	川口1丁目町会	500,000	15人	道路、街路
6	ライオンズプラザ川口管理組合	191,828	25人	マンション前
7	花と緑の会	297,693	10人	街路事業用地
8	夢いっぱいにじ色通り	179,300	10人	道路
9	川口新郷工業団地江戸袋地区	106,920	11人	工業団地管理地
10	飯塚2丁目町会	330,000	11人	道路
	合計	2,362,929		

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

川口市の安行は植木の産地として、わが国では有名な地域である。しかし、緑による美化等が余り進まないのは、当該事業の広報などに検討の余地があるのではないかと思われる。

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

(意見)

「緑のまちづくり地域緑化事業」の積極的な広報活動等が推進されること、当該補助事業等が効果的・効率的に活用されていることを示す指標等(完了面積、割合等)を作成し、当該事業の可視化を要望する。

## 【84】 生け垣設置及び屋上緑化等奨励補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 84	生け垣設置及び屋上緑化等奨励補助金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	①川口市緑のまちづくり推進条例		①平成12年度	
	②川口市生け垣設置等奨励補助金交付要綱		②昭和57年度	
	③川口市屋上緑化等奨励補助金交付要綱		③平成17年度	
補助金の額 (千円)	令和2年度 予 算 額	千円 2,552	令和2年度 決 算 額	千円 0
所 管	部		課	
	都 市 計 画 部		み どり 課	
補助金等の目的	市民、企業、行政が一体となって緑の創出に取り組み緑豊かな潤いのある美しいまちづくりを進める。			
対象事業の名称	緑化推進事業			
対象事業の概要	<p>市内に新たに設置する生け垣や植込地、屋上・壁面の緑化をする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。補助の条件等は、</p> <p>① 生け垣設置:1万円/m、20mまで</p> <p>② 植込地設置:1万円/m<sup>2</sup>、10m<sup>2</sup>まで</p> <p>③ フェンス緑化:0.1万円/m、20mまで</p> <p>④ 屋上緑化:所用経費の1/2又は1m<sup>2</sup>当たり2万円に施行面積を乗じた額のいずれか低い方(40万円限度)</p> <p>⑤ 壁面緑化:0.1万円/m、20mまで</p>			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「川口市生け垣設置等奨励補助金交付要綱」の概要

① 「補助の対象となる事業」の要件は、第4条に規定する。

② 第5条(補助の対象となる経費)について、次のように上限を規定する。

(ア) 「生け垣の延長」は、20メートルまでとする。

(イ) 「植込地の面積」は、10平方メートルまでとする。

(ウ) 「フェンス緑化の延長」は、20メートルまでとする。

③ 第6条(補助金の額)は次の表のとおりである。次の各号に掲げる場合にあつては、表中の額に、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を加えるものとする。

(ア) 生け垣、植込地又は既存塀の撤去の工事において市内業者(本市内に本社又

は本店を置く事業者をいう。) を利用する場合 100 分の 10

(イ) 生け垣を 10 メートル以上設置する場合 100 分の 10

区 分	1 メートル又は 1 平方メートルあたりの補助額
生 け 垣	1 メートルあたり 10,000 円
植 込 地	1 平方メートルあたり 10,000 円
フェンス緑化	1 メートルあたり 1,000 円
既存塀の撤去	1 メートルあたり 8,000 円

(ア) 延長又は面積の算定の結果、0.1 メートル未満又は 0.1 平方メートル未満の端数は切捨てとする。

(イ) 補助金の額は、100 円未満の金額は切捨てとする。

④ 第 18 条 (補助金の返還)、不正な手段による補助金の取得又は完了した後 5 年以内に当該緑化等を処分した時は補助金を返還させることができる。

以上のように、5 年間のフォローアップを行っている。

(2) 予算額、決算額の推移

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額 (単位: 千円)	2,552	2,552	1,860
決算額 (単位: 千円)	0	773	603
交付先件数 (件)	0	6	5
相談件数 (件)	6	把握していない。	20

(注 1) 令和 2 年度の相談件数 6 件に対して申請件数は 0 で、平成 30 年度は 20 件の相談件数があるが、実際の申請件数は 5 件である。

(注 2) 交付先件数が少ない理由は、個人負担額が多額であることが、一つの要因である。また、予算不足となる原因は、申請を予測することが困難であり、補助単価の高い屋上緑化の申請が多くあると、予算不足となる。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

平成 29 年度に補助金制度の改正が行われたが、その改正により平成 30 年度の相談件数は 20 件となっているが、令和 2 年度の交付件数先は 0 件で、「生け垣設置及び屋上緑化等奨励補助金」の事業が進んでいない。

## 3. 監査の結果 (指摘事項、意見)

### ( 意見 )

緑化推進事業活動を推進し、「植木のまち」をアピールするため、「生け垣設置及び屋上緑化等奨励補助金」が効果的・効率的に活用されているかの指標 (件数、完了面積、割合等) を作成し、必要性や効果を広報等により周知するといった当該事業の可視化を要望する。

## 【85】 自然再生活動団体助成金

リストNo. 補助金等の名称	No. 85	自然再生活動団体助成金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	①川口市緑のまちづくり推進条例 ②川口市自然再生活動団体助成金交付要綱		①平成12年度 ②平成19年度	
補助金の額 (千円)	令和2年度 予 算 額	千円 4,000	令和2年度 決 算 額	千円 2,816
所 管	部		課	
	都 市 計 画 部		み どり 課	
補助金等の目的	市内に残る身近な自然環境や優れた景観を構成する緑地等の保全を図り、市民に潤いと安らぎのある生活空間を提供する。また、良好な自然環境を残していくことにより、自然と共生する社会を構築し、地球環境の保全を図る。			
対象事業の名称	緑地保全事業			
対象事業の概要	ボランティアに対して、さまざまな支援を展開・充実させていくために、基金を活用し、市内の緑地の再生活動を支援する。助成の上限額:50万円			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「川口市自然再生活動団体助成金交付要綱」の概要

- ① 団体登録の要件は、概ね10人以上の市民で構成され、面積500㎡以上の土地において、無償で自然再生活動を行う団体であること。
- ② 助成対象経費は、自然再生活動に直接かかる経費の外、市長が必要と認める経費とし、対象団体の運営に係る経費等を除くものとする。
- ③ 助成額は、1団体当たり次表に定める額を限度とし、毎年度予算の範囲内において市長が定める。

助成額（上限額）	内 容
① 30万円	○自然再生活動に資する直接的な経費として、30万円を限度に支給する。
② 上乗せ分 20万円	○その他、環境学習・環境教育や生物調査の実施等の自然環境の再生に資する間接的な活動を行う場合には、①に20万円を上限に加算することができる。 (例示) ・団体主催の環境学習の実施や、小学校等での環境教育の講師など。

	・昆虫採集等の体験学習を行うなど
--	------------------

(2) 自然再生活動団体について（令和2年度）

	団体名	活動場所とのべ人数	活動の内容
1	神根長寿会ともの会	東内野前町東保全緑地内 273 人	ボランティア活動として、竹林や花壇の手入れなどの管理作業を行う。活動面積:6,158 m <sup>2</sup> 、補助金額:300,000 円
2	ふるさと上谷沼地域創造塾	上谷沼調節池とその周辺 837 人	周辺の雑木林を守り自然と共存する身近な地域社会の構築を目指す。活動面積:136,190 m <sup>2</sup> 、補助金額:500,000 円
3	綾瀬川を愛する会	綾瀬川および綾瀬の森 297 人	綾瀬川の定期的清掃や学校行事への参加を実施。活動面積:56,000 m <sup>2</sup> 、補助金額 460,000 円
4	かわぐちッ子荒川クラブ	河原町地先 153 人	荒川河川敷の管理作業や生き物調査、環境教育イベントを実施。活動面積:9,596 m <sup>2</sup> 、補助金額:333,500 円
5	竹和の会	戸塚緑地第2地内 158 人	除草や清掃活動、竹林の剪定等を実施 活動面積:1,374 m <sup>2</sup> 、補助金:279,600 円
6	グラウンドワーク川口	見沼自然の家周辺 55 人	自然教室・生き物調査・清掃活動等を実施。 活動面積:3,716 m <sup>2</sup> 、補助金額 142,648 円
7	安行みどりのまちづくり協議会	安行赤堀用水沿い斜面林保全緑地内、興禅院保全緑地内 688 人	安行の自然などの維持管理作業・斜面林の植物等の自然観察会・環境学習等を実施。 活動面積:12,819 m <sup>2</sup> 、補助金額:500,000 円
8	柳崎氷川神社みどりの森を守る会	柳崎氷川神社保全緑地内 176 人	除草や清掃活動、樹木の剪定等を実施 活動面積:5,095 m <sup>2</sup> 、補助金額:300,000 円

(注) 上記団体の補助金額合計額は、2,815,748 円である。

(3) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	4,000	3,996	1,800
決算額（単位：千円）	2,816	2,376	1,183
交付先件数（件）	8	7	5

2. 「監査実施上の視点」の問題点

川口市に残された貴重な自然環境の維持・保全をさらに進めていくため、当該助成制度がより広い対象者に活用できるよう制度の見直し検討が必要である。

3. 監査の結果（指摘事項、意見）

（意見）

「自然再生活動団体助成金事業」の積極的な広報活動等の推進、当該補助事業等が効果的・効率的に活用されているかの指標（完了面積、割合等）を作成し、当該事業の可視化を要望する。

## 【86】 西川口駅西口再生支援事業補助金

リストNo. 補助金等の名称	No. 86	西川口駅西口再生支援事業補助金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	西川口駅西口再生支援事業補助金交付要綱		平成 22 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 15,000	令和 2 年度 決 算 額	千円 0
所 管	部		課	
	都 市 整 備 部		都 市 整 備 管 理 課	
補助金等の目的	(一財) 民間都市開発推進機構 (MINTO 機構) による支援のもと、西川口駅周辺都市整備基金を活用して同駅西口周辺を安全・安心で明るいまちに再生するため、新たにまちづくりを行う個人・市民団体または法人等に対し補助を行うもの。			
対象事業の名称	西川口駅西口再生支援事業			
対象事業の概要	創造都市を目指した協働のまちづくりの促進に資するため、まちづくり活動を行う個人、住民団体または法人等の申請に対し、第三者委員会による審査を行った上で、MINTO 機構からの拠出金と市民・企業等からの寄付金・川口市西川口駅周辺都市整備基金の一部を財源として補助を行うもの。			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 「西川口駅西口再生支援事業補助金交付要綱」の概要

① 補助対象者は、次に掲げる要件を満たすまちづくり活動を行う個人、市民団体又は法人等である。

(ア) 個人であっては川口市内に在住の者、市民団体または法人等であっては市内に事務所または事業所を有するものであること。

(イ) 政治活動又は宗教活動を目的としないものであること。

(ウ) 登記を要する施設等を整備する場合は、登記が可能なものであること。

(エ) 暴力団に関係しないものであること。

(オ) 納期の到来した市税を完納していること。

② 補助対象事業は、西川口駅西口周辺地区の再生に寄与することを目的とした施設等の新設、改修、整備等の事業（建物外観の改修、植栽等の緑化活動、地域特産品の製造・販売施設の整備、防犯カメラ・街路灯の設置など）に該当するもの。



- ③ 補助金の額は、100万円以上とし、市長が認定する補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額（500万円を上限）とする。
- ④ 事業の認定は、評価会義の評価を経て事業認定の是非を決定するものとする。
- ⑤ 財産処分制限の緩和期間は、補助事業完了後5年とする。
- ⑥ 帳簿及び証拠書類は、補助事業完了後5年間保管しなければならない。

(2) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	15,000	15,000	15,000
決算額（単位：千円）	0	0	4,700
交付先件数（件）	0	0	1

(注1) 令和元年度、令和2年度が0の理由は、募集を行ったが、申請がなかった。

(注2) 令和3年度の予算額は15,000千円であるが、令和3年9月末現在、申請がない。

(3) 平成30年度に「クラフトビール」への支給

平成30年度にクラフトビールに4,700千円支給（5年間フォロー）している。その後申請が無く、令和元年度、2年度決算額は0円である。

(4) (一財) 民間都市開発推進機構（MINTO機構）の概要

西川口駅周辺都市整備基金 (単位：千円)

会計年度	MINTO機構分	川口市分	合計	積立先
平成30年度	4,601	48,229	52,830	川口市分は青木信用金庫の本店営業部、MINTO機構分は埼玉りそな銀行川口支店、両行の定期預金
令和元年度	4,602	48,345	52,947	
令和2年度	5,543	47,563	53,106	

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

MINTO機構分の拠出額（5,543千円）は、令和4年度に返還の予定である。令和3年度においても申請はなく、「西川口駅西口再生支援事業」は、令和3年度をもって終了の予定である。当該事業は、西川口駅西口の開発を目的としたものであり、MINTO機構への拠出金の返還により終了するが、「西川口駅周辺都市整備基金」は西川口駅の東西を含めた周辺であり、「基金」は47,563千円残額がある。

今後の事業については、令和4年度の予算で計画する予定となっている。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （意見）

「西川口駅西口再生支援事業」は、令和3年度で終了する予定であり、特に指摘する事項はないが、今後、補助事業等を実施する場合、補助事業が経済的・効果的・効率的に活用されているか、適切な指標等が設定されることを要望する。

## 【87】 はたちの集い実行委員会交付金

リストNo. 補助金等の名称	No. 87	はたちの集い実行委員会交付金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	①川口市補助金等交付規則		①昭和 50 年度	
	②川口市はたちの集い実行委員会会則		②平成 6 年度	
	③はたちの集い実行委員会交付金交付要綱		③平成 12 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千 円 11,680	令和 2 年度 決 算 額	千 円 9,680
所 管	部		課	
	教 育 総 務 部		生 涯 学 習 課	
補助金等の目的	20 歳になったことを祝い励ますとともに大人としての自覚と自主性を促すことを目的とする。 20 歳になったことを祝う成人式(はたちの集い)として定着している。			
対象事業の名称	はたちの集い実行委員会交付事業			
対象事業の概要	大人としての自覚と責任や、自主自立の心を高めるとともに、友人との再会で成人となったことをお互い祝い励ます。			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「はたちの集い実行委員会交付金交付要綱」の概要追加

① 交付の対象となる事業は、はたちの集い実行委員会事業のうち、報償費(出演団体等)、需要費(消耗品等)、役務費(郵便料等)、委託料、使用料および賃借料(会場借上等)、備品購入費等事業に係る経費について対象とする。

② 交付金額は、19,000,000 円を限度とする。

(2) 「川口市はたちの集い実行委員会会則」の概要

① 実行委員会は、次の者の中から構成し、会長が委嘱する。

(ア) 市内在住で、市内の教育施設からの推薦者。

(イ) 市内在住で、一般公募者。

(ウ) 市内在住で、川口市はたちの集い実行委員会の経験者。

② 任期は、当該事業年度をもって終了する。

③ 事務局は、川口市教育委員会教育総務部生涯学習課に置く。

④ 経費は、市交付金及びその他の収入をもって充てる。

(2) 予算額、決算額等の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：円）	11,680,000	11,680,000	11,480,000
決算額（単位：円）	9,680,382	11,130,324	11,478,455
返還額（単位：円）	1,999,618	549,676	1,545

（注） 予算が決定した時点で、資金が支給され、確定決算時に、予算との差額が返還される。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

予算額が会計課から資金として生涯学習課に前払され、「はたちの集い実行委員会」の請求等により、生涯学習課から業者等に支払われている。決算時に「実績報告書」により予算と決算の差額が、生涯学習課から会計課に返還されている。

予算決定時に生涯学習課に予算額全額が支給されることは、問題と考えられるが、「川口市補助金等交付規則川口市例規集」の第14条（補助金等交付時期）の「ただし書」において、「・・・ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。」と規定し、「会則」では、「事務局は川口市教育委員会教育総務部生涯学習課に置く」と規定している。

令和2年度には、令和2年6月に会計課から11,680,000円が、はたちの集い実行委員会名義の埼玉りそな銀行口座に入金されている。当該銀行口座の実質管理者は生涯学習課であり、事業終了後に、はたちの集い実行委員会が「実績報告書」を作成し、残額を生涯学習課から会計課に返還されている。

令和2年度の返還額が1,999,618円と多額となったのは、コロナ禍による影響で、多くの催し等が中止となった為である。

以上のように、実務上の資金管理は生涯学習課で行なわれており、はたちの集い実行委員会の責任下での資金管理が行われていないのは問題である。

## 3. 監査の結果（指摘、意見）

### （指摘事項）

川口市の職員が資金管理の事務を行うことは、若者の管理能力の向上等のためにも、良好な行政支援とはいえず、積極的に委員会に管理等を委任することが、事業の推進のためには必要である。

資金の収支等の管理を生涯学習課でなく、「はたちの集い実行委員会」において、資金等の管理を行うような組織制度に改善すべきである。

生涯学習課の支援は「補助金等交付請求書」のチェック程度とし、生涯学習課からでなく、会計課から資金を直接支給する方式とし、「会則」、「要綱」等の改訂を行い、「はたちの集い実行委員会」に自立性・独立性を持たせることを要請する。

## 【88】 大規模補修事業負担金

リストNo. 補助金等の名称	No. 88	大規模補修事業負担金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	「要綱等」はなく、「独立行政法人都市再生機構 (UR 都市機構)」との「協定書」		令和2年度	
補助金の額 (千円)	令和2年度 予 算 額	千円 19,500	令和2年度 決 算 額	千円 19,441
所 管	部		課	
	教 育 総 務 部		生 涯 学 習 課	
補助金等の目的	北園市街地施設付住宅大規模補修事業負担金（芝北公民館分）			
対象事業の名称	公民館施設維持補修費			
対象事業の概要	独立行政法人都市再生機構が事業主体となった、北園市街地施設付住宅の外壁修繕等工事のうち、芝北公民館に係る工事費を負担するもの。			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 「交付要綱等」について

「交付要綱等」は無く、「独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）」と協定書の締結に基づき、費用負担を行っている。

費用負担については、併施設において定期的実施される改修工事に関しては、工事は UR 都市機構で実施し、費用負担割合により算出された負担金を支払っている。

工事が適正に行われていたかについては、UR 都市機構を通じて確認している。

#### (2) UR 都市機構

UR 都市機構は、国土交通省が所管する法人として設立され、「独立行政法人都市再生機構法」に基づき、業務を実施している。

UR 都市機構の目的は、機能的な都市活動および豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市および地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善および賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化および居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市整備公団から承継

した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することである。

以上のように UR 都市機構は、我が国の機能的な都市活動等の発展・推進を目的とする機構であり、川口市だけを対象としたものではない。

### (3) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年	平成30年度
予算額（単位：千円）	19,500	0	0
決算額（単位：千円）	19,441	0	0

(注) 令和2年度の支出額は、北園市街地施設付住宅大規模補修事業負担金（芝北公民館分）であり、当該事業はUR都市機構の計画に基づき18年に一度実施される補修工事である。従って、令和3年度の予算額の計上は、0円である。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

生涯学習課の「交付要綱」ではなく、「独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）」と締結する「協定書」により、費用負担を行っている。

当該事業は、18年に一度の補修工事であり、費用負担はUR都市機構との「協定書」によるとの回答であるが、このような補修事業は今後も発生する。

UR都市機構の目的は、我が国の機能的な都市活動等の発展・推進を目的とする機構であり、川口市だけを対象としたものではない。

また、「協定書」は、両者が協議して締結した協議書であり、当該協議書により直接的に資金の収支が執行されるものではない。

「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際の準則として定める内部的規範である。また、「交付要綱」には、定期的な「見直し規定」を設定すべきである。

従って、「大規模補修事業負担金」として「公民館施設維持補修費」を執行するに際して、生涯学習課独自の「交付要綱」を設置していないことは、問題である。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （指摘事項）

「大規模補修事業負担金」として「公民館施設維持補修費」を執行するに際して、検討の余地を持たずUR都市機構との「協定書」に従うのではなく、生涯学習課の「交付要綱」に基づき、当該事業の収支が執行されるべきであり、生涯学習課独自の「交付要綱」を作成されることを要請する。

「交付要綱」は、① 補助金等の趣旨、② 基本的な考え方（公益性・適格性の確認等）、③ 補助額の適正性、④ 終了の検討等の「見直し規定」などを設定しなければならない。特に、「大規模補修事業負担金」の定期的見直しが必要である。

## 【89】 管理費負担金

リストNo. 補助金等の名称	No. 89	管理費負担金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	カメラリア管理規約		平成 16 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千 円 9,962	令和 2 年度 決 算 額	千 円 9,632
所 管	部		課	
	教 育 総 務 部		生 涯 学 習 課	
補助金等の目的	川口本町 4 丁目地区第一種市街地開発事業により整備された、川口市が区分所有し中央ふれあい館が入居している施設建築物、施設建築敷地及び附属設備の管理にかかる費用を、建物の所有割合に応じて負担するもの。			
対象事業の名称	中央ふれあい館施設管理費			
対象事業の概要	川口本町 4 丁目地区市街地開発組合理事長より提出されたカメラリア管理規約許可申請において、区分所有者である川口市が同意したものであり、全体及び割り当てられた施設分の管理費を負担するもの。			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 「カメラリア管理規約」の概要

「カメラリア管理規約」は、平成 16 年 1 月国土交通省より提示された「改正マンション標準管理規約」に準拠して複合用途（住宅、店舗、公共公益施設）で単棟の区分所有建物の維持管理運営方法についての基本的ルールを定めたものである。

この規約は、区分所有者全員の共有である敷地や、全体共用部分等と呼ばれる共用部分のほか、一部の区分所有者のみが共有する一部供用部分等を含めて、管理組合が一元的に管理運営していくためにルールを定めている。

当該規約は、第 1 章から第 11 章の章と附則で規約本文を構成し、別表及び別図が添付され、これを総称して管理規約としている。

- ① 第 1 章から第 3 章は、区分所有者間の基本的な権利関係の定め。
- ② 第 4 章は、区分所有者間の利害関係の調整、敷地及び共用部分等の用法等の定め。
- ③ 第 5 章から第 9 章は、組合及び部会の管理業務の処理方法、内容等の定め。
- ④ 第 10 章は、区分所有者等の義務違反に対する措置方法等の定め。

⑤ 第 11 章の雑則及び附則は、規約に定めのない事項等や設立総会同での確認内容等の定め。

⑥ 別表は、範囲または数量等についての規約本文の補足。

⑦ 別図は、本文又は別表での文章表現の補完。

(2) 予算額、決算額の推移

	令和 2 年度	令和元年	平成 30 年度
予算額 (単位:千円)	9,962	8,975	8,975
決算額 (単位:千円)	9,632	8,975	8,975

(注)「中央ふれあい館施設管理費」であり、負担金の支払い先は、カメラ管理組合の管理委託先である「埼玉県住宅供給公社」である。

中央ふれあい館は、住宅施設と共用している建物(名称:カメラ)に入居している。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

支払先がカメラ管理組合の管理委託先である「埼玉県住宅供給公社」であり、川口市独自の支払基準等の「交付要綱」の作成がなく、「カメラ管理規約」により、支払が行われている。

「89 中央ふれあい館施設管理費」は、カメラ管理規約の(全体管理費)と(部会管理費)に規定されている管理に要する経費を負担割合に応じて支払っている。しかし、当該協定書は、入居者全体に係る一般規定であり、川口市のみに対する「協定書」ではない。

「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際の準則として定める内部的規範である。従って、「管理費負担金」として「中央ふれあい館施設管理費」を執行するに際して、川口市生涯学習課の「交付要綱」を準備していないことは問題である。

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

### ( 指摘事項 )

(1) 「管理費負担金」として「中央ふれあい館施設管理費」を執行するに際して、「カメラ管理規約」による「協定書」に無条件に従うのではなく、生涯学習課の「交付要綱」に基づき、当該事業の収支が執行されるべきであり、生涯学習課の「交付要綱」作成を要請する。

「交付要綱」は、① 補助金等の趣旨、② 基本的な考え方(公益性・適格性の確認等)、③ 補助額の適正性、④ 終了の検討等の「見直し規定」などを設定しなければならない。

(2) 特に、今後の「管理費負担金」の継続等を含めた、全庁的な見直しなどが検討されることを要請する。

## 【90】 修繕積立負担金

リストNo. 補助金等の名称	No. 90	修繕積立負担金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	カメラリア管理規約		平成 16 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 6,504	令和 2 年度 決 算 額	千円 6,504
所 管	部		課	
	教 育 総 務 部		生 涯 学 習 課	
補助金等の目的	川口本町 4 丁目地区第一種市街地開発事業により整備された、川口市が区分所有し中央ふれあい館が入居している施設建築物、施設建築敷地及び附属設備の管理にかかる費用を、建物の所有割合に応じて負担するもの。			
対象事業の名称	中央ふれあい館施設維持補修費			
対象事業の概要	川口本町 4 丁目地区市街地開発組合理事長より提出されたカメラリア管理規約許可申請において、区分所有者である川口市が同意したものであり、全体及び割り当てられた施設分の管理費を負担するもの。			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 「カメラリア管理規約」の概要

「カメラリア管理規約」は、平成 16 年 1 月国土交通省より提示された「改正マンション標準管理規約」に準拠して複合用途（住宅、店舗、公共公益施設）で単棟の区分所有建物の維持管理運営方法についての基本的ルールを定めたものである。

この規約は、区分所有者全員の共有である敷地や、全体共用部分等と呼ばれる共用部分のほか、一部の区分所有者のみが共有する一部供用部分等を含めて、管理組合が一元的に管理運営していくためにルールを定めている。

当該規約は、第 1 章から第 11 章の章と附則で規約本文を構成し、別表及び別図が添付され、これを総称して管理規約としている。

- ① 第 1 章から第 3 章は、区分所有者間の基本的な権利関係の定め。
- ② 第 4 章は、区分所有者間の利害関係の調整、敷地及び共用部分等の用法等の定め。
- ③ 第 5 章から第 9 章は、組合及び部会の管理業務の処理方法、内容等の定め。



- ④ 第 10 章は、区分所有者等の義務違反に対する措置方法等の定め。
- ⑤ 第 11 章の雑則及び附則は、規約に定めのない事項等や設立総会同での確認内容等の定め。
- ⑥ 別表は、範囲または数量等についての規約本文の補足。
- ⑦ 別図は、本文又は別表での文章表現の補完。

(2) 予算額、決算額の推移

	令和 2 年度	令和元年	平成 30 年度
予算額 (単位:千円)	6,504	6,138	6,138
決算額 (単位:千円)	6,504	6,137	5,404

(注)「中央ふれあい館施設管理費」であり、負担金の支払い先は、カメラリア管理組合の管理委託先である「埼玉県住宅供給公社」である。

中央ふれあい館は、住宅施設と共用している建物(名称:カメラリア)に入居している。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

支払先がカメラリア管理組合の管理委託先である「埼玉県住宅供給公社」であり、川口市独自の支払基準等の交付要綱の作成がない。

「カメラリア管理組合規約」により、支払が行われている。

「90 中央ふれあい館施設維持補修費」は、カメラリア管理規約の(全体修繕積立金)と(部会修繕積立金)に規定されている修繕に要する経費を毎月負担割合に応じて支払っている。

管理組合から、通知及び納付書が年度当初に送られてきて、毎月支出伝票で支払いを行う。しかし、当該協定書は、入居者全体に係る一般的な規定である。川口市独自の判断により、維持修繕費等の支給を判断すべきである。

「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際の準則として定める内部的規範である。

従って、「修繕積立負担金」として「中央ふれあい館施設維持補修費」を執行するに際して、生涯学習課独自の「交付要綱」を準備・設定していないことは、問題である。

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

### ( 指摘事項 )

- (1) 「修繕積立負担金」として「中央ふれあい館施設維持補修費」を執行するに際して、「カメラリア管理規約」による「協定書」に無条件に従うのではなく、生涯学習課の「交付要綱」に基づき、当該事業の収支が執行されるべきであり、生涯学習課の「交付要綱」の準備・作成を要請する。
- (2) 特に、今後の「修繕積立負担金」の継続等を含めた、全庁的な見直しなどが検討されることを要請する。

## 【91】 事業交付金

リストNo. 補助金等の名称	No. 91	事業交付金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	スポーツ協会事業交付金要綱		昭和 23 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 61,222	令和 2 年度 決 算 額	千円 38,471
所 管	部		課	
	教 育 総 務 部		ス ポ ー ツ 課	
補助金等の目的	市民の健康に対する関心の高まりとともに、スポーツ活動の重要性和生涯スポーツの必要性が一層認識されてきた現状に応じて、協会の基本方針に基づき、明るく健康で活力に富んだ川口市民の育成に寄与することを目的として、スポーツ競技諸団体の競技力向上を図るとともに、市民スポーツの普及発展に係る事業を創意をもって積極的に推進するもの。			
対象事業の名称	スポーツ協会事業			
対象事業の概要	スポーツ教室及び各種スポーツ事業、スポーツ大会やスポーツに関する表彰の実施。市民の健康・体力づくりの推進及び競技団体等の育成。 スポーツに関する講演会、広報活動の実施。 体育施設管理受託に関する事業。			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「スポーツ協会事業交付金要綱」の概要

① 第 3 条 交付額は、交付金の額は予算の範囲内とする。

② 第 4 条 交付申請には、スポーツ協会は補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(ア) 事業計画書

(イ) 収支予算書

(ウ) 前年度決算書

(エ) 実施設計書

③ 第 5 条 実績報告には、スポーツ協会は事業完了後、速やかに補助事業等実績報

告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(ア) 収支決算書

(イ) その他市長が必要と認める書類

(2) 予算額、決算額等の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:円)	61,221,496	60,044,000	58,293,000
決算額(単位:円)	38,471,496	60,043,596	58,292,400

(注) 令和2年度は、コロナ禍の影響により、大会等が中止となり、返還金額が、多額となった。なお、令和元年度404円、平成30年度600円の差額は、予算額が千円単位であることによる差額であるため交付されていない。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

資金が「公益財団法人川口市スポーツ協会」に「補助金等交付決定通知書」により前払され、実施後「実績報告書」により予算と決算の差額が返還されている。

予算は、法律を遵守する義務を負うことにより、予算に定められた内容・使途に経費を執行することである。

決算は、一会計年度における業務執行の事実を貨幣尺度によって描写したものそのための会計手続である。それによって予算執行の適正性が確認されるのである。

行政評価制度とは、市政における政策立案(計画、予算編成:Plan)－事業執行(事務事業実施:Do)－検証・評価(決算、成果重視の視点:Check)－見直し(施策・事務事業の見直し:Action)いわゆるPDCAサイクルを再構築し、成果重視の市政への転換、施策・事業の不断の見直しに資することを目的とするものである。

予算決定時での支給は、行政評価上において問題である。

令和2年度はコロナ禍の影響による返還が多額となっているが、本来であれば、実施した事業に対して会計課から「公益財団法人川口市スポーツ協会」へ支給すべきであり、決算での支給でなく、予算に基づく前払は問題である。

## 3. 監査の結果(指摘、意見)

### ( 指摘事項 )

資金が「公益財団法人川口市スポーツ協会」に決算での支給でなく、予算により前払され、実施後に返還されているが、成果重視の市政への転換、施策・事業の不断の見直しに資することを目的とする行政評価上問題であり、「実績報告書」に基づき支給されるべきである。

従って、「公益財団法人川口市スポーツ協会」へは、「補助事業等実績報告書」による請求に基づき、支給が実施される方法に変更することを要請する。

## 【92】 事業交付金

リストNo. 補助金等の名称	No. 92	事業交付金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	レクリエーション協会事業交付金要綱		昭和 37 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千 円 3,878	令和 2 年度 決 算 額	千 円 2,096
所 管	部		課	
	教 育 総 務 部		ス ポ ー ツ 課	
補助金等の目的	各公民館地区及びレクリエーション種目で組織された団体が、身近な場所でスポーツ、レクリエーションに親しみ、市民の健康増進と体力向上に寄与するとともに、相互に交流を深めることによって地域の活性化を図る。			
対象事業の名称	レクリエーション協会事業			
対象事業の概要	加盟団体を含むレクリエーション普及奨励事業・市民体育祭やレクリエーション祭などのレクリエーション推進事業・功労者表彰事業。			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「レクリエーション協会事業交付金要綱」の概要

① 第 3 条 交付額は、交付金の額は予算の範囲内とする。

② 第 4 条 交付申請には、レクリエーション協会は補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(ア) 事業計画書

(イ) 収支予算書

(ウ) 前年度決算書

(エ) 実施設計書

③ 第 5 条 実績報告には、レクリエーション協会は事業完了後、速やかに補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(ア) 収支決算書

(イ) その他市長が必要と認める書類

## (2) 予算額、決算額等の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額(単位:円)	3,878,000	4,878,0000	3,845,000
決算額(単位:円)	2,096,333	4,878,0000	3,845,000
返還額(単位:円)	1,781,667	0	0

(注) 令和2年度は、コロナ禍の影響により、大会等が中止となり、返還金額が発生した。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

資金が「川口市レクリエーション協会」に「補助金等交付決定通知書」により前払され、実施後「実績報告書」により予算と決算の差額が返還されている。

令和2年度はコロナ禍の影響により、返還額が多額となっているが予算決定時での支給には問題がある。

予算は、法律を遵守する義務を負うことにより、予算に定められた内容・使途に経費を執行することである。

決算は、一会計年度における業務執行の事実を貨幣尺度によって描写したものそのための会計手続である。それによって予算執行の適正性が確認されるのである。

予算決定時に資金を支出することは、財務上問題である。

また、予算時での支給は、行政評価においても問題である。

行政評価制度とは、市政における政策立案(計画、予算編成:Plan)－事業執行(事務事業実施:Do)－検証・評価(決算、成果重視の視点:Check)－見直し(施策・事務事業の見直し:Action)いわゆるPDCAサイクルを再構築し、成果重視の市政への転換、施策・事業の不断の見直しに資することを目的とするものである。

予算時での支給が行われれば、事後における効果等の評価が十分に実施されないことになり、行政評価上(PDCAサイクルを再構築)、決算での支給でなく、予算に基づく前払は問題である。

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

### ( 指摘事項 )

資金が「川口市レクリエーション協会」に前払され、実施後に返還されているが、成果重視の市政への転換、施策・事業の不断の見直しに資することを目的とする行政評価上問題であり、「実績報告書」に基づき支給されるべきである。

従って、「川口市レクリエーション協会」へは、「補助事業等実績報告書」による請求に基づき、支給が実施される方法に変更することを要請する。

### 【93】 社会体育奨励交付金

リストNo. 補助金等の名称	No. 93	社会体育奨励交付金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	社会体育奨励交付金交付要綱		昭和 57 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 12,771	令和 2 年度 決 算 額	千円 12,771
所 管	部		課	
	教 育 総 務 部		ス ポ ー ツ 課	
補助金等の目的	市民のスポーツ活動、生涯スポーツ活動、競技スポーツ活動の普及向上を図り、活動する市民へ負担を軽減するため支援するもの。			
対象事業の名称	スポーツ推進補助事業			
対象事業の概要	各公民館地区における市民スポーツ、生涯スポーツ事業。			

#### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「社会体育奨励交付金交付要綱」の概要

① 第 5 条 交付額は、交付金の額は予算の範囲内で基本割（注 1）と人口割（注 2）で算定した額を交付する。

（注 1） 基本割とは、33 公民館地区へ一律に配分したものである。

（注 2） 人口割とは、当該年 3 月 1 日時点の各行政地区の人口を分子に、市内の人口を分母にして行政地区ごとの割合を計算して各地区人口割額を算出し、その額を更に行政地区ごとの公民館地区数で除して配分する。

② 第 6 条 交付申請には、交付金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（ア）事業計画書

（イ）収支予算書

（ウ）協会規約

③ 第 7 条 実績報告には、交付金の交付を受けた者は、事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（ア）事業報告書

(イ) 収支決算書

(2) 行政地区（公民館地区）

① 中央地区（中央、幸栄）、②横曽根地区（西、西川口、並木、横曽根）、③青木地区（前川、青木、上青木、前川南）、④南平地区（南平、朝日、領家、朝日東）、⑤新郷地区（新郷、新郷南）、⑥神根地区（神根、根岸、神根西、神根東）、⑦芝地区（芝、芝南、芝西、芝北、芝富士、芝園）、⑧安行地区（安行、安行東）、⑨戸塚地区（戸塚、戸塚西）、⑩鳩ヶ谷地区（鳩ヶ谷、南鳩ヶ谷、里）など、10 行政地区（33 公民館地区）である。

(3) 予算額、決算額等の推移

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額（単位：円）	12,771,000	12,771,000	12,771,000
決算額（単位：円）	12,771,000	12,770,650	12,770,650
返還額（単位：円）	0	350	350

（注）令和元年度、平成 30 年度について、交付決定時に 350 円を残し配分されており、返還はしていない。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

資金が「各公民館地区レクリエーション協会」に「補助金等交付決定通知書」により、交付決定時に支払われている。

予算は、法律を遵守する義務を負うことにより、予算に定められた内容・使途に経費を執行することである。

決算は、一会計年度における業務執行の事実を貨幣尺度によって描写したもののための会計手続である。それによって予算執行の適正性が確認されるのである。

予算決定時に資金を支出することは、財務上問題である。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （ 指摘事項 ）

資金が「各公民館地区レクリエーション協会」に前払されているが、行政評価上問題であり、決算として予算執行後に支払うべきである。

行政評価制度とは、市政における政策立案（計画、予算編成:Plan）－事業執行（事務事業実施:Do）－検証・評価（決算、成果重視の視点:Check）－見直し（施策・事務事業の見直し:Action）いわゆる PDCA サイクルを再構築し、成果重視の市政への転換、施策・事業の不断の見直しに資することを目的とするものである。

従って、「各公民館地区レクリエーション協会」へは、「補助事業等実績報告書」による請求に基づき、支給が実施される方法に変更することを要請する。

**【94】 県代表選手等派遣交付金**

リストNo. 補助金等の名称	No. 94	県代表選手等派遣交付金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	県代表選手等派遣交付金基準		昭和 52 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千 円 2,796	令和 2 年度 決 算 額	千 円 199
所 管	部		課	
	教 育 総 務 部		ス ポ ー ツ 課	
補助金等の目的	市民のスポーツ活動、生涯スポーツ活動、競技スポーツ活動の普及 向上を図り、活動する市民へ負担を軽減するため支援するもの。			
対象事業の名称	スポーツ推進補助事業			
対象事業の概要	国際大会、国民体育大会、全国大会、県大会（中学生）に出場する 選手に対しての派遣交付金。			

**1. 目的・概要の補足事項**

(1) 「県代表選手等派遣交付金基準」の概要

① 交付対象と範囲

(ア) 市内に在住・在勤する者及び市内に設置されている公立高校に在学する者。

(イ) 県代表として国際大会・全国大会・国民体育大会に出場する者。

(県代表とは、原則として予選会を経て出場するものとする。申請時に予選会の結果を添付する。)

(ウ) 市立中学校生徒で国際大会・国民体育大会・県大会に出場する者。

(エ) 選手及び監督の数は、大会開催要項で定められている数以内とする。

② 交付基準及び交付額

大会区分	対 象	交付基準及び交付額
国際大会	一 般 高 校 中 学	国外大会は、一人 20,000 円を限度として 交付する。国内開催の大会については、1/2 額とする。
全国大会	一 般	出場者一人に対し、3,000 円を交付する。



	高 校	
国民体育大会	一 般 高 校 中 学	出場者一人に対し、5,000 円を交付する。
埼玉県大会	中 学	大会開催要項に基づき開催地までの往復 交通費（普通運賃のみ）を交付する。た だし予算の範囲内とする。

## (2) 予算額、決算額等の推移

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額（単位：円）	2,796,000	2,796,000	2,796,000
決算額（単位：円）	199,000	2,796,000	2,420,000
交付先件数（件）	11	48	23

(注 1) 令和 2 年度は、コロナ禍の影響により、大会等が中止となり、決算額等が減少した。

(注 2) 令和 3 年度の予算額は、令和 2 年度と同額の 2,796,000 円である。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

県代表選手等派遣交付金は、「県代表選手等派遣交付金基準」により、交付されている。スポーツ課の「交付要綱」による交付ではない。

「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際の準則として定める内部的規範である。

従って、「スポーツ推進補助事業」として「県代表選手等派遣交付金」を執行するに際して、川口市スポーツ課の「交付要綱」を準備していないことは問題である。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （ 指摘事項 ）

県代表選手等派遣交付金は、スポーツ課独自の「交付要綱」に基づき支給されるべきであり、「県代表選手等派遣交付金要綱」が作成されることを要請する。

「交付要綱」は、① 補助金等の趣旨、② 基本的な考え方（公益性・適格性の確認等）、③ 補助額の適正性、④ 終了の検討等の「見直し規定」などを設定しなければならない。

特に、今後の当該制度の継続等を含めた、「見直し規定」の設定が必要である。

### （ 意見 ）

「県代表選手等派遣交付金」について、一律の支給額は公平性があるといえるが、補助金事業支給の効果等について測定・評価を行い、「県代表選手等派遣交付金」の支給金額の多寡、当該事業の廃止等を含めた見直しについても検討されることを要望する。

## 【95】 オリンピック・パラリンピック強化指定選手交付金

リストNo. 補助金等の名称	No. 95	オリンピック・パラリンピック強化指定選手交付金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	川口市オリンピック・パラリンピック強化指定選手激励金交付要綱		平成 29 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千 円 2,500	令和 2 年度 決 算 額	千 円 1,100
所 管	部		課	
	教 育 総 務 部		ス ポー ツ 課	
補助金等の目的	オリンピック・パラリンピック強化指定選手に激励金を交付することにより大会出場に向けた競技力の向上を図るとともに、本市におけるスポーツ振興及びオリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成を図ることを目的とする。			
対象事業の名称	オリンピック・パラリンピック強化指定選手激励金交付事業			
対象事業の概要	オリンピック・パラリンピックに出場・活躍が期待される強化指定選手に対し、競技活動を奨励するため、各対象者に年度 100 千円を限度として激励金を交付するもの。			

### 1. 目的・概要の補足事項

- (1) 「川口市オリンピック・パラリンピック強化指定選手激励金交付要綱」の概要
- ① 第 2 条 対象者は、奨励金の交付対象となる者は、次回大会の競技種目の競技者で、次の各号のいずれかに該当し認定を受けた者とする。
- (ア) 公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）強化指定選手又は、JOC 加盟団体強化指定選手
- (イ) 日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）強化指定選手又は、JPC 加盟団体強化指定選手
- (ウ) 埼玉県「スポーツ科学を活用したトップアスリート輩出事業『トップアスリート強化支援事業』」強化指定選手
- (エ) 埼玉県「埼玉パラドリームアスリート特別強化支援事業『埼玉パラドリームアスリート』」強化指定選手
- ② 第 3 条 対象者の居住地等に関する条件は、激励金の交付対象となる者は、前条各号の強化指定選手のうち、次の各号のいずれかに該当する条件を満たしている者

とする。

(ア) 市内在住者

(イ) 市内在勤者

(ウ) 市内在学者

(エ) 過去に市内に居住しかつ在学していた者

③ 第4条 交付対象経費は、激励金の交付の対象となる経費については、第2条各号に掲げる強化指定選手の認定を受けた年度（4月1日から翌年3月31日までとする。以下「認定年度」という。）における競技活動その他競技力向上に向けた取組に関する経費とする。

④ 第5条 激励金の額は、前条に規定する経費のうち、100,000円を上限とする。

(2) 予算額、決算額等の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	2,500	2,000	2,000
決算額（単位：千円）	1,100	1,500	1,712
交付先件数（件）	11	15	18

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

強化指定選手等の確認方法は、申請時に提出される認定証の写しによっている。なお、JOC、JPCの強化指定選手などは、ホームページで確認している。

「公益財団法人 埼玉県スポーツ協会」より、「彩の国プラチナアスリートの強化支援」、「彩の国プラチナキッズ・プラチナジュニア・プラチナアスリートの強化支援」の競技別認定者一覧表などがホームページに掲載されている。

「2020年東京オリンピック・パラリンピック」が開催予定であったにも関わらず、令和2年度の交付先件数が11件であり、決算額は予算額の半額にも満たない状況である。

種々の方法により広報活動等が行われているが、その効果等について、補助対象者の財務状況等から勘案して、補助金の必要性があるか、又は補助金の額が適当であるかの調査等が必ずしも明確でない。

その調査結果等に基づき、当該制度の再評価が検討されるべきである。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

（意見）

「オリンピック・パラリンピック強化指定選手交付金」について、一律の支給額は公平性があるといえるが、補助金事業支給の効果等について測定・評価を行い、その評価結果によって、支給金額の多寡や当該制度の廃止等についても見直しが検討されることを要望する。

## 【96】 奨学資金利子補給金

リストNo. 補助金等の名称	No. 96	奨学資金利子補給金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称			制 定 年 度
	川口市奨学資金条例 川口市奨学資金条例施行規則			平成 24 年度
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 13,558	令和 2 年度 決 算 額	千円 13,233
所 管	部		課	
	学 校 教 育 部		庶 務 課	
補助金等の目的	有用な人材を育成するため、川口市内に居住する世帯で、経済的な理由により修学困難な方に対して、奨学金を貸し付けるもの。			
対象事業の名称	奨学事業運営費			
対象事業の概要	奨学資金の貸付を行う者として市が指定した金融機関に対し、利息相当額を補給するもの。			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「川口市奨学資金貸付制度のしおり（令和 3 年度生）」の概況

#### ① 申請できる者

(ア) 平成 30 年 1 月 31 日以前から継続して市内に居住している世帯に属する者で、修学意欲が極めて旺盛であること。

(イ) 学校長が推薦したもので、成績優秀・品行方正であること。

(ウ) 令和 3 年 4 月、高等学校・高等専門学校・大学・短期大学・専門学校に入学予定又は在学中で、学資の支出が困難であること。

(エ) 本人との同居・別居を問わず、生計が同一な方全員の令和 2 年度市県民税課税標準額の合計が「200 万円未満」であること。

#### ② 貸付金額

区分	修学金（月額）	入学一時金
・高等学校 ・高等専門学校 ・専修学校（高等課程）	12,000 円以内	・国立及び公立 180,000 円以内 ・私立 300,000 円以内
・大 学		・国立及び公立 360,000 円以内

・短期大学 ・専修学校（専門課程）	24,000 円以内	・私立	500,000 円以内
----------------------	------------	-----	-------------

### ③ 貸付期間

入学予定または在学中の学校において、正規の修学期間を終了する月までの期間の範囲内である。

### ④ 返還

(ア) 返還開始時期は、正規の修学期間終了から1年経過後の4月である。

(イ) 返還期間は、10年である。

(ウ) 利息は、実質無利子（市が金融機関に補給するため、奨学生は請求されない）である。

(エ) 返還方法は、口座引き落とし（毎月5日）である。

(オ) 返還猶予は、最長5年間である。

### (2) 奨学金取扱い金融機関

① 補助金交付先は、「埼玉りそな銀行」と「りそなカード」である。

② 貸付金等の管理は、金融機関で実施されている。

### (3) 返還開始後の取扱い

① 返還開始後3か月滞納すると「りそなカード」が管理する。遅延損害金は14%である。

② 令和2年度で6件（246万円）が滞留資金となっている。

### (4) 予算額、決算額等の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：円）	13,557,913	14,131,000	11,841,000
決算額（単位：円）	13,232,680	12,253,544	10,778,328
交付先件数（件）	2	2	2

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際の準則として定める内部的規範である。従って、「奨学事業運営費」として「奨学資金利子補給金」を執行するに際して、庶務課の「交付要綱」を準備していないことは問題である。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （ 指摘事項 ）

「川口市奨学資金条例」の基礎となる庶務課の「交付要綱」を作成し、それに基づき、収支が執行されるよう要請する。「交付要綱」は、① 補助金等の趣旨、② 基本的な考え方（公益性・適格性の確認等）、③ 補助額の適正性、④ 終了の検討等の「見直し規定」などを設定しなければならない。

## 【97】 全国小学校長会等負担金

リストNo. 補助金等の名称	No. 97	全国小学校長会等負担金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	校長会等助成金交付要綱		昭和 50 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 3,391	令和 2 年度 決 算 額	千円 3,313
所 管	部		課	
	学 校 教 育 部		庶 務 課	
補助金等の目的	市立小学校 52 校の運営における負担金等の支出を行い、教育活動の充実と発展を図る。			
対象事業の名称	小学校運営費			
対象事業の概要	全国連合小学校長会等への負担金や市立小学校長会等への助成金			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 「校長会等助成金交付要綱」の概要

- ① 助成対象団体は、川口市立小学校長会、川口市立中学校長会、川口市立幼稚園長会、川口市立小学校教頭会、川口市立中学校教頭会などである。
- ② 助成金額は、予算の範囲内で市長が定める。

#### (2) 令和 2 年度の負担金・補助金交付先等 (小学校)

	負担金・補助金交付先等	金額 (単位:円)
①	・川口市立小学校長会助成金 ・@10,000 円×52 校 (学校数)	520,000
②	・川口市立小学校教頭会助成金 ・@6,000 円×53 名 (教頭人数)	318,000
③	・埼玉県公立小学校長会負担金 ・@18,000 円×52 校 (学校数)	936,000
④	・全国連合小学校長会負担金 ・@6,500 円×52 校 (学校数)	338,000
⑤	・関東ブロック小学校長会負担金 ・@1,500 円×52 校 (学校数)	78,000

⑥	・南部小学校長会負担金 ・@2,500円×52校（学校数）	130,000
⑦	・全国公立小学校教頭会負担金 ・@4,600円×53名（教頭人数）	243,800
⑧	・関東ブロック小学校教頭会負担金 ・@1,200円×53名（教頭人数）	63,600
⑨	・埼玉県公立小学校教頭会負担金 ・@8,200円×53名（教頭人数）	434,600
⑩	・南部公立小学校教頭会負担金 ・@2,000円×53名（教頭人数）	106,000
⑪	・埼玉県公立小学校事務職員研究協議会負担金 ・@1,000円×52校（学校数）	52,000
⑫	・全国公立小学校事務職員研究会負担金 ・@1,000円×52校（学校数）	52,000
⑬	・埼玉県特別支援学級等設置校長会負担金 ・@1,500円×27校（特別支援学級設置数）	40,500
計	合計	3,312,500

### (3) 予算額、決算額等の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	3,391	3,391	3,357
決算額（単位：千円）	3,313	3,332	3,359
交付先件数（件）	13	13	13

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

各年度の交付先は13件であり支給金額も変化はない。「全国小学校長会等負担金」について少額の一律の支給事業が、どのような有効性があるかについての測定・評価が明確でない。

既得権による支給が、その効果の測定なく支給され続けることは、問題である。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （意見）

「全国小学校長会等負担金」について、一律の支給額は公平性があるといえるが、補助金事業支給の有効性等について測定・評価を行い、負担金の支給金額の多寡、廃止などについても見直しが検討されることを要望する。

## 【98】 ブラスバンド活動費助成金

リストNo. 補助金等の名称	No. 98	ブラスバンド活動費助成金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	ブラスバンド活動費助成金交付要綱		平成 22 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千 円 4,500	令和 2 年度 決 算 額	千 円 4,500
所 管	部		課	
	学 校 教 育 部		庶 務 課	
補助金等の目的	ブラスバンド活動を行っている小学校に対し、助成金を交付し、活動の充実と発展を図る。			
対象事業の名称	小学校運営費			
対象事業の概要	ブラスバンド活動への活動助成金、補助金額は各校 100,000 円。			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 「ブラスバンド活動費助成金交付要綱」の概要

- ① (趣旨) 交付については、川口市補助金等交付規則に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。
- ② (補助の目的) ブラスバンド活動を行う市立小学校に対し、助成金を交付し、ブラスバンド活動の充実・進展を図る。
- ③ (補助対象事業) 市立小学校の教育活動の一環として行われるブラスバンド活動とする。
- ④ (補助金額) 予算の範囲内で市長が定める。

交付金の交付は、「補助金等交付請求書」により請求があった時に交付する。

- ⑤ (交付の時期) 交付金の交付は、様式第 6 号の補助金等交付請求書により申請があった時に交付する。

#### (2) 予算額、決算額等の推移

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額 (単位:千円)	4,500	4,400	4,300
決算額 (単位:千円)	4,500	4,400	4,300
交付先件数 (件)	45	44	43

(注) 令和 2 年度の交付先 1 件の増加は、桜町小学校である。



## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

- (1) 小学校のプラスバンド活動に対して、昭和 55 年度より、活動を行っている学校に支給されている。予算額通りの決算額となっており問題がないようであるが、当該補助金活動について、制度の見直しが行われたかについて明確でない。
- (2) 「プラスバンド活動費助成金交付要綱」は、5 条の非常に簡潔なものであり、特に、「見直し規定」に関わる条文はない。

当該事業が市単独事業である場合、「補助金等の見直しに係る指針」としての「基本的な考え方」として、次のような確認事項が一般的に考えられている。

- ① 公益性の確認として、補助金交付の効果があるか。
- ② 特定の活動費への補助金支給が、他の活動との関係で公平性はあるか。
- ③ 補助金対象経費に占める補助金の割合が 10%未満の補助金(少額補助)は、原則、廃止とする。
- ④ 市単独事業の補助金については、同一団体等への交付は、原則として「サンセット方式(定期的な見直し)」として 3 年から 5 年以内の終期を設定し、更新が必要な場合に、見直しを検討する。

これら確認事項について、「プラスバンド活動費助成金交付要綱」の規定に、(ア) 優良活動についてなど、その効果についての基準が明確でない、(イ) 補助金対象経費に占める補助金の割合の報告規定がない、(ウ) 終期の設定がない。

以上、各年度、予算額どおりの支給がされているが、優良活動についてなど、その効果についての測定・評価についてその基準が明確でない。

- (3) 学校教育活動のバックアップを目的とした補助金であり、支給にはそれなりの理由があるが、当該事業は昭和 55 年度からの補助活動であり、支給金額の多寡や当該制度廃止等を含めた効果の測定などによる見直しが一度も行われていないことは問題である。

一律支給は公平性があるといえるが、優秀校に対しては補助金等の増額をするなど、プラスバンド活動の推進に役立つ補助金とする必要がある。

## 3. 監査の結果(指摘事項、意見)

### (意見)

「プラスバンド活動費助成金」について、一律の支給額は公平性があるといえるが、補助金事業支給の効果等について測定・評価を行い、大会などで優勝などした優良校に対して、支給金額を増額するなど、効果測定の結果等によっては、当該制度の縮小や廃止等を含めた「補助金活動の見直し」が実施されるように、「交付要綱」に「見直し規定」が追加されることを要望する。

**【99】 部活動等助成金**

リストNo. 補助金等の名称	No. 99	部活動等助成金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	部活動等助成金交付要綱		平成 22 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 10,585	令和 2 年度 決 算 額	千円 10,563
所 管	部		課	
	学 校 教 育 部		庶 務 課	
補助金等の目的	部活動を行う中学校に対し、助成金を交付し、活動の充実と発展を図る。			
対象事業の名称	中学校運営費			
対象事業の概要	部活動への活動助成金を支給。ブラスバンド活動へは活動校に対して各校 150,000 円、その他の部活動へは予算額の 30%を均等割、70%を生徒数割にて算出した額を合算して助成。			

**1. 目的・概要の補足事項**

(1) 「部活動等助成金交付要綱」の概要

① 補助対象事業は、市立中学校の教育活動の一環として行われるブラスバンド活動。

② 交付金の交付は、「補助金等交付請求書」により請求があった時に交付する。

第 1 条（趣旨）を含めて、5 条の要綱である。

「部活動等助成金交付要綱」は、【98】「ブラスバンド活動費助成金交付要綱」と同様に簡潔なものである。

(2) 補助金等

決算額に残額が生じている原因は、ブラスバンド以外の部活動に対し、予算額の 30%を均等割、70%を生徒数割にて算出した額を合算して各校に助成しているため、残額が生じている。

(3) 予算額、決算額等の推移

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額 (単位：千円)	10,585	10,595	10,508
決算額 (単位：千円)	10,563	10,581	10,485

交付先件数（件）	26	26	26
----------	----	----	----

（注） 毎年度の交付先件数が同数であるのに、決算額が異なるのは、生徒数の違いによる。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

(1) 中学校の部活動に対して、昭和 44 年度より支給されている。ほぼ予算額通りの決算額となっており問題がないようであるが、当該補助金活動について、「制度の見直し」が行われたかについて明確でない。

(2) 「部活動等助成金交付要綱」は、5 条の非常に簡潔なものであり、特に、「見直し規定」に関わる条文はない。

当該事業は市単独事業であり、「補助金等の見直しに係る指針」としての「基本的な考え方」として、次の確認事項が一般的に考えられている。

① 公益性の確認として、補助金交付の「効果」があるか。

② 補助金対象経費に占める補助金の割合が 10%未満の補助金(少額補助)は、原則、廃止とする。

③ 市単独事業の補助金については、同一団体等への交付は、原則として「サンセット方式」として 3 年から 5 年以内の終期を設定し、更新が必要な場合に、見直しを検討する。

以上の確認事項について、「部活動等助成金交付要綱」の規定は、(ア) 優良活動についてなど、その効果についての基準が明確でない、(イ) 補助金対象経費に占める補助金の割合の報告の規定がない、(ウ) 終期の設定がない。

(3) 各年度、ほぼ予算額どおりの支給がされているが、優良活動についてなど、その効果についての測定・評価についてその基準が明確でない。また、昭和 44 年度からの補助活動であるので、廃止等を含めた見直しがないことは問題である。

一律支給は公平性があるといえるが、優秀校に対しては補助金等の増額をするなど、部活動の推進に役立つ補助金とする必要がある。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （意見）

「部活動等助成金」について、部活動等と抽象的でなく活動範囲を明確にし、補助金事業支給の効果等について測定・評価を行う必要がある。

優良校に支給金額の増額、また、効果測定の結果によっては、当該制度の縮小や廃止等を含めた「補助金活動の見直し」が実施されることを要望する。

「補助金活動の見直し」を実施するためには、「交付要綱」に「定期的に見直しを実施する」などの見直し条文の追加規定が必要である。

## 【100】 かわぐち学校サポートプラン事業交付金

リストNo. 補助金等の名称	No. 100	かわぐち学校サポートプラン事業交付金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	かわぐち学校サポートプラン事業補助金交付要綱		平成 17 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 7,310	令和 2 年度 決 算 額	千円 6,482
所 管	部		課	
	学 校 教 育 部		指 導 課	
補助金等の目的	地域の人材を活かした教育活動の推進、活性化を図るため。			
対象事業の名称	かわぐち学校サポートプラン事業			
対象事業の概要	地域の人材や教職員を目指す大学生等を、ゲストティーチャー、学生支援員、水泳指導補助員として活用し、地域に根ざした特色ある教育活動を推進する。			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 「かわぐち学校サポートプラン事業補助金交付要綱」の概要

- ① 事業内容は、各教科、領域、総合的な学習の時間の授業において、地域の人材をゲストティーチャー、大学生学習支援員、水泳指導補助員として活用することができる。
- ② 対象は、川口市立小・中学校及び幼稚園とする。
- ③ 各学校は教育委員会が定める日までに、本事業の実施状況を報告するものとする。
- ④ 損害賠償保険の保険料は、市が負担する。

#### (2) 支給額

「ゲストティーチャー」、「大学生学習支援員」、「水泳指導補助員」の謝礼金は、一人当たり 2,000 円の支給となっている。ただし、支給額の上限は、幼稚園 11 万円、小学校 10 万円、中学校 7 万円である。

#### (3) 交付先の学校

令和元年度交付先 80 校から令和 2 年度に 81 校になった。増加校は、芝西中学校陽春分校（夜間中学校）である。

#### (4) 「川口市 大学生学習支援員（ボランティア）募集」の概要

- ① 事業主体は、川口市教育委員会である。
- ② 活動内容は、教科等の学習指導における教員補助、学校行事等への参画、部活動や課外活動の支援、補充学習・学習相談など課外における学習支援、その他学校教育活動に関わる活動などである。
- ③ 活動場所は、川口市立幼稚園（2園）、小学校（52校）、中学校（27校）などである。
- ④ 交通費等は、1回（2時間～4時間）につき2,000円の支給である。
- (5) 広報活動等について

ゲストティーチャー等の採用は、各学校で行っているが、大学生学習支援員については、学校での採用のほか指導課においても上記「川口市 大学生学習支援員（ボランティア）募集」により、支援員を募集している。また、広報の手段としては、近隣の教職課程のある大学にチラシの配布を依頼している。

「かわぐち学校サポートプラン募集」の応募チラシ送付先の大学は、次のとおりである。

順天堂大学、埼玉大学、文教大学、大東文化大学、東京家政大学、埼玉学園大学、十文字学園女子大学、聖学院大学、東洋大学などである。

- (6) 予算額、決算額等の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	7,310	7,240	7,056
決算額（単位：千円）	6,482	6,766	7,056
交付先件数（件）	81	80	80

（注1）令和2年度の交付件数が81件になったのは、対象校に芝西中学校陽春分校（夜間中学校）が追加されたためである。芝西中学校陽春分校（夜間中学校）は15歳以上が対象であり、6から7割が外国籍である。なお、夜間中学校は埼玉県では当校だけである。

（注2）令和3年度の予算額は、7,380千円であり、増加理由は、令和3年度から開校された川口市立高等学校附属中学校により追加した。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

各年度、予算額どおりの予算が支給されているが、事業の効果等についての測定・評価が明確でない。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （意見）

「かわぐち学校サポートプラン事業交付金」について、補助金事業支給の効果等を数値等で測定・評価を行い、支給金額の多寡、休止・廃止などの見直しの検討を要望する。

## 【101】 協議会・連盟等負担金

リストNo. 補助金等の名称	No. 101	協議会・連盟等負担金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会会則 埼玉県吹奏楽連盟規約 埼玉県統計教育研究協議会会則など		平成 20 年度 (学務課から移 管)	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千 円 3,483	令和 2 年度 決 算 額	千 円 3,173
所 管	部		課	
	学 校 教 育 部		指 導 課	
補助金等の目的	教育の方向性に関する、県や国の動向についての情報交換を行う。			
対象事業の名称	その他教育指導費			
対象事業の概要	教育行政上必要な情報の交換をし、各事業の研究・協議等を主催する協議会や連盟等に対する負担金			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 対象事業の概要追加

事業内容に係る調査・研究や事業内容に係る情報交換や研修会・講習会の開催、大会や作品展等の開催、機関誌発行による情報発信などがある。

全ての団体から、情報交換や調査・研究にかかる情報提供があるが、大会や研修会等の開催や参加状況については、例えば、次のように団体によって異なる。

(事例 1) 埼玉県吹奏楽連盟会費(県主体)は年額 1 団体 10,000 円で、吹奏楽部がある中学校が加盟している。

① 会費は、令和 2 年度は、中学校 23 校で合計 230,000 円である。

② 主な活動は、次のとおりである。

(ア) 総会等開催

(イ) コンクール及びアンサンブルコンテスト等大会開催

(ウ) 講演会、研修発表会等を開催

(エ) 各県吹奏楽連盟等の連絡提携など

(事例 2) 埼玉県産業教育振興会川口支部負担金(市主体)は年額 1 校 1,500 円で、市内全校加盟している。

- ① 会費は、令和2年度は、小学校52校、中学校26校で合計117,000円である。
- ② 主な活動は、次のとおりである。
  - (ア) 総会等開催
  - (イ) 職業科、技術・家庭科、家庭科の教育に関する調査研究
  - (ウ) 研究視察等に対する協力援助
  - (エ) 産業教育小・中学校優良卒業生の表彰
  - (オ) 「川口市児童生徒教職員発明創意工夫展」を開催し、特選作品を「埼玉県児童・生徒発明創意くふう展」に推薦出品
  - (カ) 「川口市児童生徒珠算競技大会」の開催
  - (キ) 「埼玉県産業教育フェア」の参加など
- (2) 予算額、決算額等の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
予算額（単位：千円）	3,483	3,484	3,506
決算額（単位：千円）	3,173	3,375	3,369
交付先件数（件）	16団体	18団体	18団体

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

- (1) 種々の会則、規約はあるが、「交付要綱」が無い、「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際の準則として定める内部的規範である。
  - (2) 活動状況等の報告は、口頭または文書により報告をうけており、確認方法として次のとおりである。
    - ① 請求書に添付されている場合、添付書類で確認。
    - ② 担当指導主事が総会に参加するなどし、資料を受領した場合には、内容を確認の上資料を返却。
    - ③ 学校の教員が資料を受領した場合には、口頭で事業内容を確認。
- しかし、このように活動状況の調査は行われているが、当該補助活動の効果等の事後調査が明確でない。

## 3. 監査の結果（指摘、意見）

### （ 指摘事項 ）

「協議会・連盟等負担金」について、「種々の会則や規約」に基づいて交付が行われているが、「協議会・連盟等負担金」について、指導課独自の「交付要綱」の作成を要請する。

### （ 意見 ）

「協議会・連盟等負担金」について、補助金事業支給の効果等を数値等や図表によって測定・評価を行った結果、支給金額の多寡、当該制度の休止・廃止などの見直しが検討されることを要望する。

## 【102】スポーツ振興センター掛金

リストNo. 補助金等の名称	No. 102	スポーツ振興センター掛金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 月	
	独立行政法人日本スポーツ振興センター法		昭和 35 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 44,540	令和 2 年度 決 算 額	千円 43,836
所 管	部		課	
	学 校 教 育 部		学 校 保 健 課	
補助金等の目的	学校園の管理下における児童・生徒等の災害について、保護者が独立行政法人日本スポーツ振興センターから災害共済給付を受けるための共済掛金（保護者負担分を含む）を支出するもの。			
対象事業の名称	災害共済給付事業			
対象事業の概要	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校園の管理下における児童・生徒等の災害について、保護者に対し健康保険法に基づく治療費の自己負担分等を支給している。この災害共済給付掛金（保護者負担分を含む）を支出するもの。			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「独立行政法人日本スポーツ振興センター」加入状況

- ① 一種の障害保険であり、保護者が独立行政法人スポーツ振興センターに加入（全校での加入率は 99.8%である。）する。
- ② 川口市では、81 校 2 園である。
- ③ 扶助費とは、要保護・準要保護児童生徒についての掛金の支出であり、補助費とは、要保護・準要保護でない児童生徒についての掛金の支出である。

(2) 「独立行政法人スポーツ振興センター作成の学校安全・災害共済給付ガイド」

① 対象となる学校等

対象となる学校は、義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等専門学校、保育所等である。

② 共済掛金の額

児童生徒等 1 人当たりの共済掛金の年額は、次のとおりである。

学校種別	一般児童生徒	要保護児童生徒
------	--------	---------



義務教育諸学校	920 (460) 円	40 (20) 円
高等学校、高等専修学校 全日制/昼間学科	2,150 (1,075) 円	
高等学校、高等専修学校 定時制/夜間等学科	980 (490) 円	
高等学校、高等専修学校 通信制/通信制学科	280 (140) 円	
高等専門学校	1,930 (965) 円	
幼稚園	270 (135) 円	
幼保連携型認定こども園	270 (135) 円	
保育所等	350 (175) 円	40 (20) 円

(注) ( ) 内は、沖縄県における共済掛金の額

(3) 日本スポーツ振興センター共済掛金と保護者負担の割合

区分	災害共済給 付分掛金額	保護者負担率 (負担額)	市負担率 (負担額)	市が付した免責 特約分掛金額	市支出 掛金額
小・中一般児童生徒	920 円	50% (460 円)	50% (460 円)	15 円	475 円
要保護	40 円	0% (0 円)	100% (40 円)	15 円	55 円
準要保護	920 円	0% (0 円)	100% (920 円)	15 円	935 円
高校 (全日制)	2,150 円	75% (1,612 円)	25% (538 円)	15 円	553 円
高校 (定時制)	980 円	75% (735 円)	25% (245 円)	15 円	260 円
幼稚園	270 円	75% (202 円)	25% (68 円)	15 円	83 円

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際の準則として定める内部的規範である。従って、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」は川口市以外にも適用される規程であるので、学校保健課独自の「交付要綱」を作成する必要がある。

## 3. 監査の結果 (指摘事項、意見)

### ( 指摘事項 )

「学校保健課」において、内部的規範として「交付要綱」の作成を要請する。

なお、「交付要綱」は、① 補助金等の趣旨、② 基本的な考え方 (公益性・適格性の確認等)、③ 補助額の適正化、④ 終了の検討等の見直し規定などを設定しなければならない。

## 【103】 給付型奨学金

リストNo. 補助金等の名称	No. 103	給付型奨学金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	川口市給付型奨学金 (高校在学時) 給付要綱 川口市給付型奨学金 (大学進学時) 給付要綱		平成 30 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千 円 7,480	令和 2 年度 決 算 額	千 円 5,446
所 管	部		課	
	学 校 教 育 部		川 口 市 立 高 等 学 校	
補助金等の目的	川口市立高等学校の教育活動を支援するための事業を実施するもの			
対象事業の名称	高等学校教育支援事業			
対象事業の概要	川口市立高等学校の学力向上に資するため、川口市立高等学校の生徒に対し、川口市立高等学校教育支援基金を財源とし奨学金を給付するもの。			

### 1. 目的・概要の補足事項

(1) 「川口市立高等学校」と「川口市立高等学校附属中学校」について

① 「川口市立高等学校」は、平成 30 年 4 月に市立高等学校 3 校を統合して開校した。令和 3 年度入学生は、全日制課程で 10 クラス・400 人で、その内訳は、理数科 (1 クラス・40 人)、普通科 (7 クラス・280 人)、普通科スポーツ科学コース (2 クラス・80 人) である。

② 「川口市立高等学校附属中学校」は、令和 3 年 4 月に開校し、30 人未満の少人数学級編成 3 クラスの 1 期生 80 人が高校生と同じ校舎で学んでいる。中高 6 年間の特色ある教育活動を進めている。

(2) 「川口市給付型奨学金給付要綱」の概要

① 「高校在学時」の対象者は、(ア) 川口市立高等学校の生徒である者、(イ) 学業成績が優秀である者、(ウ) 大学に進学を希望する者、(エ) 大学進学への意欲が高く、生活態度が良好な者、などである。

② 「大学進学時」の対象者は、(ア) 申請時に川口市立高等学校の生徒である者、(イ) 学業成績が優秀である者、(ウ) 大学に入学を予定する者、(エ) 大学における修学に対する意欲が高く、生活態度が良好な者、などである。

③「高校在学時」の奨学金は、高校在学中 150,000 円以内、具体的には、予備校の受講料補助などである。

「大学進学時」の奨学金は、医学部入学時 1,000,000 円、その他の学部入学時 300,000 円などである。

(3) 令和 2 年度の川口市給付型奨学金事業の実績

①「高校在学時」の支援

(ア) 予備校の企画する夏期講習・冬期合宿への参加費用の支援は次のとおりである。

・夏期講習:30 名×36,500 円=1,095,000 円

・冬期講習:37 名×36,500 円=1,350,500 円

(イ) 冬期合宿参加者アンケートの結果は、全体の 97%が満足の回答を得た。

(ウ) 講習に参加した 3 年生 17 名の進路は、国公立大学進学 5 名、私立大学・短期大学進学 11 名、進学準備 1 名である。

(エ) 今後の効果検証方法として、講習効果の研究、アンケートなどを実施する。

②「大学進学時」の支援

(ア) 応募者 38 名の内 10 名を支援: 10 人×300,000 円=3,000,000 円

・進学先大学は国立大学など 10 校である。

(イ) 大学の「在学証明書」を添付し、各人のアンケートの回答をおこなっている。

(4) 予算額、決算額等の推移

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
予算額 (単位:千円)	7,480	7,250	4,750
決算額 (単位:千円)	5,446	4,950	3,500
交付先件数 (件)	77	48	45

(注) 予算額と決算額の主な差額は、医学部への入学がなかったためである。

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

今後の改善として、次の事項が検討されている。

① 事業目標を明確にし、どの段階まで、当該支援を行うか。

② 医学部進学者数が複数名出たときの対応を明示する。

③ 教育機会均等の観点から、所得基準 (上限) を定めることも検討する。

以上のように、改善策が検討されているが、その効果等の事後評価が明確でない。

## 3. 監査の結果 (指摘事項、意見)

### (意見)

「給付型奨学金」について、補助金事業支給の効果等について測定・評価を行い支給金額の多寡、当該制度の休止・廃止などについて見直しが検討されることを要望する。

## 【104】 専門研修負担金

リストNo. 補助金等の名称	No. 104	専門研修負担金		
根拠法令等 (法律、要綱等)	名 称		制 定 年 度	
	消防組織法		昭和 40 年度	
補助金の額 (千円)	令和 2 年度 予 算 額	千円 14,177	令和 2 年度 決 算 額	千円 13,643
所 管	部		課	
	消 防 局		消 防 総 務 課	
補助金等の目的	埼玉県消防学校などの教育機関や各種研修機関に職員を派遣し、基礎的・専門的知識の習得及び業務に必要な資格を取得させ、職員の資質の向上を図り高度な市民サービスの提供を目的とする。			
対象事業の名称	職員研修事業			
対象事業の概要	埼玉県消防学校の基礎的・専門的教育、消防大学校での幹部教育研修、各種研修機関での資格取得講習等。			

### 1. 目的・概要の補足事項

#### (1) 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）

消防組織法第 52 条（教育訓練の機会）において、次のように規定している。

第五十二条 消防職員及び消防団には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会があたえられなければならない。

2 国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (2) 川口市の消防組織

① 消防は、消防局（102 名）、南消防署（276 名、6 分署）、北消防署（198 名、5 分署）である。

② 研修対象者は、全職員の 576 名である。

#### (3) 予算額、決算額の推移

	令和2年度	令和元年	平成30年度
予算額（単位：千円）	14,177	19,889	18,748
決算額（単位：千円）	13,643	19,779	18,711

(4) 消防部隊災害出場件数

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
火災	109件	136件	127件
火災の応援	18件	17件	9件
救助	327件	353件	315件
救助の応援	6件	3件	7件
その他の災害 (救急支援)	1,668件 (1,058件)	1,889件 (1,096件)	2,180件 (1,256件)
その他災害の応援	26件	42件	31件
合計	2,154件	2,440件	2,669件

(注1)「応援」とは、消防業務は各市で実施されるので、他市の災害に対する協定に基づく応援業務である。

(注2)「その他の災害」は、危険排除、誤認・誤報、いたずら、水災、救急支援、その他である。

(5) 救急出場件数

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
救急車	26,150件	29,986件	29,671件

## 2. 「監査実施上の視点」の問題点

「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際の準則として定める内部的規範である。「消防組織法」は一般的な法律であるので、「職員研修事業」を「補助金等事業」するのであれば、消防総務課独自の「交付要綱」を作成する必要がある。

## 3. 監査の結果（指摘事項、意見）

### （指摘事項）

「職員研修事業」を「消防組織法」に基づいて行っているが、「消防組織法」は一般的な法律である。当該事業を補助金等事業とするのであれば、消防総務課の独自の「交付要綱」の作成を要請する。

なお、「交付要綱」は、① 補助金等の趣旨、② 基本的な考え方（公益性・適格性の確認等）、③ 補助額の適正化、④ 終了の検討等の見直し規定などを設定しなければならない。特に、当該事業の定期的見直しの規定の設定が必要である。

### 3. 選定対象 104 件の「監査の結果（指摘）」及び「意見」のまとめ

#### (1) [指摘事項]について

「指摘事項」は、選定対象 104 件のうち 69 件に 1 又は複数の「指摘事項」があり、124 件である。

その「指摘事項」の概要は、次のとおりである。

「指摘事項」	指摘事項の概要	リスト No
①「交付要綱」の設定、改正、マニュアル作成、 「交付要綱」の新設 「交付要綱」の遵守	「要綱」とは、地方公共団体が行政指導の際の準則として定める内部的規範である。補助金等を交付する各課において、各課独自の「交付要綱」の作成・整備を要請する。 また、設定された「交付要綱」の明確な遵守を要請する。 (計 36 件)	1. 2. 3. 4. 5. 9. 10. 11. 17. 18. 19. 25. 42. 43. 45. 54. 55. 55. 55. 55. 56. 59. 65. 65. 65. 70. 76. 87. 88. 89. 90. 94. 96. 101. 102. 104.
② 補助金等の定期的見直し、 要綱の改訂	補助金等の目的や効果は、長期化、固定化により曖昧となり、公益性等を損なうことにもなる。 そこで補助金事業支給の効果について川口市独自の測定・評価リスト等を作成し、当該支給金額の多寡、廃止についての見直し及び改訂が検討されることを要請する。 (計 41 件)	1. 6. 7. 8. 12. 16. 20. 21. 21. 22. 22. 23. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 42. 50. 60. 61. 61. 62. 62. 67. 70. 73. 74. 75. 77. 82. 89. 90.
③補助金等に対する効果等の測定・評価	補助対象経費や交付額の算定根拠が不明確なものも見受けられ、長年の継続した交付による既得権化なども懸念される。補助金等の支給財源は、公費によるものであり、「費用対効果」の測定・評価が実施されることを要請する。 その場合には、補助金等の交付制度の効果等の「見える化」が必要である。(計 11 件)	10. 12. 42. 54. 59. 63. 64. 67. 68. 71. 77.
④行政評価を認識した補助金等の交付の支給	予算決定時での補助金等の交付し、決算時に剰余の資金を市の会計課に返還する方法は、行政評価(PCDA サイクル)上問題である。 「補助事業等実績報告書」による支給先よりの請求に基づき、交付金が支給される方法によることを要請する。(計 29 件)	6. 7. 12. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 49. 61. 62. 67. 73. 74. 75. 91. 92. 93.

⑤補助金等の啓発、 推進活動、目標達成 の推進努力等	防犯意識の普及啓発、情報開示の推進、目標 達成の推進努力等が実施されることを要請 する。 (計 7 件)	9. 24. 25. 26. 34. 60. 71.
----------------------------------	---	-------------------------------

《計 124 件》

(2) 「意見」について

「意見」は、選定対象 104 件のうち 60 件に 1 又は複数の「意見」があり、72 件である。

その「意見」の概要は、次のとおりである。

「意見」	「意見」の概要	リスト No
①補助金等の更新、 見直し	時代・技術に即した補助金等の更新や見直し により、事業活動の更なる発展・推進を要望す る。 (計 21 件)	3. 4. 12. 13. 14. 16. 20. 29. 31. 32. 36. 40. 41. 44. 45. 46. 78. 79. 81. 94. 95.
②「費用対効果」の ある補助金等	最少の経費で最大の効果を挙げるべき補助金 等の推進、結果によっては当該制度の休止・廃 止の検討が実施されることを要望する。 (計 17 件)	4. 11. 13. 24. 38. 39. 40. 47. 48. 53. 86. 97. 98. 99. 100. 101. 103.
③補助金等の広報・ 周知	広報等により市民、団体等に補助金等の周知 徹底などにより、事業活動等の推進などを要 望する。 (計 20 件)	6. 7. 15. 16. 17. 21. 22. 23. 29. 49. 51. 52. 57. 58. 78. 80. 82. 83. 84. 85.
④「交付要綱」の遵 守、改訂	「交付要綱」に遵守した補助金等の実施を要 望する。また、状況を勘案した「交付要綱」の 改訂を要望する。 (計 3 件)	38. 39. 44.
⑤ 協働活動、その他	専門家、登録団体等との協働による補助金等 の活動の推進などを要望する。 (計 11 件)	8. 28. 37. 41. 43. 52. 53. 66. 69. 72. 77.

《計 72 件》

以上

令和3年度 川口市包括外部監査結果報告書正誤表

NO	該当ページ	具体的な箇所	誤	正	備考
1	1	3.6行目	補助費等	補助金等	
2	3	1.4行目	利子給付金	利子補給金	
3	4	上表中	利子給付金	利子補給金	
4	4	5行目	法第232の2条	法第232条の2	
5	14	組織図			別紙のとおり
6	17	表中(7)	補助金等需給	補助金等受給	
7	21	表中No.44	私立幼稚園入場料補助金	私立幼稚園入園料補助金	
8	28	表中No.44	私立幼稚園入場料補助金	私立幼稚園入園料補助金	
9	33	8行目	地方公共団体庁の長	地方公共団体の長	
10	34	1.6行目	平成31年度1月1日	平成31年1月1日	
11	36	1.5行目	行政手続きにおける通知カード及び個人情報の提供に関する個人カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85条）第37条第1項及び50条第1項に規定する交付金	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第37条第1項及び第50条第1項に規定する交付金	
12	36	上表中 補助金等の目的	番号制	番号制度	
13	36	上表中 対象事業の概要	中間サーバー・プラットフォーム	中間サーバー・プラットフォーム	
14	36	下から1行目	平成2年度	令和2年度	
15	36	下表中 左から2列目	地方財政処置分	地方財政措置分	
16	36	下表中 左から3列目	地方財政処置分	地方財政措置分	
17	36	下表中 左から4列目	国費処置分	国費措置分	
18	37	下表中 左から2列目	地方財政処置分	地方財政措置分	
19	37	下表中 左から3列目	国費処置分	国費措置分	
20	37	下表中 左から3列目	1/2	一括	



令和3年度 川口市包括外部監査結果報告書正誤表

NO	該当ページ	具体的な箇所	誤	正	備考
21	38	1.(1)② 1行目	セキュリクラウド	セキュリ <del>テ</del> クラウド	
22	38	1.(1)③ 1行目	セキュリクラウド	セキュリ <del>テ</del> クラウド	
23	39	2.(1) 3行目	ネットワンシステム株式会社	ネットワンシステム <del>ズ</del> 株式会社	
24	40	表中 根拠法令等	③ 川口市人材育成基本針	③ 川口市人材育成基本 <del>方</del> 針	
25	41	5行目	質問 <del>結果</del> の回答	質問の回答	
26	41	下から2行目	川口職員研修規則	川口 <del>市</del> 職員研修規則	
27	46	表中 根拠法令等	③ 川口防犯協会会則	③ 川口 <del>市</del> 防犯協会会則	
28	53	2.(3)下から2行目	⑤	(エ)	
29	55	2.(3) 2行目	導入して	導入した	
30	55	下から3行目	智恵	知恵	
31	57	下から2行目	変動するスライドする	スライドさせる	
32	58	1.(3) 2行目	1件付き	1件に付き	
33	63	2.(4) 2行目	智恵	知恵	
34	63	2.(4) 2行目	必要がある	必要があることである	
35	65	3. 4行目	頭書の目的は	当初の目的は	
36	68	1.(1) 1行目	川口市 1丁目1番	川口 1丁目1番	
37	69	(4) 2行目	本館等管理組合	本館 <del>棟</del> 管理組合	
38	70	下表中 2行目	計画的行う	計画的に行う	
39	71	上表中 1行目	本管特定管理部分	本館 <del>棟</del> 特定管理部分	
40	74	上表中 根拠法令等	～交付金要綱	～交付金要綱	
41	75	2.(3) 3行目	250,000	250,000円	
42	81	3.(3) 3行目	推進する。という	推進するという	
43	83	(2) 2行目	確保が求められ補助金	確保が求められる補助金	
44	84	上表中 補助金等の目的	組織活動の促進し	組織活動 <del>を</del> 促進し	
45	84	上表中 対象事業の概要	要する経費のうち	要する経費 <del>の</del> うち	
46	86	1.(1) 2行目	老人福地センター	老人福祉センター	

令和3年度 川口市包括外部監査結果報告書正誤表

NO	該当ページ	具体的な箇所	誤	正	備考
47	94	表中 対象事業の概要	助成することのより	助成することにより	
48	94	1.(2) 7行目	住所要件	住所地要件	
49	96	1.(1) 4行目	「グループホームという」	「グループホーム」という	
50	101	上表中 8行目	ネプライザー	ネプライザー	
51	108	1.(1)② 3行目	安心・元気！支援事業実施要綱	安心・元気！保育サービス支援事業実施要綱	
52	109	2.(2) 4行目	検証を計る	検証を図る	
53	111	2.(2) 5行目	検証を計る	検証を図る	
54	112	1.(3)② 1行目	目的にとし	目的とし	
55	115	2.(2) 3行目	検証を計る	検証を図る	
56	119	2. 最終行	充実のためなるように	充実のために	
57	121	3.(1) 1行目	金銭的負担を図る	金銭的負担の軽減を図る	
58	126	1.(1)②(ア) 1行目	長期預かり保育	長時間預かり保育	
59	127	2. 8行目	対応は求められており	対応を求められており	
60	129	2. 18行目	できない状況ある	できない状況にある	
61	131	3. (意見) 2行目	川口市補導会交付金川口市補導会交付金については	川口市補導会交付金については	
62	133	2. 5行目	金額の多薦	金額の多寡	
63	134	1.(1)② 1行目	団代の登録	団体の登録	
64	136	1.(1)①(オ)	鳥等の鳥獣対策	鳥等の鳥獣対策	カラス
65	137	(キ)	鳥等の鳥獣対策	鳥等の鳥獣対策	カラス
66	137	3.(2) 2行目	等事業	当事業	
67	141	2.(2) 2行目	記念誌発行などに	記念誌発行などの	
68	143	2.(1) 6行目	チャレンジショップ改装	チャレンジショップに改装	
69	155	4行目	0.8%の一般勘定0.5%となる	0.8%の一般勘定も0.5%となる	
70	165	2. 8行目	執ってつけたように	取ってつけたように	
71	165	2. 10行目	支払いがあったこと証する	支払いがあったことを証する	

令和3年度 川口市包括外部監査結果報告書正誤表

NO	該当ページ	具体的な箇所	誤	正	備考
72	169	3.(1) 1行目	商店街の活性化を推進商店街が	商店街の活性化を推進するために、商店街が	
73	179	1.(1)②	別表のとおりと	下表④のとおりと	
74	179	1.(1)③	別表に	下表④に	
75	185	1.(1)③(イ)	乙及び丙の甲の発行する	乙及び丙の負担金を甲の発行する	
76	186	表中	令和元年	令和元年度	
77	186	3. 5行目	「交付要綱」の作成し	「交付要綱」を作成し	
78	187	表中 根拠法令等	コミュニティバス運行事業費補助金交付要領	コミュニティバス運行事業費補助金交付要綱	
79	187	1.(1)① 3行目	運賃経費	運行経費	2か所
80	187	1.(1)① 4行目	コミュニティバス運行事業費補助金交付要領	コミュニティバス運行事業費補助金交付要綱	
81	187	1.(2) 1行目	コミュニティバス運行事業費補助金交付要領	コミュニティバス運行事業費補助金交付要綱	
82	188	上表中	令和元年	令和元年度	
83	191	表中	令和元年	令和元年度	
84	195	下表中	令和元年	令和元年度	
85	197	上表中 種別	緊急輸送路閉塞建築物	緊急輸送路閉塞建築物	
86	197	下表中	令和元年	令和元年度	
87	197	2. 5行目	70%の確立で	70%の確率で	
88	198	1.(1)③ 3行目	領収書当の	領収書等の	
89	199	下表中	令和元年	令和元年度	
90	199	2. 5行目	③塀の厚さは15cm以上か	③塀の厚さは10cm以上か	
91	207	上から3行目	評価会義	評価会議	
92	211	表中	令和元年	令和元年度	
93	212	1.(1) 6行目	一部供用部分等を含めて	一部共用部分等を含めて	
94	213	上から1行目	設立総会同での	設立総会等での	
95	213	表中	令和元年	令和元年度	
96	214	1.(1) 6行目	一部供用部分等を含めて	一部共用部分等を含めて	
97	215	上から2行目	設立総会同での	設立総会等での	

令和3年度 川口市包括外部監査結果報告書正誤表

NO	該当ページ	具体的な箇所	誤	正	備考
98	215	表中	令和元年	令和元年度	
99	221	2.7行目	確認される	確認される	
100	234	表中 対象事業の概要	学生支援員	学習支援員	
101	234	表中 対象事業の概要	水泳指導補助	水泳指導補助員	
102	237	2.(1) 1行目	「交付要綱」が無い、	「交付要綱」が無い。	
103	238	1.(1)① 1行目	障害保険	傷害保険	
104	243	上表中	令和元年	令和元年度	
105	243	2.3行目	「職員研修事業」を「補助金等事業」する	「職員研修事業」を「補助金等事業」とする	
106	244	表中④ 1行目	予算決定時での補助金等の交付し	予算決定時に補助金等を交付し	
107	245	上表中	防犯意識の普及啓発	普及啓発	

